

# 三重県産業廃棄物実態調査報告書

(平成20年度実績)

平成22年3月

三 重 県



# 目 次

第1章 調査の概要	1
第1節 調査の目的	1
第2節 調査に関する基本的事項	1
1 調査対象期間	1
2 調査対象廃棄物	1
3 調査対象業種	3
4 調査対象地域	5
5 発生量及び処理状況の流れ	7
第3節 調査の方法	9
1 調査方法の概要	9
2 標本調査	10
第4節 調査結果の利用上の留意事項	13
1 産業廃棄物の種類の区分	13
2 建設業の地域区分	13
3 単位と数値に関する処理	13
4 農業、鉱業の取り扱い	13
第5節 標本抽出・回収結果	14
第2章 調査結果	16
第1節 結果の概要	16
第2節 排出状況	17
1 種類別の排出状況	17
2 業種別の排出状況	18
3 地域別の排出状況	19
第3節 処理状況	22
1 発生から処理・処分までの流れ	22
2 自己中間処理状況	25
3 委託処理状況	26
4 最終処分状況	27
5 再生利用状況	28

第4節 種類別の調査結果	29
1 建設業	29
2 製造業	31
3 電気・水道業	33
4 運輸業・通信業	35
5 卸・小売業	37
6 サービス業	39
7 医療業	41
第3章 産業廃棄物発生量等の比較	43
第1節 前回調査結果との比較	43
1 発生・排出状況の比較	43
2 処理状況の比較	44
第2節 排出状況の将来見込み	45
第4章 農業、鉱業を含めた産業廃棄物	47
第1節 農業	47
第2節 鉱業	47
第3節 農業、鉱業を含めた総発生量	48
第5章 産業廃棄物に関する意識調査の結果（排出事業者対象）	49
第1節 調査概要	49
第2節 意識調査回答の概要	49
第3節 意識調査回答の結果	50
第6章 産業廃棄物に関する意識調査の結果（廃棄物処理業者対象）	91
第1節 調査概要	91
第2節 意識調査回答の概要	91
第3節 意識調査回答の結果	91

巻末参考資料

「産業廃棄物実態調査」調査票

# 第1章 調査の概要

## 第1節 調査の目的

本調査は、平成20年度における県内の産業廃棄物の発生及び処理状況の実態を調査し、状況把握と将来予測を行い、廃棄物の適正処理の確保を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

## 第2節 調査に関する基本的事項

### 1. 調査対象期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間

### 2. 調査対象廃棄物

調査対象廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）及び同法施行令に定める産業廃棄物とし、以下に示す。

なお、汚泥、廃油、廃プラスチック類、がれき類については、（ ）内に示す細区分で調査した。

表1-2-1 調査対象廃棄物

	調査対象廃棄物 （ ）内は細区分
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"><li>・燃え殻</li><li>・汚泥（有機性汚泥、無機性汚泥、建設汚泥、上水汚泥、下水汚泥）</li><li>・廃油（一般廃油、植物性油脂、廃溶剤、固形油、油でい）</li><li>・廃酸</li><li>・廃アルカリ</li><li>・廃プラスチック類（廃プラスチック、廃タイヤ）</li><li>・紙くず</li><li>・木くず</li><li>・繊維くず</li><li>・動・植物性残さ</li><li>・ゴムくず</li><li>・金属くず</li><li>・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず [以下「ガラスくず等」と略す]</li><li>・鋳さい</li><li>・がれき類（コンクリート片、廃アスファルト、その他）</li><li>・ばいじん</li><li>・動物のふん尿</li><li>・その他産業廃棄物</li></ul>
産業廃棄物 特別管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・廃油（揮発性油、灯油類、軽油類）</li><li>・廃酸（pHが2.0以下のもの）</li><li>・廃アルカリ（pHが12.5以上のもの）</li><li>・感染性廃棄物</li><li>・特定有害産業廃棄物（廃石綿、廃石綿以外）</li></ul>

また、有償物、廃棄物等については下記に示す取り扱いを行った。

- (1) 法令上廃棄物とならないものも、今後の社会状況の変化によっては産業廃棄物となる可能性があるため、今回の調査対象に含めた。
- (2) 紙くず、木くず、繊維くず及び動植物性残さについては、廃棄物処理法施行令での指定業種の事業所から発生したもののみを調査の対象とした（廃棄物処理法施行令 第2条による）。産業廃棄物と指定業種の間を関係を表1-2-2に示す。
- (3) 平成19年9月7日に公布された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」により変更があり、平成20年4月1日からは、現在、事業系一般廃棄物となっている木くずのうち、「物品賃貸業に係る木くず」及び「貨物流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係る木くず」が産業廃棄物として追加されることになりましたが、平成21年3月31日までは経過措置が設けられていること、前回調査（平成16年度実績）との比較ができないことなどの理由により、今回の調査対象からは除外した。

表1-2-2 産業廃棄物と指定業種の関係

産業廃棄物	指 定 業 種
紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにPCBが塗布され、又は染み込んだものに限る。
木くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びにPCBが染み込んだものに限る。
繊維くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)に係るもの及びPCBが染み込んだものに限る。
動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物

- (4) 酸性又はアルカリ性を呈する排水であって、これを公共水域へ放流することを目的として事業所で中和処理を行っている場合には、中和処理後に生じた汚泥を発生量とした。
- (5) 自社で廃棄物を焼却処理した後に発生した燃え殻は、焼却処理前の廃棄物量を発生量とした。
- (6) 含油排水であって、これを自社で油水分離しているものについては、油水分離後に生じた廃油（浮上物）と汚泥（沈でん物）とに分けて、各々を発生量とした。
- (7) 混合廃棄物等の表1-2-1調査対象廃棄物の区分が困難なものについては、その他の産業廃棄物として集計した。

### 3. 調査対象業種

調査対象業種は、日本標準産業分類（「平成19年11月改訂」総務省）での分類が最新となるが、前回調査と比較参照するため、本調査では日本標準産業分類（「平成14年3月改訂」総務省）に記載された分類を基本に、産業廃棄物の排出量等を勘案し、表1-2-3に示す業種とした。

なお、本報告書では、業種名称を表1-2-3に示す略称で記述する。

表1-2-3 調査対象業種（新旧比較）

日本標準産業分類 (平成19年3月改訂)	日本標準産業分類 (平成14年3月改訂)	略 称
農業	農業	農業
鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業	鉱業
建設業	建設業	建設業
製造業 食料品製造業 飲料・たばこ・飼料製造業 繊維工業  木材・木製品製造業（家具を除く） 家具・装備品製造業 パルプ・紙・紙加工品製造業 印刷・同関連産業 化学工業 石油製品・石炭製品製造業 プラスチック製品製造業 ゴム製品製造業 なめし革・同製品・毛皮製造業 窯業・土石製品製造業 鉄鋼業 非鉄金属製造業 金属製品製造業  <u>はん用機械器具製造業</u> <u>生産用機械器具製造業</u> <u>業務用機械器具製造業</u> 電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業  輸送用機械器具製造業  その他の製造業	製造業 食料品製造業 飲料・たばこ・飼料製造業 <u>繊維工業（衣服・その他の繊維製品を除く）</u> <u>衣服・その他の繊維製品製造業</u> 木材・木製品製造業（家具を除く） 家具・装備品製造業 パルプ・紙・紙加工品製造業 印刷・同関連産業 化学工業 石油製品・石炭製品製造業 プラスチック製品製造業 ゴム製品製造業 なめし革・同製品・毛皮製造業 窯業・土石製品製造業 鉄鋼業 非鉄金属製造業 金属製品製造業 一般機械器具製造業    電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業 <u>電子部品・デバイス製造業</u> 輸送用機械器具製造業 <u>精密機械器具製造業</u> その他の製造業	製造業 食料品 飲料・飼料 繊維 衣服 木材 家具 パルプ・紙 印刷 化学 石油・石炭 プラスチック ゴム 皮革 窯業・土石 鉄鋼 非鉄金属 金属 一般機器    電気機器 情報機器 電子部品 輸送機器 精密機器 その他
電気・ガス・熱供給・水道業 電気業 ガス業 上水道業 下水道業	電気・ガス・熱供給・水道業 電気業 ガス業 上水道業 下水道業	電気・水道業 電気業 ガス業 上水道業 下水道業
運輸業 鉄道業 道路旅客運送業 道路貨物運送業	運輸業 鉄道業 道路旅客運送業 道路貨物運送業	運輸業・通信業
情報通信業	情報通信業	
卸売・小売業 各種商品卸売業 各種商品小売業 自動車小売業 燃料小売業	卸売・小売業 各種商品卸売業 各種商品小売業 自動車小売業 燃料小売業	卸・小売業 卸売業 小売業
不動産業、物品賃貸業	不動産業	不動産業
サービス業 写真業 洗濯業 自動車整備業 学術・開発研究機関	サービス業 写真業 洗濯業 自動車整備業 学術・開発研究機関	サービス業 写真業 洗濯業 自動車整備業 学術・開発研究機関
飲食店、宿泊業	飲食店、宿泊業	飲食店、宿泊業
医療・福祉 医療業	医療・福祉 医療業	医療業

注) 下線部の産業分類名が改訂箇所

#### 4. 調査対象地域

調査対象地域は、三重県全域とした。

なお、本調査においては、三重県内を次の9地域に区分して調査した。

表1-2-4 地域区分表

地域	構成市町村名
桑名・員弁地域	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
四日市地域	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿・亀山地域	鈴鹿市、亀山市
津地域	津市
松阪・紀勢地域	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩地域	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町
伊賀地域	伊賀市、名張市
尾鷲地域	尾鷲市、紀北町
熊野地域	熊野市、御浜町、紀宝町

注) 市町名は平成20年3月31日現在のものである。

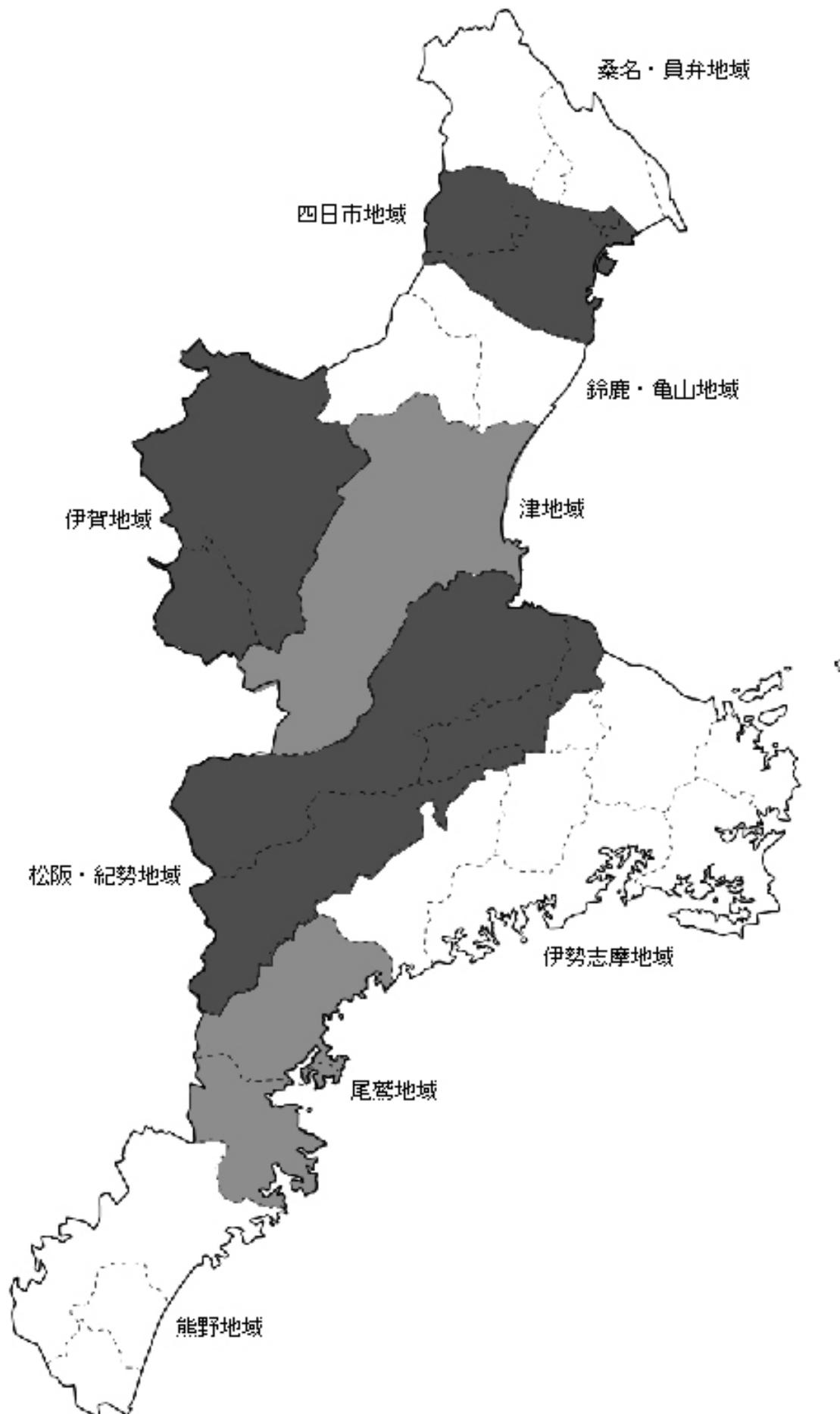


图1-2-1 三重県地域区分图

### 5. 発生量及び処理状況の流れ

調査の集計結果は、図1-2-2に示す発生量及び処理状況の流れ図に示した項目により取りまとめた。

なお、図1-2-2に示した各項目の用語の定義は、表1-2-5に示すとおりである。

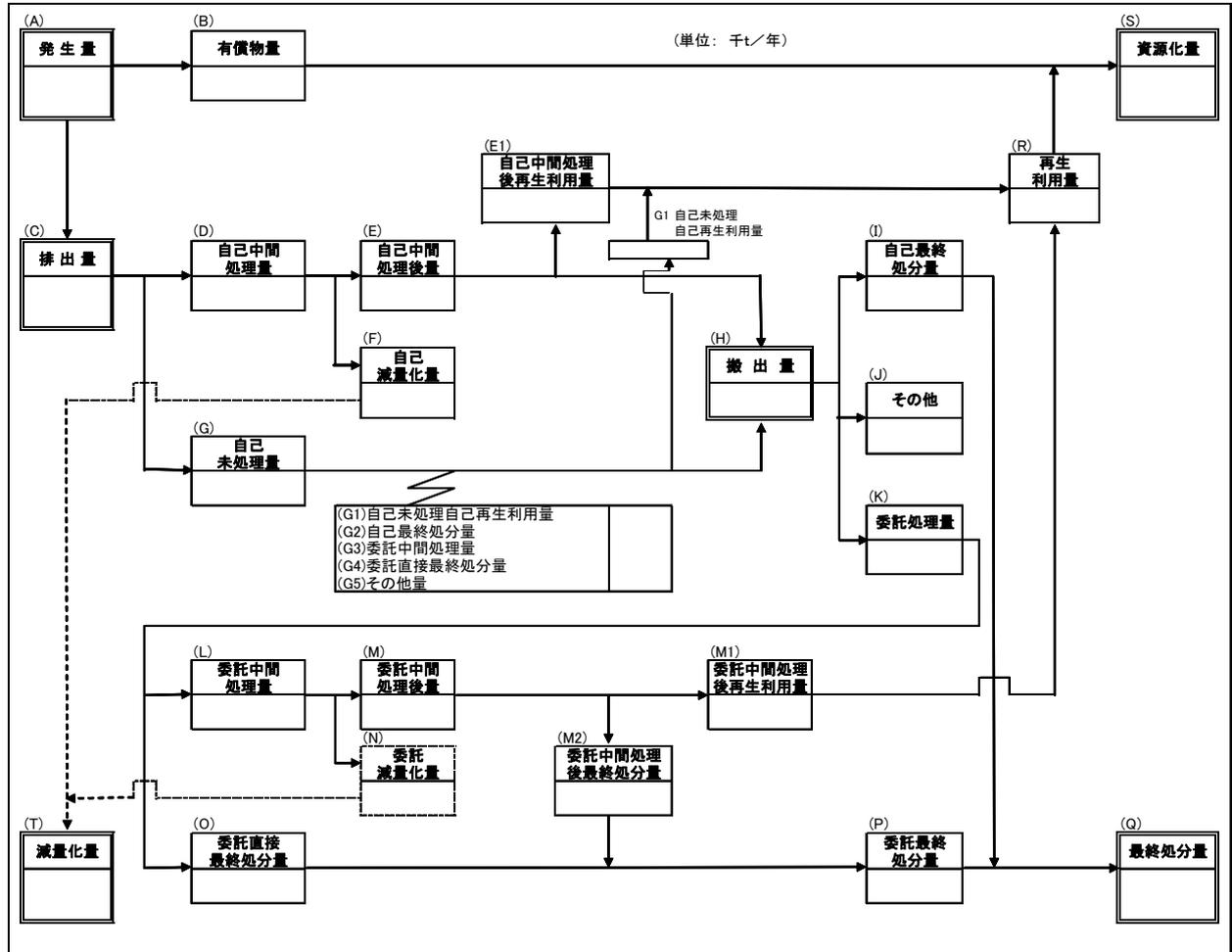


図1-2-2 発生量及び処理状況の流れ図

表1-2-5 「発生量及び処理状況の流れ図」に係る用語の定義

項 目	定 義
(A) 発生量	事業場内等で生じた産業廃棄物量及び有償物量
(B) 有償物量	(A) の発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量（他者に有償売却できるものを自己利用した場合を含む）
(C) 排出量	(A) の発生量のうち、(B) の有償物量を除いた量
(D) 自己中間処理量	(C) の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で処理前の量
(E) 自己中間処理後量	(D) で中間処理された後の廃棄物量
(E1) 自己中間処理後再生利用量	(E) の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量
(F) 自己減量化量	(D) の自己中間処理量から (E) の自己中間処理後量を差し引いた量
(G) 自己未処理量	(C) の排出量のうち、自己中間処理されなかった量
(G1) 自己未処理自己再生利用量	(G) の自己未処理量のうち、他者に有償売却できないものを自ら利用した量
(G2) 自己最終処分量	(I) の自己最終処分量のうち、自己未処理で自己最終処分された量
(G3) 委託中間処理量	(L) の委託中間処理量のうち、自己未処理で委託中間処理された量
(G4) 委託直接最終処分量	(O) の委託直接最終処分量のうち、自己未処理で委託直接最終処分された量
(G5) その他量	(J) のその他の量のうち、自己未処理でその他となった量
(H) 搬出量	(I) の自己最終処分量、(J) のその他の量、(K) の委託処理量の合計
(I) 自己最終処分量	自己の埋立地に処分した量
(J) その他量	保管されている量、又はそれ以外の量
(K) 委託処理量	中間処理及び最終処分を委託した量
(L) 委託中間処理量	(K) の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量
(M) 委託中間処理後量	(L) で中間処理された後の廃棄物量
(M1) 委託中間処理後再生利用量	(M) の委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用し又は他者に有償で売却した量
(M2) 委託中間処理後最終処分量	(M) の委託中間処理後量のうち、最終処分された量
(N) 委託減量化量	(L) の委託中間処理量から、(M) の委託中間処理後量を差し引いた量
(O) 委託直接最終処分量	(K) の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量
(P) 委託最終処分量	処理業者等で最終処分された量
(Q) 最終処分量	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計
(R) 再生利用量	排出事業者、又は処理業者等で再生利用された量
(S) 資源化量	(B) の有償物量と (R) の再生利用量の合計
(T) 減量化量	排出事業者、又は処理業者等の中間処理により減量された量

### 第3節 調査の方法

#### 1. 調査方法の概要

調査は、郵送調査、及び県保有の既存資料調査により実施した。回答を得た産業廃棄物の発生及び処理状況に関する内容と各事業所の規模を示す「製造品出荷額等」等の活動量指標を基に、県内の産業廃棄物の総発生量等を推計した。

本調査においては、排出業種の特性等を勘案し、各業種毎に表1-3-1に示す調査方法を基本とした。

表1-3-1 調査方法

業 種	調査方法			備 考
	アンケート調査		資料調査 <sup>注3)</sup>	
	全数調査 <sup>注1)</sup>	標本調査 <sup>注2)</sup>		
農業			○	
鉱業	○			
建設業		○		
製造業		○		
電気・水道業	○			大規模火力発電所、ガス製造所、上・下水処理場の全施設に対して調査を実施。
運輸業・通信業		○		
卸・小売業		○		
サービス業		○		
医療業（病院）	○	○		病院は、全数抽出であるが、それ以外の医療業は標本抽出。

注1) 全数調査とは、産業廃棄物の発生量及び処理状況の実態をより正確に把握するために特定の業種及び事業所等の全数に対し、その発生量及び処理状況の実績量を把握する方法

注2) 標本調査とは、調査対象業種に分類される事業所から一部の調査事業所を抽出し、この抽出された排出事業者からの回答や事業所への聞き取りに基づいて産業廃棄物の実態を把握する方法

注3) 資料調査とは、関係部局又は関連機関等が調査した発生量及び処理状況の資料を引用し、実態を把握する方法

## 2. 標本調査

調査は、アンケート調査（郵送）及び、県の定める産業廃棄物適正管理推進マニュアルに基づき提出された、調査対象期間における「産業廃棄物適正管理計画の実施状況票」（以下「適正管理計画調査票」）により行った。

産業廃棄物の発生及び処理状況に関する内容と産業廃棄物の発生量に関連する活動量指標（建設業における「元請完成工事高」、製造業における「製造品出荷額等」等）を基に、県内の産業廃棄物の総発生量等を推計した。

### (1) 調査対象事業所の抽出方法

抽出の方法は、「平成18年 事業所・企業統計調査報告」（以下「事業所統計調査」）を基に、業種別・従業者規模別等に事業所を層別し、これらの各層ごとに実施した。

なお、「適正管理計画調査票」を提出した多量排出事業者等（以下「多量排出事業者等」）は、別途県に報告があるため、郵送アンケート調査の対象事業所より除外した。

表1-3-2 調査対象事業所の抽出方法

業種		抽出方法等
大分類	中小分類	
鉱業	全業種	事業所・企業統計調査に登録された事業所を全数抽出
建設業	全業種	事業所・企業統計調査に登録された事業所を抽出 ・資本金 3千万円以上：全数抽出 ・資本金 5百万円から3千万円未満：無作為抽出 注) 県外に本社を有する企業については、別途既存名簿より抽出
製造業	全業種	事業所・企業統計調査に登録された事業所を抽出 ・従業者数 30人以上：全数抽出 ・従業者数 30人未満：無作為抽出 注) 無作為抽出の抽出率は、業種中分類別に異なる
電気・水道業	全業種	事業所・企業統計調査に登録された事業所を全数抽出
情報通信業	出版社 新聞社	事業所・企業統計調査に登録された事業所を抽出 ・従業者数 5人以上：全数抽出
	上記以外の 情報通信業	・従業者数 50人以上：全数抽出
運輸業	鉄道業 道路旅客運送業 道路貨物運送業	事業所・企業統計調査に登録された事業所を抽出 ・従業者数 30人以上：全数抽出 ・従業者数 30人未満：無作為抽出
卸・小売業	自動車小売業 燃料小売業	事業所・企業統計調査に登録された事業所を抽出 ・従業者数 30人以上：全数抽出 ・従業者数 30人未満：無作為抽出
	各種商品卸売業 各種商品小売業	・従業者数 30人以上：全数抽出
不動産業	全業種	事業所・企業統計調査に登録された事業所を抽出 ・従業者数 30人以上：全数抽出
飲食店、宿泊業	一般飲食店	事業所・企業統計調査に登録された事業所を抽出 ・従業者数 30人以上：全数抽出 ・従業者数 30人未満：無作為抽出
	上記以外の 飲食店・宿泊業	・従業者数 30人以上：全数抽出
医療・福祉	病院	事業所・企業統計調査に登録された事業所を全数抽出
	一般診療所、 歯科診療所	・従業者数 100人以上：全数抽出 ・従業者数 100人未満：無作為抽出
サービス業	洗濯業 自動車整備業 学術・開発研究機関 写真業	事業所・企業統計調査に登録された事業所を抽出 ・従業者数 30人以上：全数抽出 ・従業者数 30人未満：無作為抽出

注) 従業者数30人以上の事業所については、一般的に産業廃棄物を多量に排出する可能性が高く、また、本アンケート調査を通して産業廃棄物の排出、処理に関する認識を深めていただくこと等を考慮し、その全数を調査対象とした。

(2) アンケート調査項目

調査の項目は、以下の3項目とした。

- 1) 事業所の属性：事業所名、業種名、産業廃棄物発生の有無、活動量指標等
- 2) 産業廃棄物の発生量等：産業廃棄物の発生から処理に至る量及び方式等
- 3) 産業廃棄物に関する意識等：産業廃棄物処理に関する意識や活動実態等  
(調査票の項目及び形式の詳細は、巻末参考資料を参照)

(3) 排出原単位の算出と調査対象全体の排出量の推計

1) 排出原単位の算出

排出原単位は、アンケート調査等によって得られた標本の業種別の産業廃棄物量と業種別の集計活動量指標から、表1-3-3に示すA式により単位活動量当たりの産業廃棄物排出量（排出原単位）を算出した。

2) 調査対象全体の排出量の推計

1)で算出された排出原単位と、業種別の調査対象全体（母集団）における調査当該年度の活動量指標を用いて、表1-3-3に示すB式によって調査対象全体の産業廃棄物の排出量を推計した。

表1-3-3 排出原単位と排出量の推計の概念

① 排出原単位の算出		
A式	$\alpha = W / O$	$\alpha$ : 産業廃棄物の排出原単位
		W : 標本に基づく集計産業廃棄物排出量
		O : 標本に基づく集計活動量指標
② 調査対象全体の排出量の推計		
B式	$W' = \alpha \times O'$	$W'$ : 調査当該年度の推計産業廃棄物排出量
		$O'$ : 調査当該年度の母集団の活動量指標

(3) 活動量指標

標本調査対象業種にて、母集団（県全体）の推計に用いた活動量指標は、次のとおりである。

表1-3-4 業種別の活動量指標

産業分類	活動量指標等	出典
鉱業	従業者数	平成18年 事業所・企業統計調査報告（総務省）
建設業	元請完成工事高	平成19年度 建設工事施工統計調査報告（国土交通省）
製造業	製造品出荷額等	三重の工業（平成19年 三重県）
運輸・通信業	従業者数	平成18年 事業所・企業統計調査報告（総務省）
卸・小売業	従業者数	平成18年 事業所・企業統計調査報告（総務省）
サービス業	従業者数	平成18年 事業所・企業統計調査報告（総務省）
医療業	病床数	平成19年度 医療施設調査

#### 第4節 調査結果の利用上の留意事項

##### 1. 産業廃棄物の種類の区分（中間処理に伴う種類区分の変更）

本報告書では、産業廃棄物の種類を2段階で設定している。

第1段階	発生時点の種類
第2段階	排出事業者の中間処理により、変化した処理後の種類 例 木くず → (焼却) → [燃え殻]

種類の変換は、アンケート調査で回答された中間処理方法と廃棄物の組み合わせによって電算処理で行った。

なお、本報告書では、図表中の表現により種類を変換しない集計を用いたものがあるため、この場合においては、「種類：無変換」と表示している。

##### 2. 建設業の地域区分

建設業の推計を行うために、活動量指標として元請完成工事高を用いたが、建設業の事業特性上、この母集団の活動量指標は県全体値のみが入手可能であり、地域別の値は公表されていない。そのため、建設業の場合、原単位法に基づく推計は県全体についてのみ可能である。

したがって、本報告書では、産業廃棄物発生量等について、建設業の全体量を地域別の人口で按分することにより、各地域の量を算出した。

##### 3. 単位と数値に関する処理

###### (1) 単位に関する表記方法

本報告書の調査結果表では、すべて平成20年度1年間の量であることを示すため、図表の単位は「千 t/年」で表示しているが、文章中では原則として「千 t」で記述している。

###### (2) 数値の処理

本報告書に記載されている重量（千 t 表示）及び構成比（%）等の数値は、四捨五入しているために、総数と個々の合計とは一致しない場合がある。

(3) 表中の空欄は該当値のないもの、「0」表示は500 t/年未満であることを示している。

##### 4. 農業、鉱業の取り扱い

農業、鉱業から排出される産業廃棄物の処理・処分状況は他業種と異なり、農業からの家畜ふん尿は農地還元、鉱業からの砂利洗浄汚泥は砂利採取跡地への埋め戻しをする等、産業廃棄物の中間処理あるいは最終処分といった処理体系に区分することが困難であるため、第2章から第3章までの内容から除いている。

## 第5節 標本抽出・回収結果

三重県内に所在する総事業所数61,217件（平成18年度事業所・企業統計調査）の総母集団から、産業廃棄物が比較的多量に発生する業種を選定し、アンケート調査により各母集団から発生する産業廃棄物の推計を実施した。

今回のアンケート調査の対象となる総母集団事業所数は61,217件である。

このうち、業種特性、規模別特性等を考慮し設定した業種別、従業者規模別の抽出率を基に、6,056件を抽出（抽出率9.9%）し、アンケート調査を実施した。

回収された調査票は、2,581件（回収率42.6%）であり、このうち廃業及び休業等、また、活動量指標の記載がないため無効となった調査票を除いた有効調査票は1,874件（有効回答率30.9%）である。

抽出及び回収結果は、表1-5-1のとおりである。

表1-5-1 標本抽出及び回収結果

業種区分	(A) 調査対象 事業所数	(B) 有効発送 事業所数	(C) 抽出率 (B)/(A)	(D) 回 収 事業所数	(E) 回収率 (D)/(B)	(F) 有 効 調査票	(G) 集 計 活動量 指標値	(H) 母集団の 活動量指 標値	(I) 指 標 カパー率 (G)/(H)	(J) 集 計 廃棄物量 (千t/年)	(K) 推 計 廃棄物量 (千t/年)	(L) 廃棄物量 の補足率 (J)/(K)
鉱業含む総合計	61,217	6,056	9.9%	2,581	42.6%	1,874	-	-	-	5,108	9,176	55.7%
鉱業	63	63	100.0%	37	58.7%	27	266	743	35.8%	801	1,586	50.5%
総合計	61,154	5,993	9.8%	2,544	42.4%	1,847	-	-	-	4,307	7,590	56.7%
建設業	9,295	978	10.5%	461	47.1%	284	32,923	73,586	44.7%	885	2,049	43.2%
製造業	8,661	2,603	30.1%	1,055	40.5%	810	641,337	1,143,458	56.1%	2,643	4,730	55.9%
食料品	1,001	311	31.1%	121	38.9%	93	30,961	39,080	79.2%	165	239	69.0%
飲料・飼料	297	56	18.9%	18	32.1%	20	5,034	7,327	68.7%	33	49	68.4%
繊維	227	49	21.6%	19	38.8%	16	1,890	3,530	53.5%	7	9	74.0%
衣服	281	66	23.5%	23	34.8%	13	984	2,514	39.1%	0	1	38.0%
木材	542	94	17.3%	30	31.9%	25	1,741	4,923	35.4%	8	37	21.0%
家具	415	65	15.7%	21	32.3%	15	1,223	4,137	29.6%	4	14	27.1%
パルプ・紙	150	46	30.7%	24	52.2%	19	5,399	9,086	59.4%	285	359	79.3%
出版・印刷	370	73	19.7%	17	23.3%	14	2,601	5,130	50.7%	5	7	69.8%
化学	169	97	57.4%	65	67.0%	47	76,074	120,126	63.3%	622	764	81.4%
石油・石炭	23	23	100.0%	10	43.5%	7	70,956	72,869	97.4%	36	37	97.3%
プラスチック	315	133	42.2%	52	39.1%	43	21,189	33,955	62.4%	63	88	71.0%
ゴム	137	56	40.9%	25	44.6%	18	17,155	23,843	71.9%	27	37	72.3%
皮革	14	14	100.0%	5	35.7%	4	13	209	6.1%	0	0	0.0%
窯業・土石	621	165	26.6%	101	61.2%	77	17,637	37,436	47.1%	172	678	25.3%
鉄鋼	174	60	34.5%	23	38.3%	18	4,181	13,230	31.6%	17	59	28.5%
非鉄金属	88	33	37.5%	17	51.5%	15	29,573	50,083	59.0%	447	709	63.1%
金属	975	252	25.8%	90	35.7%	71	11,314	35,707	31.7%	26	76	34.8%
一般機械	1,010	288	28.5%	108	37.5%	85	33,635	95,037	35.4%	253	415	61.0%
電気機械	451	192	42.6%	78	40.6%	62	41,128	61,075	67.3%	22	29	75.7%
情報通信機械	53	31	58.5%	11	35.5%	7	4,700	6,958	67.6%	1	1	67.0%
電子部品	214	131	61.2%	53	40.5%	37	148,411	236,587	62.7%	297	511	58.2%
輸送用機械	643	250	38.9%	98	39.2%	70	114,518	264,847	43.2%	152	607	25.1%
精密機械	50	44	88.0%	17	38.6%	11	123	530	23.2%	0	0	19.8%
その他	441	74	16.8%	29	39.2%	23	897	15,237	5.9%	0	2	5.5%
電気・水道業	79	79	100.0%	78	98.7%	78	-	-	100.0%	760	760	100.0%
電気業	10	10	100.0%	9	90.0%	9	-	-	100.0%	137	137	100.0%
ガス業	6	6	100.0%	6	100.0%	6	-	-	100.0%	0	0	100.0%
上水道業・工業用水道業	29	29	100.0%	29	100.0%	29	-	-	100.0%	560	560	100.0%
下水道業	34	34	100.0%	34	100.0%	34	-	-	100.0%	64	64	100.0%
情報通信業	376	47	12.5%	26	55.3%	18	1,814	3,912	46.4%	1	1	46.4%
運輸業	1,269	365	28.8%	172	47.1%	137	14,804	39,425	37.5%	2	3	50.4%
卸・小売業	23,001	1,020	4.4%	365	35.8%	309	19,306	63,939	30.2%	11	36	32.0%
卸売業	4,120	159	3.9%	80	50.3%	69	4,194	8,354	50.2%	5	10	50.2%
小売業	18,881	861	4.6%	285	33.1%	240	15,112	55,585	27.2%	7	26	25.3%
不動産業	3,391	4	0.1%	1	25.0%	0	0	1,060	0.0%	0	0	0.0%
医療・福祉	2,086	312	15.0%	198	63.5%	79	16,169	21,254	76.1%	4	6	74.2%
サービス業	12,996	585	4.5%	188	32.1%	132	4,691	58,303	8.0%	1	5	14.3%
洗濯業	1,025	49	4.8%	16	32.7%	12	352	4,430	7.9%	0	2	3.9%
飲食店・宿泊業	10,503	379	3.6%	116	30.6%	75	3,787	47,429	8.0%	1	3	19.1%
自動車整備業	1,266	133	10.5%	44	33.1%	34	262	5,123	5.1%	0	0	12.2%
学術・開発研究機関	63	19	30.2%	10	52.6%	10	285	729	39.1%	0	0	10.7%
写真業	139	5	3.6%	2	40.0%	1	5	592	0.8%	0	0	0.0%

注1) 活動量指標は、建設業は元請完成工事高(千万円)、製造業は製造品出荷額等(千万円)、医療業は病床数(床)、  
その他の業種は従業者数(人)

注2) 元請完成工事高は平成19年度、製造品出荷額等のうち従業者数4人以上は平成19年度、1~3人は平成17年度、病床数は平成19年度、  
従業者数は平成18年度の値

## 第2章 調査結果

平成20年度に三重県内で発生した産業廃棄物の発生及び処理状況の概要は、以下のとおりである。

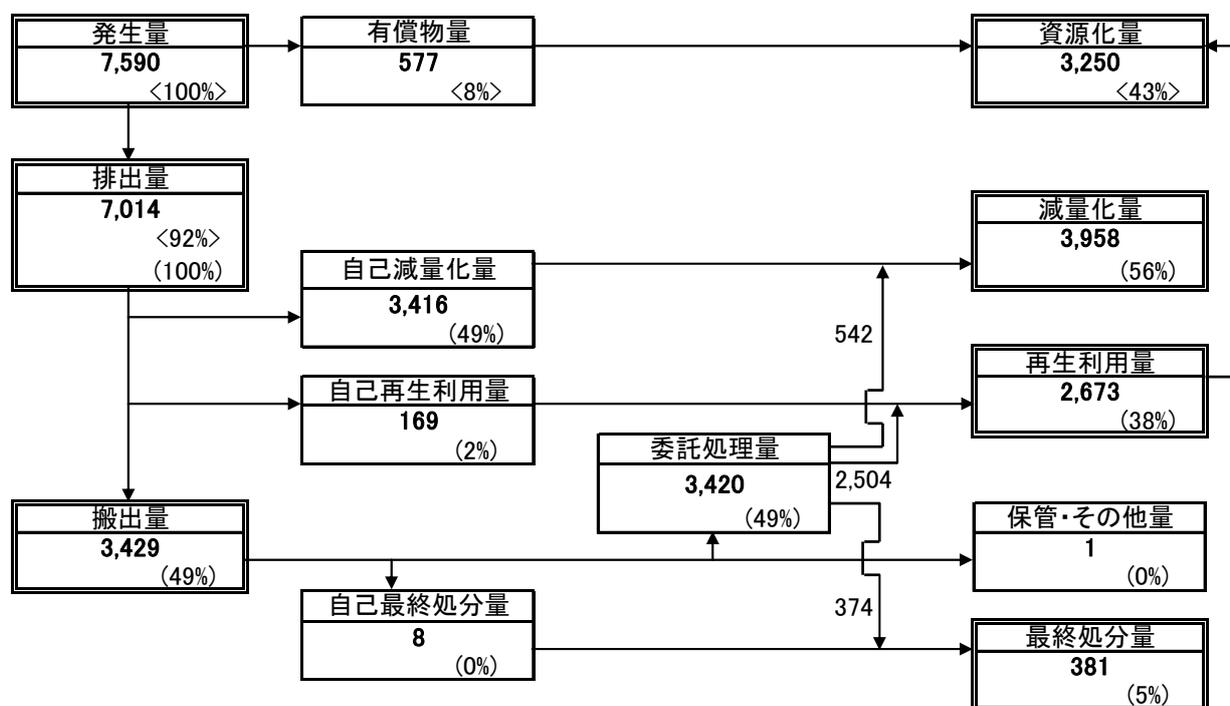
### 第1節 結果の概要

平成20年度に三重県内で発生した産業廃棄物の発生量は7,590千tで、有償物量（577千t）を除いた排出量は、7,014千tとなっている。

排出量7,014千tのうち、排出事業者自らの中間処理による減量分（3,416千t）と自己再生利用量（169千t）を除いた搬出量は3,429千t（排出量の49%）となっている。

搬出量3,429千tは、自己最終処分（8千t）、保管・その他（1千t）、及び委託処理（3,420千t）に分かれる。委託処理量3,420千tのうち、中間処理による減量が542千t、再生利用量が2,504千t、最終処分量が374千tとなっている。

排出量に対して減量化量が3,958千t（排出量の56%）、再生利用量が2,673千t（同38%）、最終処分量が381千t（同5%）となっている。



注1) < >内は発生量に対する割合。( )内は排出量に対する割合。

注2) 上図の数値は千t未満を四捨五入しているため、総数と個々の合計は一致しない場合がある。

図2-1-1 発生及び処理状況の概要

## 第2節 排出状況

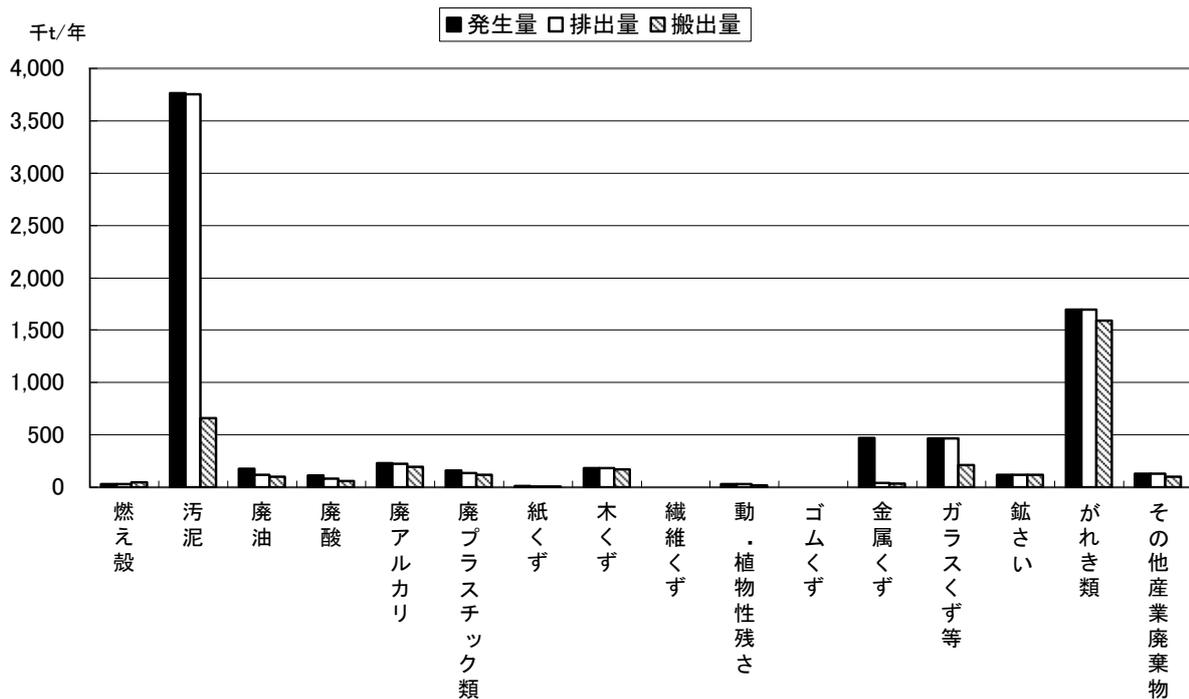
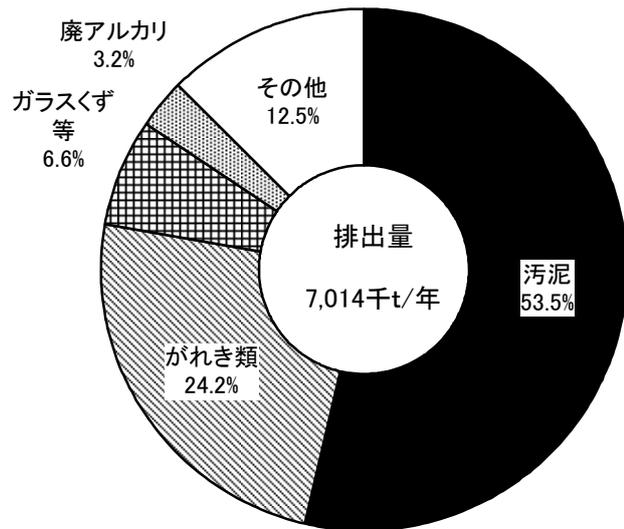
### 1 種類別の排出状況

平成20年度に三重県内で排出された産業廃棄物は7,014千tである。

排出量を種類別にみると、汚泥が3,753千t（53.5%）で最も多く、次いで、がれき類1,698千t（24.2%）となっている。

なお、汚泥は、排出される時点では多量であるが、乾燥、脱水、焼却等の処理により大幅に減量されるため、搬出される時点では、がれき類が最も多く1,589千tとなっている。

図2-2-1 種類別の排出量



(千t/年)	計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動・植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鋳さい	がれき類	その他産
発生量	7,590 (100.0%)	32 (0.4%)	3,765 (49.6%)	176 (2.3%)	112 (1.5%)	231 (3.0%)	161 (2.1%)	9 (0.1%)	184 (2.4%)	1 (0.0%)	32 (0.4%)	1 (0.0%)	473 (6.2%)	468 (6.2%)	117 (1.5%)	1,698 (22.4%)	130 (1.7%)
排出量	7,014 (100.0%)	32 (0.5%)	3,753 (53.5%)	120 (1.7%)	83 (1.2%)	225 (3.2%)	133 (1.9%)	6 (0.1%)	183 (2.6%)	1 (0.0%)	27 (0.4%)	1 (0.0%)	41 (0.6%)	464 (6.6%)	117 (1.7%)	1,698 (24.2%)	130 (1.8%)
搬出量	3,429 (100.0%)	49 (1.4%)	657 (19.2%)	103 (3.0%)	57 (1.7%)	193 (5.6%)	119 (3.5%)	6 (0.2%)	168 (4.9%)	1 (0.0%)	20 (0.6%)	1 (0.0%)	35 (1.0%)	210 (6.1%)	117 (3.4%)	1,589 (46.3%)	103 (3.0%)

図2-2-2 種類別の発生量、排出量、搬出量

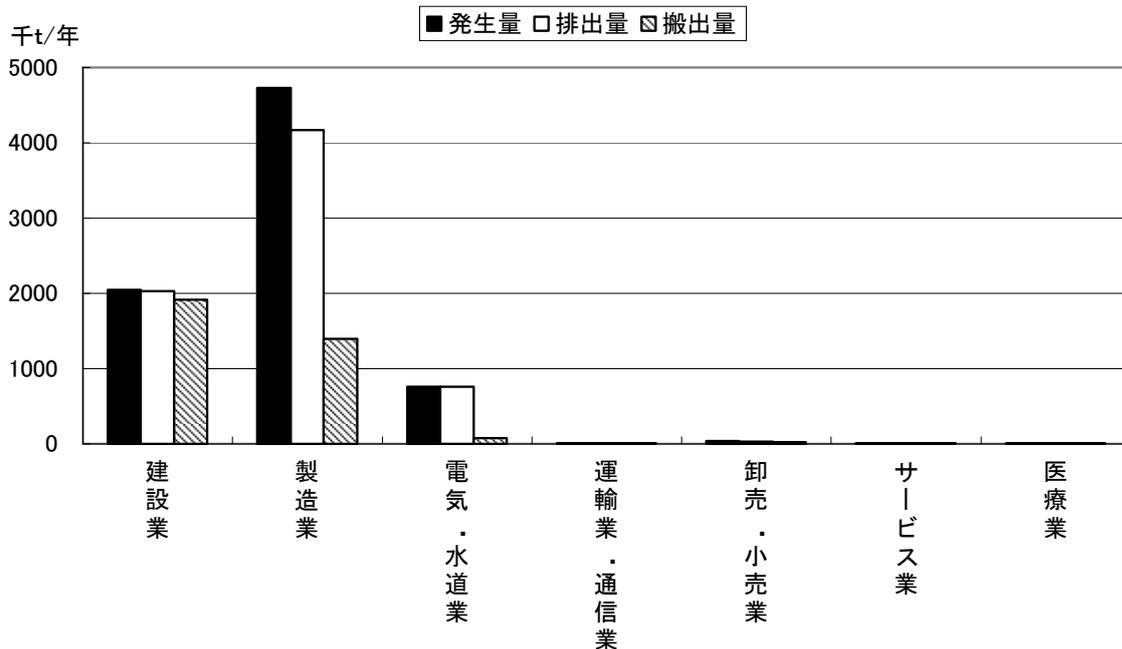
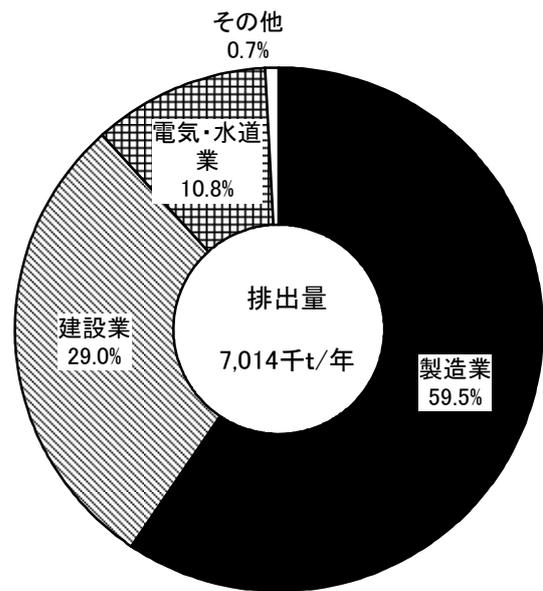
## 2 業種別の排出状況

排出量を業種別にみると、製造業が4,171千t(59.5%)で最も多く、次いで、建設業が2,034千t(29.0%)、電気・水道業が760千t(10.8%)を占めており、この3業種で全排出量の約99%になっている。

なお、製造業からの汚泥は、自己中間処理により大幅に減量されるため、その結果自己中間処理による削減量の小さい建設業が、搬出量が最も多い業種となる。

また、同様に電気・水道業（特に下水道業）は、排出される汚泥のほとんどが、脱水等により減量されるため、排出量では全体の10.8%を占めるが、搬出量でみると全体の2.3%にまで減っている。

図2-2-3 業種別の排出量



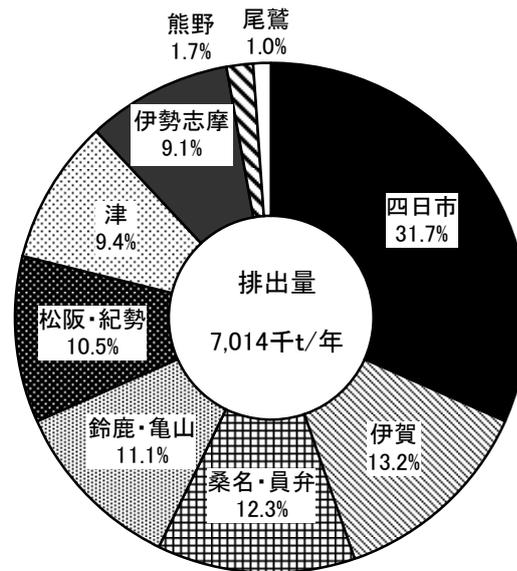
(千t/年)	計	建設業	製造業	電気・水道業	運輸業・通信業	卸売・小売業	サービス業	医療業
発生量	7,590 (100.0%)	2,049 (27.0%)	4,730 (62.3%)	760 (10.0%)	5 (0.1%)	36 (0.5%)	5 (0.1%)	6 (0.1%)
排出量	7,014 (100.0%)	2,034 (29.0%)	4,171 (59.5%)	760 (10.8%)	4 (0.1%)	34 (0.5%)	5 (0.1%)	6 (0.1%)
搬出量	3,429 (100.0%)	1,917 (55.9%)	1,392 (40.6%)	80 (2.3%)	4 (0.1%)	25 (0.7%)	5 (0.1%)	6 (0.2%)

図2-2-4 業種別の発生量、排出量、搬出量

### 3 地域別の排出状況

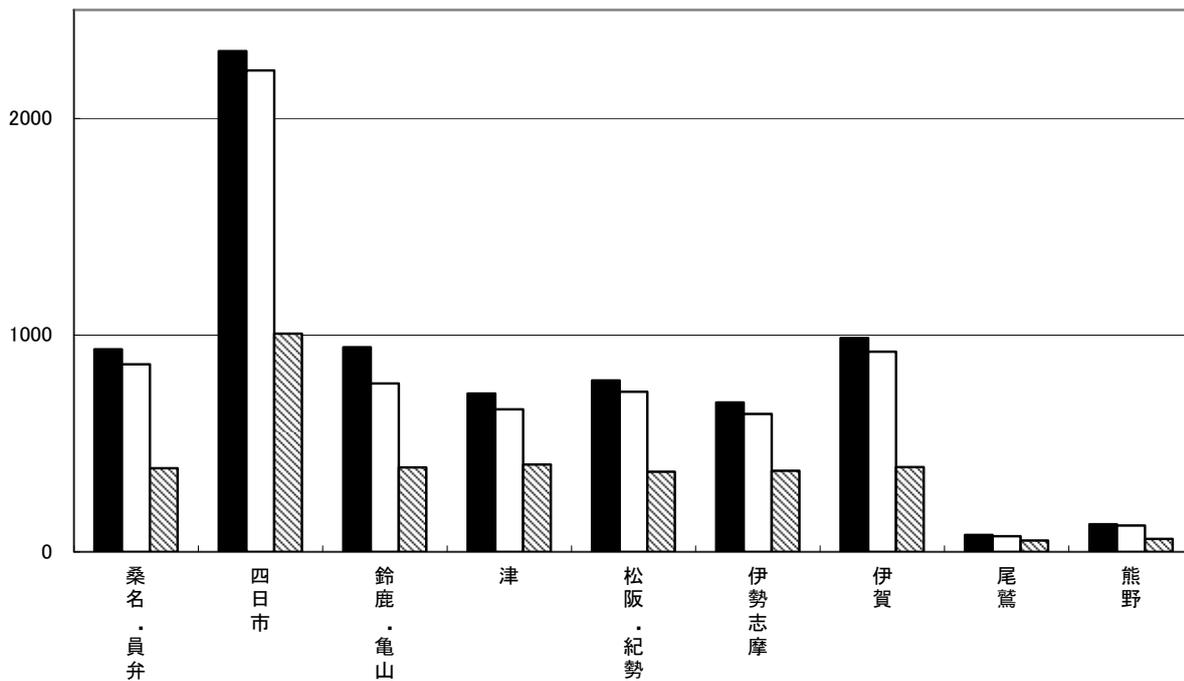
地域別の排出量は、四日市地域が2,221千t(31.7%)で最も多く、次いで、伊賀地域が923千t(13.2%)、桑名・員弁地域が866千t(12.3%)となっており、以下は、鈴鹿・亀山地域、松阪・紀勢地域、津地域、伊勢志摩地域、熊野地域、尾鷲地域の順となっている。

図2-2-5 地域別の排出量



千t/年

■ 発生量 □ 排出量 ▨ 搬出量



(千t/年)	計	桑名・員弁地域	四日市地域	鈴鹿・亀山地域	津地域	松阪・紀勢地域	伊勢志摩地域	伊賀地域	尾鷲地域	熊野地域
発生量	7,590 (100.0%)	934 (12.3%)	2,310 (30.4%)	945 (12.4%)	730 (9.6%)	791 (10.4%)	689 (9.1%)	987 (13.0%)	78 (1.0%)	127 (1.7%)
排出量	7,014 (100.0%)	866 (12.3%)	2,221 (31.7%)	777 (11.1%)	658 (9.4%)	738 (10.5%)	636 (9.1%)	923 (13.2%)	73 (1.0%)	122 (1.7%)
搬出量	3,429 (100.0%)	385 (11.2%)	1,006 (29.3%)	390 (11.4%)	402 (11.7%)	370 (10.8%)	374 (10.9%)	391 (11.4%)	52 (1.5%)	59 (1.7%)

図2-2-6 地域別の発生量、排出量、搬出量

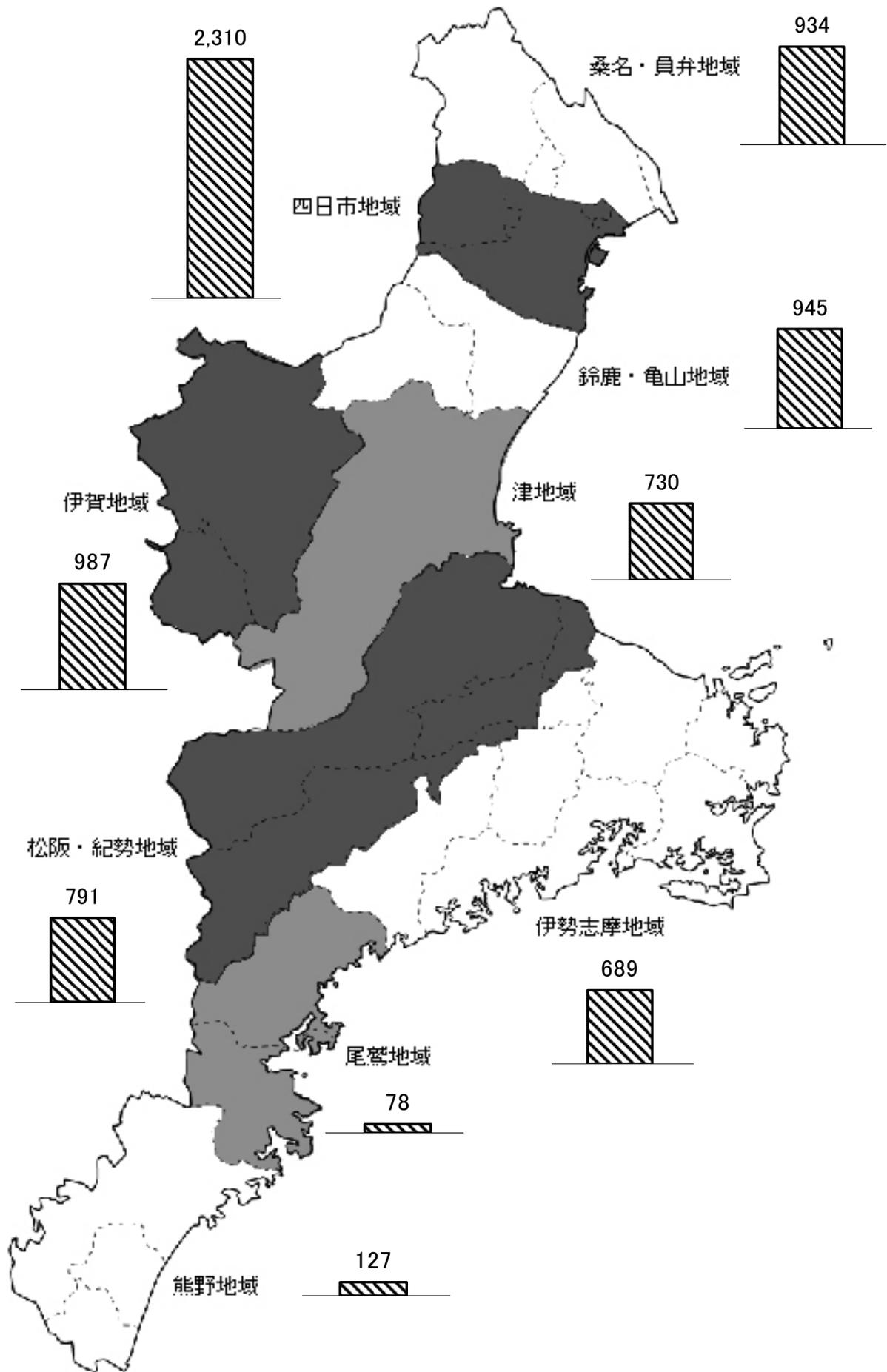
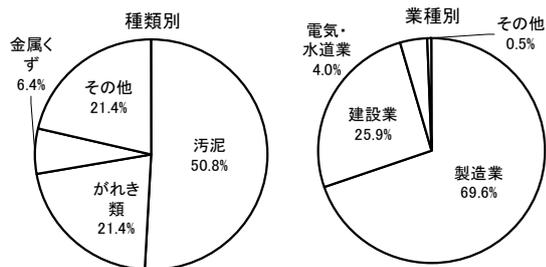
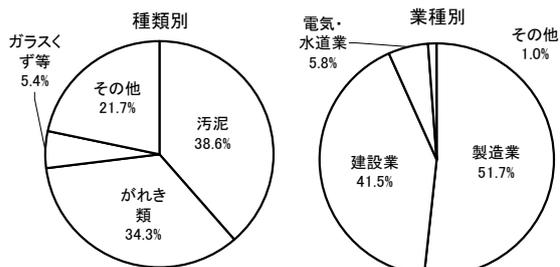


図2-2-7 地域別の発生量

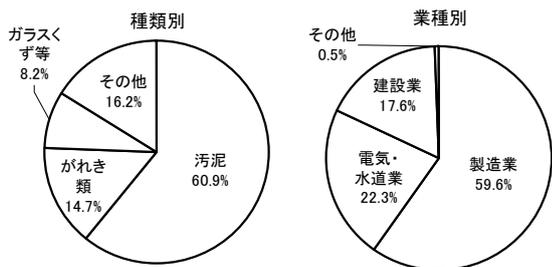
桑名・員弁地域  
(発生量：934千 t)



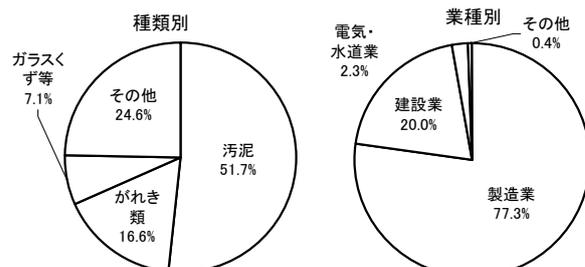
伊勢志摩地域  
(発生量689千 t)



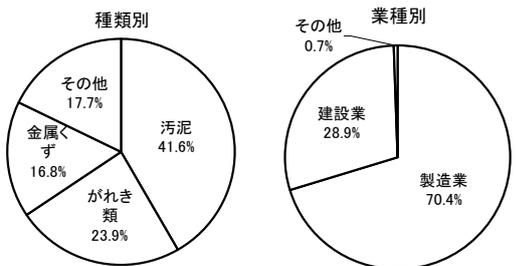
四日市地域  
(発生量：2,310千 t)



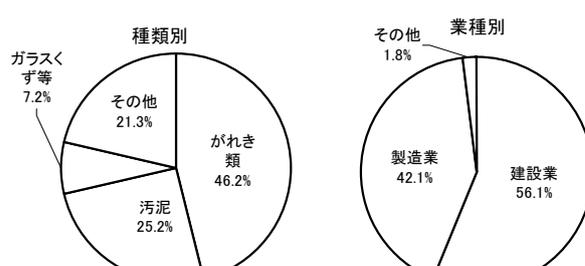
伊賀地域  
(発生量：987千 t)



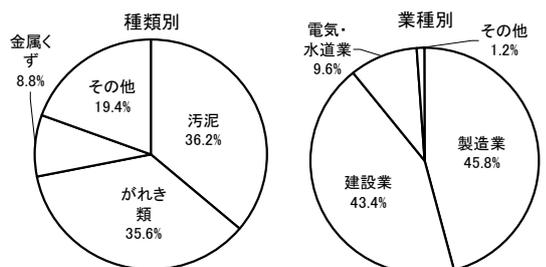
鈴鹿・亀山地域  
(発生量：945千 t)



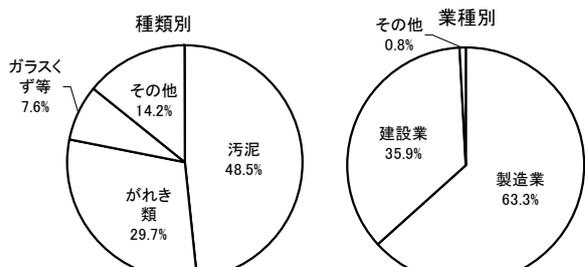
尾鷲地域  
(発生量：78千 t)



津地域  
(発生量：730千 t)



熊野地域  
(発生量：127千 t)



松阪・紀勢地域  
(発生量：791千 t)

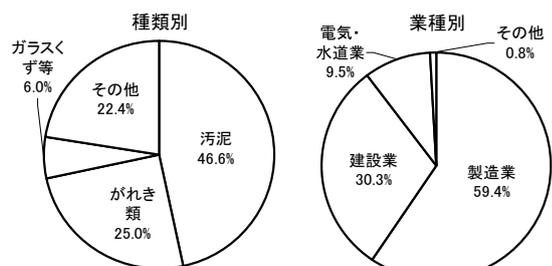
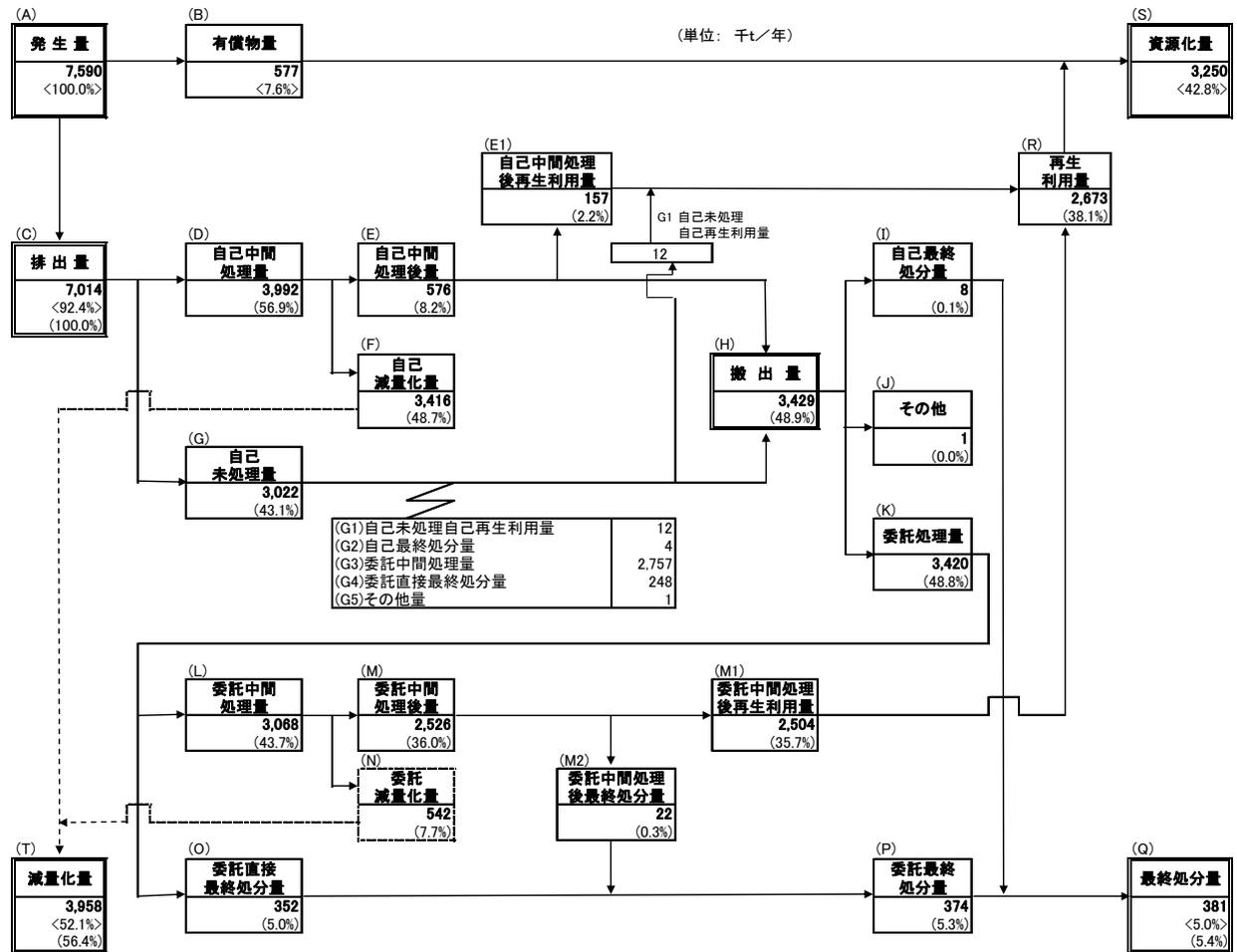


図2-2-8 地域別発生量の種類別、業種別内訳

### 第3節 処理状況

#### 1 発生から処理・処分までの流れ

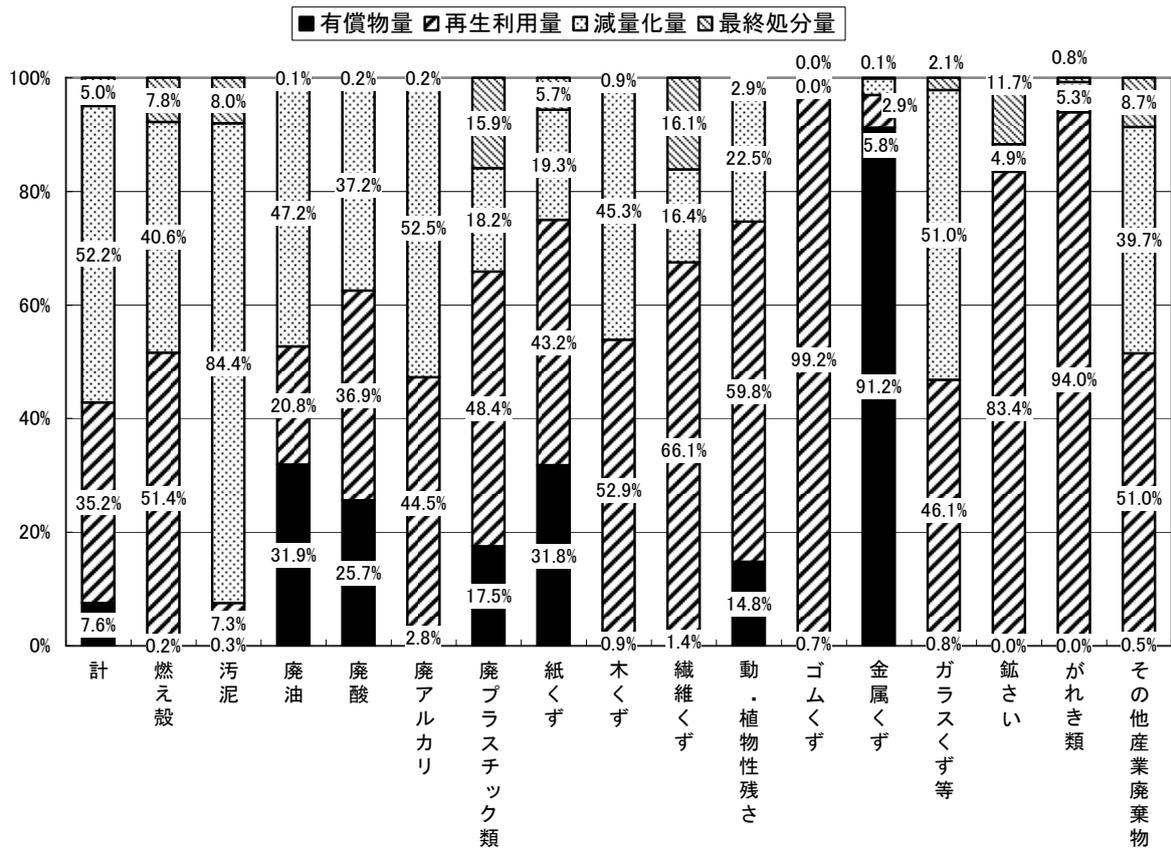
発生から最終処分までの産業廃棄物の流れは、図2-3-1に示すとおりである。



注: < >内は発生量に対する割合。( )内は排出量に対する割合。

図2-3-1 発生から処理・処分までの流れ

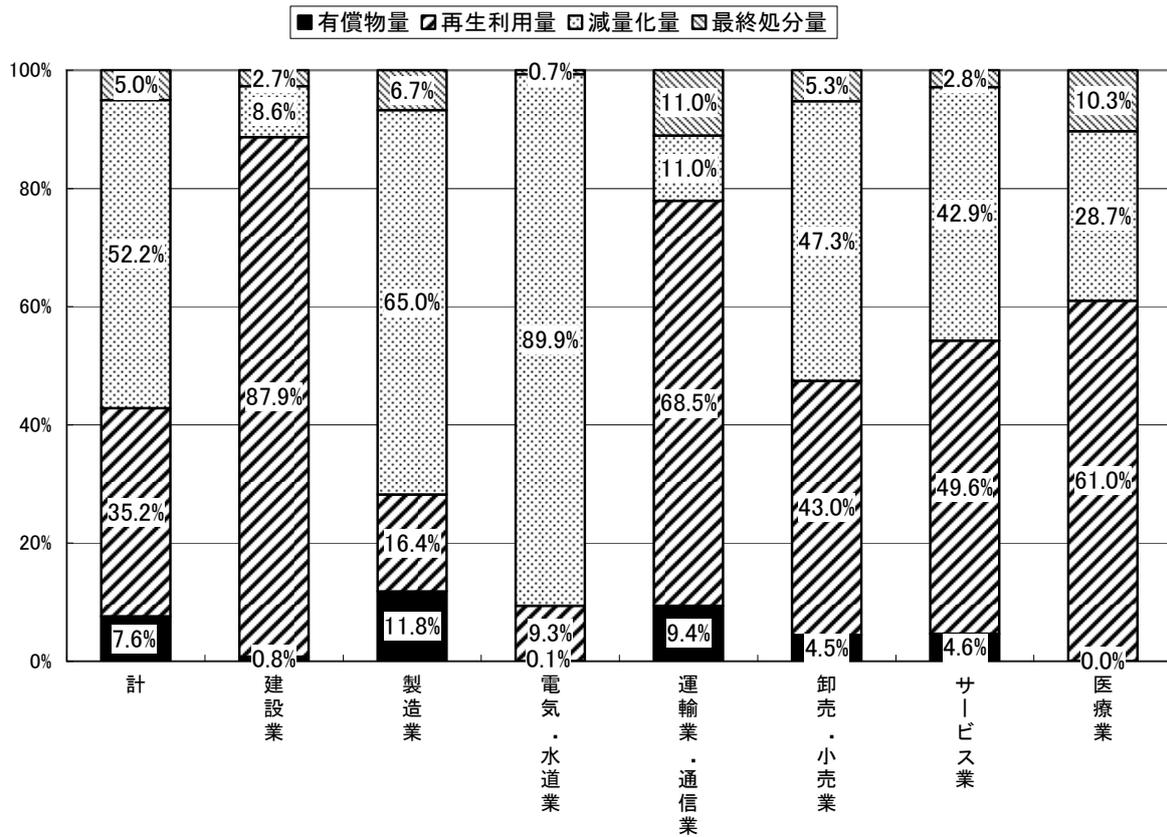
種類別の発生量に対する資源化量、減量化量、最終処分量の構成比は、図2-3-2に示すとおりである。



(千t/年)	計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動・植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鋳さい	がれき類	その他産
発生量	7,590 (100.0%)	32 (0.4%)	3,765 (49.6%)	176 (2.3%)	112 (1.5%)	231 (3.0%)	161 (2.1%)	9 (0.1%)	184 (2.4%)	1 (0.0%)	32 (0.4%)	1 (0.0%)	473 (6.2%)	468 (6.2%)	117 (1.5%)	1,698 (22.4%)	130 (1.7%)
資源化量	3,250 (100.0%)	17 (52.0%)	285 (7.6%)	93 (52.7%)	70 (62.6%)	109 (47.3%)	106 (65.7%)	7 (75.0%)	99 (53.8%)	0 (67.4%)	24 (74.6%)	1 (100.0%)	459 (97.0%)	219 (46.8%)	98 (83.4%)	1,596 (94.0%)	67 (51.6%)
有償物量	577 (100.0%)	0 (0.2%)	12 (0.3%)	56 (31.9%)	29 (25.7%)	6 (2.8%)	28 (17.4%)	3 (31.8%)	2 (0.9%)	0 (1.4%)	5 (14.8%)	0 (0.7%)	432 (91.2%)	4 (0.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.5%)
再生利用量	2,673 (100.0%)	17 (51.8%)	273 (7.3%)	37 (20.8%)	41 (36.9%)	103 (44.5%)	78 (48.2%)	4 (43.2%)	98 (52.9%)	0 (66.0%)	19 (59.8%)	1 (99.2%)	27 (5.8%)	215 (46.0%)	98 (83.4%)	1,596 (94.0%)	66 (51.0%)
減量化量	3,958 (100.0%)	13 (41.0%)	3,178 (84.4%)	83 (47.2%)	42 (37.2%)	121 (52.5%)	29 (18.1%)	2 (19.3%)	83 (45.2%)	0 (16.4%)	7 (22.5%)	0 (0.0%)	14 (2.9%)	238 (51.0%)	6 (4.9%)	89 (5.3%)	52 (39.7%)
最終処分量	381 (100.0%)	2 (7.8%)	301 (8.0%)	0 (0.1%)	0 (0.2%)	1 (0.2%)	26 (15.9%)	1 (5.7%)	2 (0.9%)	0 (16.1%)	1 (2.9%)	0 (0.0%)	0 (0.1%)	10 (2.1%)	14 (11.7%)	13 (8.7%)	11 (8.7%)

図2-3-2 種類別の発生量に対する資源化量、減量化量、最終処分量等の構成比

業種別の発生量に対する資源化量、減量化量、最終処分量の構成比は、図2-3-3に示すとおりである。



(千t/年)	計	建設業	製造業	電気・水道業	運輸業・通信業	卸売・小売業	サービス業	医療業
発生量	7,590 (100.0%)	2,049 (100.0%)	4,730 (100.0%)	760 (100.0%)	5 (100.0%)	36 (100.0%)	5 (100.0%)	6 (100.0%)
資源化量	3,250 (42.8%)	1,817 (88.7%)	1,334 (28.2%)	71 (9.4%)	4 (77.5%)	17 (46.9%)	3 (53.0%)	4 (61.0%)
有償物量	577 (7.6%)	16 (0.8%)	558 (11.8%)	1 (0.1%)	0 (9.3%)	2 (4.4%)	0 (4.5%)	0 (0.0%)
再生利用量	2,673 (35.2%)	1,802 (87.9%)	776 (16.4%)	71 (9.3%)	3 (68.2%)	15 (42.5%)	3 (48.5%)	4 (61.0%)
減量化量	3,958 (52.1%)	177 (8.6%)	3,076 (65.0%)	684 (89.9%)	0 (11.0%)	17 (46.7%)	2 (41.9%)	2 (28.7%)
最終処分量	381 (5.0%)	55 (2.7%)	318 (6.7%)	5 (0.7%)	0 (11.0%)	2 (5.2%)	0 (2.8%)	1 (10.3%)

図2-3-3 業種別の発生量に対する資源化量、減量化量、最終処分量等の構成比

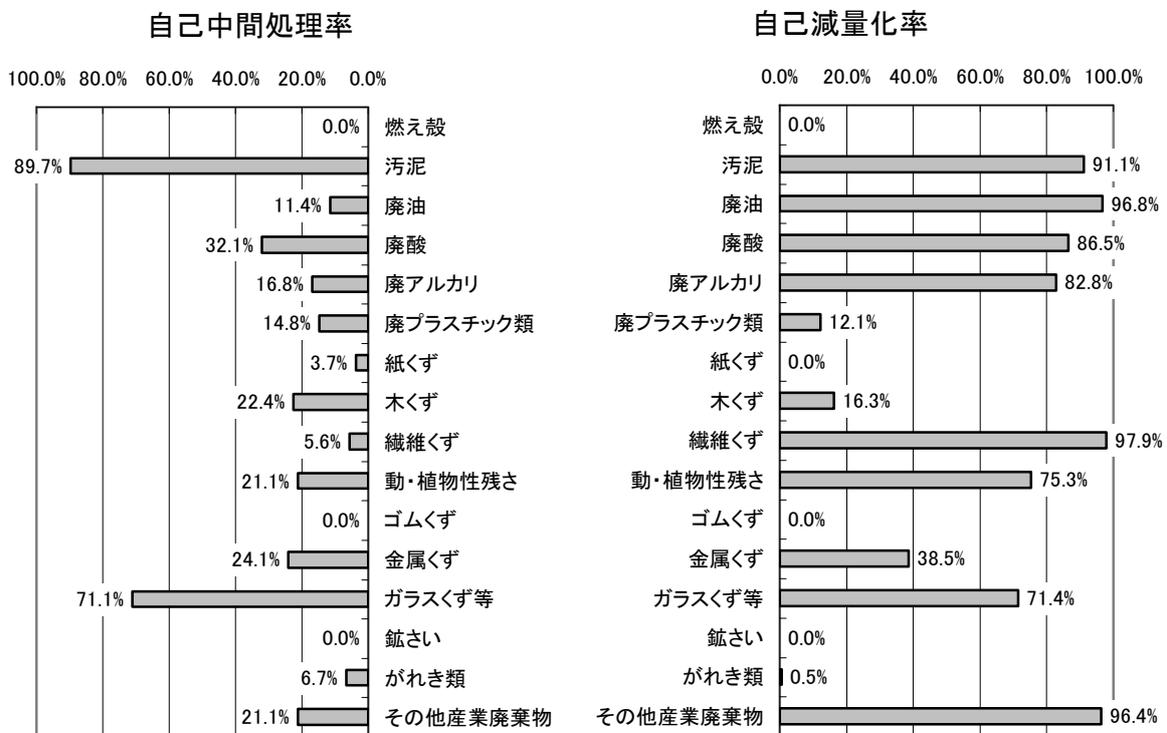
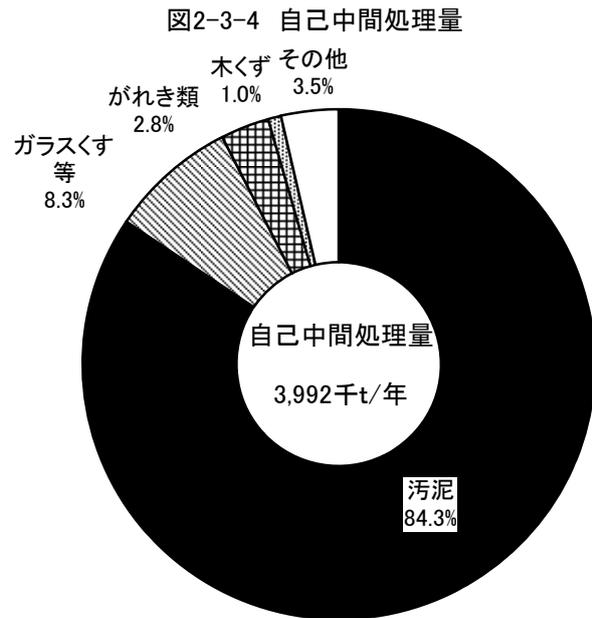
## 2 自己中間処理状況

自己中間処理量は3,992千tとなっており、排出量7,014千tの56.9%を占めている。

種類別にみると、汚泥が全体の84.3%で最も多く、以下は、ガラスくず等8.3%、がれき類2.8%、木くず1.0%などとなっている。（図2-3-4）

種類別の排出量に対する自己中間処理量の割合と、自己中間処理量に対する自己減量化量の割合は、図2-3-5に示すとおりである。

自己中間処理される割合が高いものは、汚泥(89.7%)で、自己中間処理による減量化率が高いのは、繊維くず(97.9%)、廃油(96.8%)、その他産業廃棄物(96.4%)、汚泥(91.1%)などである。（図2-3-5）



注) 自己中間処理率(上左図) : 排出量に対する自己中間処理量の割合(%)  
自己減量化率(上右図) : 自己中間処理量に対する自己減量化量の割合(%)

図2-3-5 自己中間処理率と自己減量化率

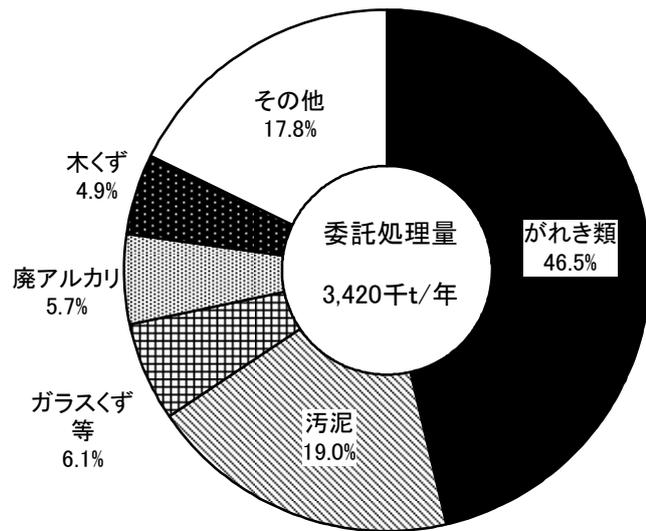
### 3 委託処理状況

委託処理量は3,420千tとなっており、排出量の48.8%を占めている。

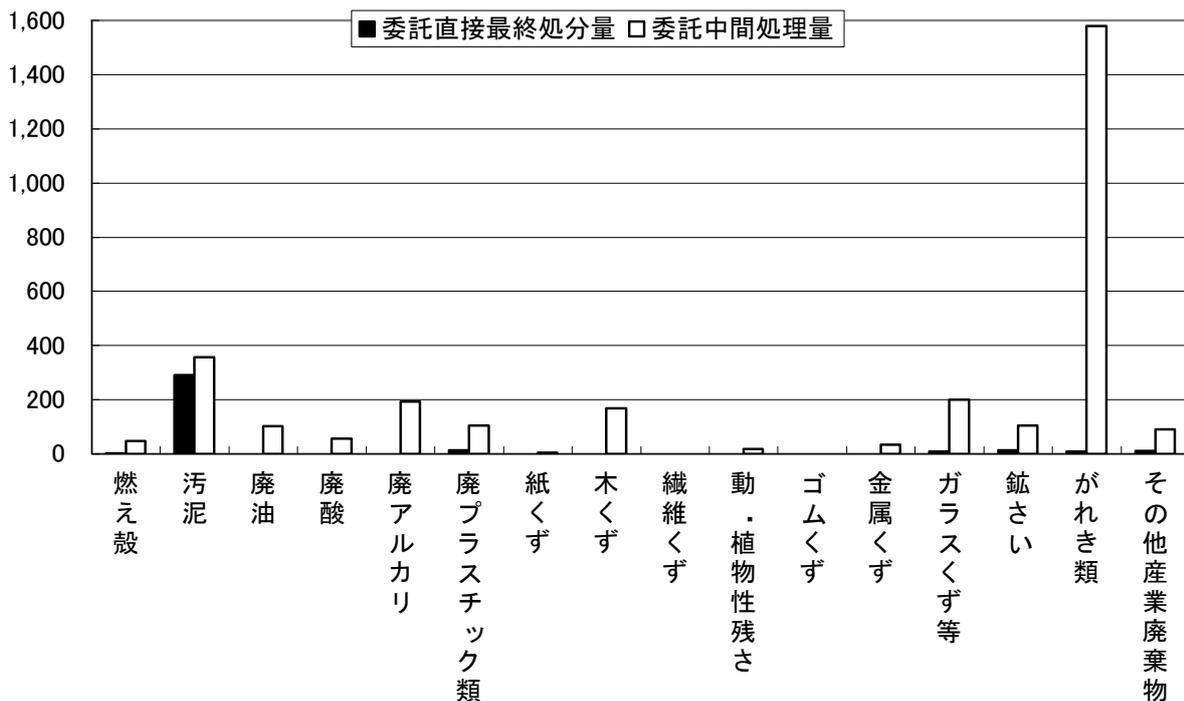
種類別にみると、がれき類が1,589千t（46.5%）で最も多く、次いで、汚泥が650千t（19.0%）となっている。（図2-3-6）

委託処理量3,420千tのうち、約90%にあたる3,068千tが中間処理されており、約10%にあたる352千tが直接最終処分されている。（図2-3-7）

図2-3-6 委託処理量



千t/年



(千t/年)	計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動・植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鉱さい	がれき類	その他
委託処理量(計)	3,420 (100.0%)	49 (1.4%)	650 (19.0%)	103 (3.0%)	57 (1.7%)	193 (5.7%)	119 (3.5%)	6 (0.2%)	168 (4.9%)	1 (0.0%)	20 (0.6%)	1 (0.0%)	35 (1.0%)	209 (6.1%)	117 (3.4%)	1,589 (46.5%)	103 (3.0%)
委託直接最終処分量	352 (100.0%)	2 (0.7%)	292 (82.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	14 (4.0%)	1 (0.1%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.1%)	8 (2.3%)	13 (3.6%)	10 (2.8%)	11 (3.1%)
委託中間処理量	3,068 (100.0%)	47 (1.5%)	358 (11.7%)	103 (3.3%)	57 (1.8%)	193 (6.3%)	105 (3.4%)	6 (0.2%)	168 (5.5%)	0 (0.0%)	19 (0.6%)	1 (0.0%)	35 (1.1%)	201 (6.6%)	105 (3.4%)	1,579 (51.5%)	92 (3.0%)

図2-3-7 種類別の委託処理量の内訳

#### 4 最終処分状況

最終処分量は382千tとなっており、排出量の5.4%を占めている。

種類別にみると、汚泥が301千t(78.9%)で最も多く、次いで、廃プラスチック類が26千t(6.7%)、  
 鉱さい14千t(3.6%)、がれき類が13千t(3.4%)となっている。(図2-3-8)

また、業種別にみると製造業の319千t(83.5%)と建設業の55千t(14.4%)で全体の約98%を占めている。(図2-3-9)

最終処分量382千tの処分先を主体別にみると、業者等による委託最終処分量が374千t(約98%)とその  
 ほとんどを占めている。(図2-3-10)

図2-3-8 種類別の最終処分量

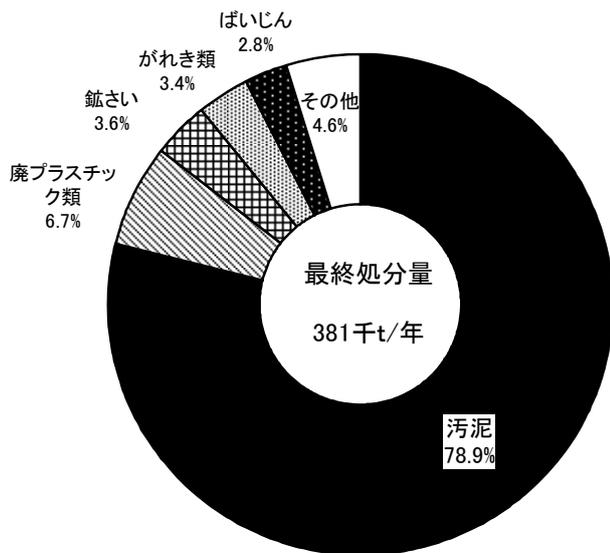
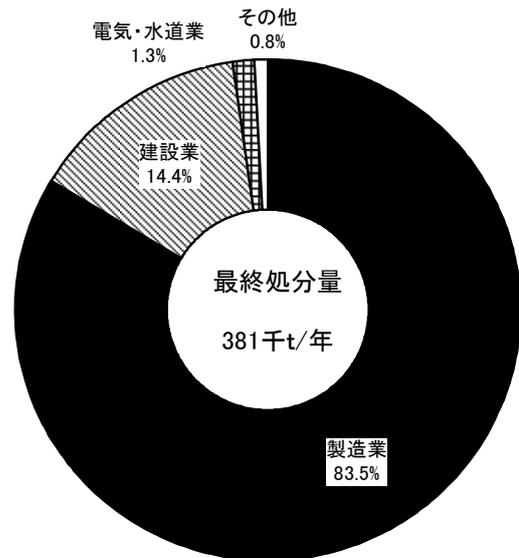


図2-3-9 業種別の最終処分量



(千t/年)	計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動・植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鉱さい	がれき類	その他産
最終処分量(計)	381 (100.0%)	2 (0.7%)	301 (78.9%)	0 (0.1%)	0 (0.1%)	1 (0.1%)	26 (6.7%)	1 (0.1%)	2 (0.4%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.1%)	10 (2.6%)	14 (3.6%)	13 (3.4%)	11 (3.0%)
自己最終処分量	8 (100.0%)	0 (0.0%)	7 (88.8%)	0 (0.0%)	0 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.8%)	0 (0.0%)	0 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (4.0%)	0 (0.4%)	0 (5.9%)	0 (0.0%)
委託最終処分量	374 (100.0%)	2 (0.7%)	294 (78.7%)	0 (0.1%)	0 (0.1%)	1 (0.1%)	26 (6.8%)	1 (0.1%)	2 (0.4%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.1%)	10 (2.6%)	14 (3.7%)	13 (3.4%)	11 (3.0%)
うち委託直接最終処分量	352	2	292	0	0	0	14	1	1	0	1	0	0	8	13	10	11

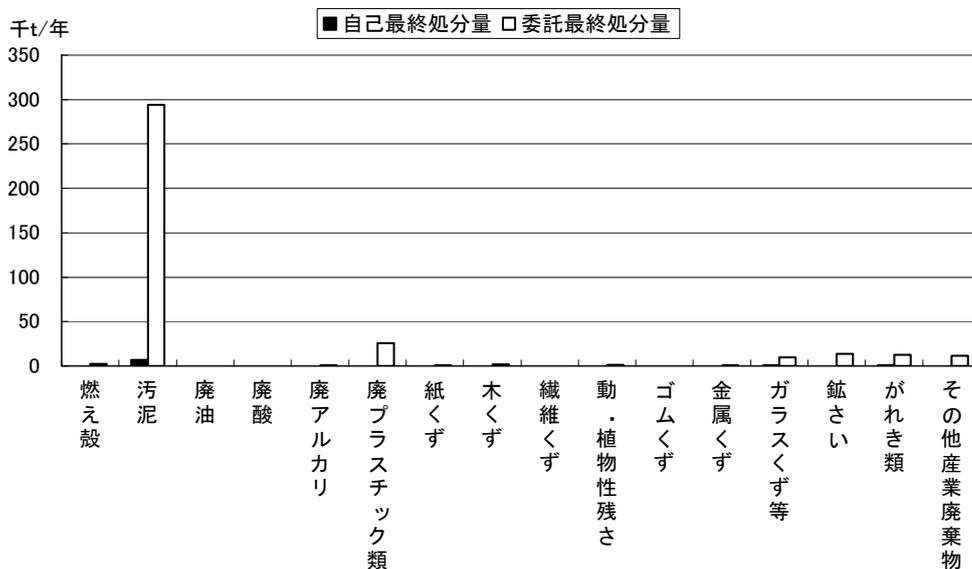


図2-3-10 種類別・処分主体別の最終処分量

## 5 再生利用状況

再生利用量は2,673千tとなっており、排出量の38.1%を占めている。

種類別にみると、がれき類が1,596千t（59.7%）で最も多く、以下、汚泥が262千t（9.8%）、ガラスくず等215千t（8.1%）などとなっている。（図2-3-11）

また、業種別にみると建設業の1,802千t（67.4%）と製造業の776千t（29.0%）で全体の約96%を占めている。（図2-3-12）

再生利用量は、自己中間処理後再生利用量157千t、委託中間処理後再生利用量2,504千t、自己未処理自己再生利用量12千tに区分される。（図2-3-13）

図2-3-11 種類別の再生利用量

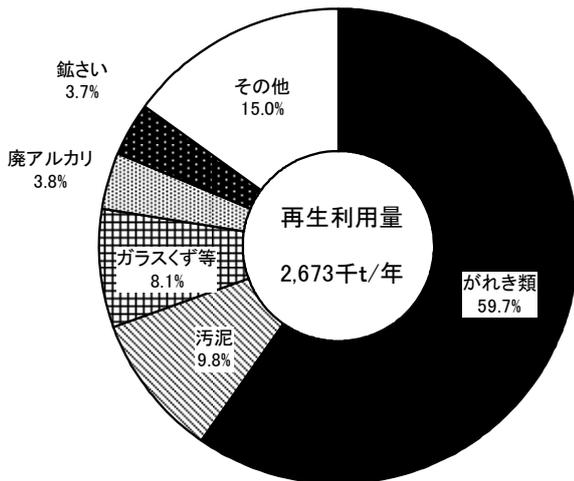
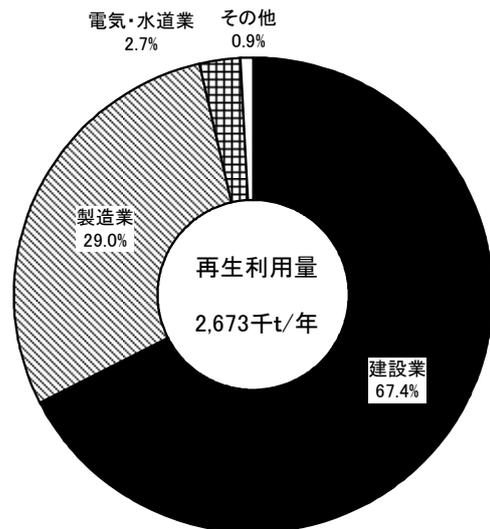


図2-3-12 業種別の最終処分量



(千t/年)	計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動・植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鉱さい	がれき類	その他産
再生利用量	2,673 (100.0%)	31 (1.2%)	262 (9.8%)	37 (1.4%)	41 (1.5%)	103 (3.8%)	77 (2.9%)	4 (0.1%)	95 (3.6%)	0 (0.0%)	19 (0.7%)	1 (0.0%)	27 (1.0%)	215 (8.1%)	98 (3.7%)	1,596 (59.7%)	66 (2.5%)
自己中間処理後再生利用量	157 (100.0%)	0 (0.0%)	15 (9.4%)	0 (0.2%)	3 (2.1%)	0 (0.0%)	9 (5.6%)	0 (0.0%)	5 (3.0%)	0 (0.0%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	2 (1.5%)	13 (8.5%)	0 (0.0%)	108 (68.9%)	1 (0.3%)
委託中間処理後再生利用量	2,504 (100.0%)	31 (1.3%)	246 (9.8%)	33 (1.3%)	38 (1.5%)	103 (4.1%)	68 (2.7%)	4 (0.1%)	91 (3.6%)	0 (0.0%)	16 (0.7%)	1 (0.0%)	25 (1.0%)	197 (7.9%)	98 (3.9%)	1,487 (59.4%)	66 (2.6%)
自己未処理自己再生利用量	12 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (12.2%)	4 (29.4%)	0 (0.0%)	0 (1.6%)	0 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (10.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (39.3%)	0 (0.0%)	1 (6.4%)	0 (0.0%)

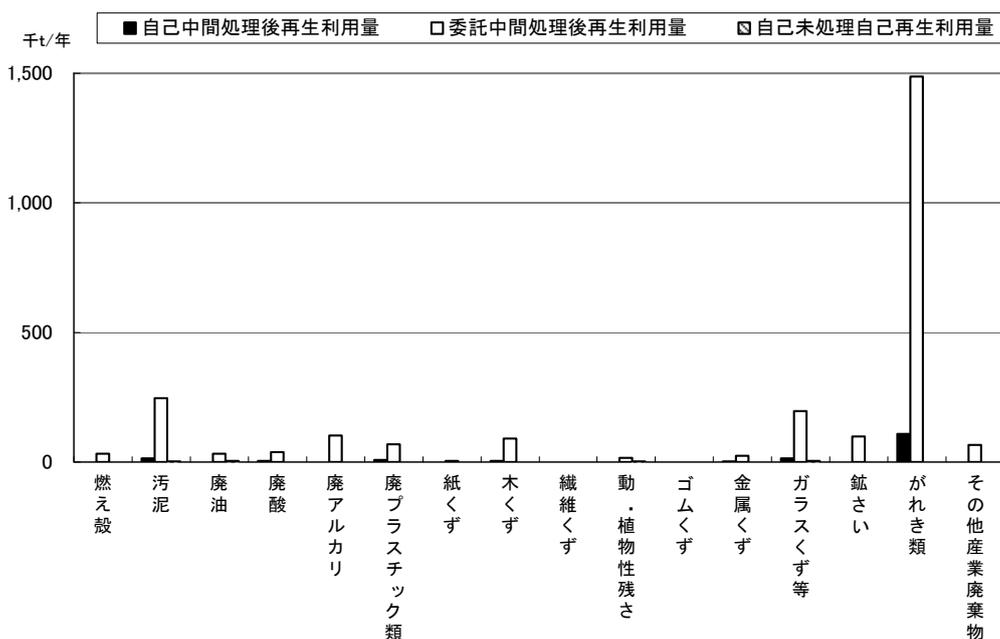


図2-3-13 再生利用量の内訳

## 第4節 種類別の調査結果

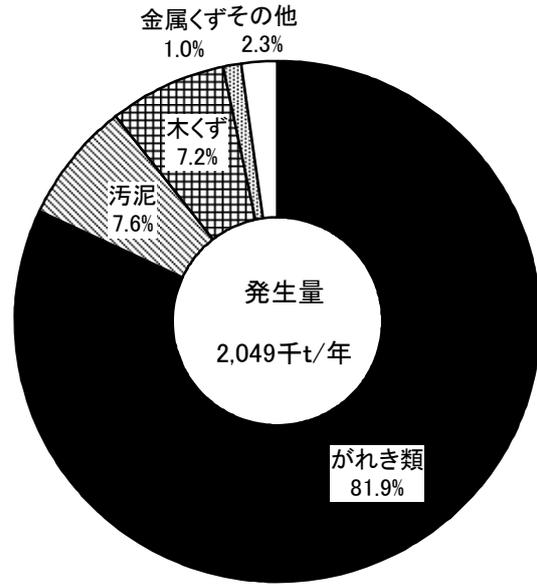
### 1 建設業

建設業からの発生量は2,049千tと  
なっており、県全体の発生量の27.0%  
を占めている。

発生量を種類別にみると、がれき類  
が1,678千t(81.9%)で最も多く、次い  
で汚泥が156千t(7.6%)となっており、  
この2種類で全体の約90%を占めてい  
る(図2-4-1)。

建設業から発生する産業廃棄物の種  
種類別の発生量、資源化量及び最終処分  
量は図2-4-2に、排出及び処理状況は、  
図2-4-3に示すとおりである。

図2-4-1 建設業の種類別発生量



(千t/年)	計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動・植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鉱さい	がれき類	その他産
発生量	2,049 (100.0%)	0 (0.0%)	156 (7.6%)	10 (0.5%)	0 (0.0%)	3 (0.1%)	14 (0.7%)	4 (0.2%)	148 (7.2%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	21 (1.0%)	13 (0.6%)	0 (0.0%)	1,678 (81.9%)	2 (0.1%)
資源化量	1,818 (100.0%)	3 (0.2%)	98 (5.4%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	3 (0.2%)	9 (0.5%)	3 (0.2%)	94 (5.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	19 (1.0%)	9 (0.5%)	0 (0.0%)	1,577 (86.7%)	2 (0.1%)
最終処分量	55 (100.0%)	0 (0.2%)	33 (60.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (6.9%)	1 (0.9%)	1 (2.2%)	0 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.2%)	3 (6.1%)	0 (0.0%)	12 (22.6%)	0 (0.7%)

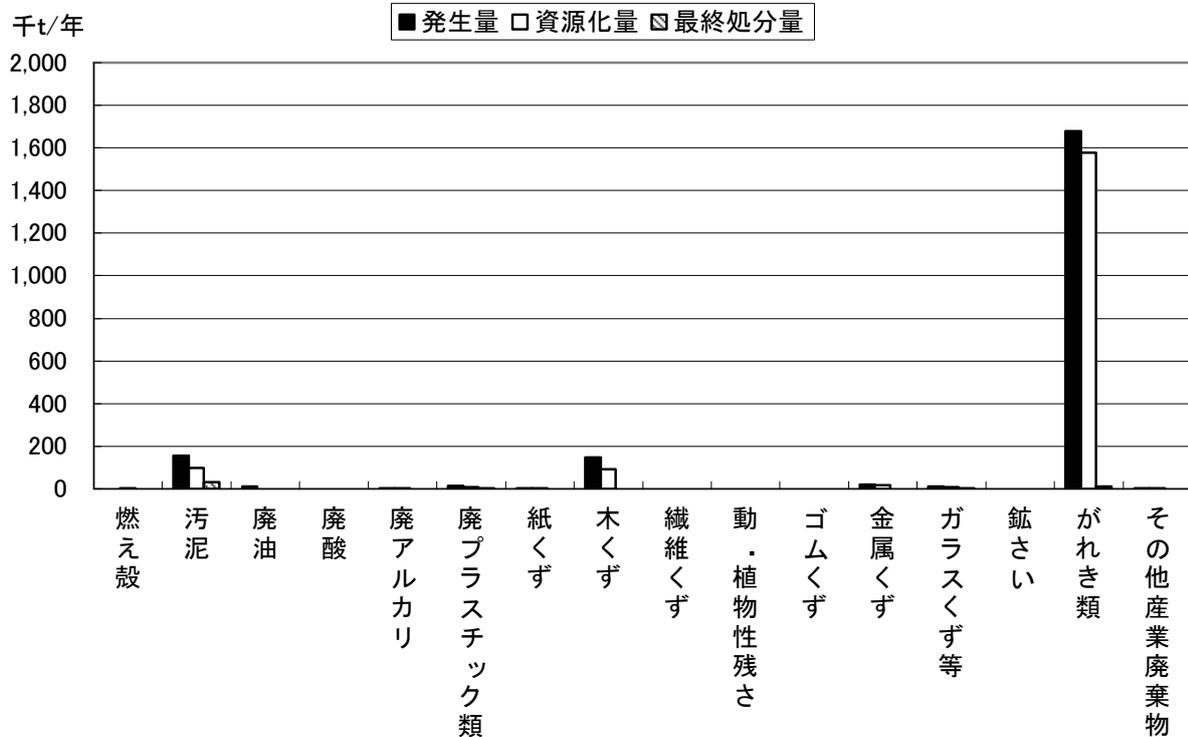


図2-4-2 建設業の種類別発生量、資源化量、最終処分量



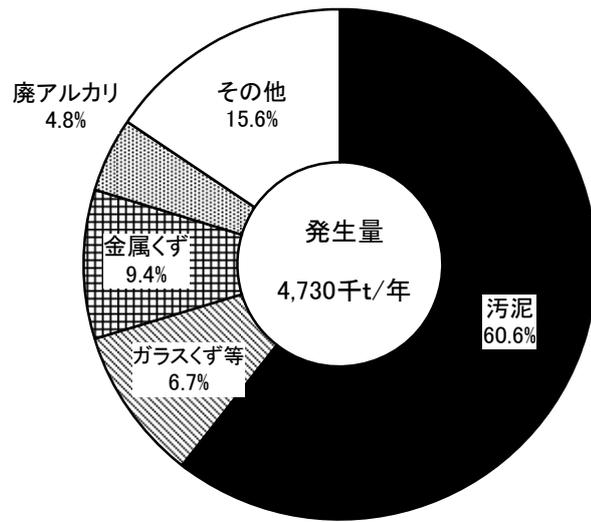
## 2 製造業

製造業からの発生量は4,730千tとなっており、県全体の発生量の62.3%を占めている。

発生量を種類別にみると、汚泥が2,867千t(60.6%)で最も多く、次いでガラスくずが454千t(9.6%)、金属くずが445千t(9.4%)となっており、この3種類で全体の約80%を占めている(図2-4-4)。

製造業から発生する産業廃棄物の種類別の発生量、資源化量及び最終処分量は図2-4-5に、排出及び処理状況は、図2-4-6に示すとおりである。

図2-4-4 製造業の種類別発生量



(千t/年)	計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動・植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鉱さい	がれき類	その他産業廃棄物
発生量	4,730 (100.0%)	20 (0.4%)	2,867 (60.6%)	159 (3.4%)	111 (2.4%)	228 (4.8%)	127 (2.7%)	5 (0.1%)	37 (0.8%)	0 (0.0%)	32 (0.7%)	0 (0.0%)	445 (9.4%)	454 (9.6%)	117 (2.5%)	19 (0.4%)	108 (2.3%)
資源化量	1,334 (100.0%)	22 (1.7%)	132 (9.9%)	89 (6.7%)	66 (5.0%)	106 (8.0%)	81 (6.1%)	4 (0.3%)	3 (0.2%)	0 (0.0%)	23 (1.7%)	0 (0.0%)	435 (32.6%)	209 (15.6%)	98 (7.3%)	18 (1.4%)	47 (3.5%)
最終処分量	318 (100.0%)	2 (0.7%)	263 (82.6%)	0 (0.1%)	0 (0.1%)	1 (0.2%)	19 (6.1%)	0 (0.0%)	0 (0.1%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.1%)	6 (2.0%)	14 (4.3%)	0 (0.1%)	11 (3.3%)

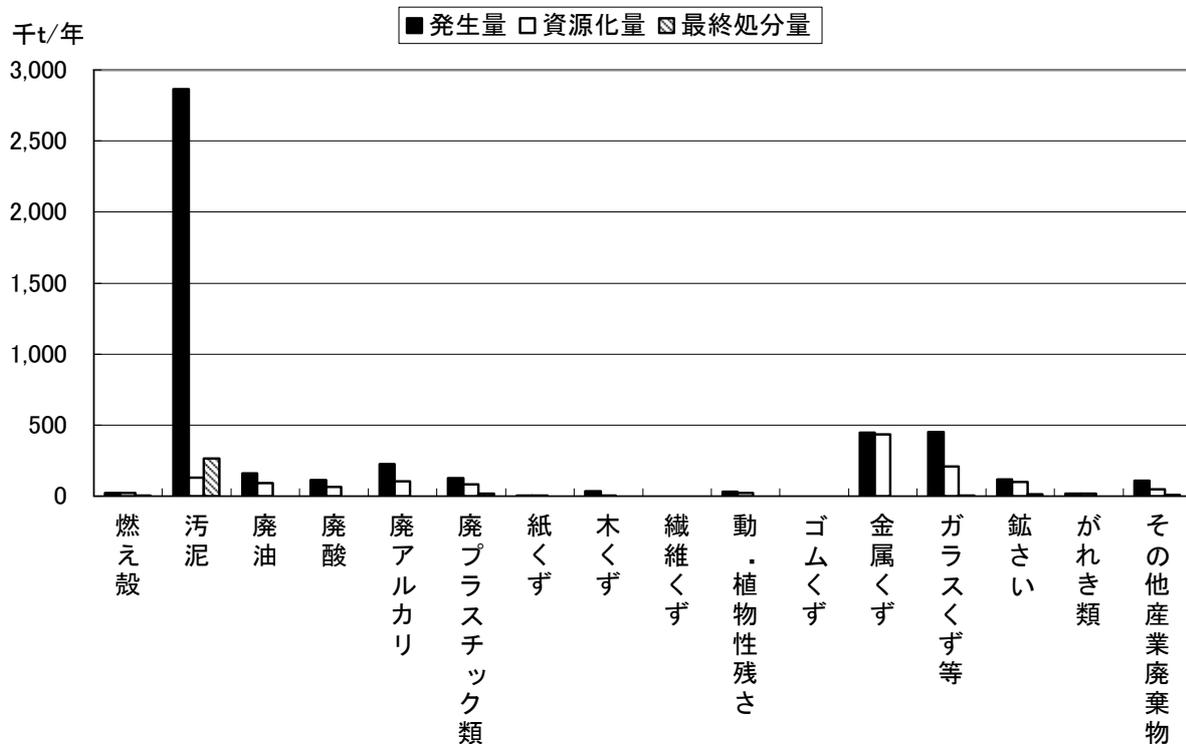
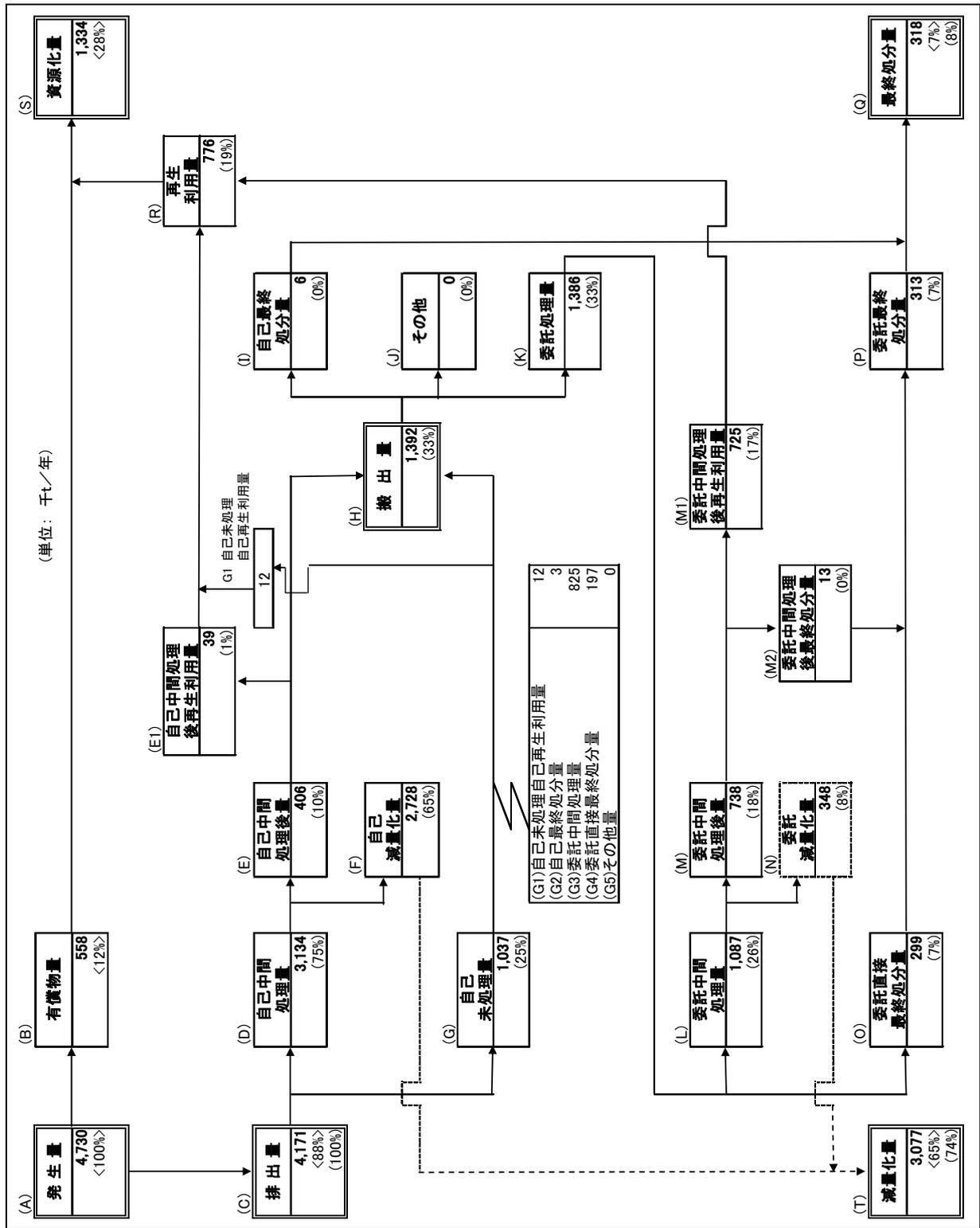


図2-4-5 製造業の種類別発生量、資源化量、最終処分量



注: < >内は発生量に対する割合。( )内は排出量に対する割合。

図2-4-6 製造業からの排出及び処理状況

### 3 電気・水道業

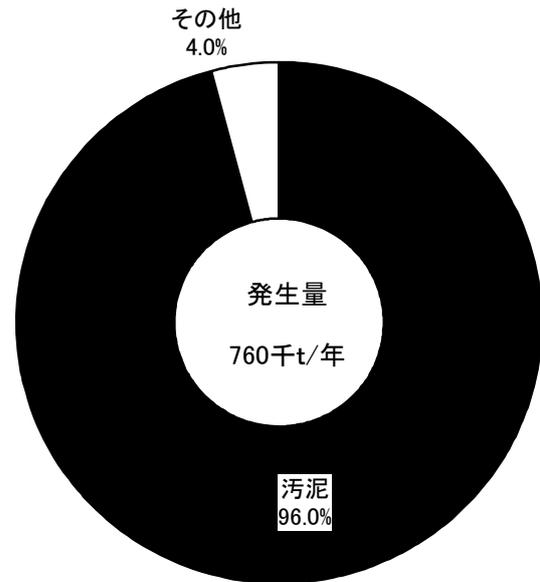
電気・水道業からの発生量は760千tとなっており、県全体の発生量の10.0%を占めている。

発生量を種類別にみると、汚泥が729千t(96.0%)とほとんどを占めている。

(図2-4-7)。

電気・水道業から発生する産業廃棄物の種類別の発生量、資源化量及び最終処分量は図2-4-8に、排出及び処理状況は、図2-4-9に示すとおりである。

図2-4-7 電気・水道業の種類別発生量



(千t/年)	計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動・植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鉱さい	がれき類	その他産
発生量	760 (100.0%)	11 (1.5%)	729 (96.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	17 (2.3%)								
資源化量	71 (100.0%)	11 (15.8%)	41 (58.0%)	0 (0.0%)	1 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.3%)	17 (24.1%)								
最終処分量	5 (100.0%)	0 (0.5%)	5 (94.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (4.4%)	0 (0.2%)

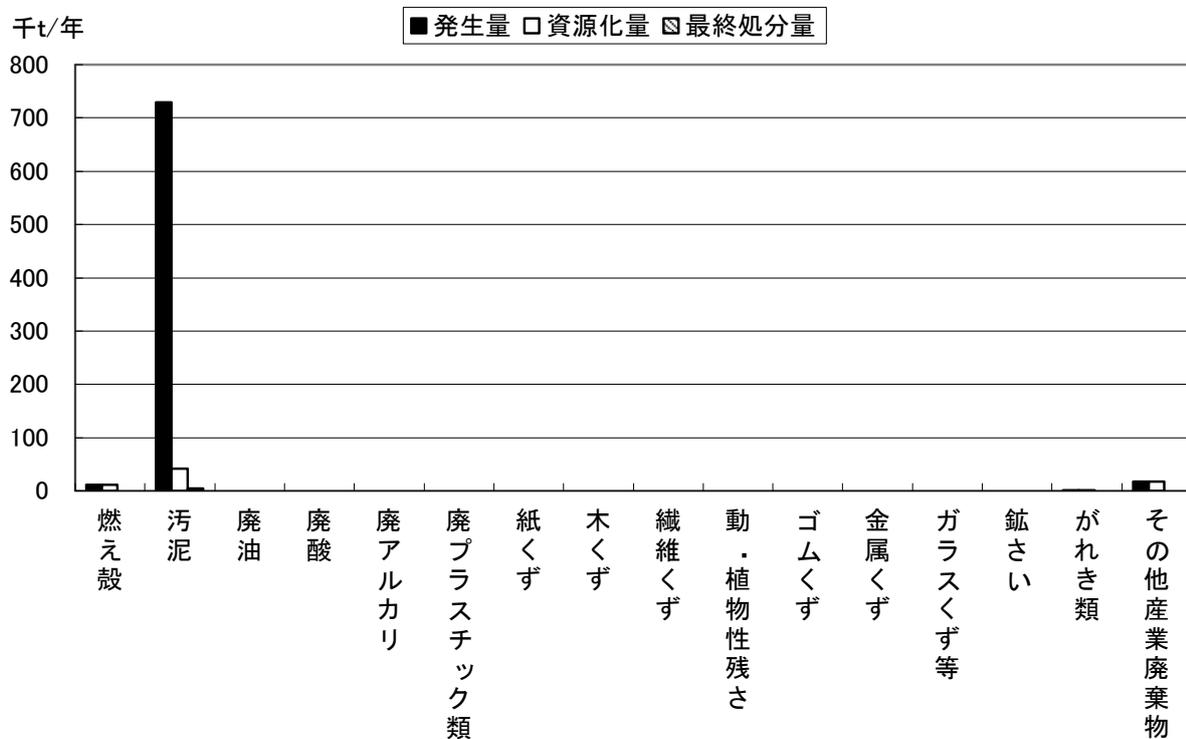
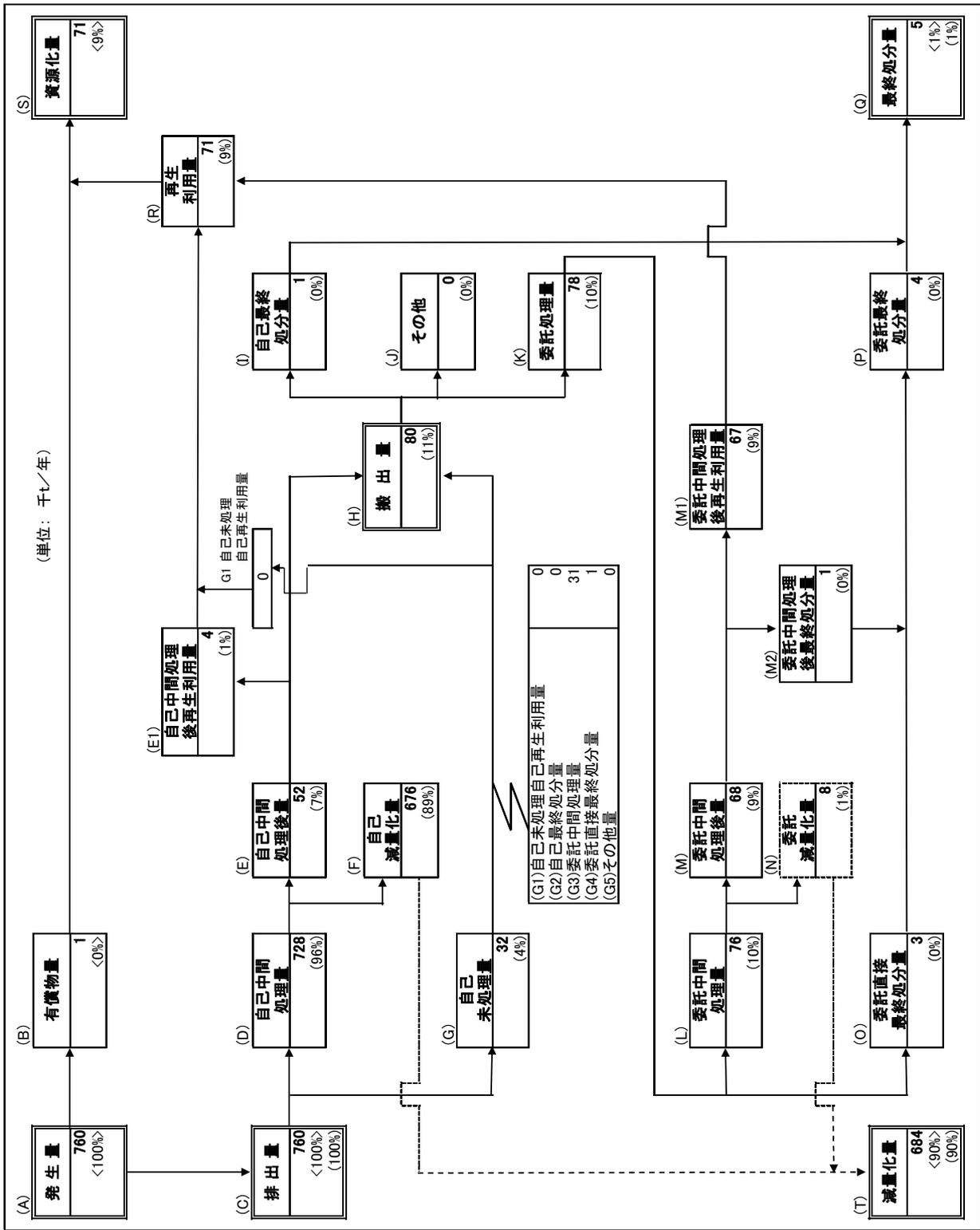


図2-4-8 電気・水道業の種類別発生量、資源化量、最終処分量



注：< >内は発生量に対する割合。( )内は排出量に対する割合。

図2-4-9 電気・水道業からの排出及び処理状況

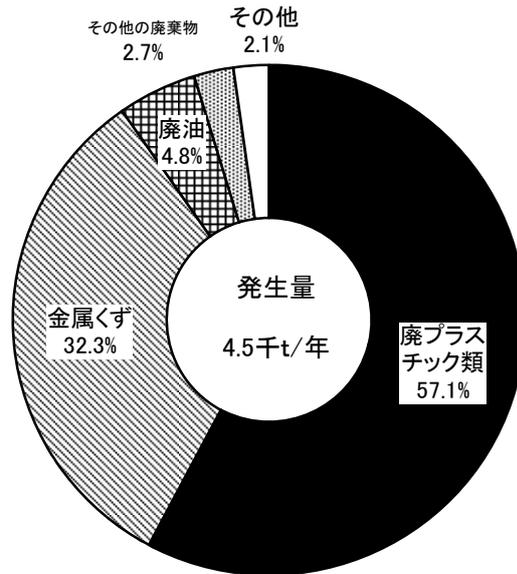
#### 4 運輸業・通信業

運輸業・通信業からの発生量は4.5千tとなっている。

発生量を種類別にみると、廃プラスチック類が2.6千t (57.1%) で最も多く、次いで金属くずが1.5千t (32.3%)、となっており、この2種類で全体の約90%を占めている (図2-4-10)。

運輸業・通信業から発生する産業廃棄物の種類別の発生量、資源化量及び最終処分量は図2-4-11に、排出及び処理状況は、図2-4-12に示すとおりである。

図2-4-10 運輸業・通信業の種類別発生量



(千t/年)	計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動・植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鋳さい	がれき類	その他産
発生量	4.5 (100.0%)	0.0 (0.0%)	0.1 (1.1%)	0.2 (4.8%)	0.1 (1.3%)	0.0 (0.0%)	2.6 (57.1%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	1.5 (32.3%)	0.0 (0.3%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.5%)	0.1 (2.7%)
資源化量	3.5 (100.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.7%)	0.1 (2.7%)	0.0 (0.5%)	0.0 (0.0%)	2.0 (57.2%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	1.3 (37.9%)	0.0 (0.4%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.6%)	0.0 (0.0%)
最終処分量	0.5 (100.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.1%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.4 (72.8%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (2.7%)	0.0 (0.2%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.1 (24.2%)

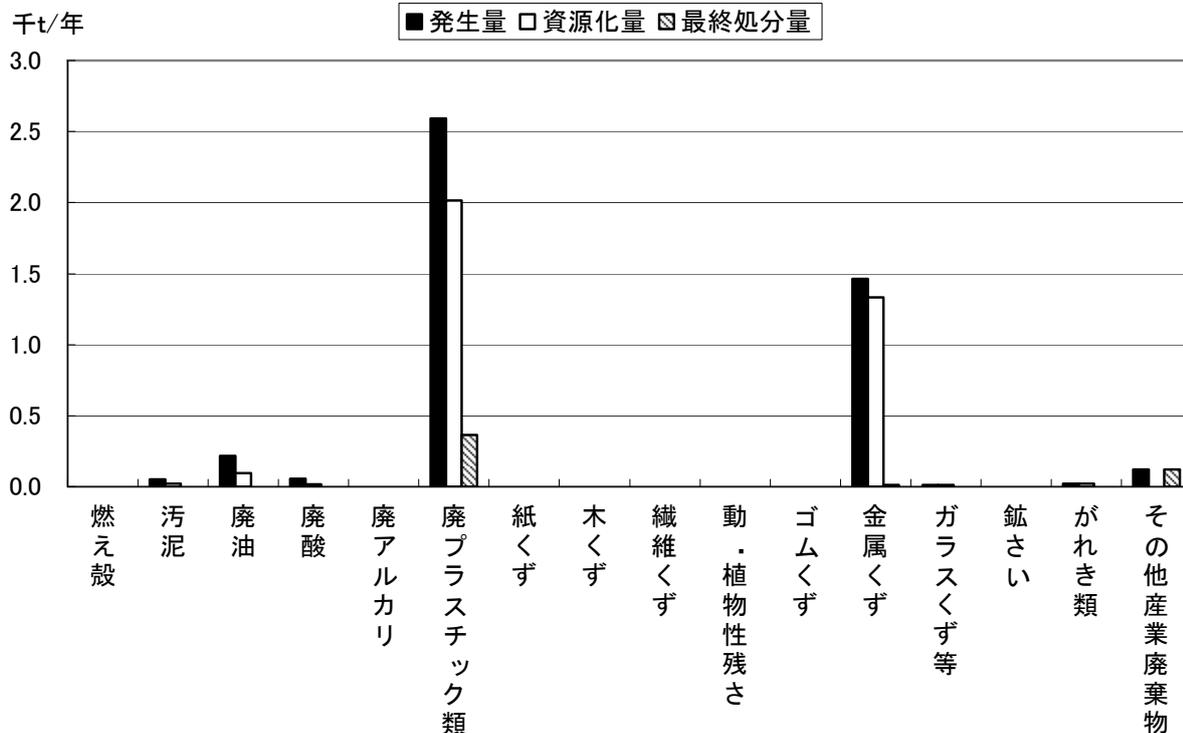


図2-4-11 運輸業・通信業の種類別発生量、資源化量、最終処分量



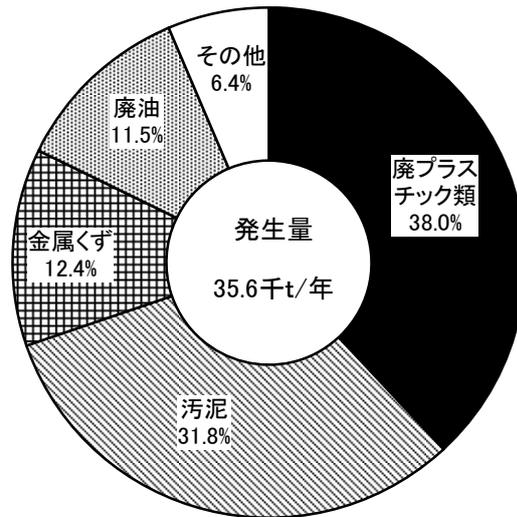
## 5 卸・小売業

卸・小売業からの発生量は35.6千tとなっている。

発生量を種類別にみると、廃プラスチック類が13.5千t (38.0%) で最も多く、次いで汚泥が11.3千t (31.8%)、金属くずが4.4千t (12.4%)、廃油が4.1千t (11.5%) となっており、この4種類で全体の約94%を占めている(図2-4-13)。

卸・小売業から発生する産業廃棄物の種類別の発生量、資源化量及び最終処分量は図2-4-14に、排出及び処理状況は、図2-4-15に示すとおりである。

図2-4-13 卸・小売業の種類別発生量



(千t/年)	計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動・植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鋳さい	がれき類	その他産
発生量	35.6 (100.0%)	0.0 (0.0%)	11.3 (31.8%)	4.1 (11.5%)	0.0 (0.1%)	0.5 (1.3%)	13.5 (38.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.8 (2.2%)	4.4 (12.4%)	0.7 (2.1%)	0.0 (0.0%)	0.1 (0.4%)	0.1 (0.3%)
資源化量	16.7 (100.0%)	0.0 (0.0%)	0.2 (1.5%)	1.2 (7.0%)	0.0 (0.1%)	0.2 (1.1%)	10.6 (63.7%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.8 (4.8%)	2.8 (16.5%)	0.7 (4.3%)	0.0 (0.0%)	0.1 (0.9%)	0.0 (0.1%)
最終処分量	1.8 (100.0%)	0.0 (0.0%)	0.3 (18.8%)	0.0 (0.1%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.1%)	1.5 (79.8%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.3%)	0.0 (0.8%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)

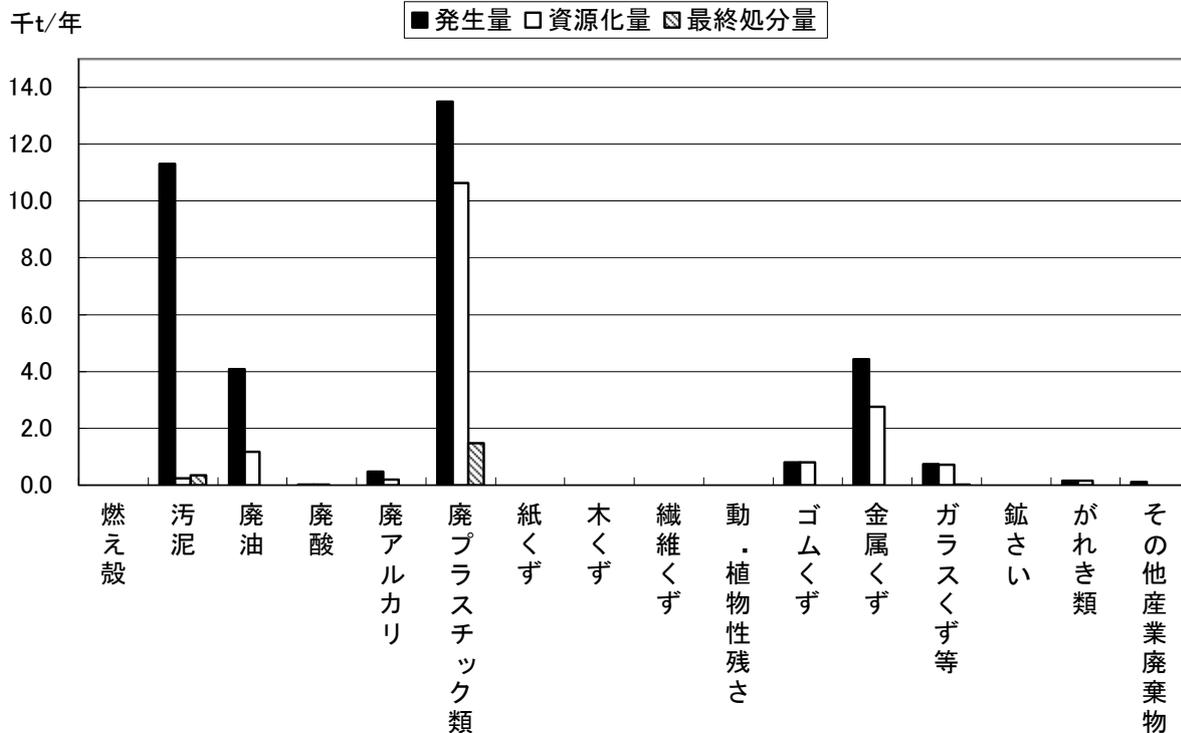
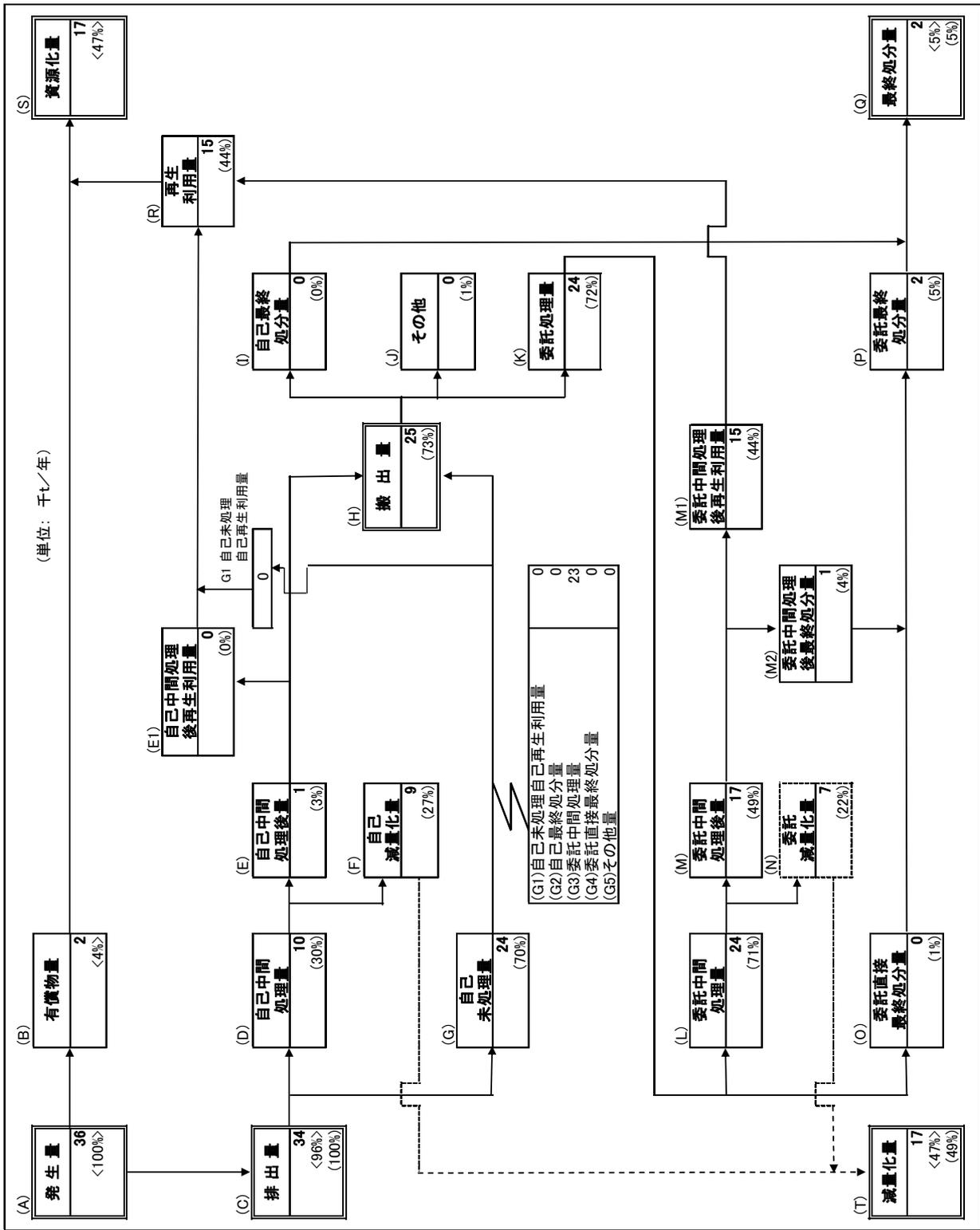


図2-4-14 卸・小売業の種類別発生量、資源化量、最終処分量



注：< >内は発生量に対する割合。( )内は排出量に対する割合。

図2-4-15 卸・小売業からの排出及び処理状況

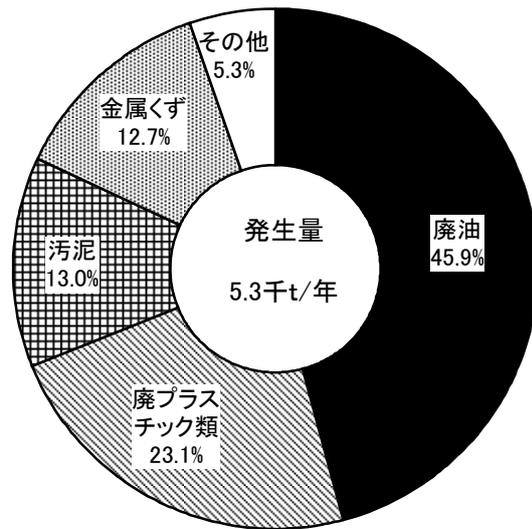
## 6 サービス業

サービス業からの発生量は5.3千t  
となっている。

発生量を種類別にみると、廃油が2.4千t (45.9%) で最も多く、次いで廃プラスチック類が1.2千t (23.1%)、汚泥が0.7千t (13.0%)、金属くずが0.7千t (12.7%) となっており、この4種類で全体の約95%を占めている (図2-4-16)。

サービス業から発生する産業廃棄物の種類別の発生量、資源化量及び最終処分量は図2-4-17に、排出及び処理状況は、図2-4-18に示すとおりである。

図2-4-16 サービス業の種類別発生量



(千t/年)	計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動・植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鋳さい	がれき類	その他産
発生量	5.3 (100.0%)	0.0 (0.0%)	0.7 (13.0%)	2.4 (45.9%)	0.0 (0.6%)	0.0 (0.0%)	1.2 (23.1%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.7 (12.7%)	0.2 (4.6%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.1%)
資源化量	2.8 (100.0%)	0.0 (0.0%)	0.3 (10.2%)	1.1 (38.4%)	0.0 (0.2%)	0.0 (0.0%)	0.9 (30.7%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.5 (18.4%)	0.1 (2.1%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)
最終処分量	0.1 (100.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (7.5%)	0.0 (2.5%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.1 (86.5%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.7%)	0.0 (0.7%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (2.2%)

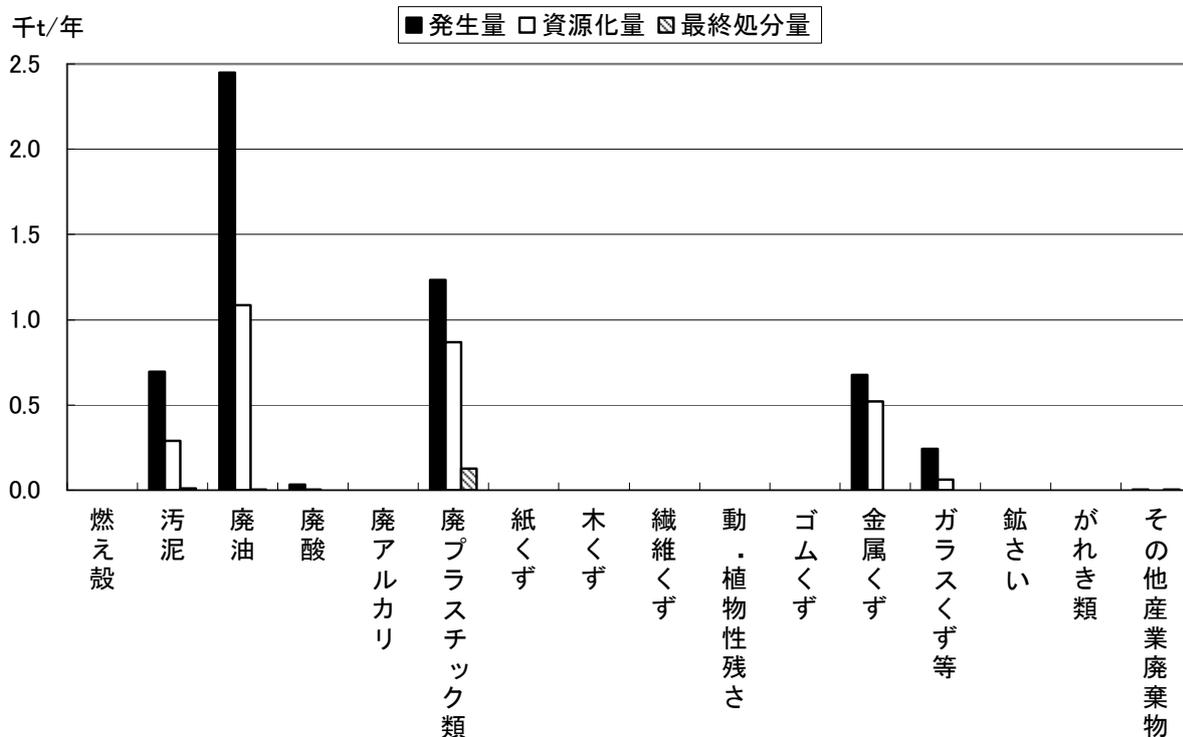
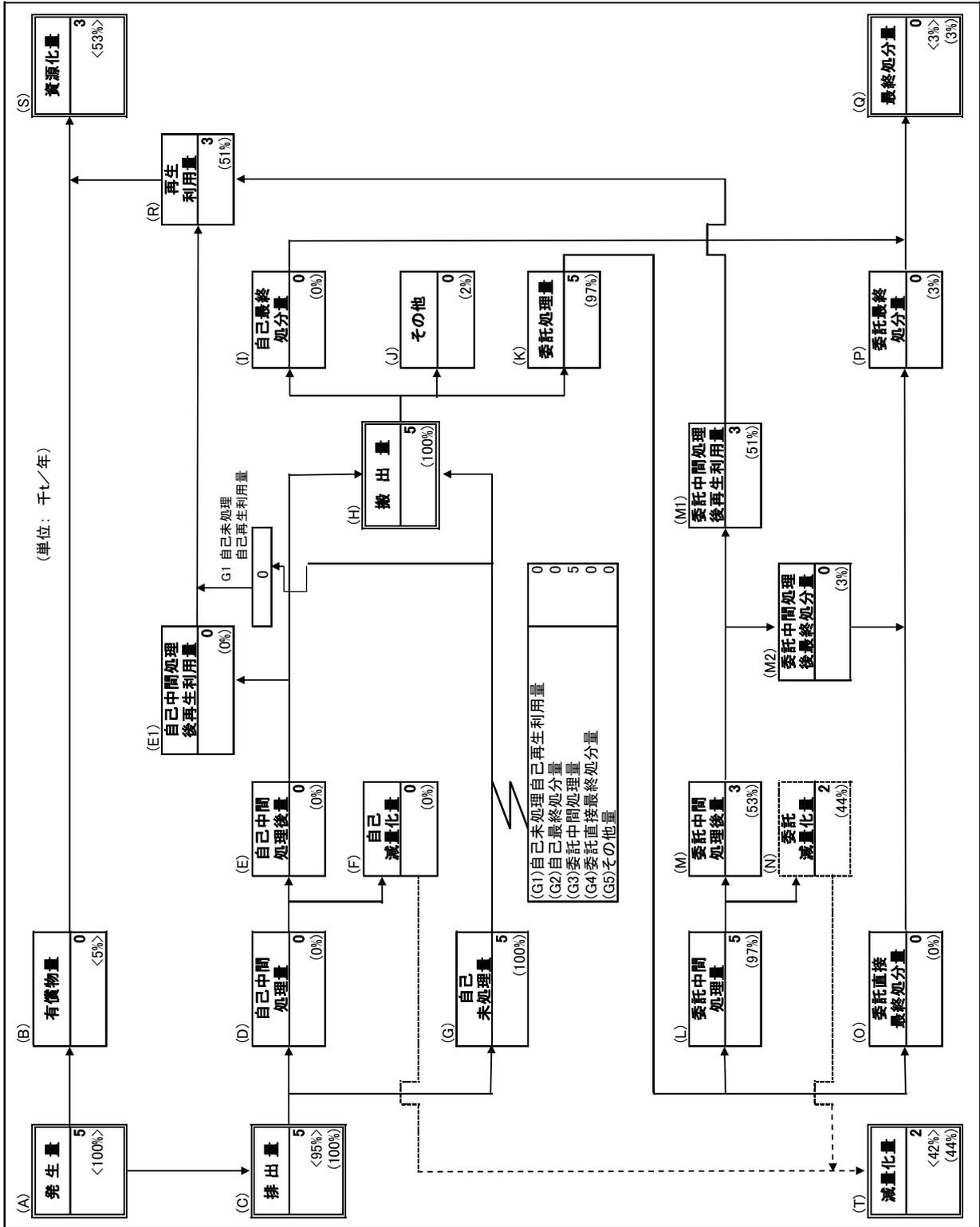


図2-4-17 サービス業の種類別発生量、資源化量、最終処分量



注: < >内は発生量に対する割合。( )内は排出量に対する割合。

図2-4-18 サービス業からの排出及び処理状況

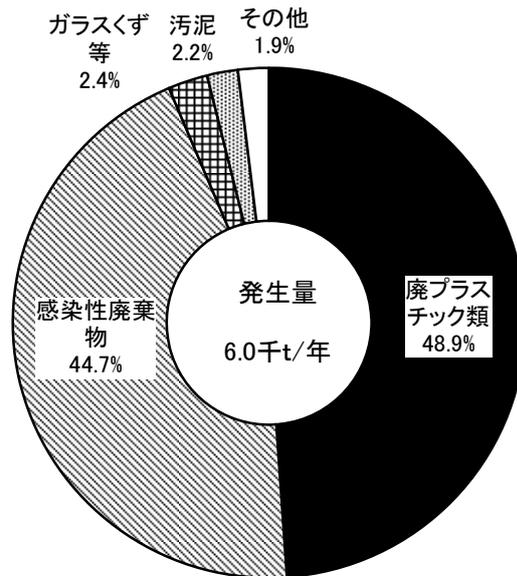
## 7 医療業

医療業からの発生量は6.0千tとなっている。

発生量を種類別にみると、廃プラスチック類が2.9千t(48.9%)で最も多く、次いで感染性廃棄物が2.7千t(44.7%)となっており、この2種類で全体の約94%を占めている(図2-4-19)。

医療業から発生する産業廃棄物の種類別の発生量、資源化量及び最終処分量は図2-4-20に、排出及び処理状況は、図2-4-21に示すとおりである。

図2-4-19 医療業の種類別発生量



(千t/年)	計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動・植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鉱さい	がれき類	感染性産業廃	その他産
発生量	6.0 (100.0%)	0.0 (0.0%)	0.1 (2.2%)	0.0 (0.2%)	0.0 (0.7%)	0.0 (0.6%)	2.9 (48.9%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.3%)	0.1 (2.4%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	2.7 (44.7%)	0.0 (0.0%)
資源化量	3.7 (100.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.3%)	0.0 (0.3%)	0.0 (1.0%)	0.0 (0.9%)	2.1 (57.6%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.2%)	0.1 (2.5%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	1.4 (37.2%)	0.0 (0.0%)
最終処分量	0.6 (100.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (5.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.4 (64.9%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (4.3%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.2 (25.6%)	0.0 (0.0%)

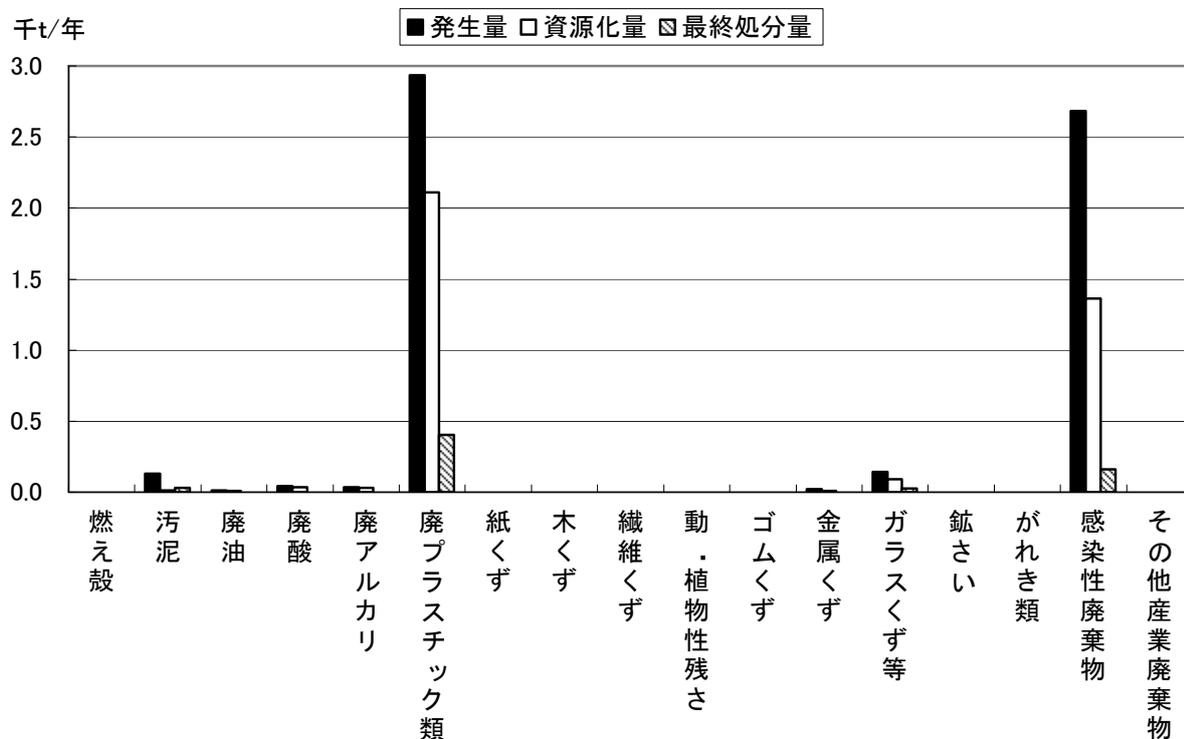
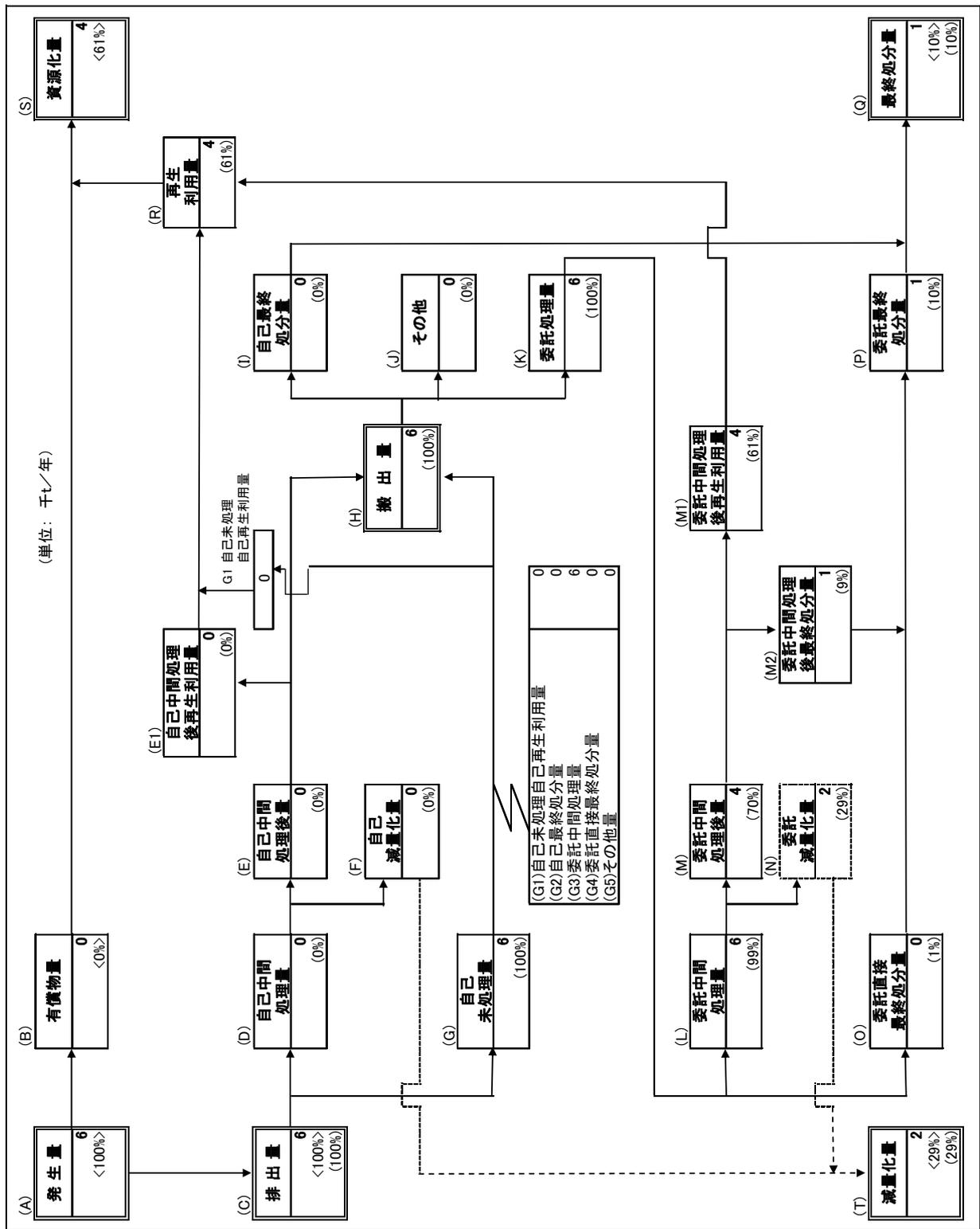


図2-4-20 医療業の種類別発生量、資源化量、最終処分量



注: < >内は発生量に対する割合。( )内は排出量に対する割合。

図2-4-21 医療業からの排出及び処理状況

### 第3章 産業廃棄物発生量等の比較

#### 第1節 前回調査結果との比較

##### 1 発生・排出状況の比較

本調査はアンケート調査等によって得られた標本の産業廃棄物量と集計活動量指標から排出原単位を算出し、その原単位に、業種別の調査対象全体における調査当該年度の活動量指標を掛け合わせて算出した推計量である。（p12参照）前回調査と比較して、その排出原単位と母集団活動量指標が大幅に増加している（特に製造業）ことから、発生量、排出量等が前回調査と比較して大幅に増加している。（表3-1-1）

平成20年度の発生量、排出量を前回調査（平成16年度実績）と種類別に比較すると、発生量は3,047千t（40%）、排出量は2,694千t（38%）増加している。

発生量の種類別にみると、特に汚泥（1,636千t）、がれき類（458千t）、ガラスくず等（334千t）の増加が著しくなっている。（図3-1-2）

なお、グラフは発生量を比較したものである。

表3-1-1 排出原単位や活動量指標の比較

	排出原単位係数			活動量指標			備考
	H16	H20	伸び率	H16	H20	伸び率	H20 発生量(%)
建設業	1.849	2.689	145.4%	74,513	73,586	98.8%	27.0%
製造業	0.295	0.412	139.8%	880,777	1,143,458	129.8%	62.3%
電気・水道業	-	-	-	-	-	-	10.0%
運輸業	0.013	0.011	82.9%	38,924	39,425	101.3%	0.1%
卸・小売業	0.033	0.059	179.4%	155,186	63,939	41.2%	0.5%
サービス業	0.044	0.016	36.7%	11,158	58,303	522.5%	0.1%
医療業	0.023	0.028	120.4%	21,444	21,254	99.1%	0.1%

(千t/年)	H16		H20		増減	
	発生量	排出量	発生量	排出量	発生量	排出量
合計	4,543	4,320	7,590	7,014	3,047	2,694
燃え殻	26	26	32	32	6	6
汚泥	2,128	2,126	3,765	3,753	1,636	1,628
廃油	129	112	176	120	47	8
廃酸	37	28	112	83	75	55
廃アルカリ	102	99	231	225	129	126
廃プラスチック類	191	174	161	133	-30	-41
紙くず	10	10	9	6	-1	-4
木くず	69	64	184	183	116	119
繊維くず	1	1	1	1	-0	-0
動・植物性残さ	102	99	32	27	-71	-73
ゴムくず	3	3	1	1	-2	-2
金属くず	232	76	473	41	241	-35
ガラスくず等	133	133	468	464	334	331
鋳さい	88	86	117	117	29	32
がれき類	1,240	1,232	1,698	1,698	458	466
ばいじん	44	44	92	92	48	48
その他廃棄物	6	6	38	37	32	31

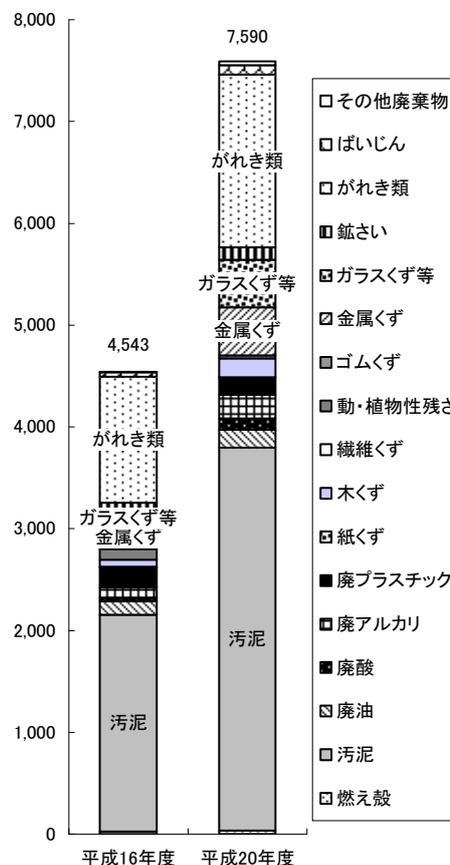


図3-1-2 種類別の発生量・排出量の比較

業種別の発生量を比較すると、建設業（609千t）や製造業（2,237千t）、電気・水道業（195千t）で大きく増加している。（図3-1-3）

(千t/年)	H16		H20		増減	
	発生量	排出量	発生量	排出量	発生量	排出量
合計	4,543	4,320	7,590	7,014	3,047	2,694
建設業	1,440	1,431	2,049	2,034	609	603
製造業	2,493	2,283	4,730	4,171	2,237	1,888
電気・水道業	565	565	760	760	195	195
運輸業	4	3	5	4	1	1
卸・小売業	33	31	36	34	3	3
サービス業	3	2	5	5	2	3
医療業	5	5	6	6	1	1

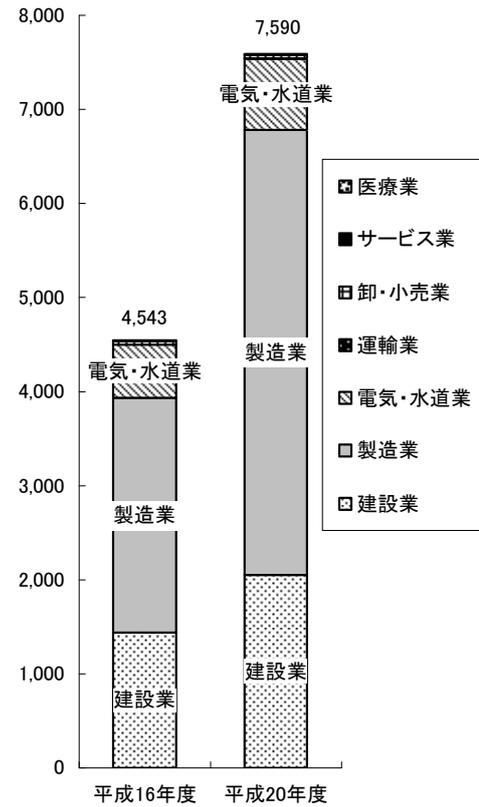


図3-1-3 業種別の発生量・排出量の比較

## 2 処理状況の比較

発生量に対する各処理量の割合を前回調査と比較すると表3-1-4のとおりである。

処理については、最終処分量が大きく増加している。

表3-1-4 処理状況の比較

(千t/年)	発生量		排出量		減量化量		資源化量		最終処分量	
平成16年度	4,543	(100.0%)	4,320	(95.1%)	2,437	(53.6%)	1,923	(42.3%)	168	(3.7%)
平成20年度	7,590	(100.0%)	7,014	(92.4%)	3,958	(52.1%)	3,250	(42.8%)	382	(5.0%)
増減(率)	3,047	(67.1%)	2,694	(62.4%)	1,521	(62.4%)	1,327	(69.0%)	214	(127.2%)

## 第2節 排出状況の将来見込み

排出量の将来予測は、次の考え方で行った。

産業廃棄物の排出原単位が、将来に渡り一定であると仮定して、各種活動量指標を将来推計し、推計した活動量指標に平成20年度の原単位を乗じて排出量を予測した。

排出量全体で見ると、平成20年度が7,014千tに対し、平成30年度で6,942千tとほぼ横ばいであることが見込まれる。

業種別にみると、建設業、電気・水道業に関しては将来に向けて増加傾向であるが、建設業に関しては減少傾向にある。（図3-2-1）

(千t/年)	H20	H25	H30
建設業	2,034	1,792	1,552
製造業	4,171	4,287	4,352
電気・水道業	760	899	993
その他	49	47	45
排出量計	7,014	7,025	6,942

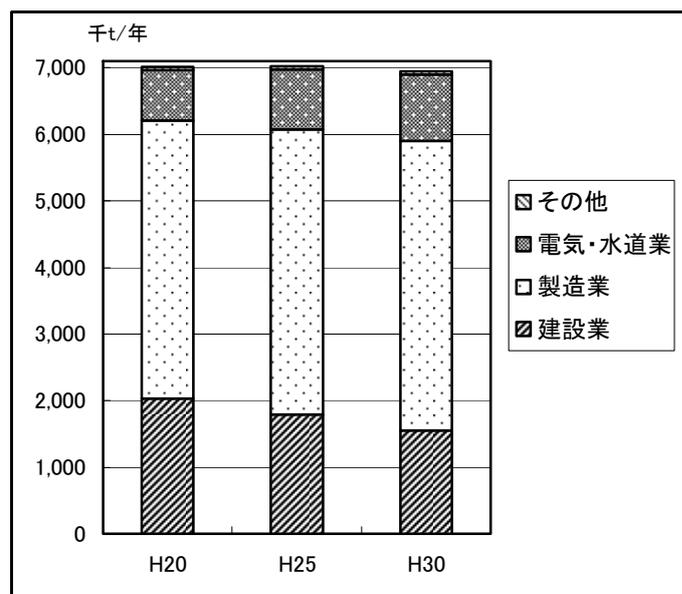


図3-2-1 業種別排出量の将来見込み

(千t/年)	H20	H25	H30
汚泥	3,753	3,953	4,073
がれき類	1,698	1,499	1,302
廃プラスチック類	133	134	133
ガラスくず等	464	471	476
廃油	120	123	123
動植物性残さ	27	27	28
廃アルカリ	225	229	232
鉱さい	117	127	129
その他	476	462	447
排出量計	7,014	7,025	6,942

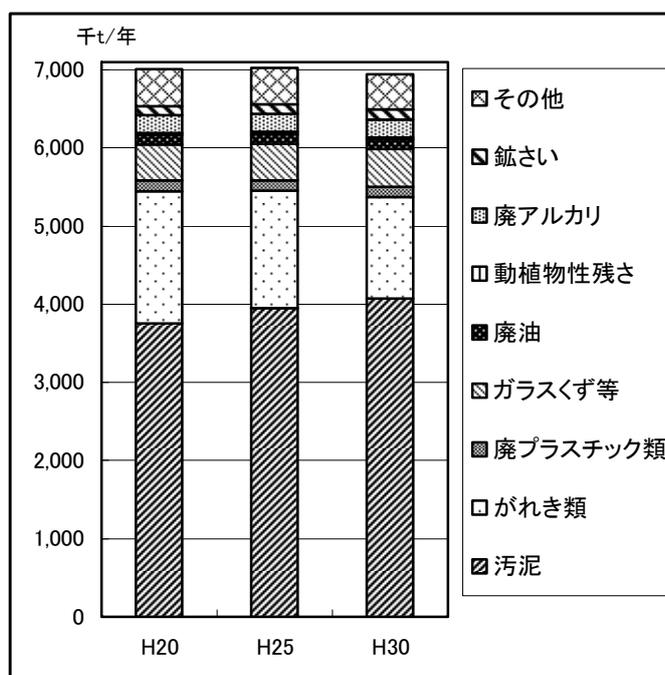


図3-2-2 種類別排出量の将来見込み

発生量に対する各処理量見込みの割合をみると表3-2-3のとおりである。

資源化量に関しては、産業廃棄物の排出及び処理状況等調査（環境省）の過年度のデータより、将来の発生量に対する資源化量の割合を推計し、その伸び率を推計した三重県の各年度の排出量に掛け合わせて算出した。

最終処分量に関しては、埋立処分をせざるを得ない無機性汚泥が多いという本県の状況から、無機性汚泥の量は平成20年度から一定であるとして、それ以外の廃棄物は資源化量と同様に推計した。

資源化量は増加する見込みであり、一方最終処分量は減少していく見込みである。

表3-2-3 処理状況の将来見込み

	発生量		排出量		資源化量		最終処分量	
平成20年度	7,590	(100.0%)	7,014	(92.4%)	3,250	(42.8%)	382	(5.0%)
平成25年度	7,613	(100.0%)	7,025	(92.3%)	3,323	(43.6%)	333	(4.4%)
平成30年度	7,538	(100.0%)	6,942	(92.1%)	3,383	(44.9%)	294	(3.9%)

## 第4章 農業、鉱業を含めた産業廃棄物

### 第1節 農業

農業からの産業廃棄物は、関係部門の資料を基に畜産農業からの動物のふん尿及び施設園芸農業からの廃プラスチック類について調査を実施した。

その結果は表4-1-1、表4-1-2のとおりである。

表4-1-1 農業からの産業廃棄物

対象物	関連資料の出典等	排出量
動物のふん尿	＊活動量：「都道府県別家畜・鶏飼養頭羽数」 （「日本統計年鑑」総務省統計局）による 「食鳥流通統計調査」 （農林水産省資料）による ＊ふん尿発生原単位：「堆肥化施設設計マニュアル」 （中央畜産会）による	978千 t/年
農業系廃プラスチック類	＊発生量：三重県農業用使用済プラスチック適正 処理推進協議会の調査による	348t/年

表4-1-2 農業系廃プラスチック類

(t/年)

再生処理	埋立処理	焼却処理	その他	合計
215	98	35	0	348

### 第2節 鉱業

鉱業からの産業廃棄物については、標本調査により実施した。

鉱業からの発生量は、1,586千 tとなっている。種類別にみると汚泥が1,540千 tと全体の約97%を占めている。（表4-2-1）

発生量1,586千 tに対して、自己中間処理（自己中間処理量は1,575千 t）により1,209千 tが、委託中間処理（委託中間処理量は40千 t）により38千 tが減量している。

処理・処分は、発生量の約12%に当たる190千 tが採取跡地への埋め戻し等となっている。

表4-2-1 鉱業からの産業廃棄物

(千 t/年)

発生量	有償物量	排出量	減量化量	埋め戻し量等その他
1,586 (100%)	0 (0%)	1,585 (100%)	1,248 (79%)	190 (12%)

### 第3節 農業、鉱業を含めた総発生量

農業、鉱業を含めた産業廃棄物の総発生量は、10,154千tとなっている。  
業種別種類別の発生量は、表4-3-1に示すとおりである。

表4-3-1 農業、鉱業を含めた総発生量

(千t)

	建設業	製造業	電気・水道業	運輸業 通信業	卸・小売業	サービス業	医療業	農業	鉱業	計
燃え殻	0	20	11		0	0				32
汚泥	156	2,867	729	0	11	1	0		1,540	5,305
廃油	10	159	0	0	4	2	0		10	186
廃酸	0	111	0	0	0	0	0			112
廃アルカリ	3	228		0	0	0	0			231
廃プラスチック類	14	127	0	3	14	1	3	0	0	162
紙くず	4	5								9
木くず	148	37								184
繊維くず	1	0								1
動・植物性残さ		32								32
ゴムくず		0			1					1
金属くず	21	445	1	1	4	1	0		0	473
ガラスくず等	13	454	0	0	1	0	0		6	474
鉱さい	0	117								117
がれき類	1,678	19	1	0	0				29	1,727
ばいじん		76	17			0				92
動物の糞尿								978		978
その他産業廃棄物	2	32	1	0	0	0	3			38
計	2,049	4,730	760	5	36	5	6	978	1,586	10,154

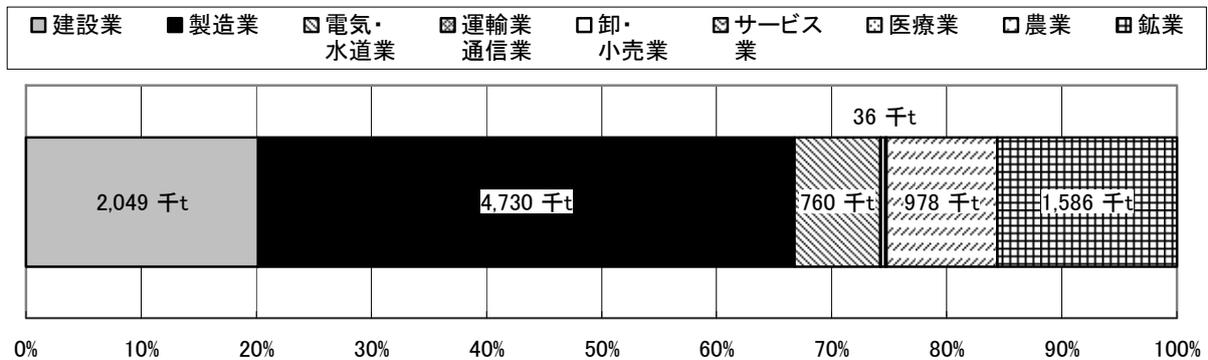


図4-3-2 産業廃棄物発生量の業種別割合

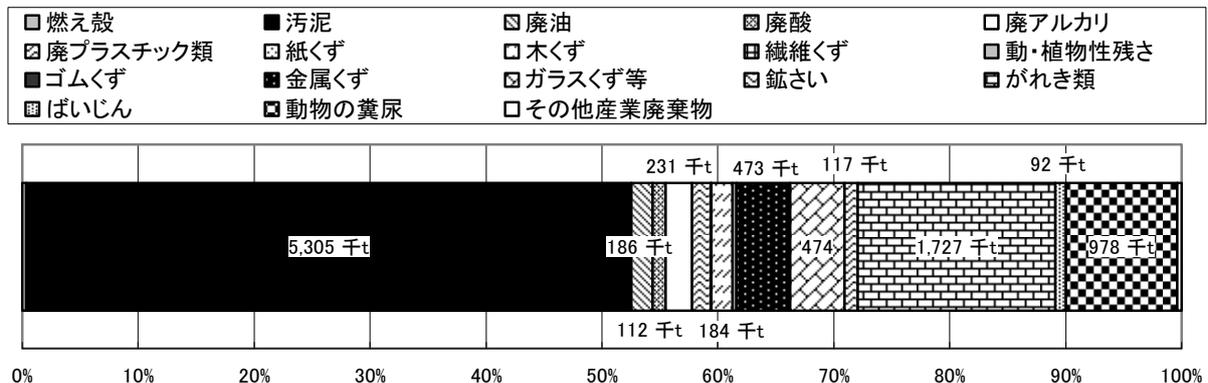


図4-3-3 産業廃棄物発生量の種類別割合

## 第5章 産業廃棄物に関する意識調査の結果（排出事業者対象）

「産業廃棄物実態調査」に併せて行った、排出事業者に対する産業廃棄物に関する意識調査の結果概要を次に記します。

### 第1節 調査概要

設問は、下記の6項目について調査した。

1. 産業廃棄物の発生抑制やリサイクル（再利用・再生利用）への取組等
2. 電子マニフェストの利用
3. 産業廃棄物処理業者の選定と処理困難な廃棄物の種類等
4. 産業廃棄物の発生・処理等に関する地球温暖化対策の取組
5. 公共が関与する産業廃棄物の処理
6. 三重県の廃棄物関連施策

#### ※ 調査に関する注意事項

調査項目によっては複数選択可能な設問もあり、割合の合計が100%を超える場合がある。また、単一選択項目でも四捨五入の関係より100%を超えることもある。

設問によっては、業種別の割合を表している箇所があるが、集計の都合上業種を8業種にまとめている。業種の区分を下記に記す。

集計表記業種	業種名
建設業	建設業
製造業	製造業
電気・水道業	電気・ガス・熱供給・水道業
運輸業	運輸業・郵便業
卸・小売業	卸売業・小売業
医療・福祉	医療・福祉
サービス業	学術研究・専門・技術サービス業 宿泊業・飲食サービス業 生活関連サービス業・娯楽業 複合サービス業 サービス業（他に分類されないもの）
その他	鉱業・採石業・砂利採取業 不動産業・物品賃貸業 教育・学習支援業

### 第2節 意識調査回答の概要

本調査は、発送数が6,055通、有効回答数が1,892通 回答率は31.2%

### 第3節 意識調査回答の結果

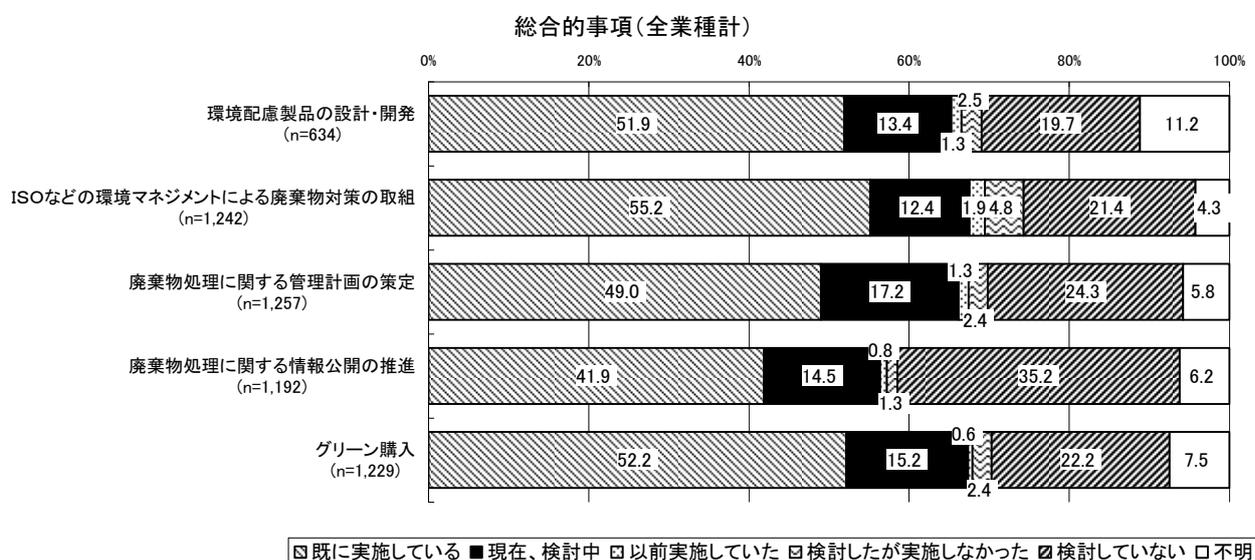
#### 1 貴事業所での産業廃棄物の発生抑制やリサイクル(再利用・再生利用)への取組等

##### (1) 現在の取組と(2) 今後の取組

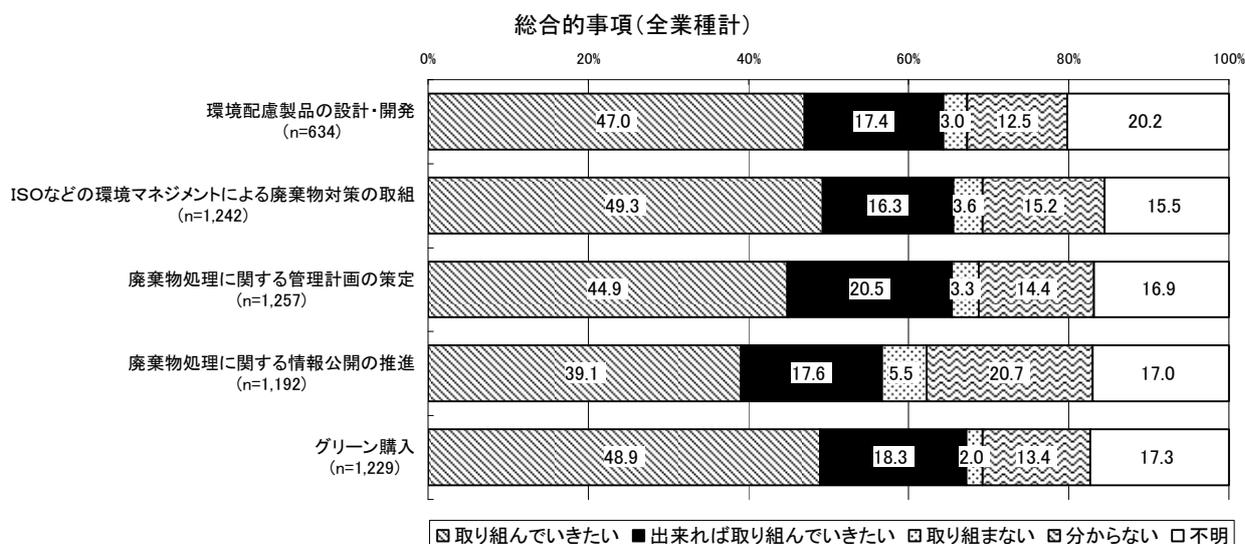
###### <総合的事項>

- ・ 総合的事項で最も取り組まれている事項は「ISOなどの環境マネジメントによる廃棄物対策の取組」で55.2%となっている。
- ・ 今後の取組んでいきたい事業でも「ISOなどの環境マネジメントによる廃棄物対策の取組」が最も高くなっている。

#### ●現在の取組み状況

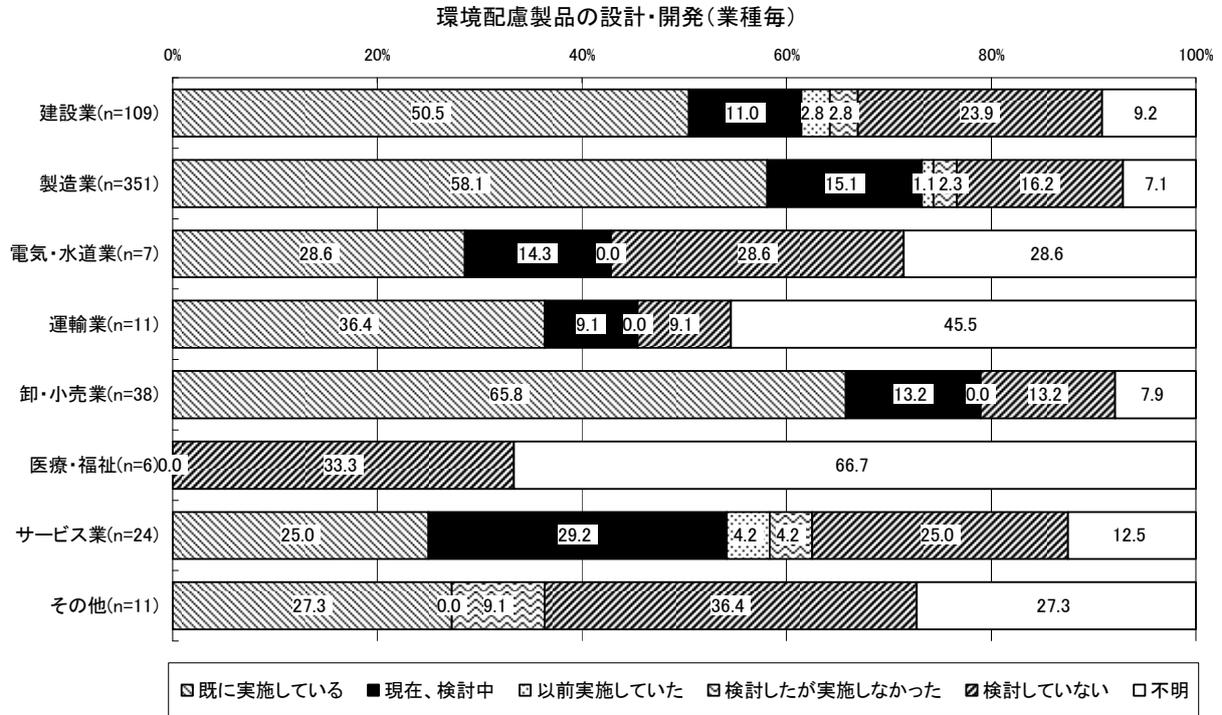


#### ●今後の取組み

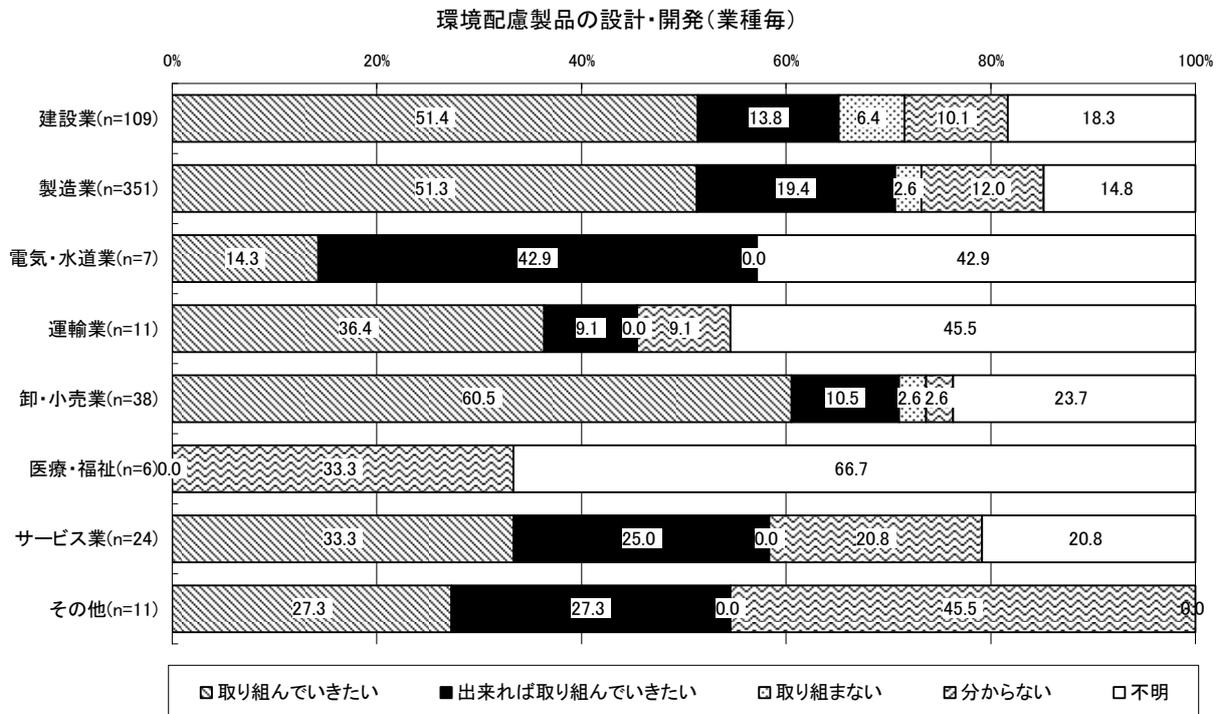


- ・ 環境配慮製品の設計・開発を既に実施している事業所が最も高い業種は「卸・小売業」で65.8%となっている。
- ・ 今後取り組んでいきたいと考えている割合が最も高い業種も「卸・小売業」となっている。

●現在の取組み状況

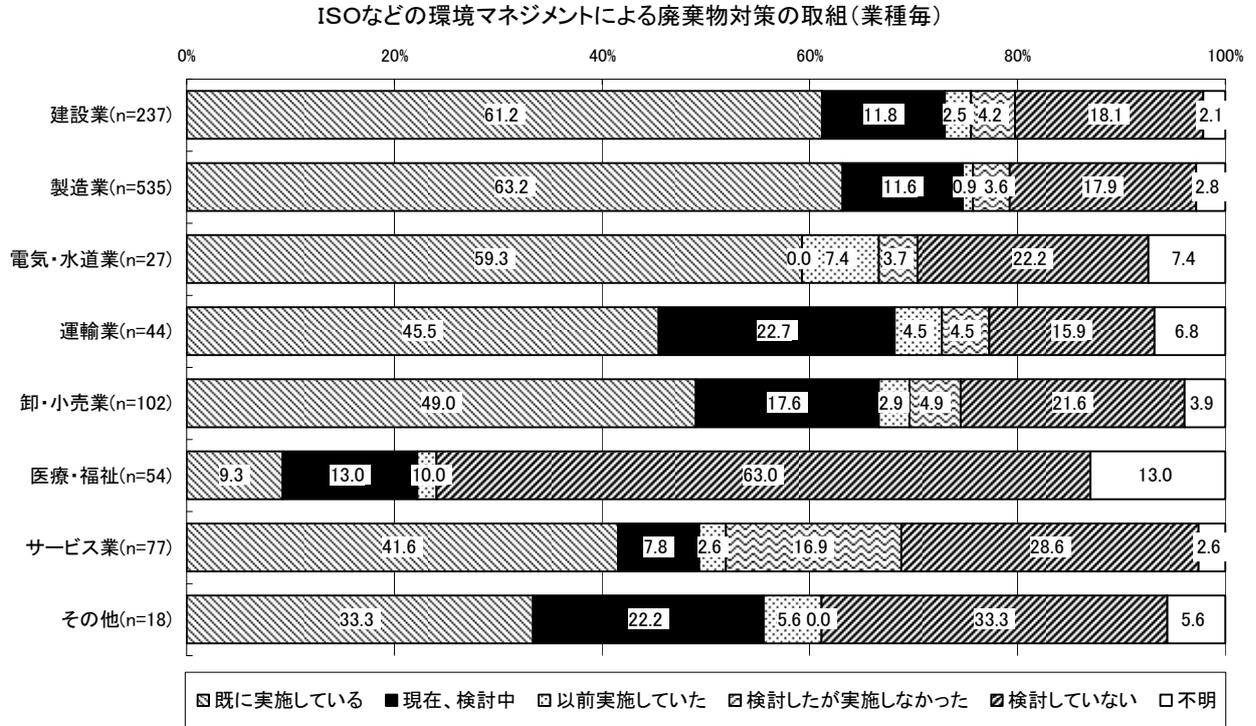


●今後の取組み

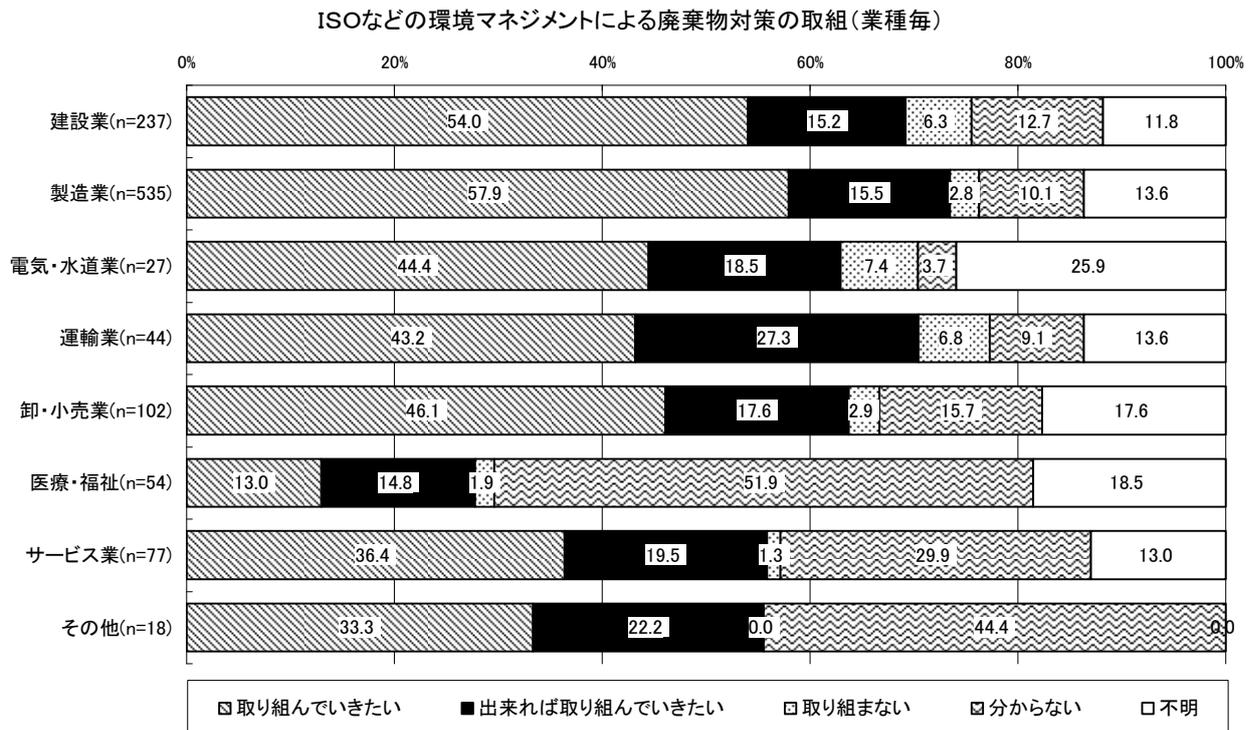


- ・ I S Oなどの環境マネジメントによる廃棄物対策の取組状況が6割を超えている業種は「建設業」と「製造業」となっている。
- ・ 今後取り組んでいきたいと考えている割合が高い業種も「建設業」「製造業」となっている。

●現在の取組み状況

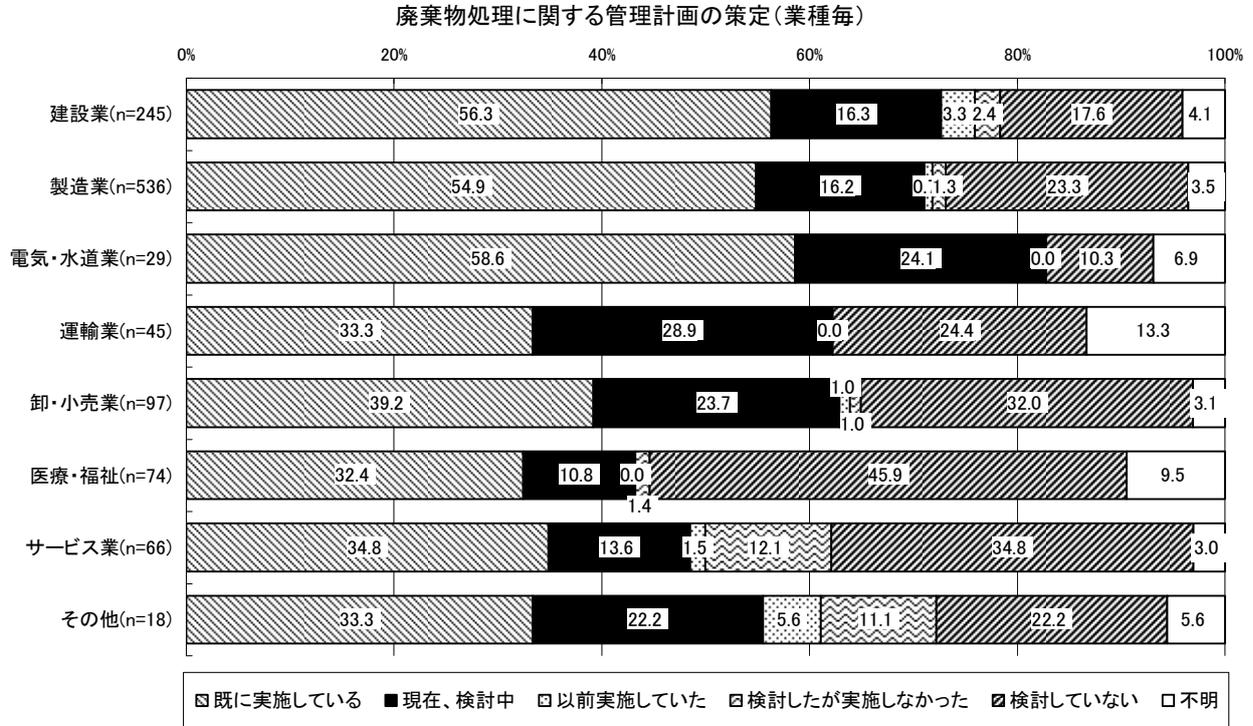


●今後の取組み

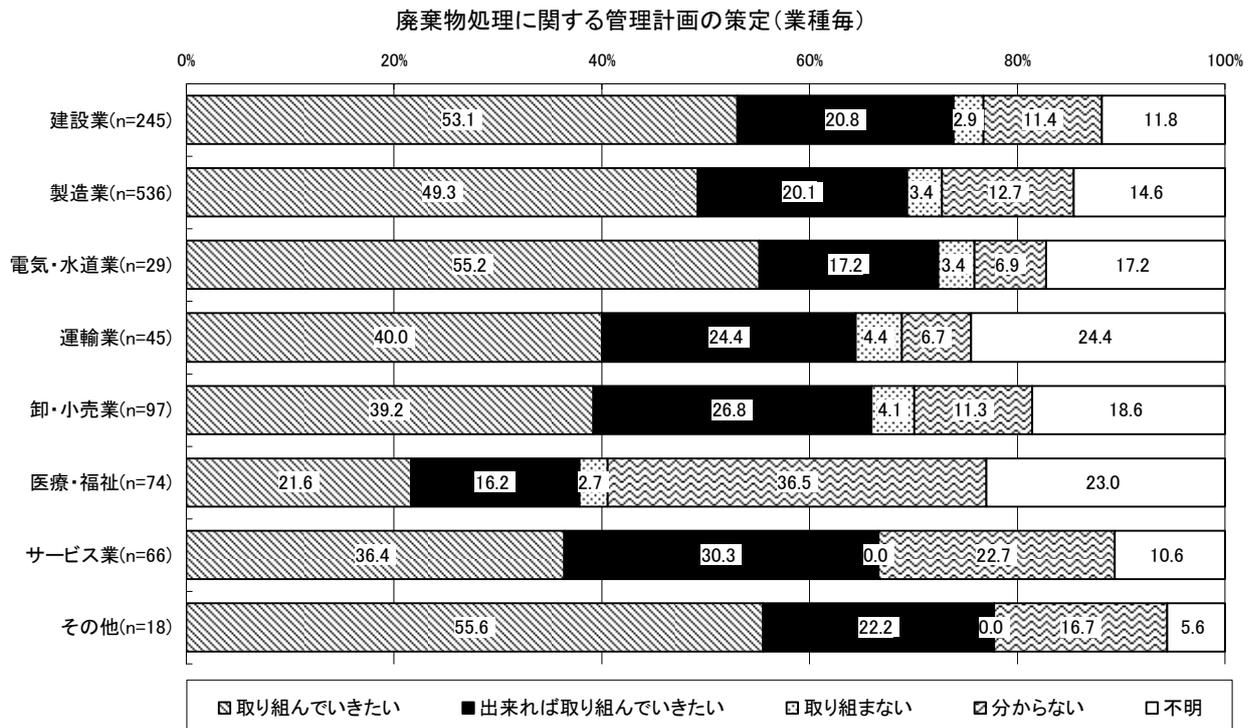


- ・ 廃棄物処理に関する管理計画の策定の取組み状況は、「建設業」「製造業」「電気・水道業」で5割を超えている。
- ・ 今後取り組んでいきたいと考えている割合が最も高い業種は「その他」となっている。

●現在の取組み状況

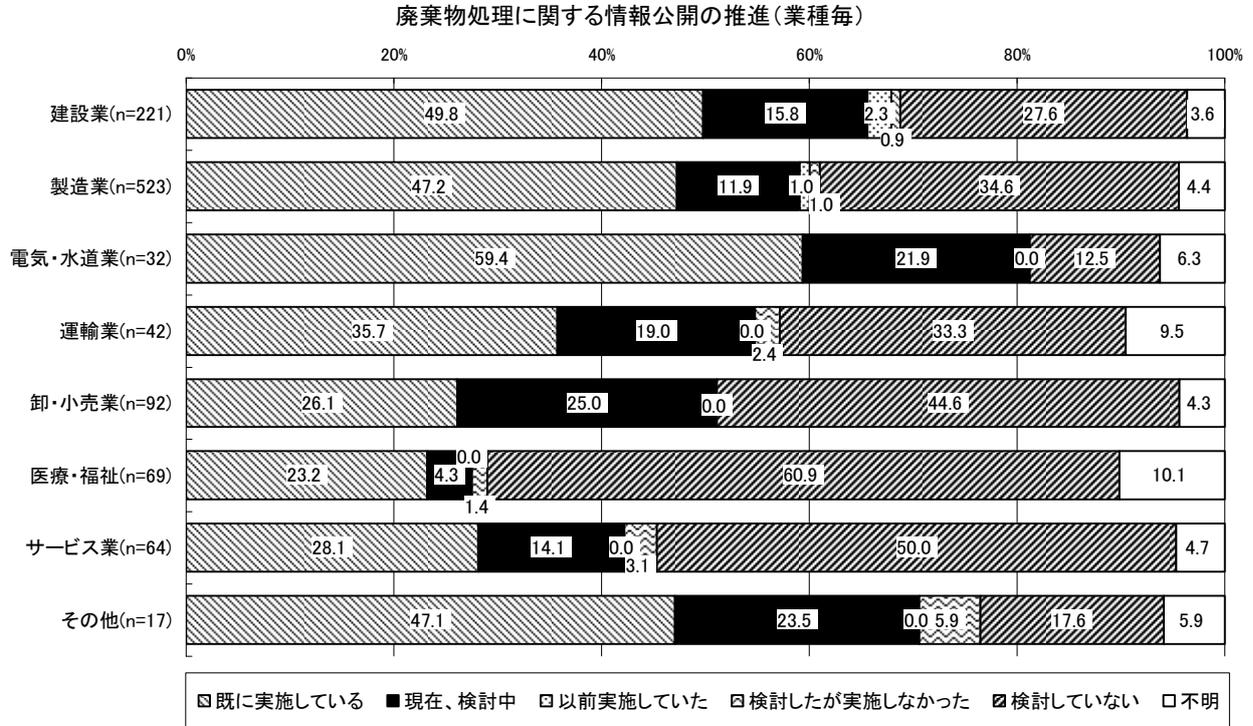


●今後の取組み

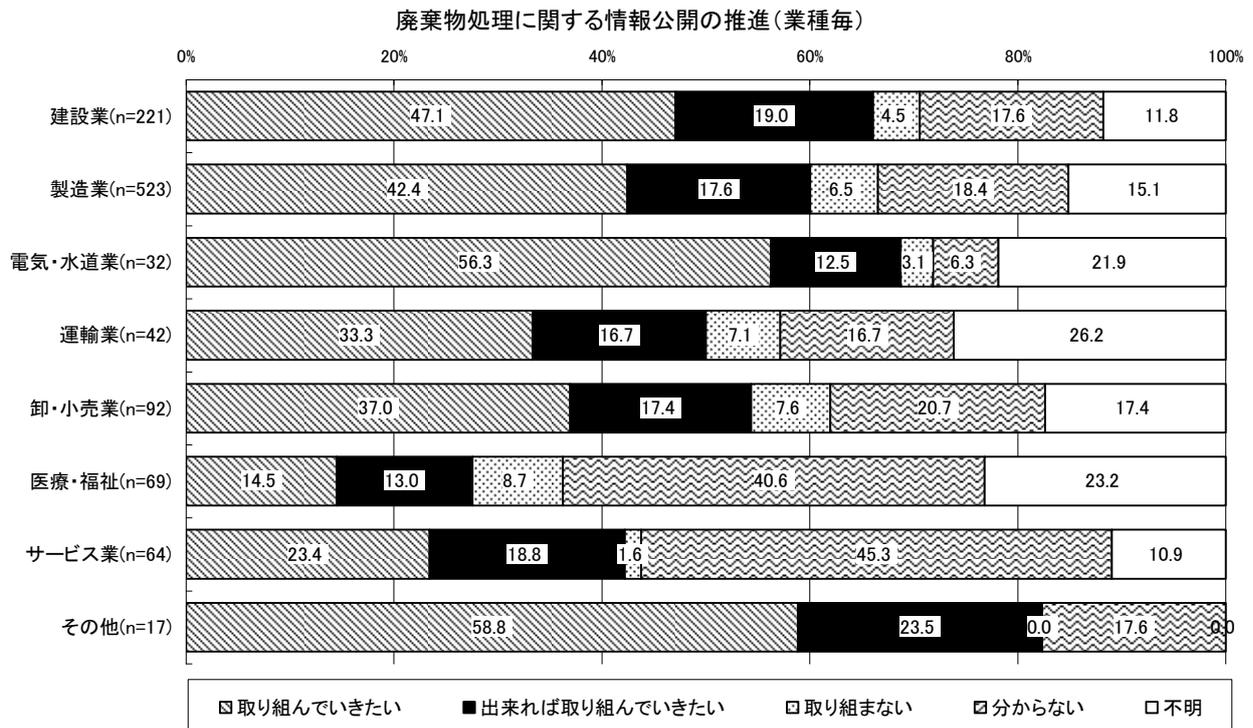


- ・ 廃棄物処理に関する情報公開の推進の取組み状況は、「電気・水道業」が最も高く59.4%となっている。
- ・ 今後取り組んでいきたいと考えている割合が高い業種は「電気・水道業」「その他」で5割を超えている。

●現在の取組み状況

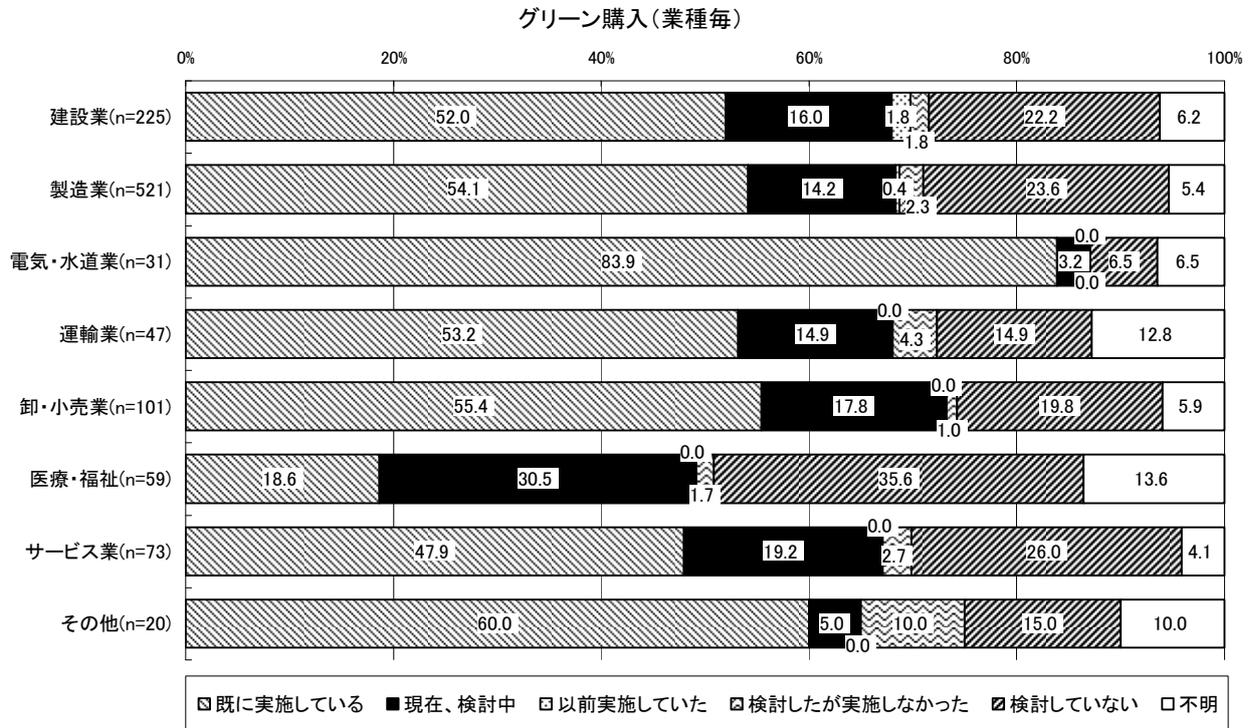


●今後の取組み

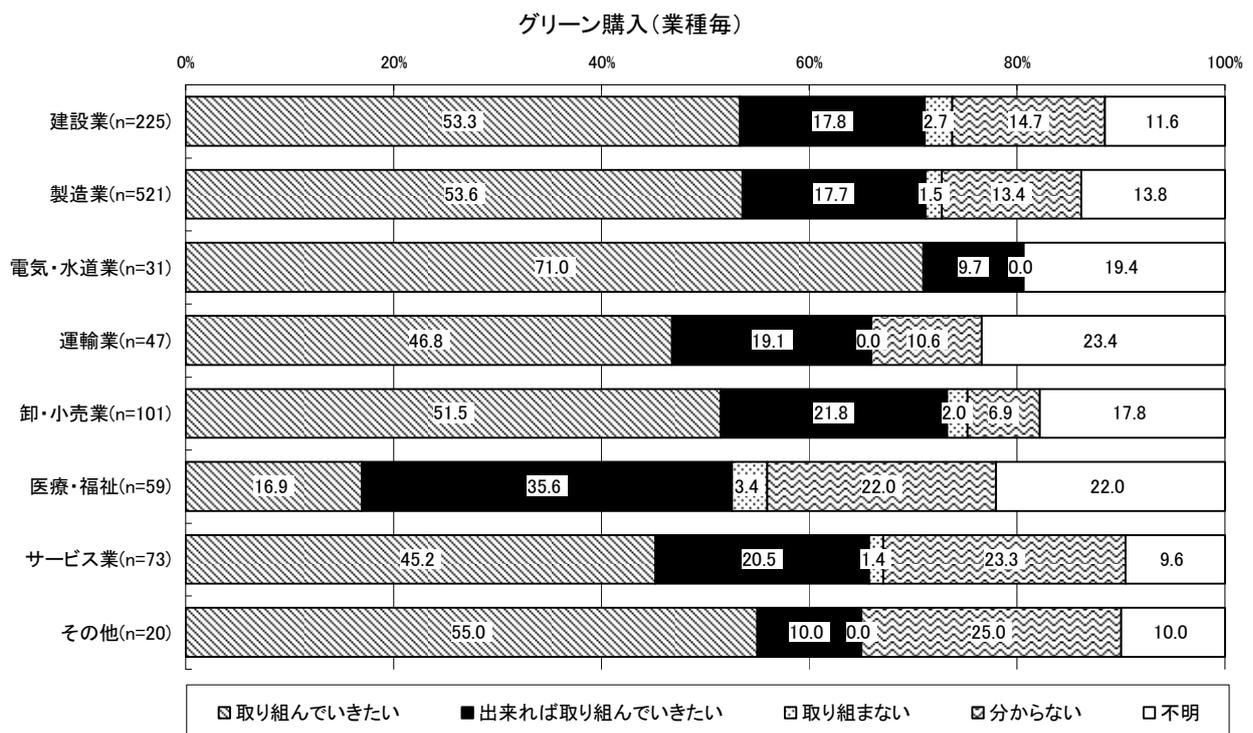


- ・ グリーン購入の取組み状況は、「電気・水道業」が最も高く83.9%となっている。
- ・ 今後取り組んでいきたいと考えている割合が最も高い業種も「電気・水道業」となっている。

●現在の取組み状況



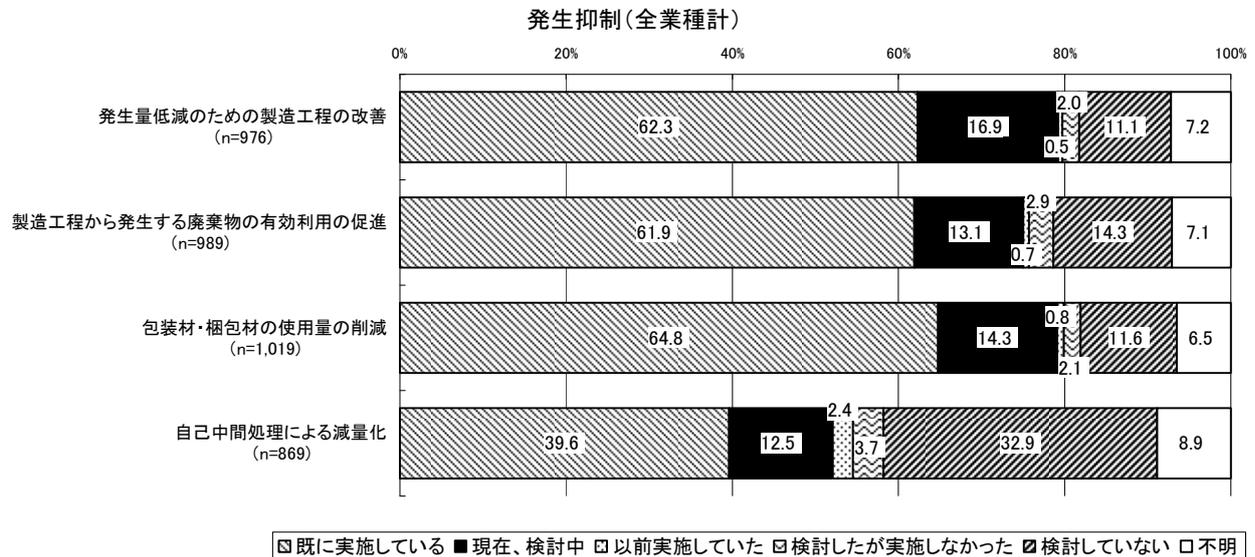
●今後の取組み



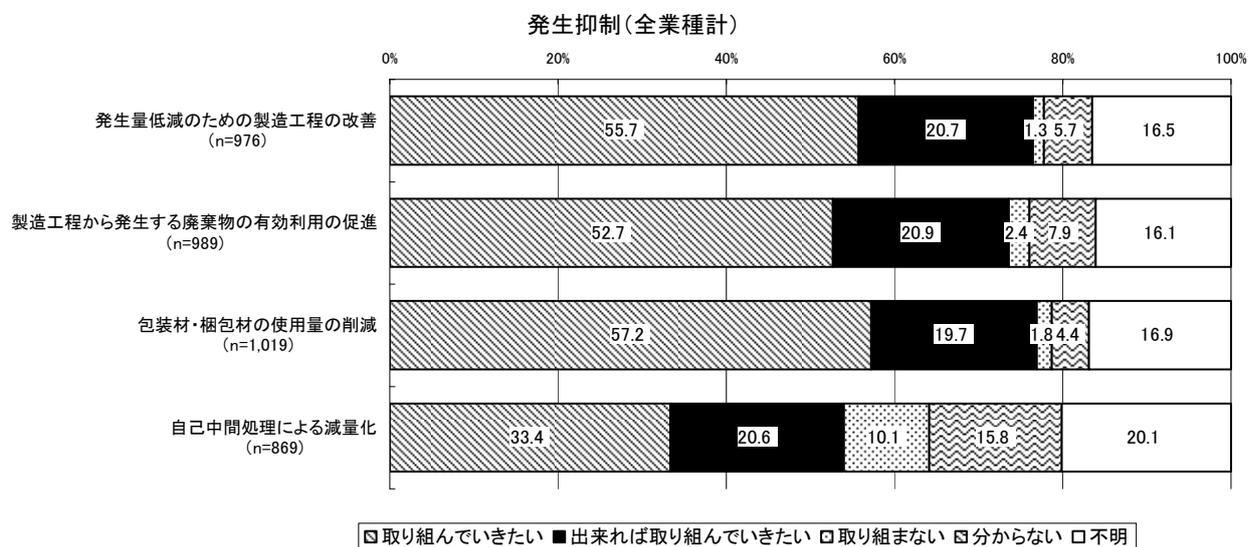
## <発生抑制>

- ・ 発生抑制で最も取り組まれている事項は「包装材・梱包材の使用量の削減」で64.8%となっている。
- ・ 今後の取組んでいきたい事業でも「包装材・梱包材の使用量の削減」が最も高くなっている。

### ●現在の取組み状況

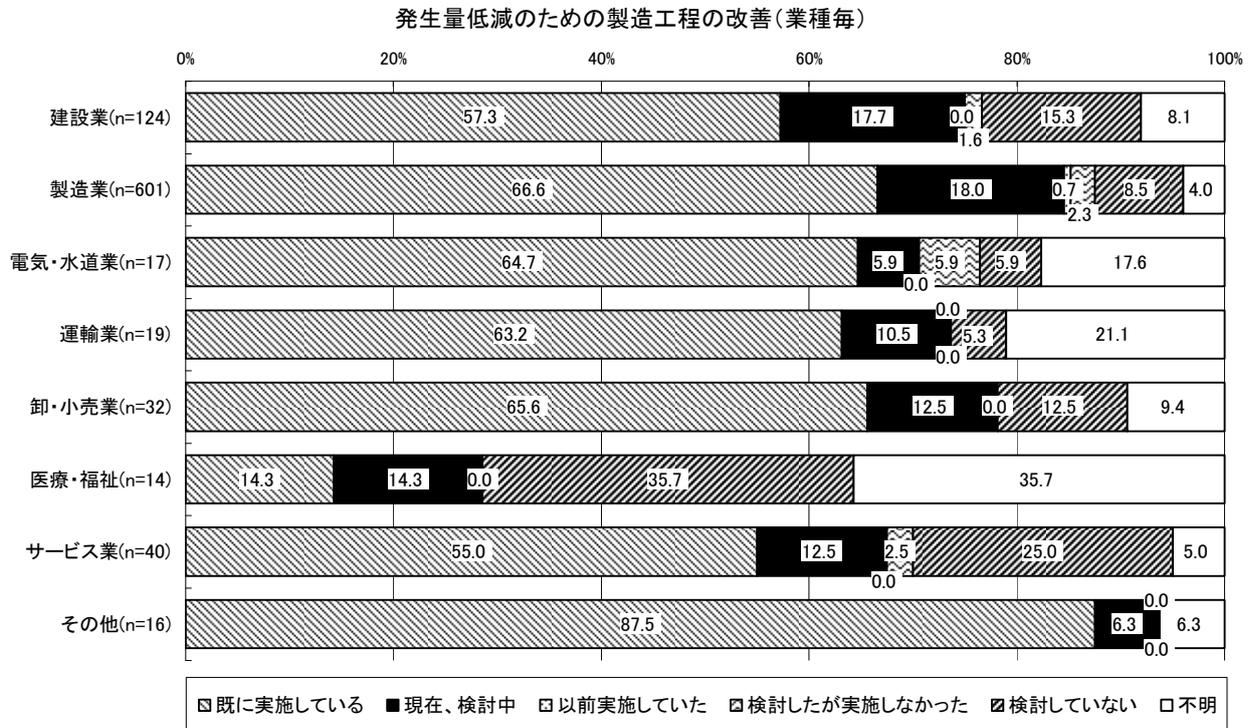


### ●今後の取組み

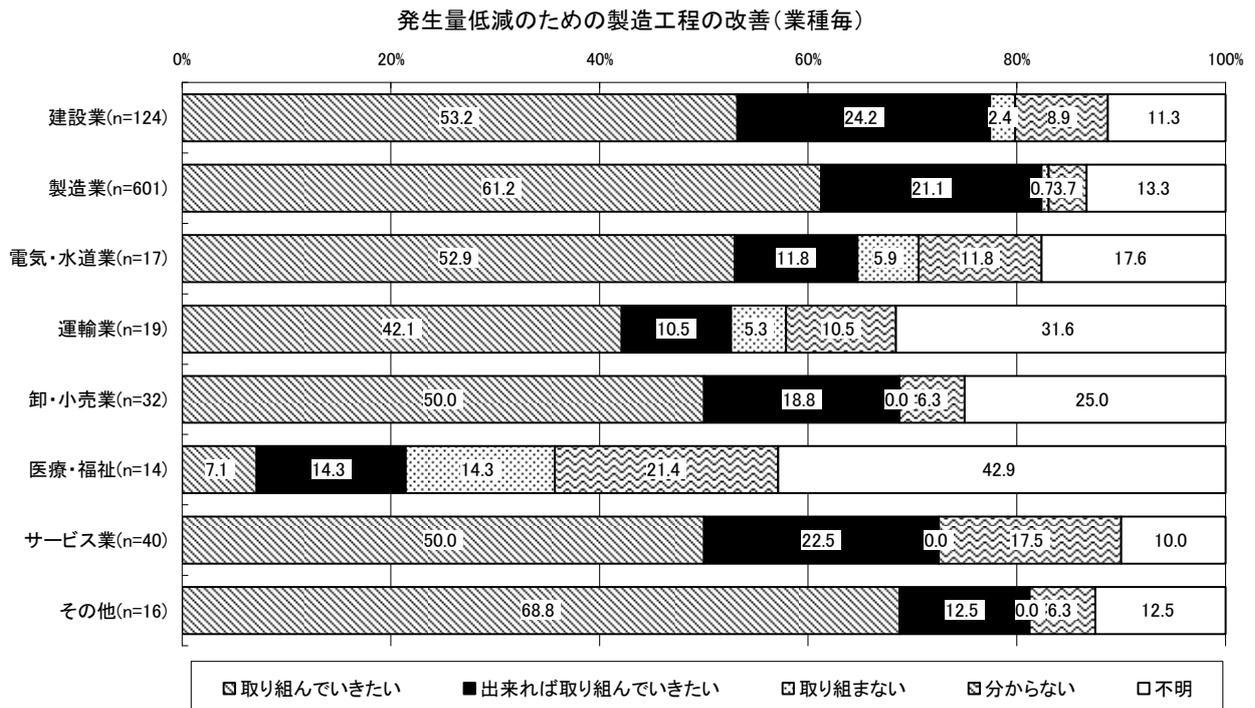


- 発生量低減のための製造工程の改善の取組み状況は、「製造業」「電気・水道業」「運輸業」「卸・小売業」「その他」の業種で6割を超えている。
- 今後取り組んでいきたいと考えている割合が高い業種は「製造業」「その他」で、6割を超えている。

●現在の取組み状況

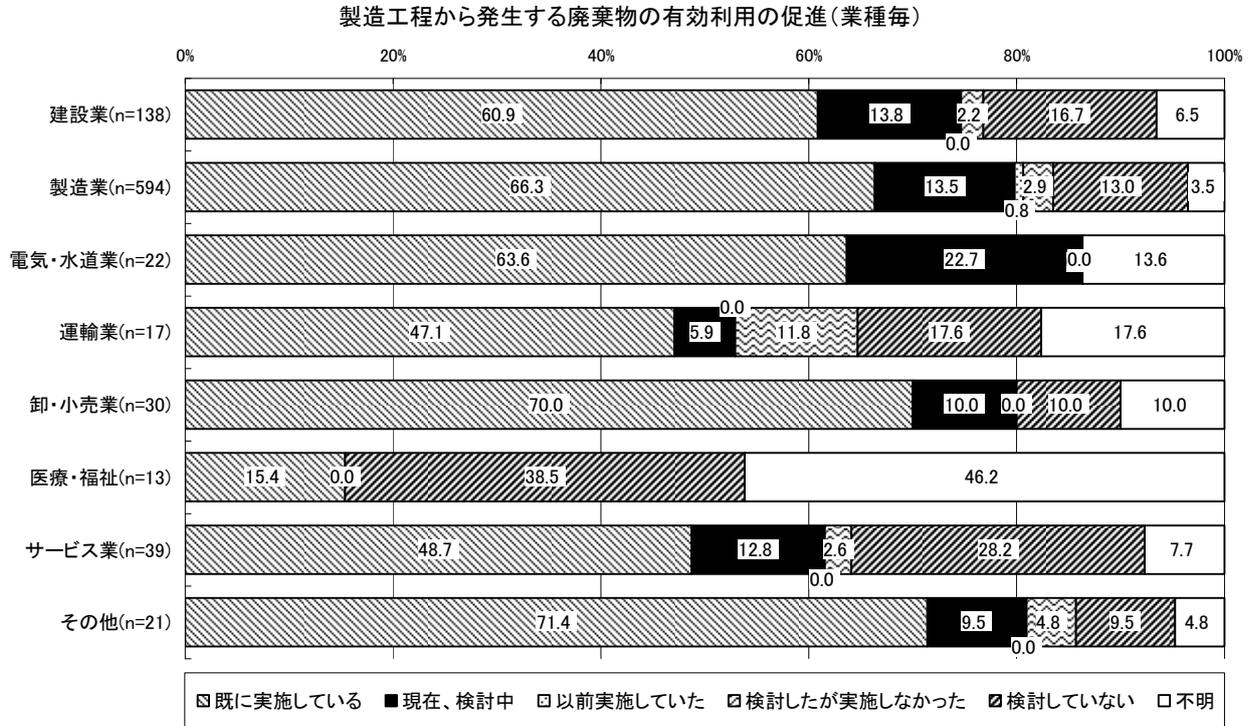


●今後の取組み

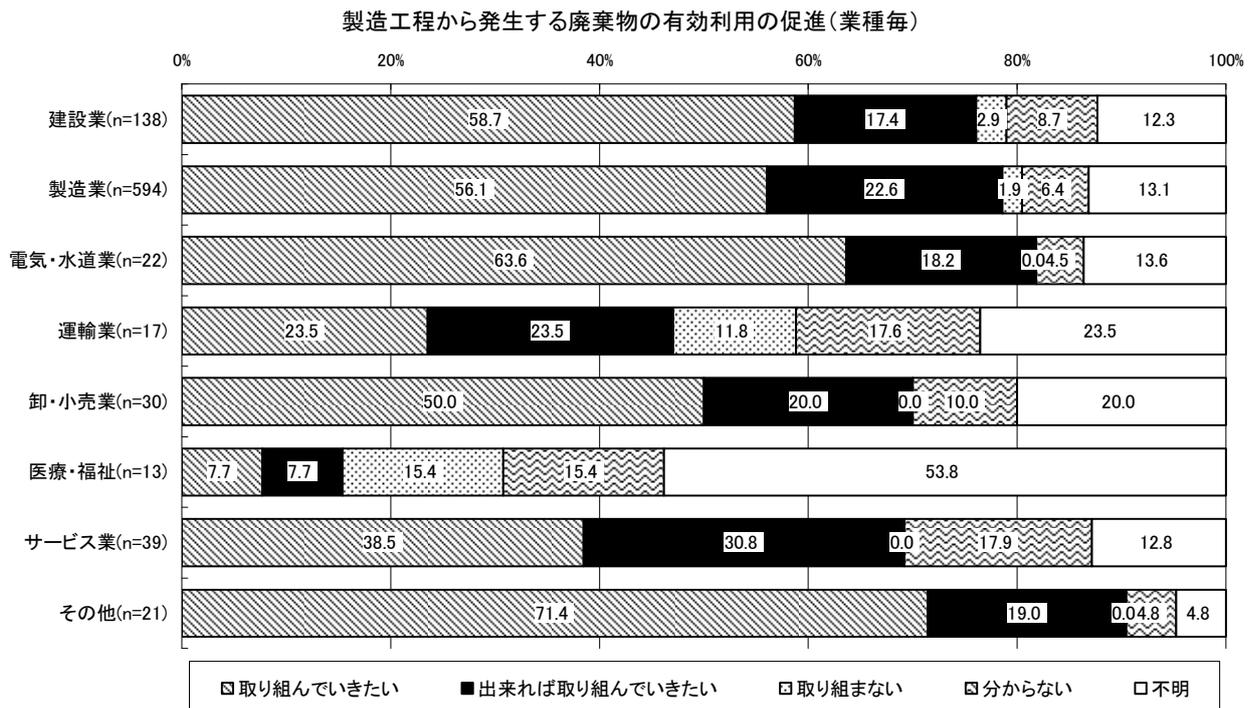


- ・ 製造工程から発生する廃棄物の有効利用の促進の取組み状況は、「建設業」「製造業」「電気・水道業」「卸・小売業」「その他」の業種で6割を超えている。
- ・ 今後取り組んでいきたいと考えている割合が高い業種は「電気・水道業」「その他」で6割を超えている。

●現在の取組み状況

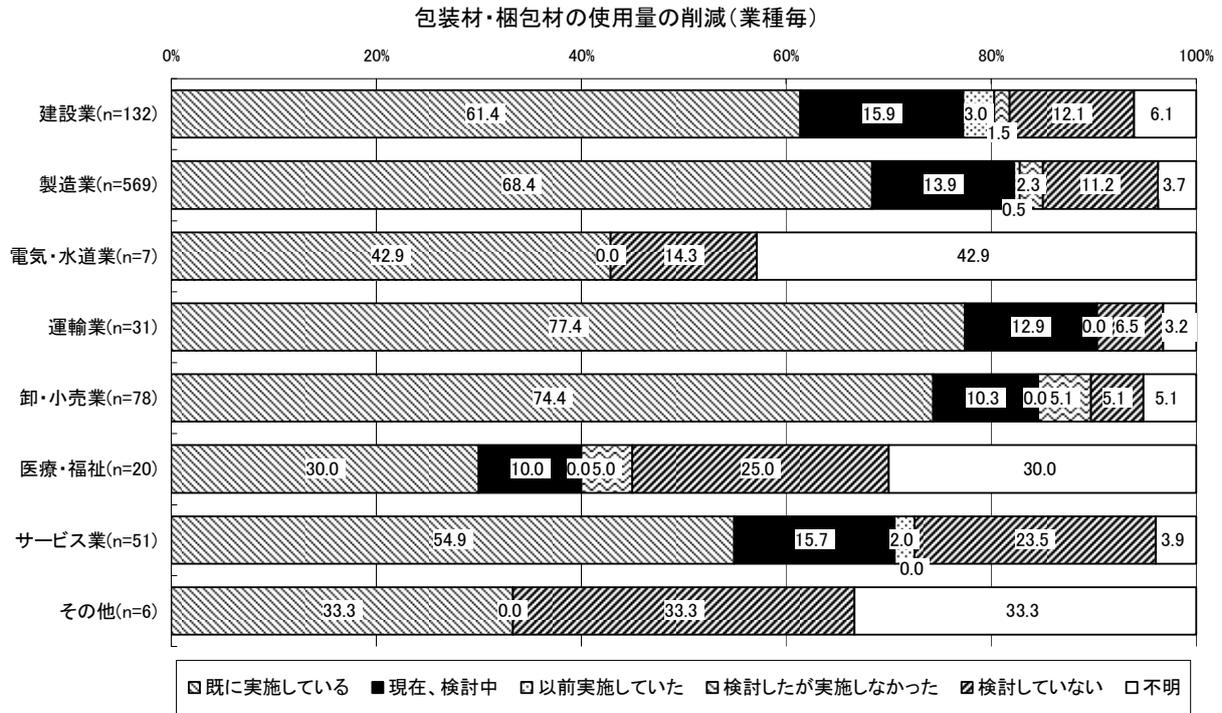


●今後の取組み

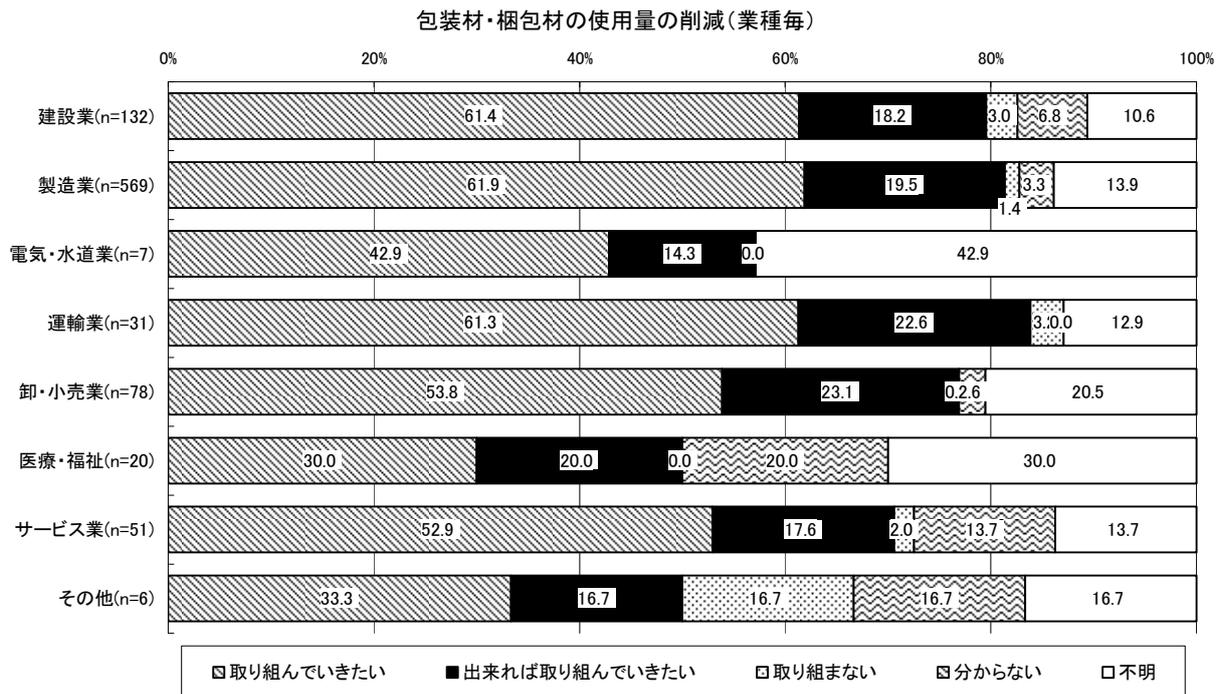


- ・ 包装材・梱包材の使用量の削減の取組み状況は、「運輸業」「卸売・小売業」で高く、7割を超えている。
- ・ 今後取り組んでいきたいと考えている割合が高い業種は「建設業」「製造業」「運輸業」で6割を超えている。

●現在の取組み状況

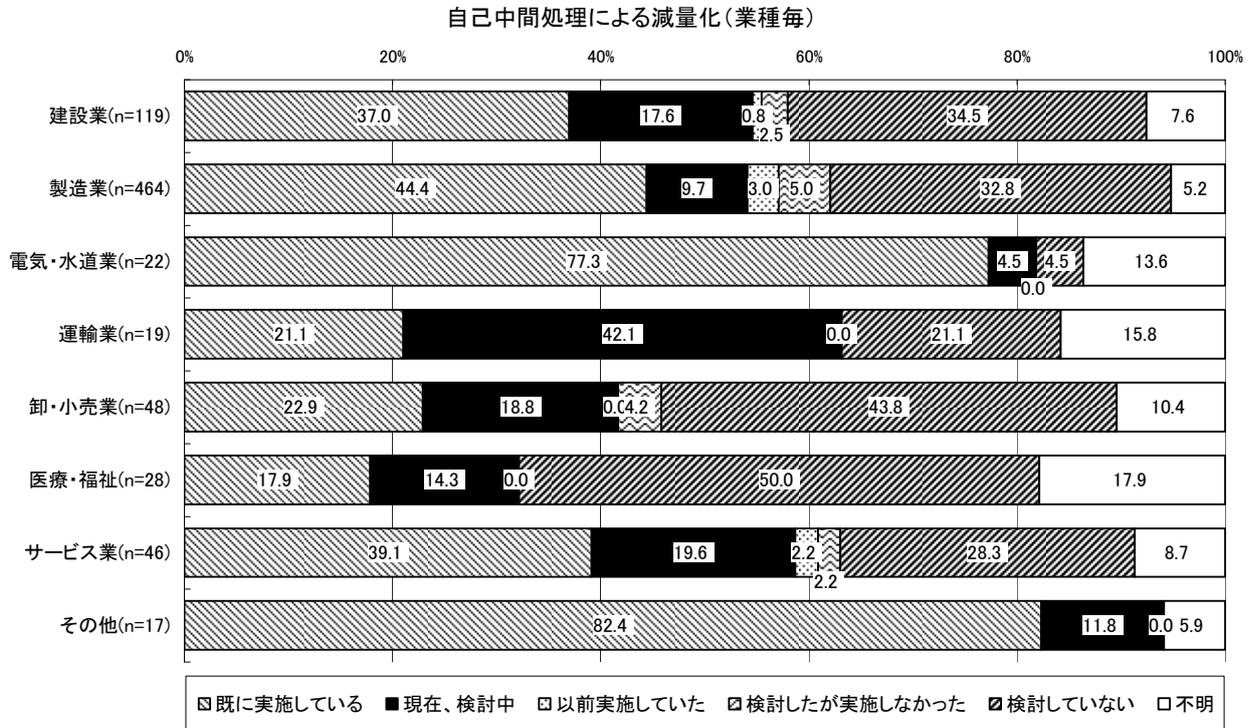


●今後の取組み

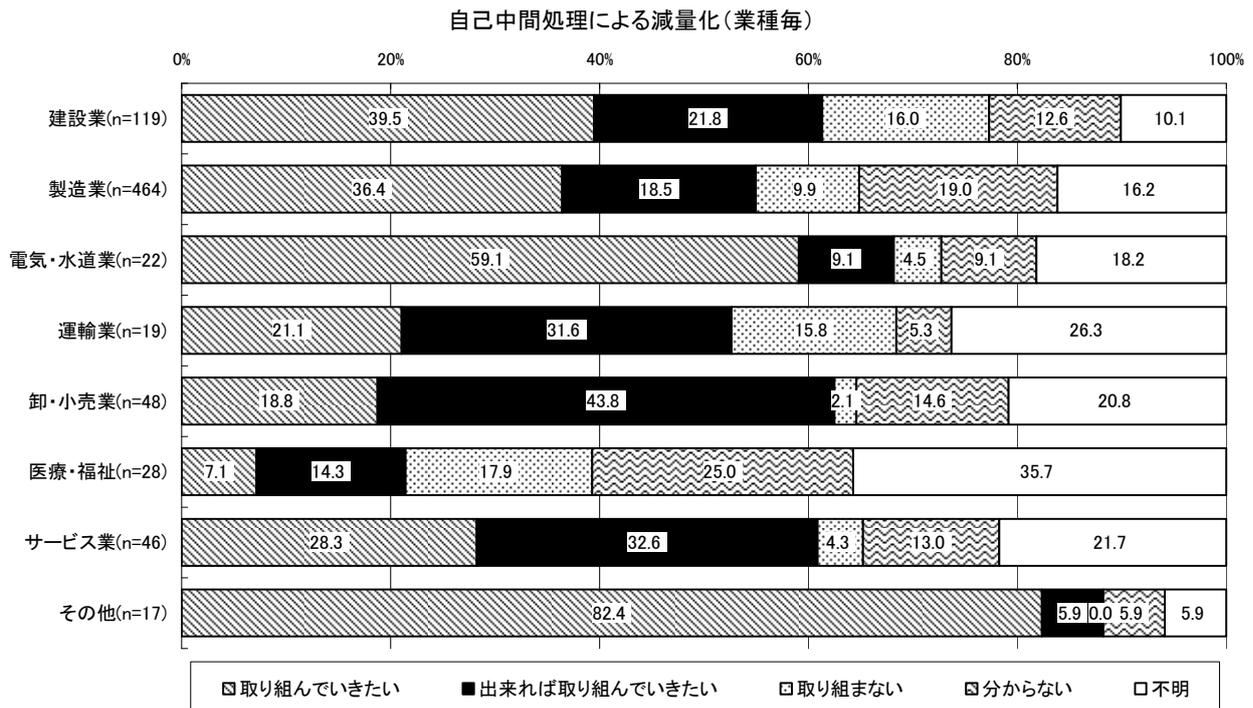


- ・ 自己中間処理による減量化の取組み状況は、「電気・水道業」「その他」の業種で高く、7割を超えている。
- ・ 今後取り組んでいきたいと考えている割合が高い業種も「電気・水道業」「その他」となっている。

### ●現在の取組み状況



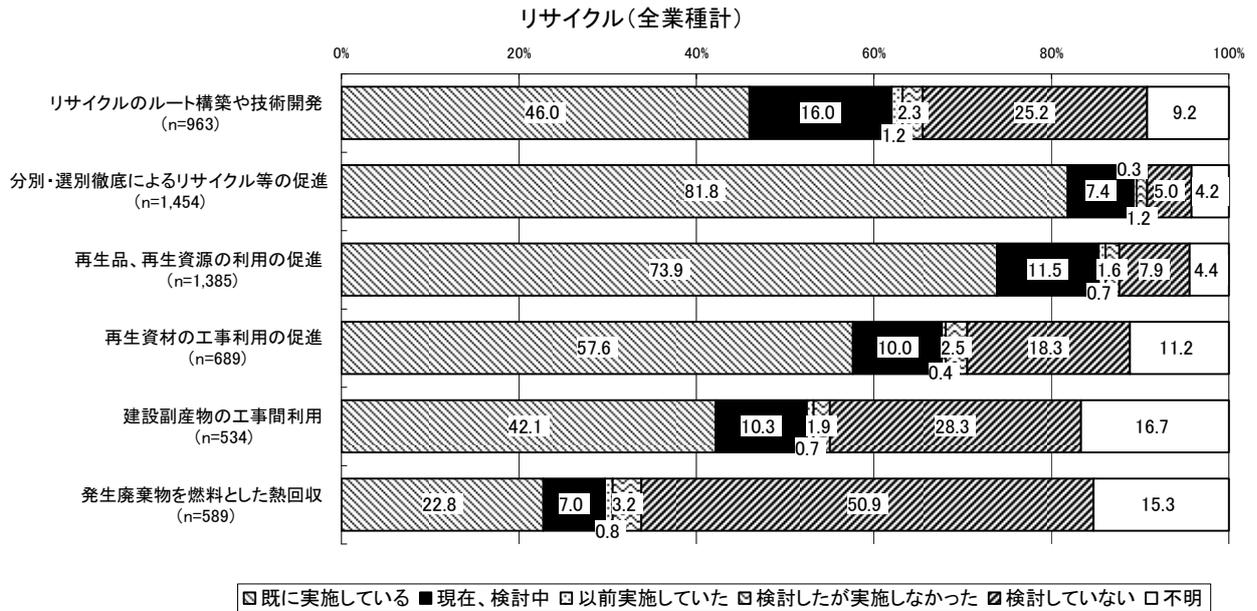
### ●今後の取組み



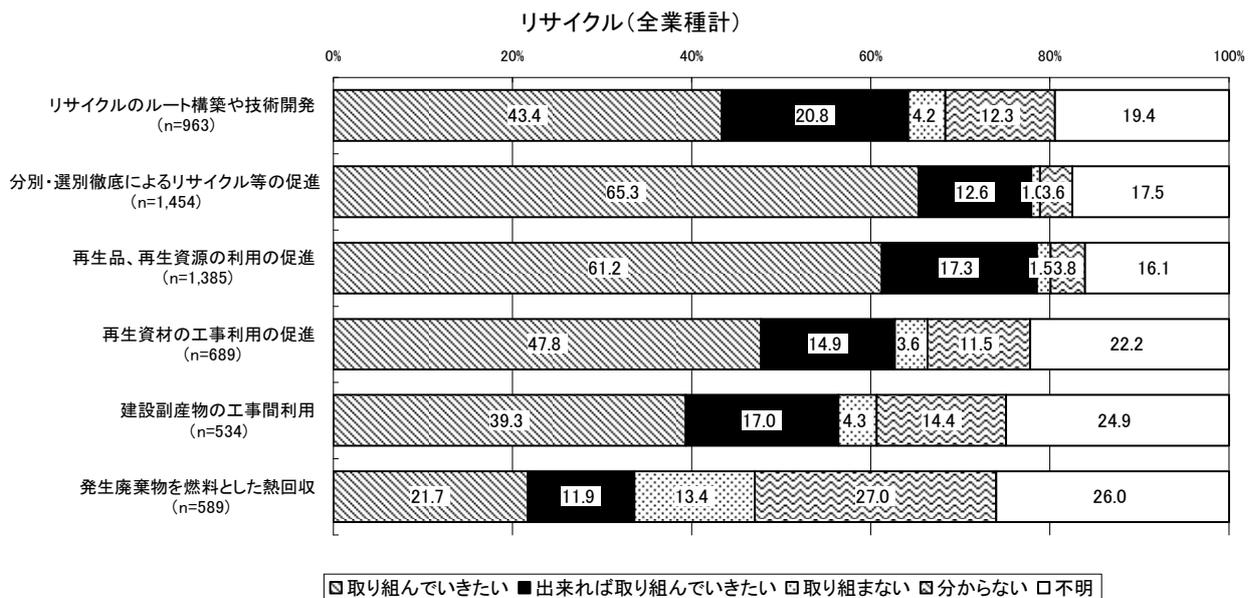
## <リサイクル>

- リサイクルで最も取り組まれている事項は「分別・選別徹底によるリサイクル等の促進」で81.8%となっている。
- 今後の取組んでいきたい事業でも「分別・選別徹底によるリサイクル等の促進」が最も高くなっている。

### ●現在の取組み状況

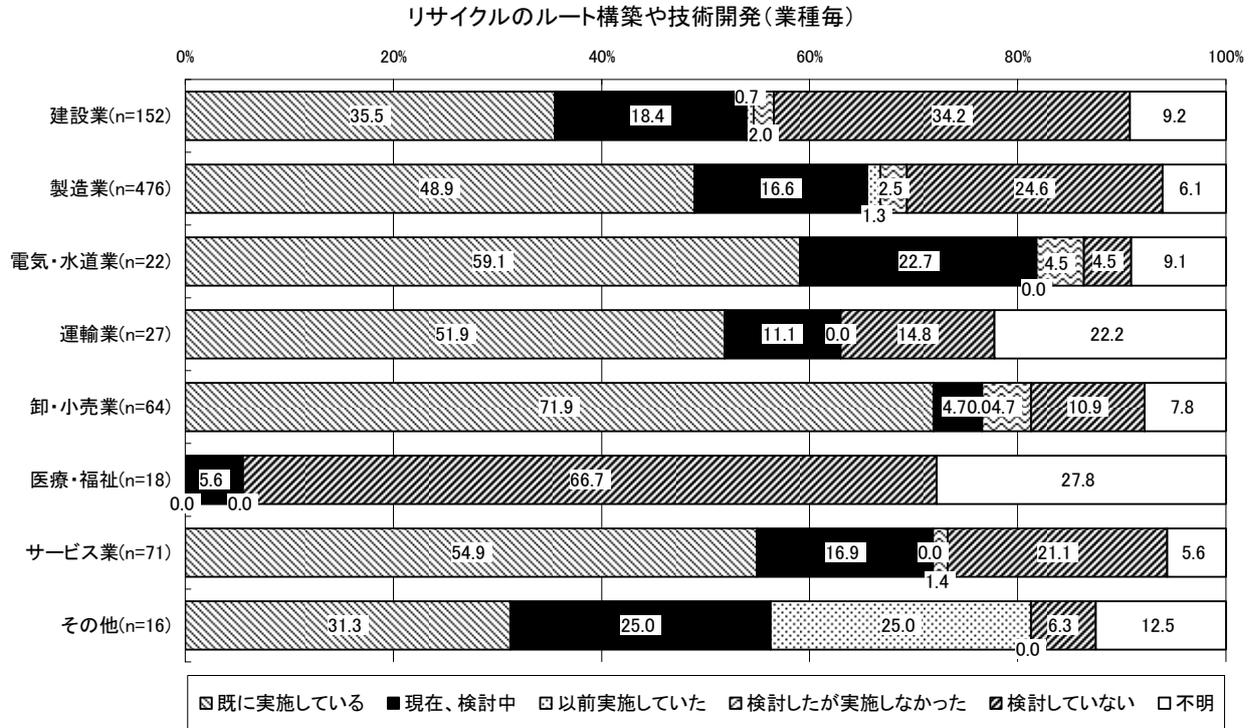


### ●今後の取組み

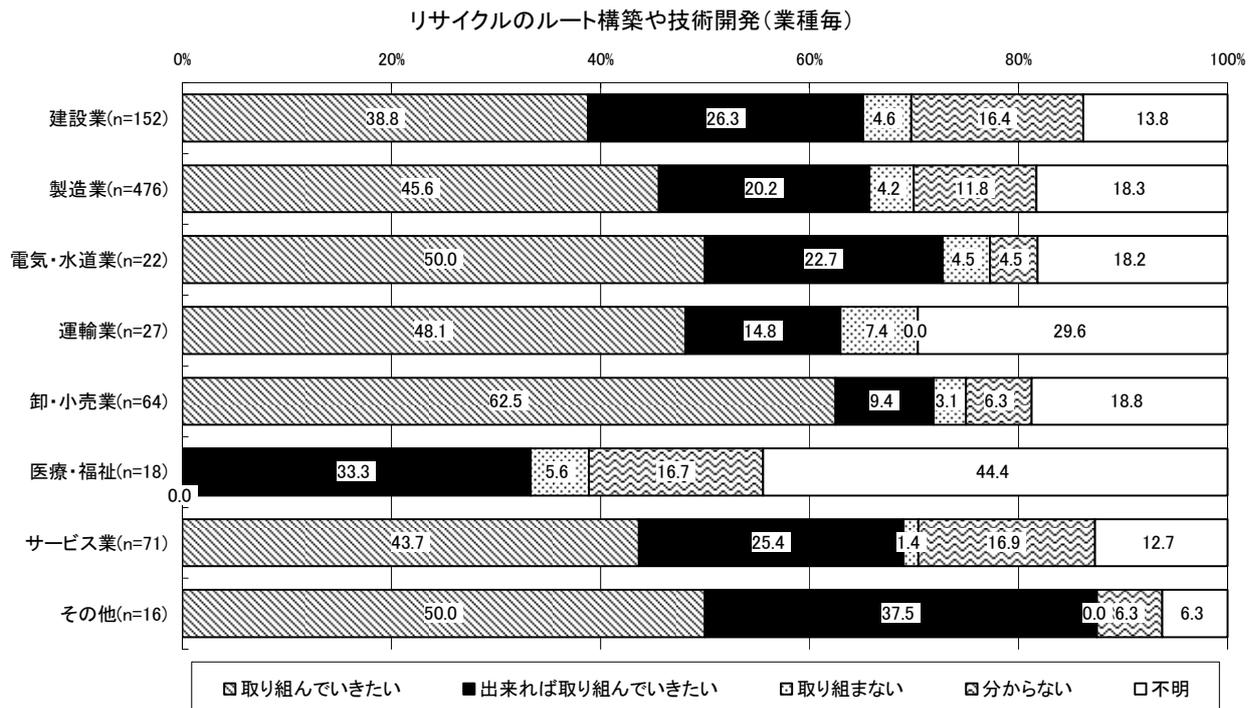


- ・ リサイクルのルート構築や技術開発の取組み状況は、「卸・小売業」で最も高く71.9%となっている。
- ・ 今後取り組んでいきたいと考えている割合が最も高い業種も「卸・小売業」となっている。

●現在の取組み状況

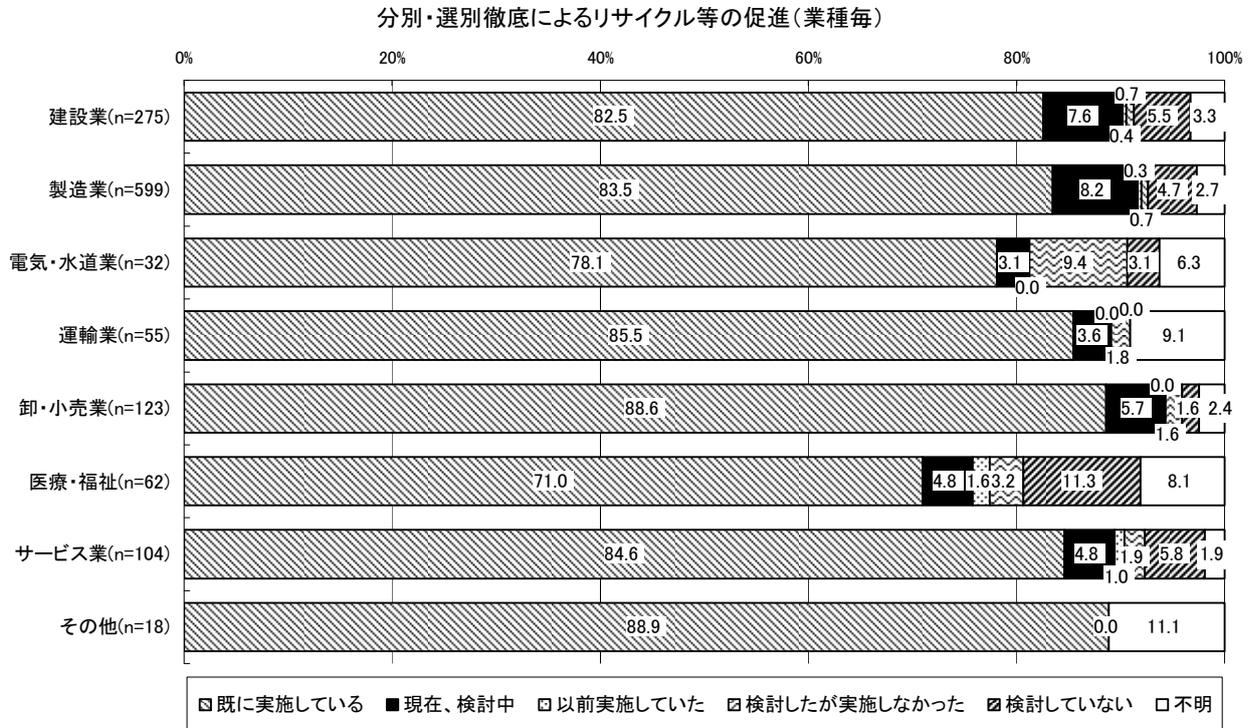


●今後の取組み

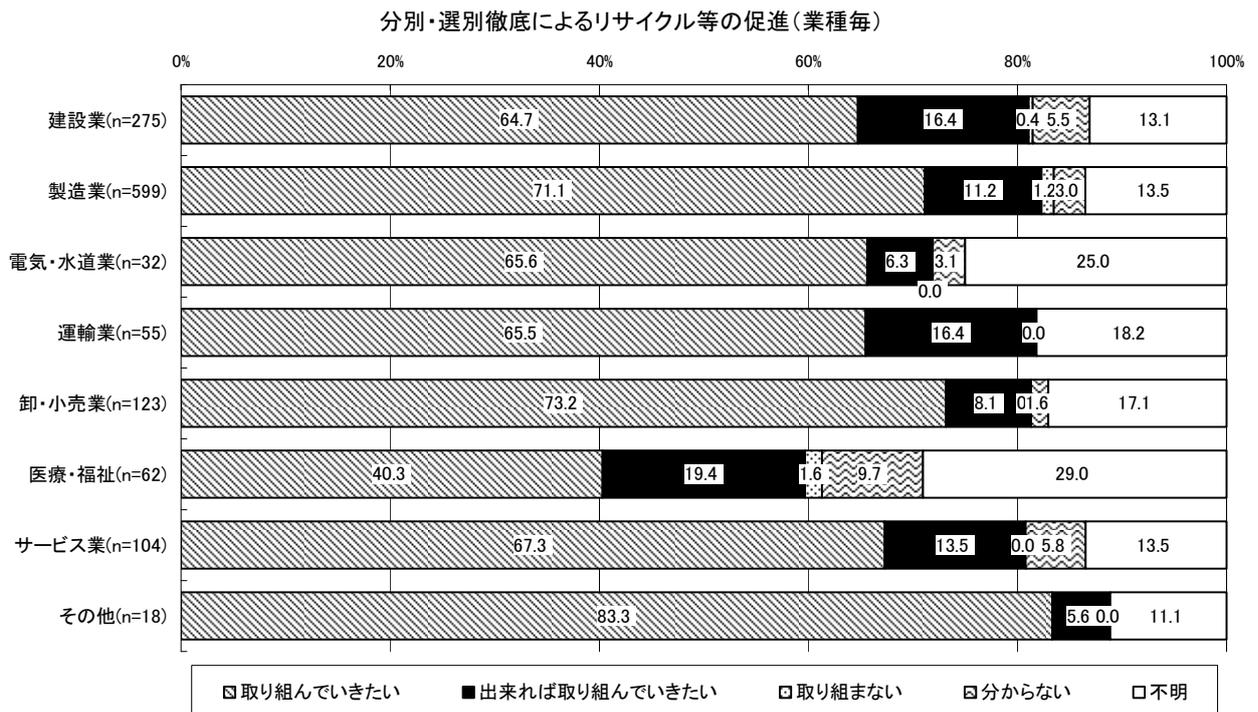


- ・ 分別・選別徹底によるリサイクル等の促進の取組み状況は、全ての業種で7割を超える高い割合となっている。
- ・ 今後取り組んでいきたいと考えている割合が最も低い業種は「医療・福祉」となっている。

●現在の取組み状況

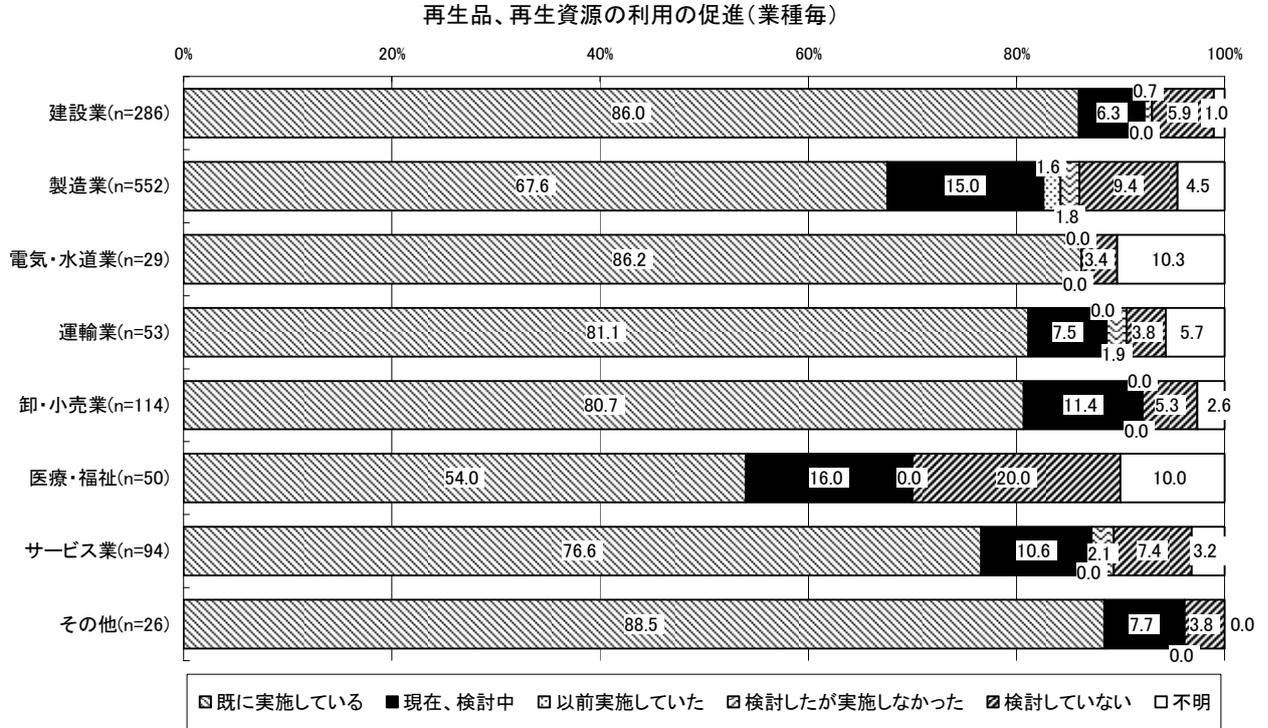


●今後の取組み

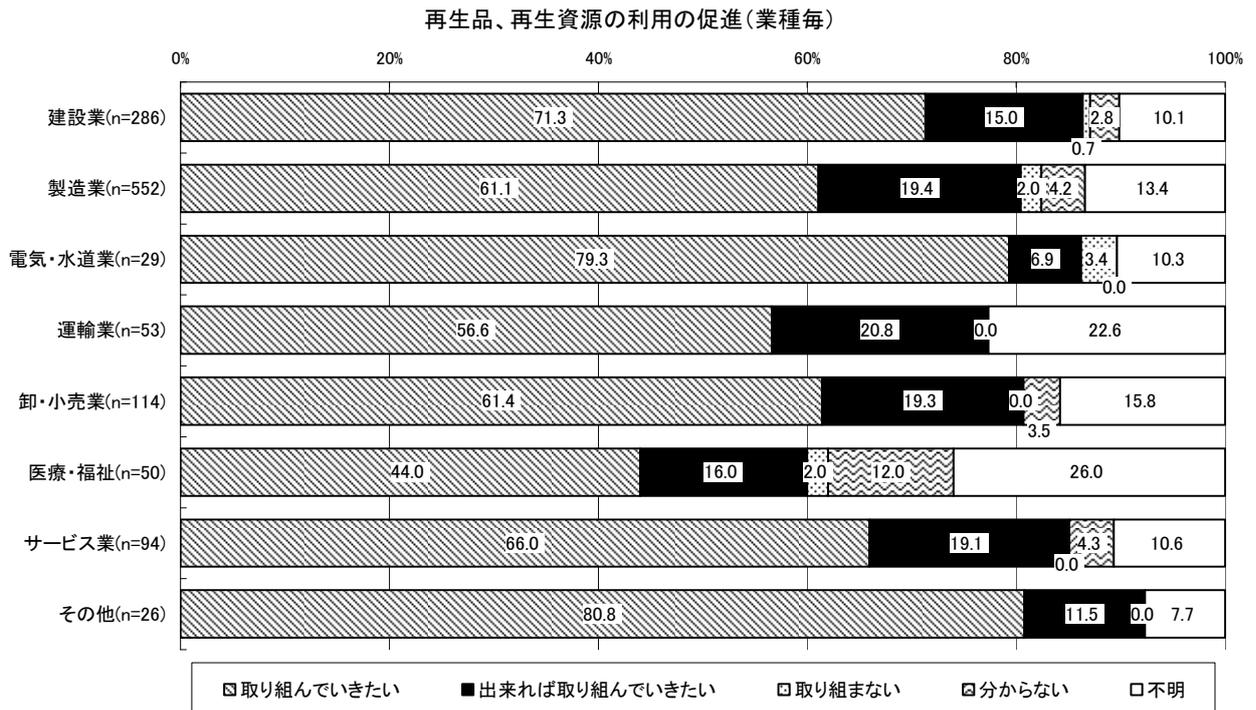


- 再生品、再生資源の利用の促進の取組み状況は、「建設業」「電気・水道業」「運輸業」「卸・小売業」「その他」の業種で8割を超えている。
- 今後取り組んでいきたいと考えている割合が高い業種は「電気・水道業」「その他」で約8割となっている。

●現在の取組み状況

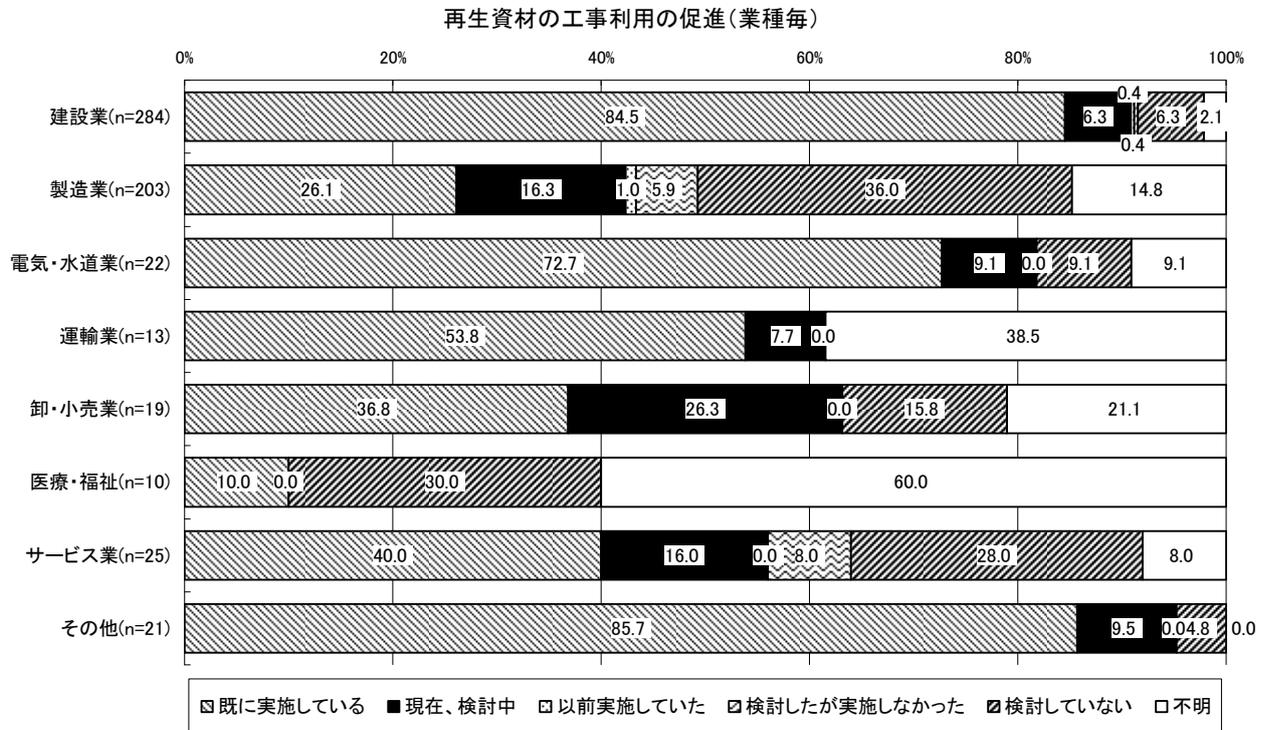


●今後の取組み

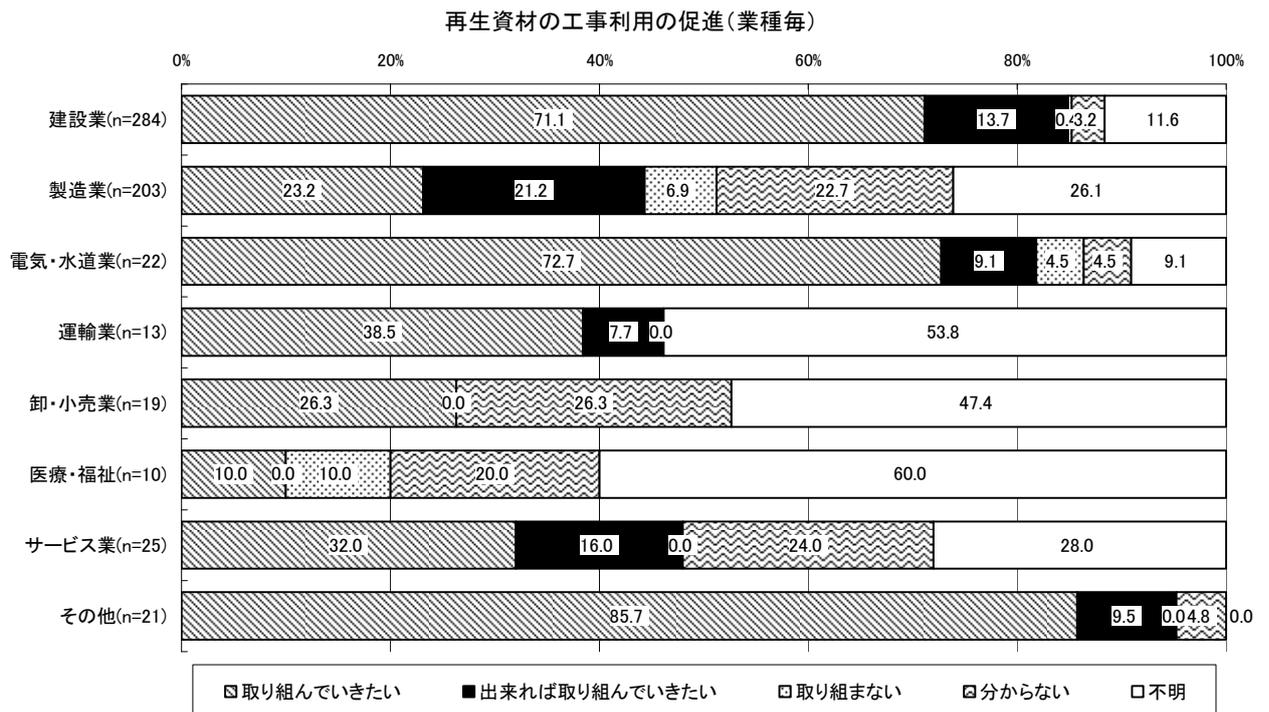


- 再生資材の工事利用の促進の取組み状況は、「建設業」「電気・水道業」「その他」の業種で高く、7割を超えている。
- 今後取り組んでいきたいと考えている割合が高い業種も「建設業」「電気・水道業」「その他」となっている。

●現在の取組み状況

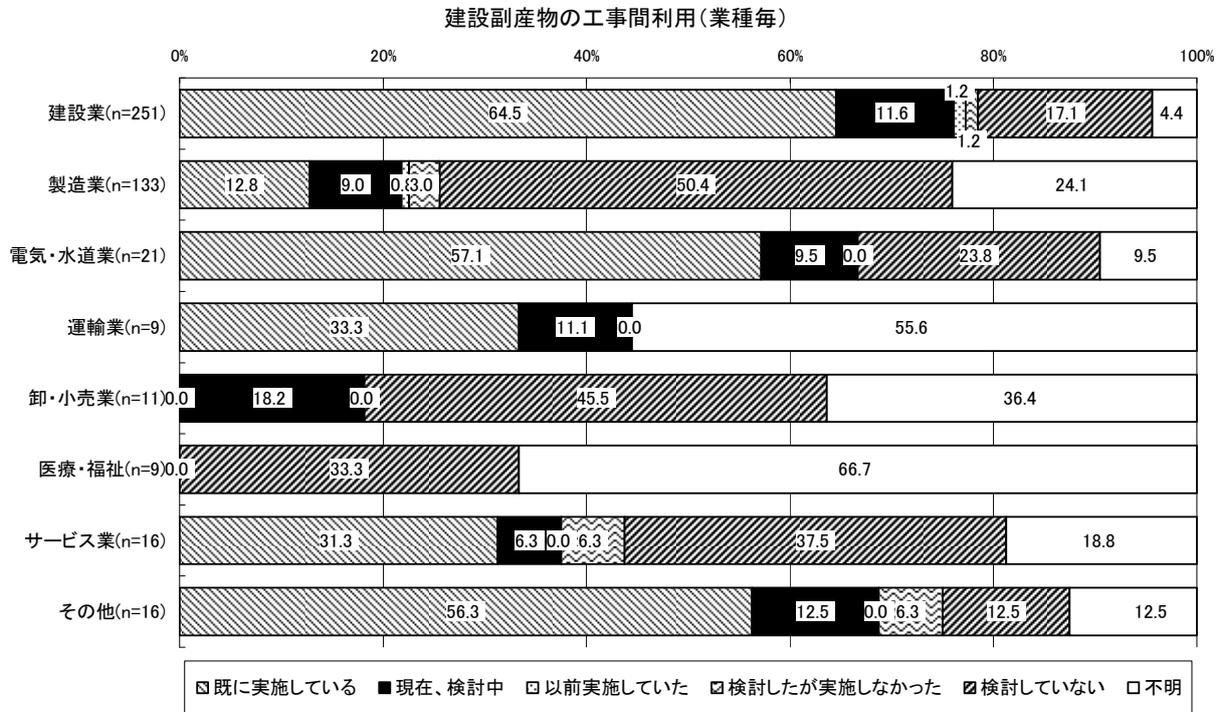


●今後の取組み

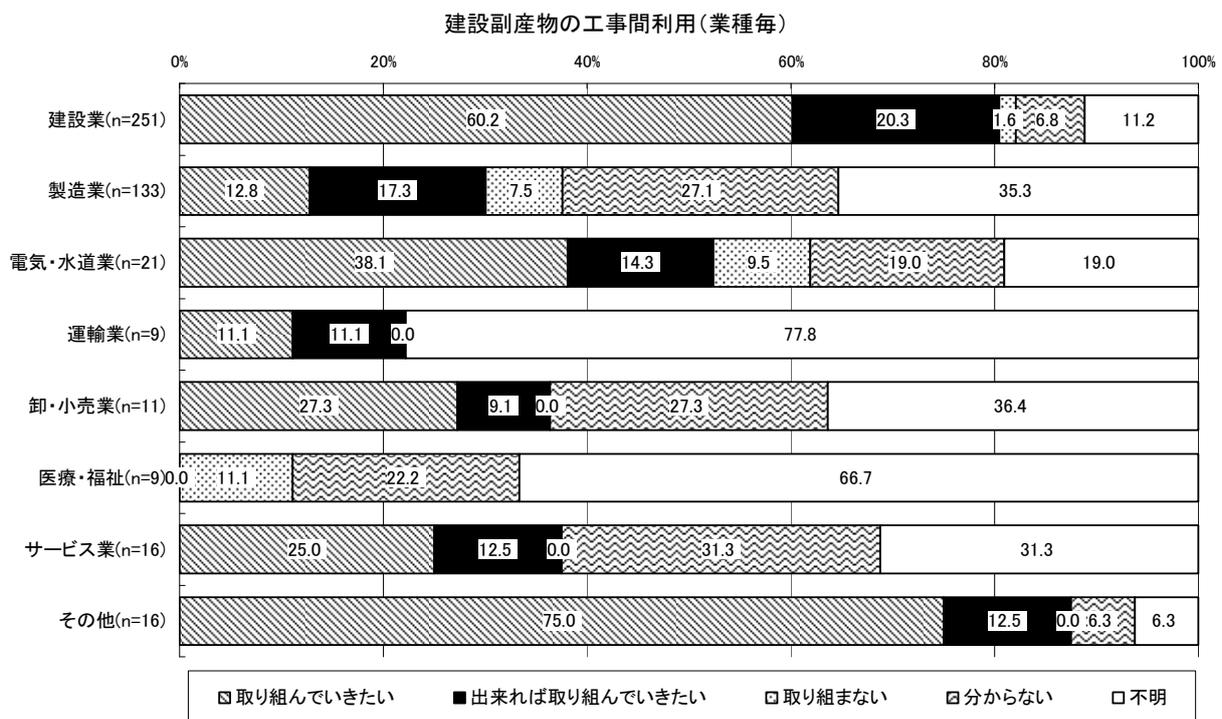


- ・ 建設副産物の工事間利用の取組み状況は、「建設業」「電気・水道業」「その他」の業種で5割を超えている。
- ・ 今後取り組んでいきたいと考えている割合が高い業種は「建設業」「その他」で6割を超えている。

●現在の取組み状況

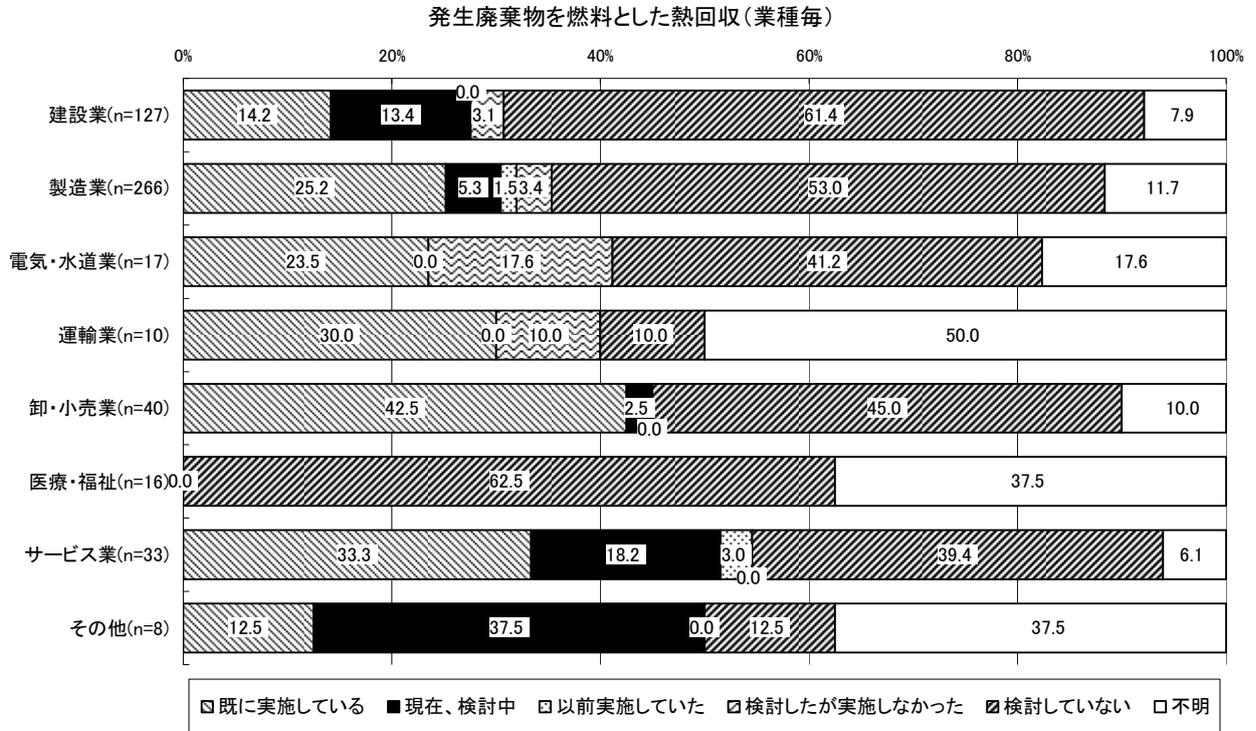


●今後の取組み

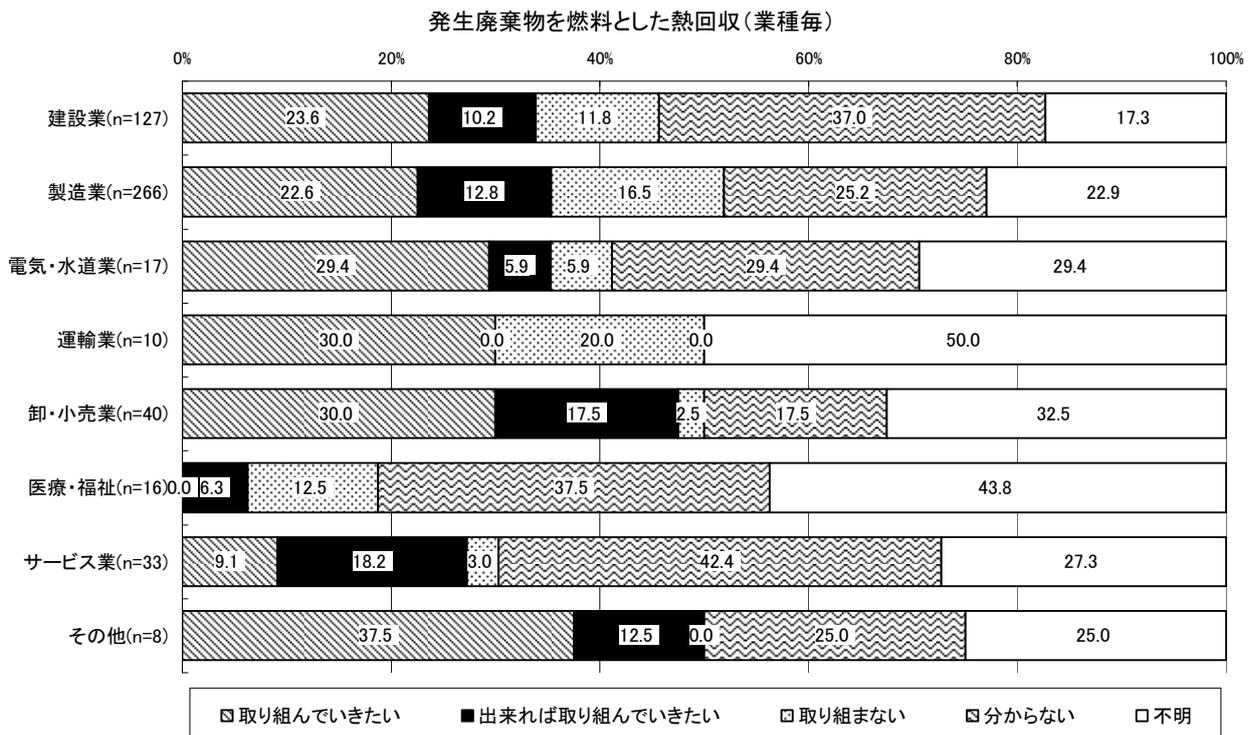


- 発生廃棄物を燃料とした熱回収の取組み状況は、「卸・小売業」が最も高く42.5%となっている。
- 今後取り組んでいきたいと考えている割合が最も高い業種は「その他」となっている。

●現在の取組み状況



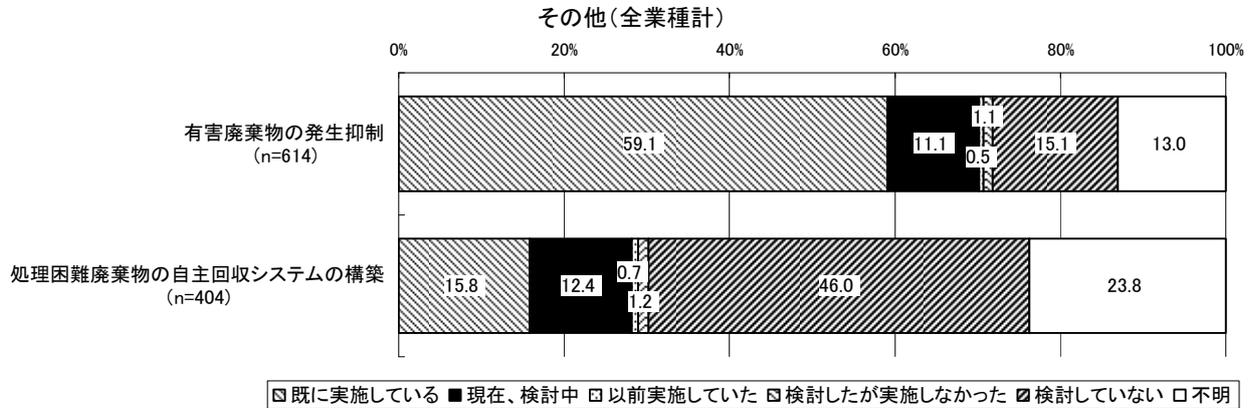
●今後の取組み



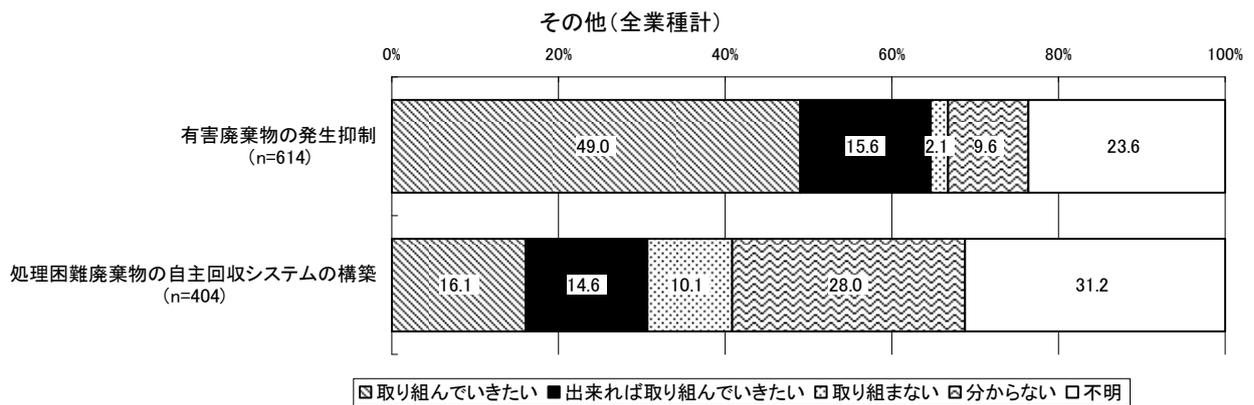
<その他>

- ・ その他取組みで最も取り組まれている事項は「有害廃棄物の発生抑制」で59.1%となっている。
- ・ 今後の取組んでいきたい事業でも「有害廃棄物の発生抑制」が高くなっている。

●現在の取組み状況

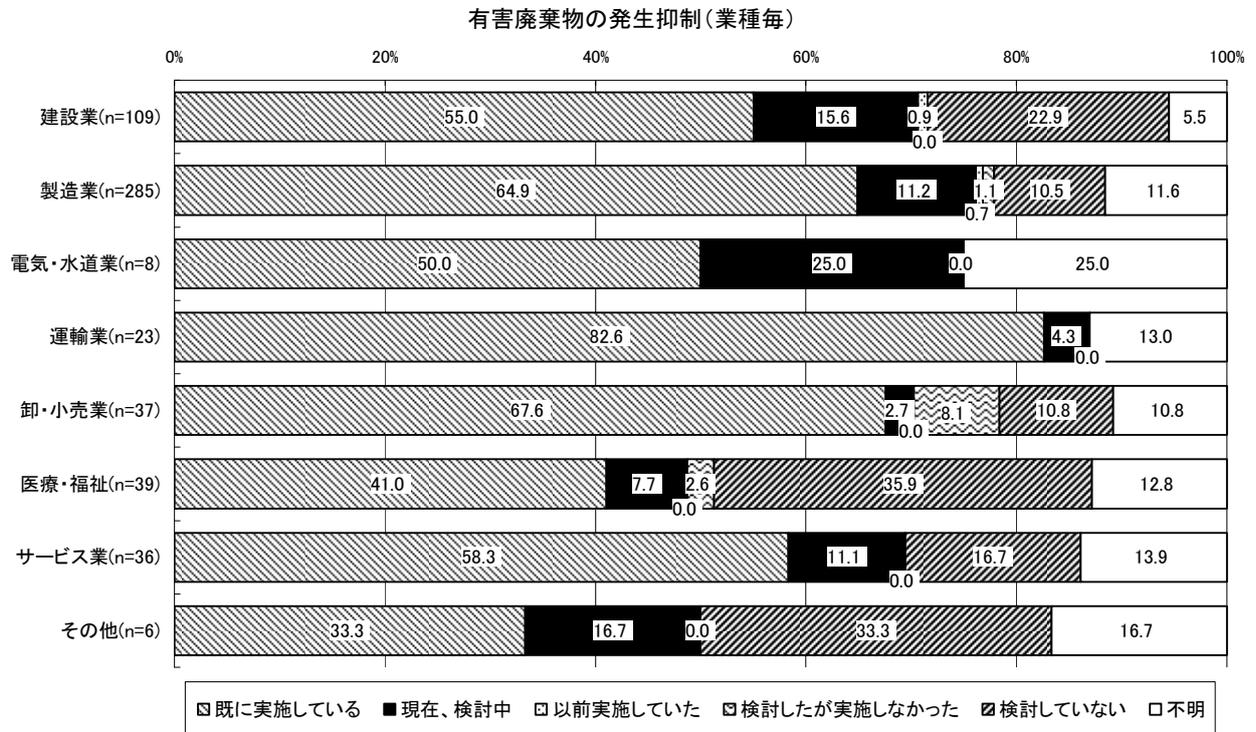


●今後の取組み

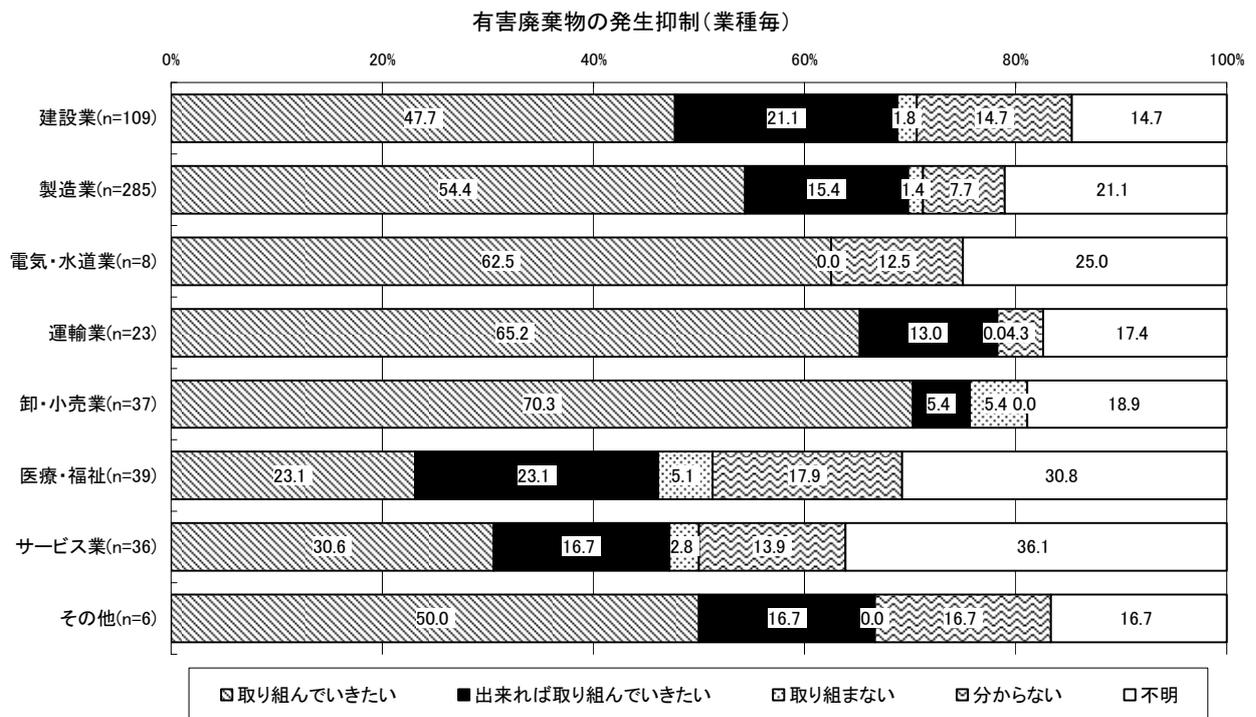


- ・ 有害廃棄物の発生抑制の取組み状況は、「運輸業」が最も高く82.6%となっている。
- ・ 今後取り組んでいきたいと考えている割合が最も高い業種は「卸・小売業」となっている。

●現在の取組み状況

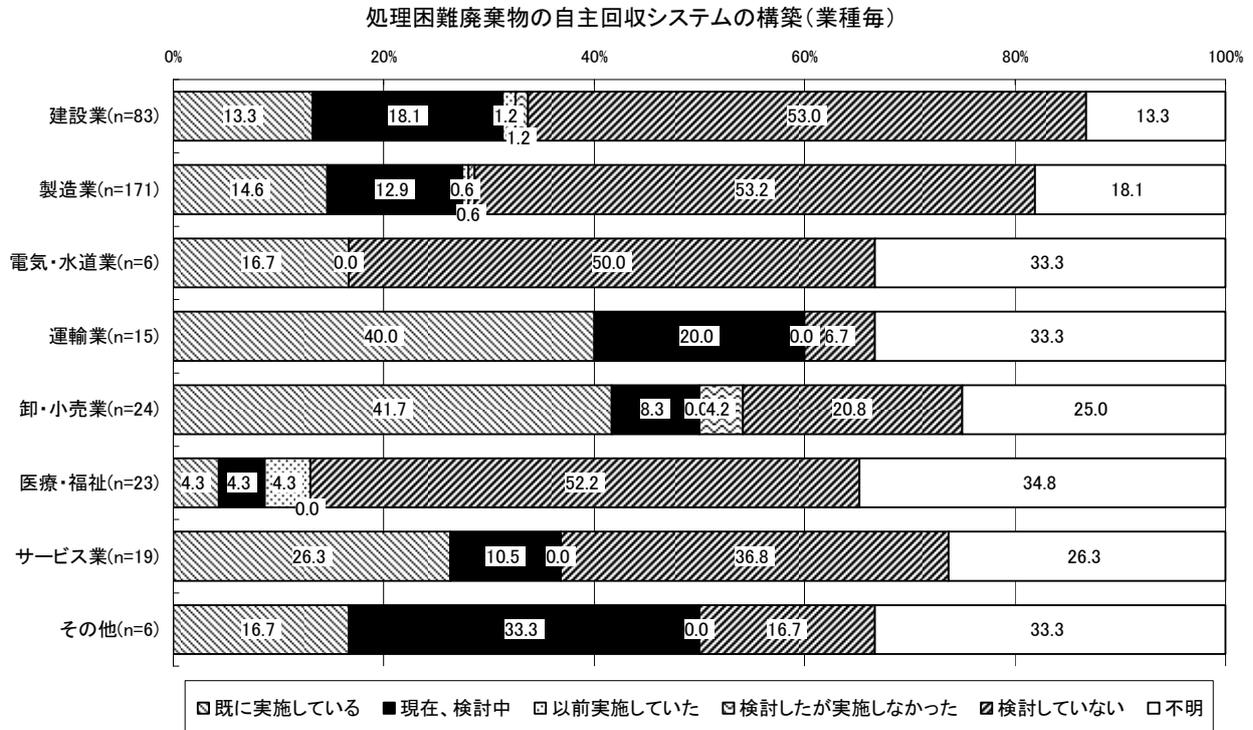


●今後の取組み

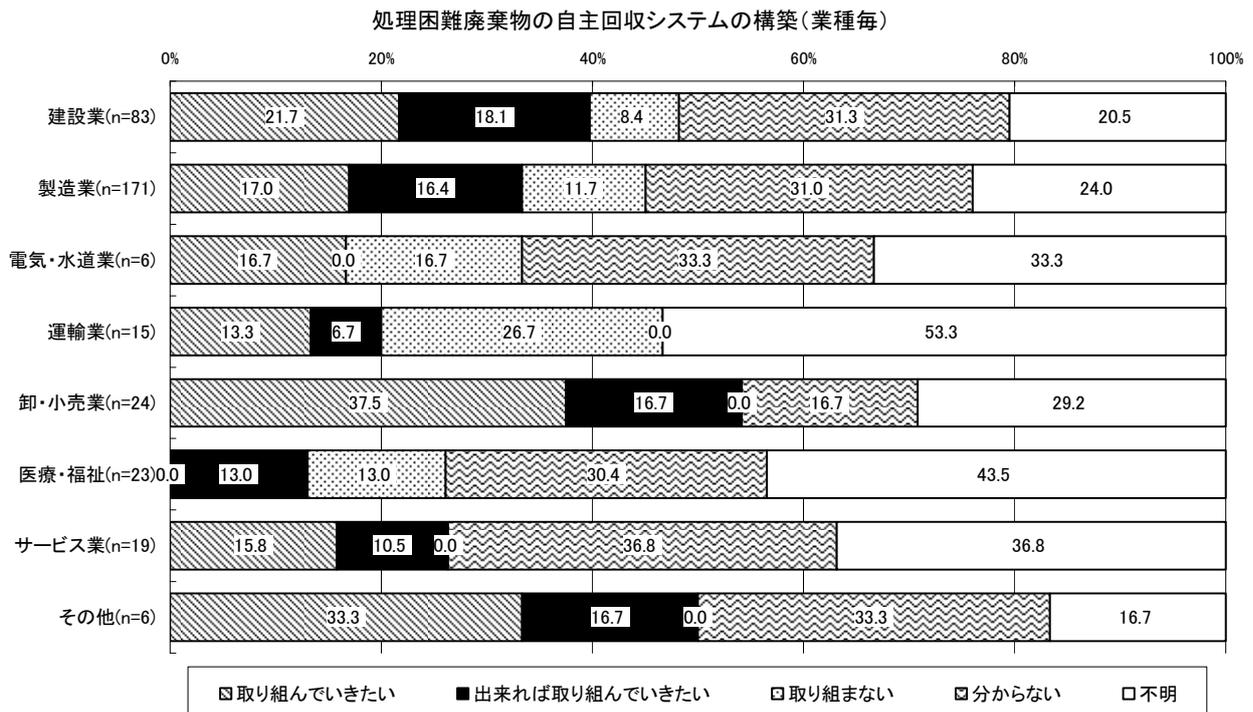


- ・ 処理困難廃棄物の自主回収システムの構築の取り組み状況で4割を超えている業種は、「運輸業」と「卸・小売業」となっている。
- ・ 今後取り組んでいきたいと考えている割合が高い業種は「卸・小売業」「その他」となっている。

●現在の取組み状況

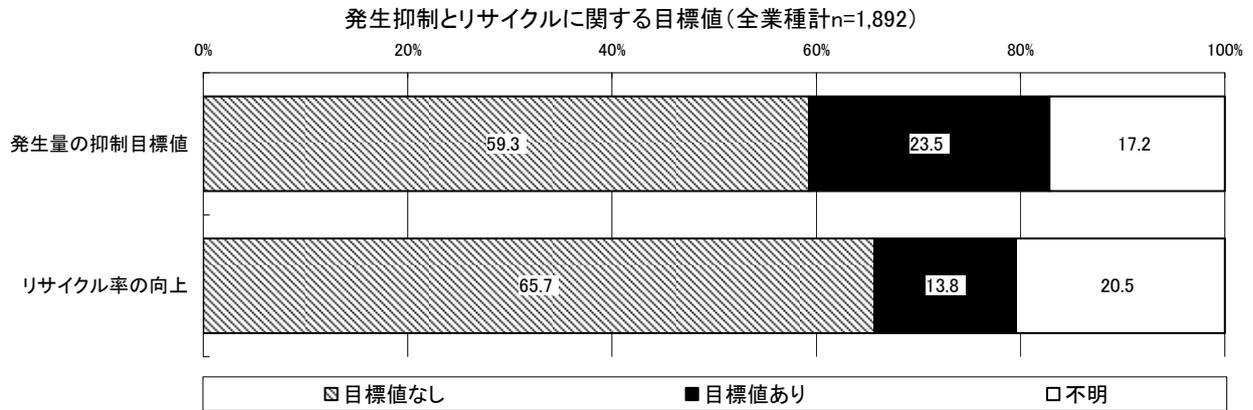


●今後の取組み

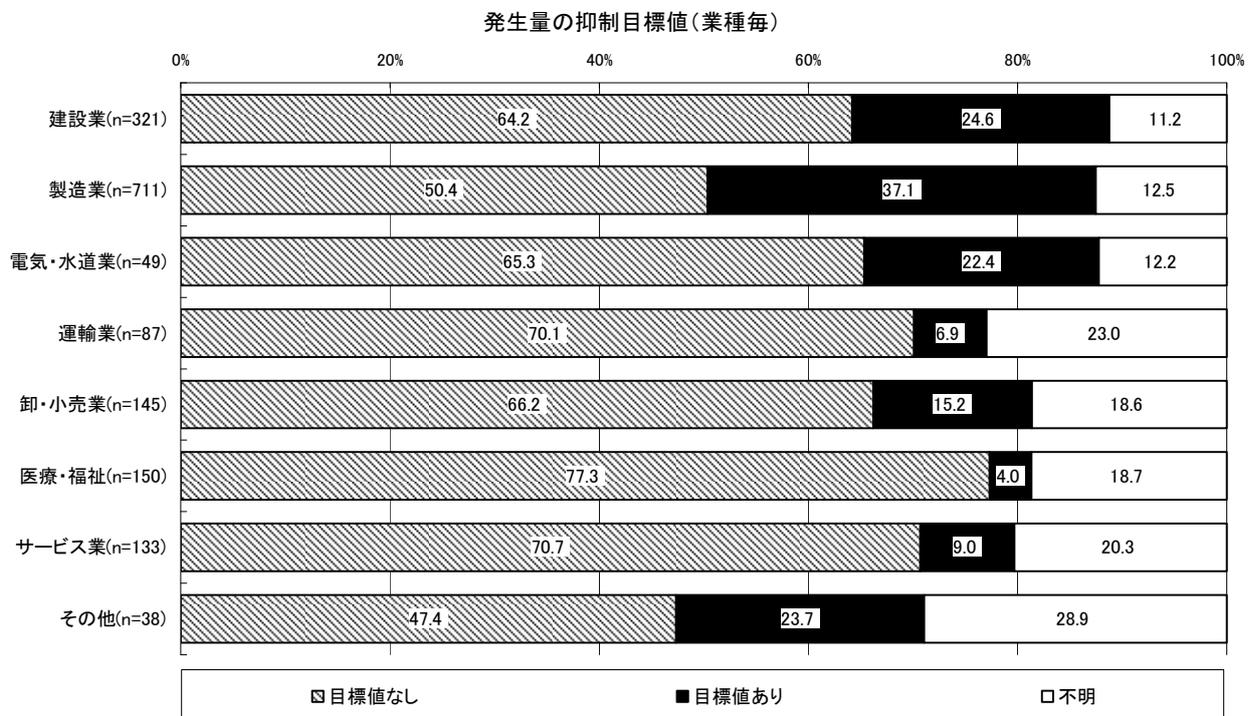


### (3) 発生抑制とリサイクルに関する目標値

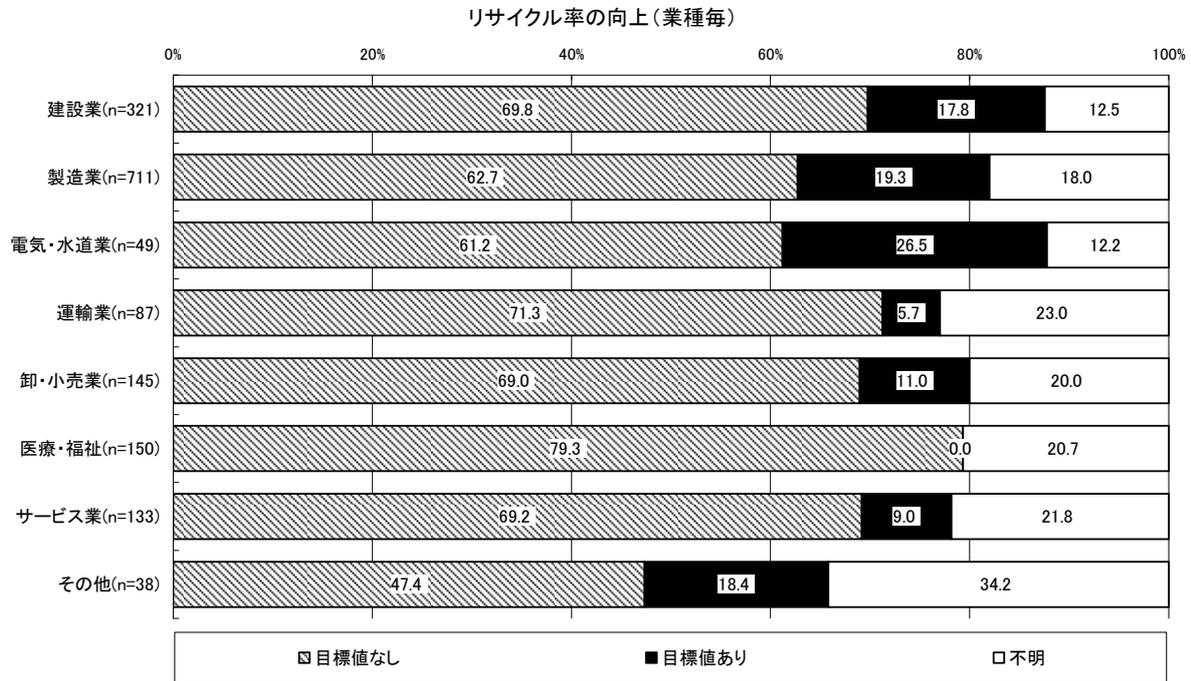
- ・ 発生量の抑制目標値を掲げている事業所は23.5%となっている。
- ・ リサイクル率の向上の目標値を掲げている事業所は13.8%となっている。



- ・ 発生量の抑制目標値を掲げている事業所の割合が最も高い業種は「製造業」で37.1%となっている。
- ・ 一方、最も割合が低い業種は「医療・福祉」で4.0%となっている。



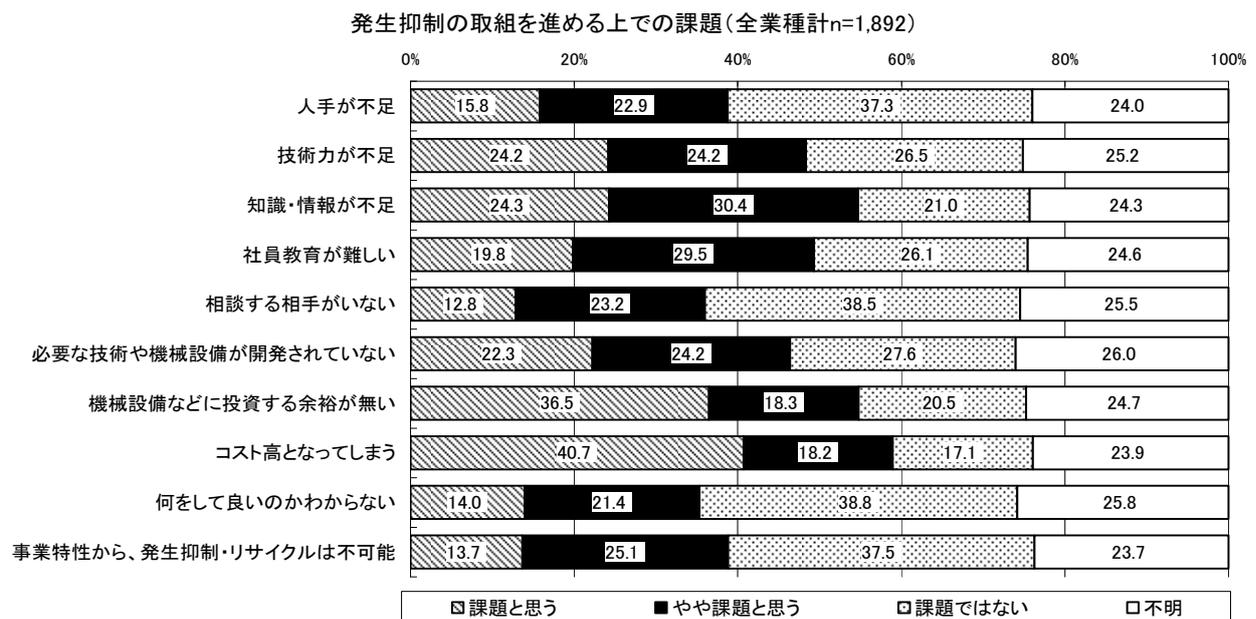
- ・ リサイクル率の向上の目標値を掲げている事業所の割合が最も高い業種は「電気・水道業」で26.5%となっている。
- ・ 最も割合が低い業種は「医療・福祉」で0.0%となっている。



#### (4) 発生抑制とリサイクルの取組を進める上での課題

##### <発生量の抑制>

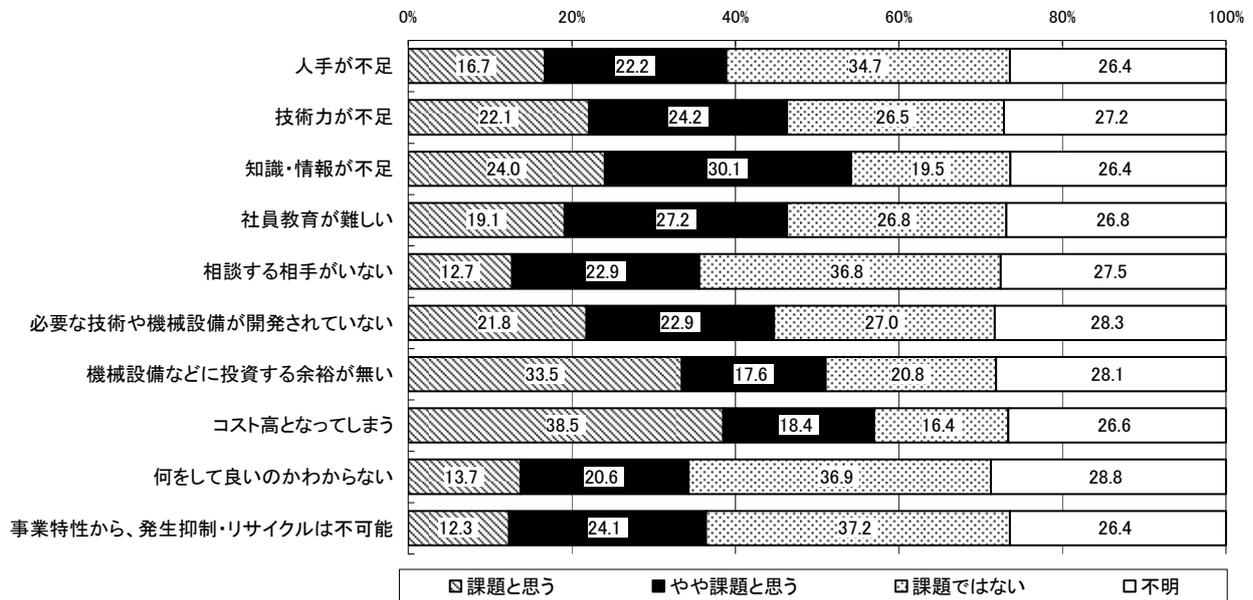
- ・ 発生抑制の取組を進める上で課題と思う割合が高い項目は「機械設備などに投資する余裕が無い」「コスト高になってしまう」で3割を超えている。



## <リサイクル率の向上>

- リサイクル率の向上を進める上で課題と思う割合が高い項目も「機械設備などに投資する余裕が無い」「コスト高になってしまう」で3割を超えている。

リサイクルの取組を進める上での課題(全業種計n=1,892)

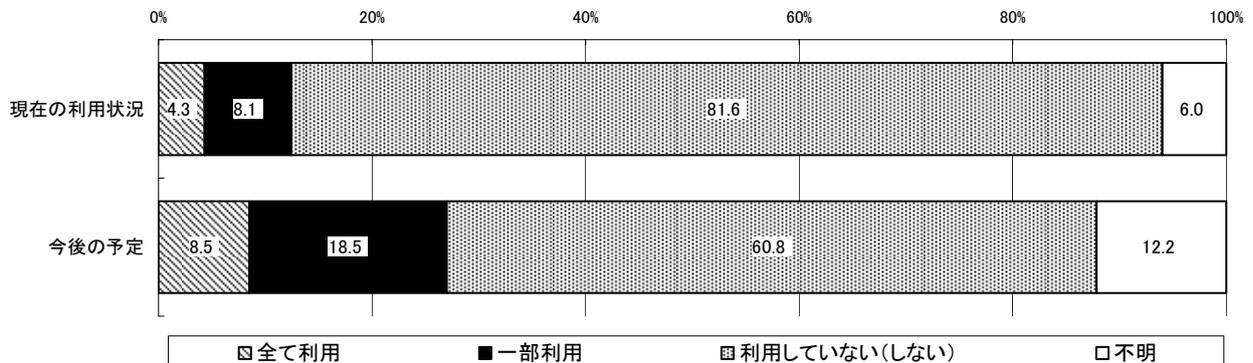


## 2 電子Manifestoの利用

### (1) 現在の利用状況と今後の予定

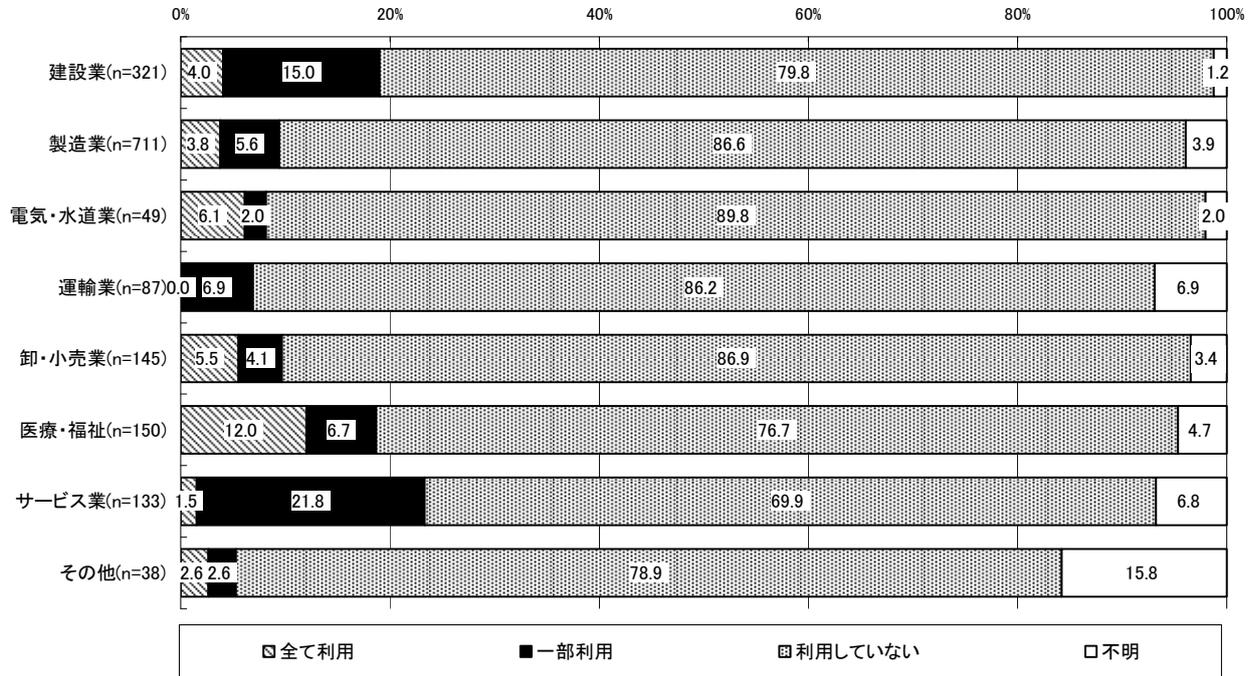
- 電子Manifestoの現在の利用状況は、全てと一部を合わせて12.4%となっている。
- 今後利用する予定のある事業所は27.0%となっている。

電子Manifestoの現在の利用状況と今後の予定(全業種計n=1,892)

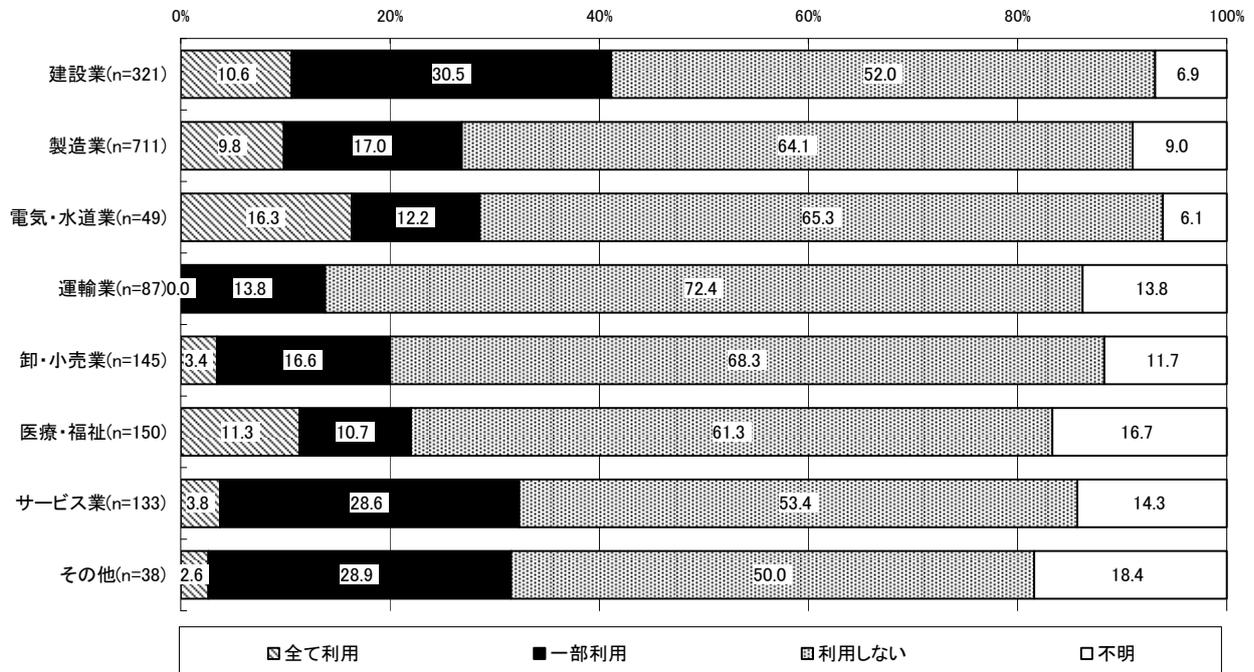


- ・ 電子Manifestoを現在最も利用している（全て及び一部）業種は「サービス業」で2割を超えている。
- ・ 今後の予定では、「建設業」が最も高く4割を超えている。

電子Manifestoの現在の利用状況（業種毎）

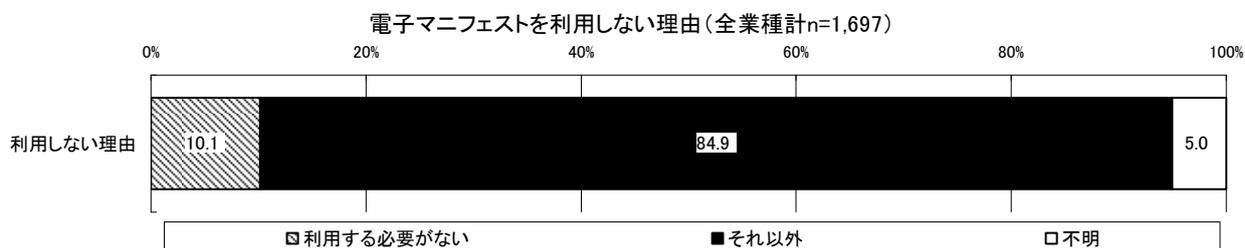


電子Manifestoの今後の予定（業種毎）

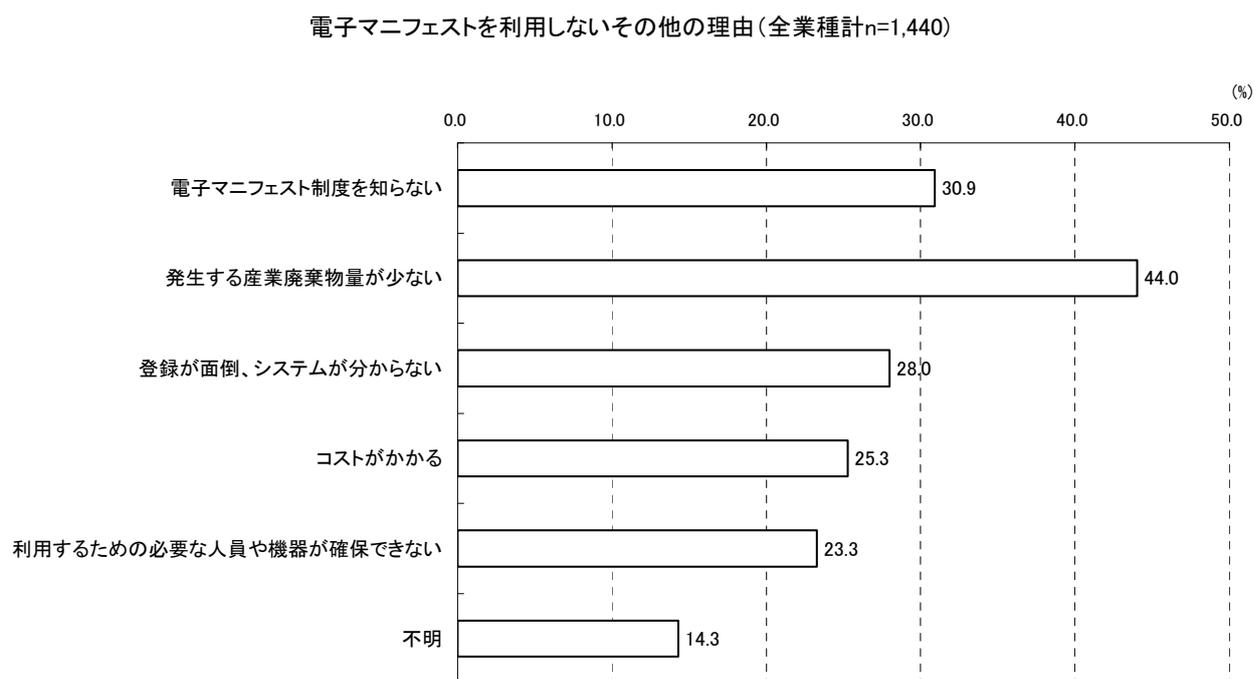


## (2) 利用していない理由（一部利用も含む）

- 電子マニフェストを利用しない理由では、「利用する必要がある」は10.1%に過ぎず、「それ以外」の割合が高くなっている。



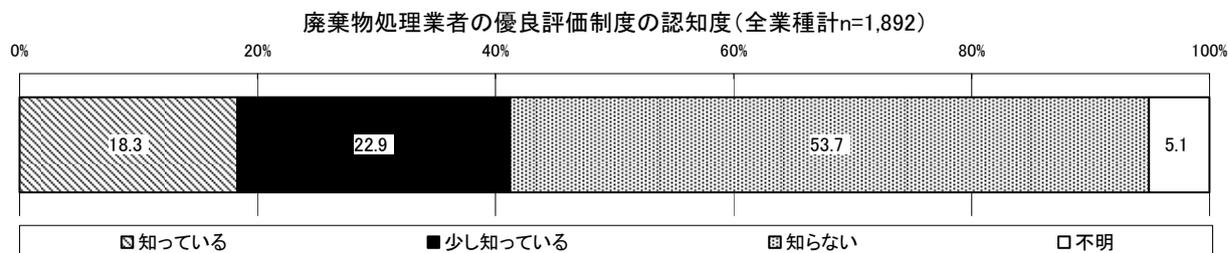
- 電子マニフェストを利用しないその他の理由では、「発生する産業廃棄物量が少ない」が最も高く44.0%となっている。



### 3 産業廃棄物処理業者の選定と処理困難な廃棄物の種類等

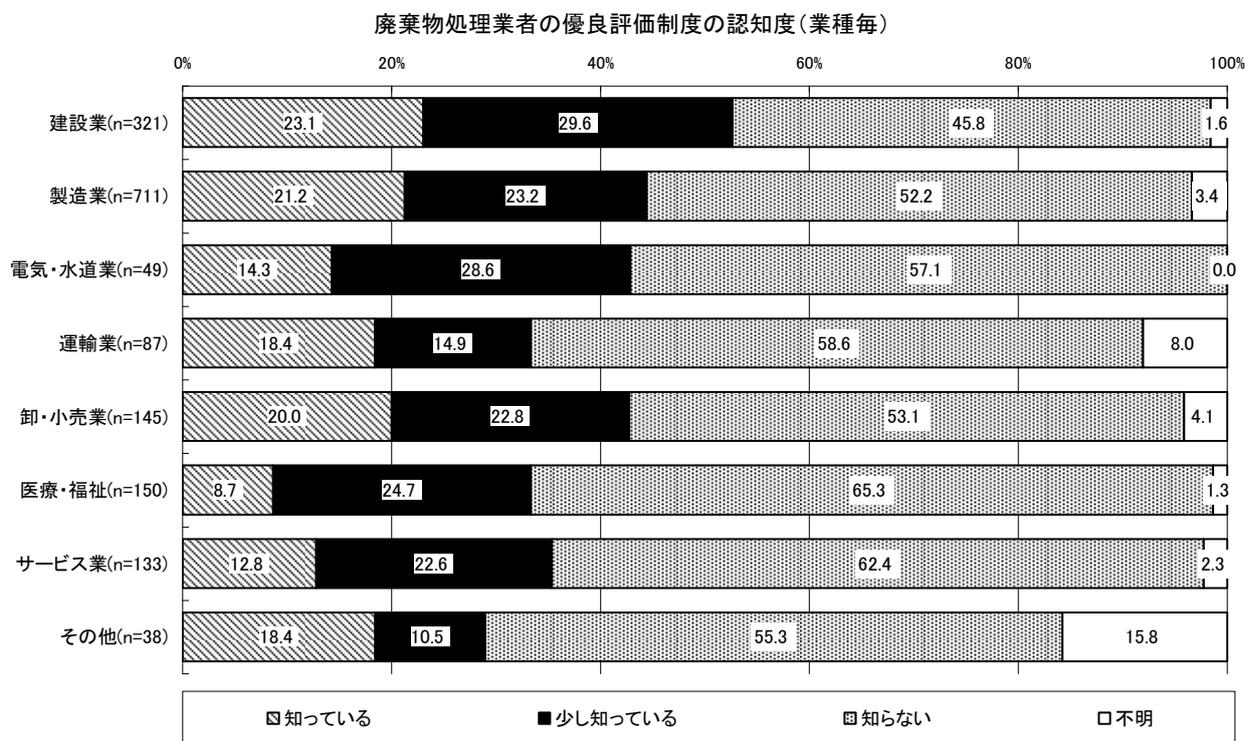
#### (1) 廃棄物処理業者の優良評価制度

・ 廃棄物処理業者の優良評価制度の認知度（知っている＋少し知っている）は41.2%となっている。



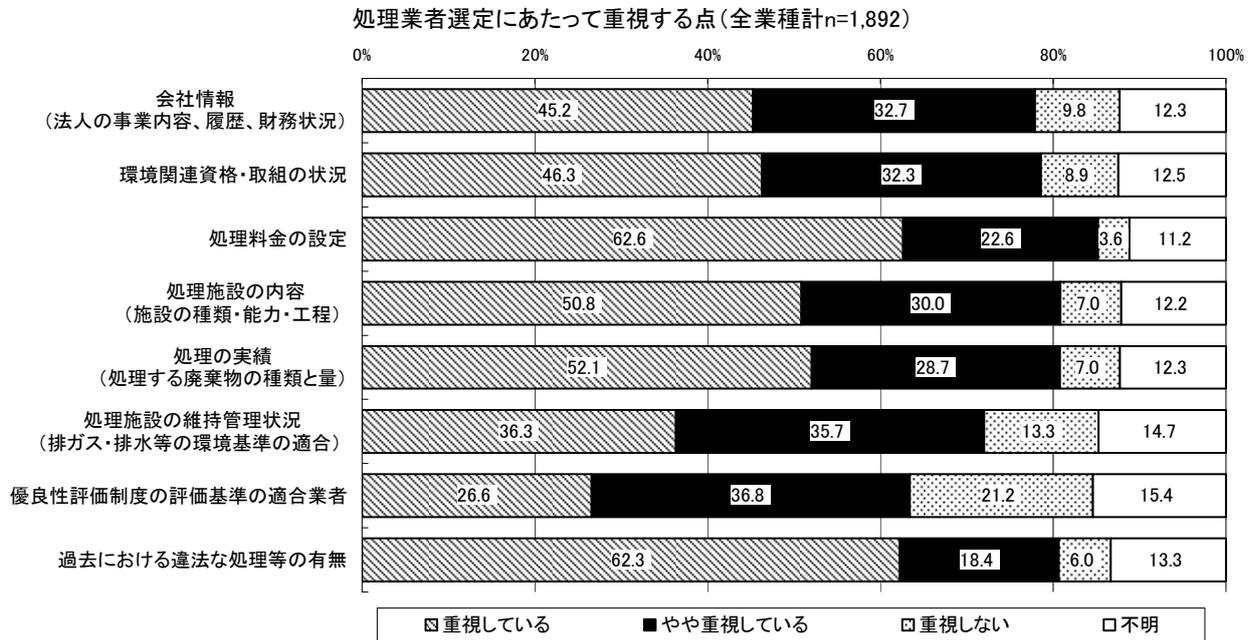
・ 廃棄物処理業者の優良評価制度の認知度が最も高い業種は「建設業」で52.7%と半数を超えている。

・ 認知度が最も低い業種は「その他」で28.9%となっている。



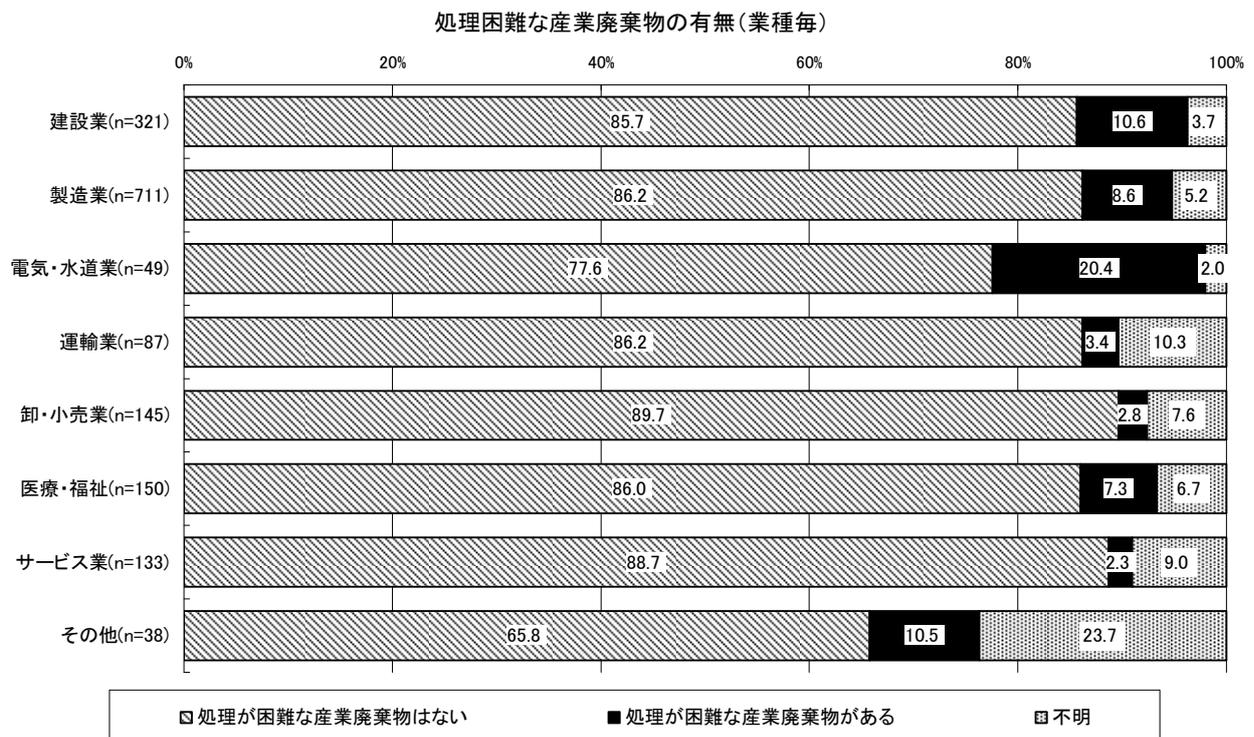
## (2) 処理業者の選定

- 処理業者選定にあたって重視している（重視している+やや重視している）項目では、「処理料金の設定」が最も高く8割を超えている。



## (3) 処理困難な産業廃棄物

- 処理困難な産業廃棄物がある割合が最も高い業種は「電気・水道業」で20.4%となっている。

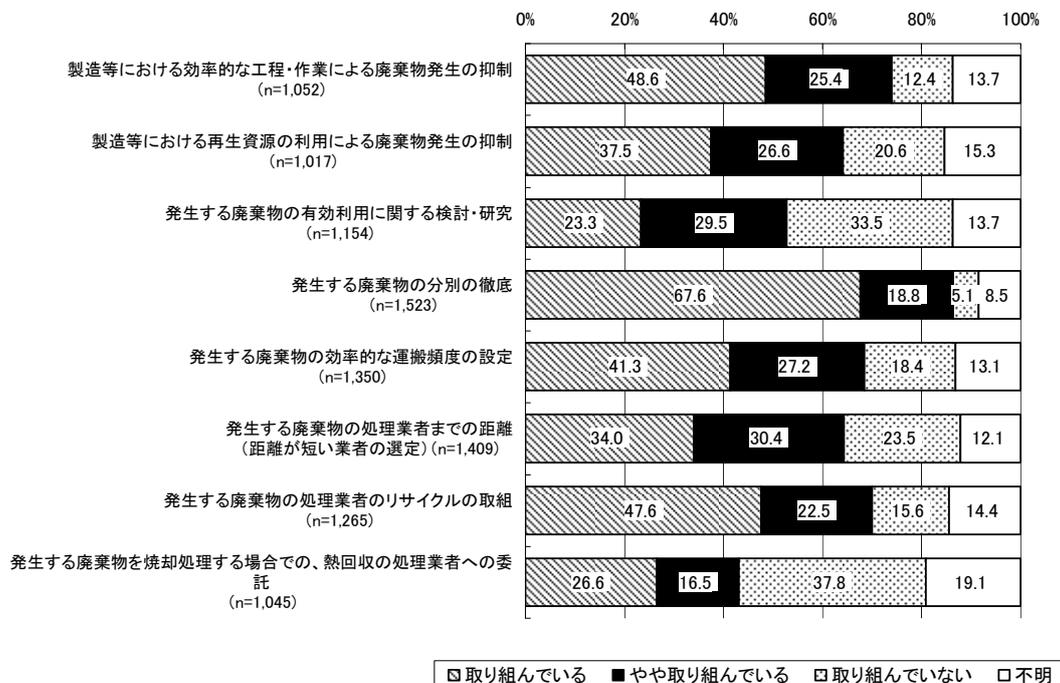


#### 4 産業廃棄物の発生・処理等に関する地球温暖化対策の取組

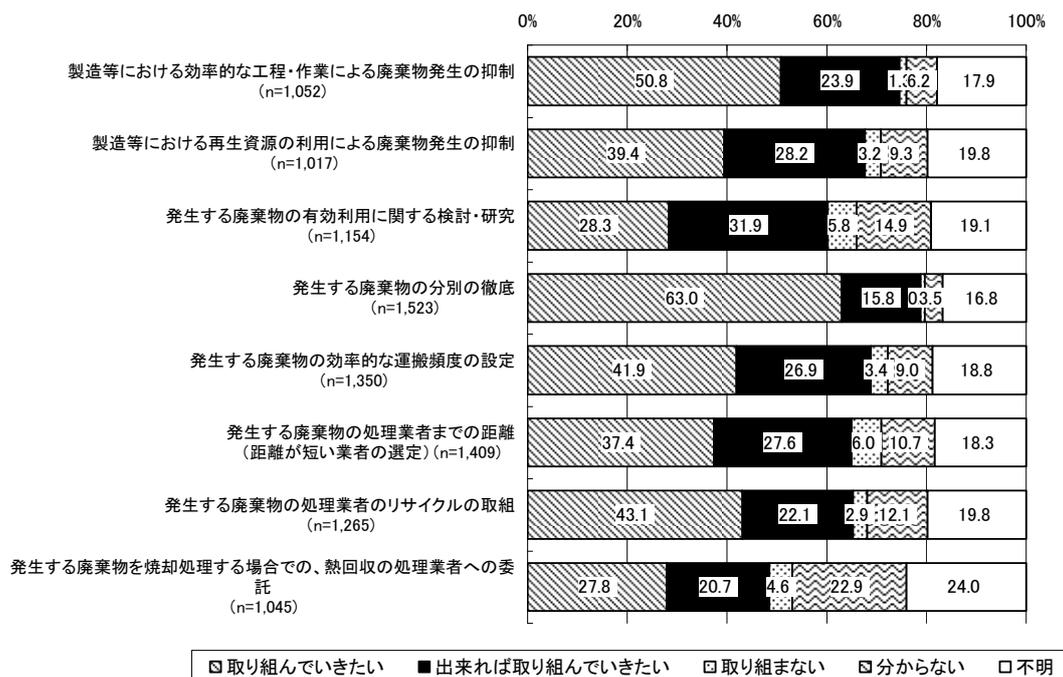
##### (1) 現在の取組 (2) 今後の取組

- 地球温暖化対策を取り組んでいる（取り組んでいる+やや取り組んでいる）項目では、「発生する廃棄物の分別の徹底」が最も高く86.4%となっている。
- 今後の取り組み（取り組んでいきたい+出来れば取り組んでいきたい）でも「発生する廃棄物の分別の徹底」が最も高く78.8%となっている。

地球温暖化対策への取組み(全業種計)

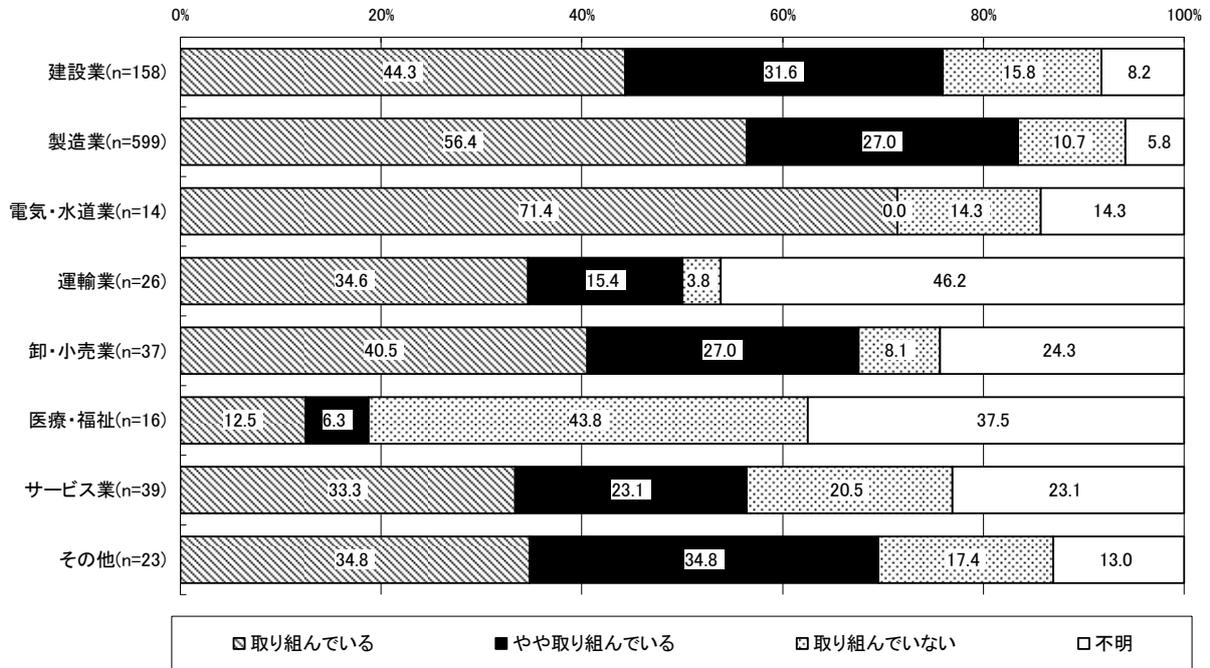


地球温暖化対策への今後の取組み(全業種計)

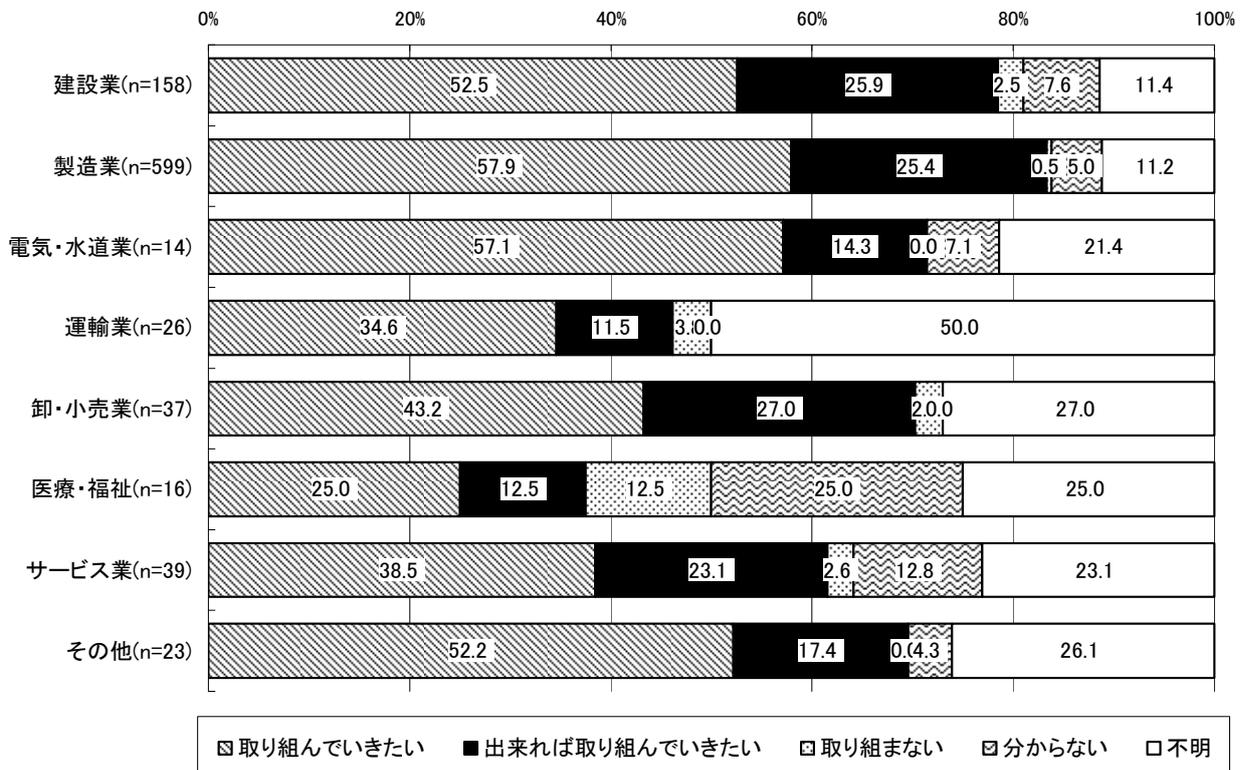


- ・ 製造等における効率的な工程・作業による廃棄物発生抑制に取り組んでいる（取り組んでいる+やや取り組んでいる）割合が最も高い業種は「製造業」で83.4%となっている。
- ・ 今後取り組んでいきたい（取り組んでいきたい+出来れば取り組んでいきたい）と考えている割合が最も高い業種も「製造業」となっている。

製造等における効率的な工程・作業による廃棄物発生抑制(業種毎)

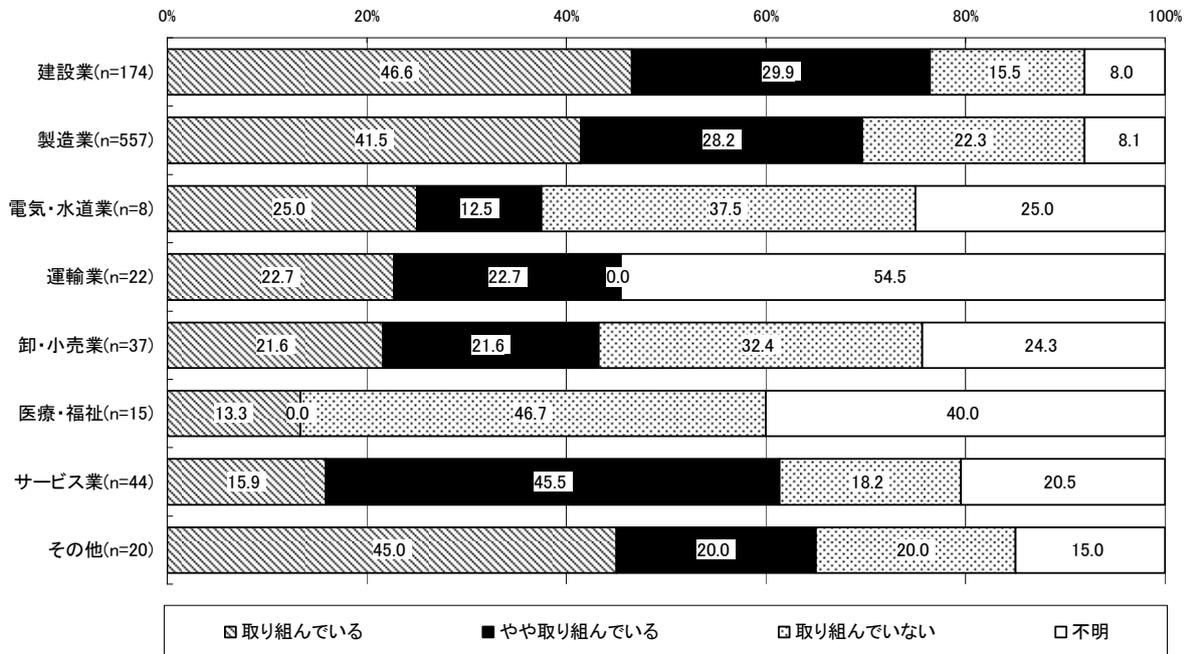


製造等における効率的な工程・作業による廃棄物発生抑制(業種毎)

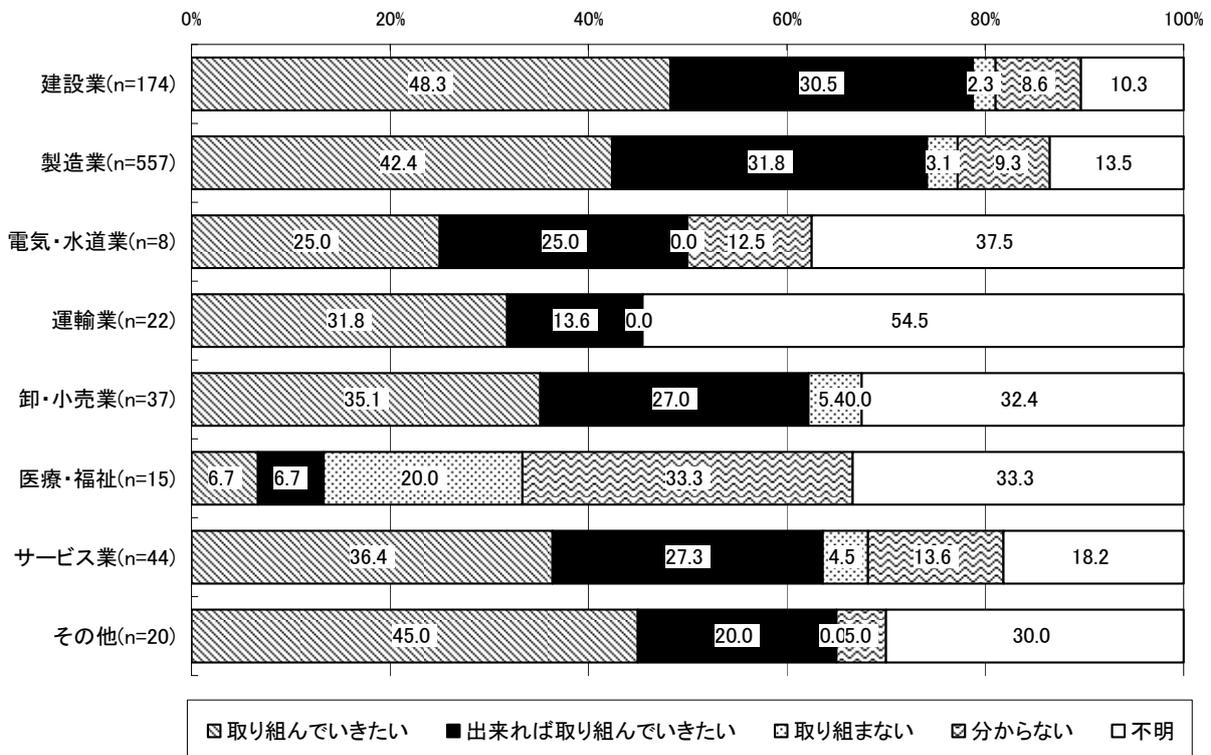


- ・ 製造等における再生資源の利用による廃棄物発生抑制に取り組んでいる割合が高い業種は「建設業」「製造業」「サービス業」「その他」で6割を超えている。
- ・ 今後取り組んでいきたいと考えている割合が高い業種は「建設業」「製造業」「卸・小売業」「サービス業」「その他」となっている。

製造等における再生資源の利用による廃棄物発生抑制(業種毎)

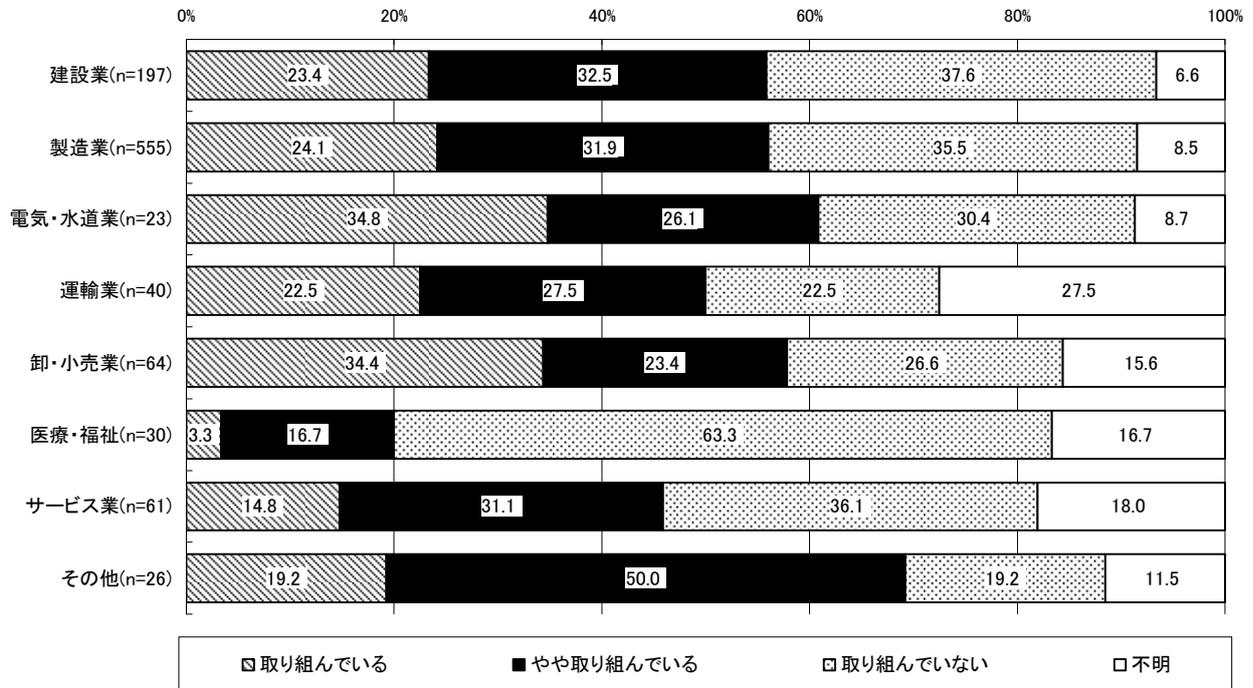


製造等における再生資源の利用による廃棄物発生抑制(業種毎)

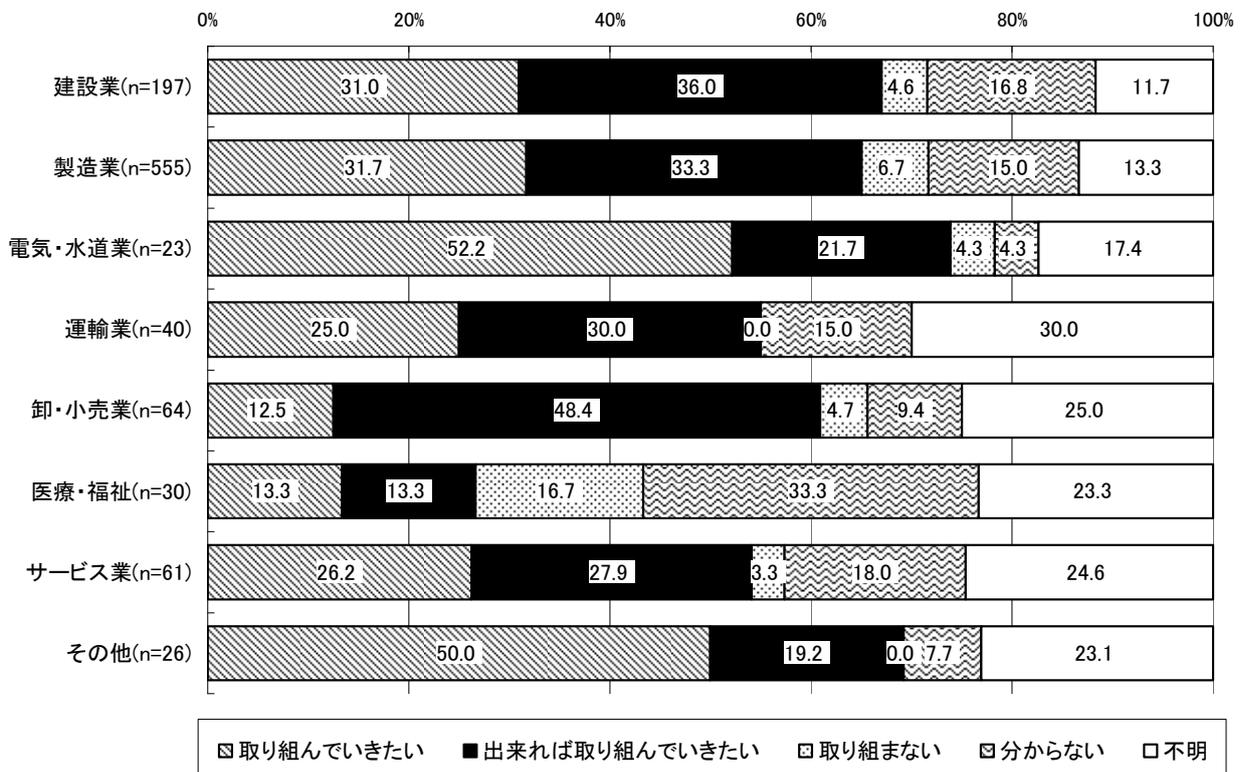


- ・ 発生する廃棄物の有効利用に関する検討・研究に取り組んでいる割合が高い業種は「電気・水道業」「その他」で6割を超えている。
- ・ 今後取り組んでいきたいと考えている割合が高い業種は「電気・水道業」「その他」に加え、「建設業」「製造業」「卸・小売業」でも6割を超えている。

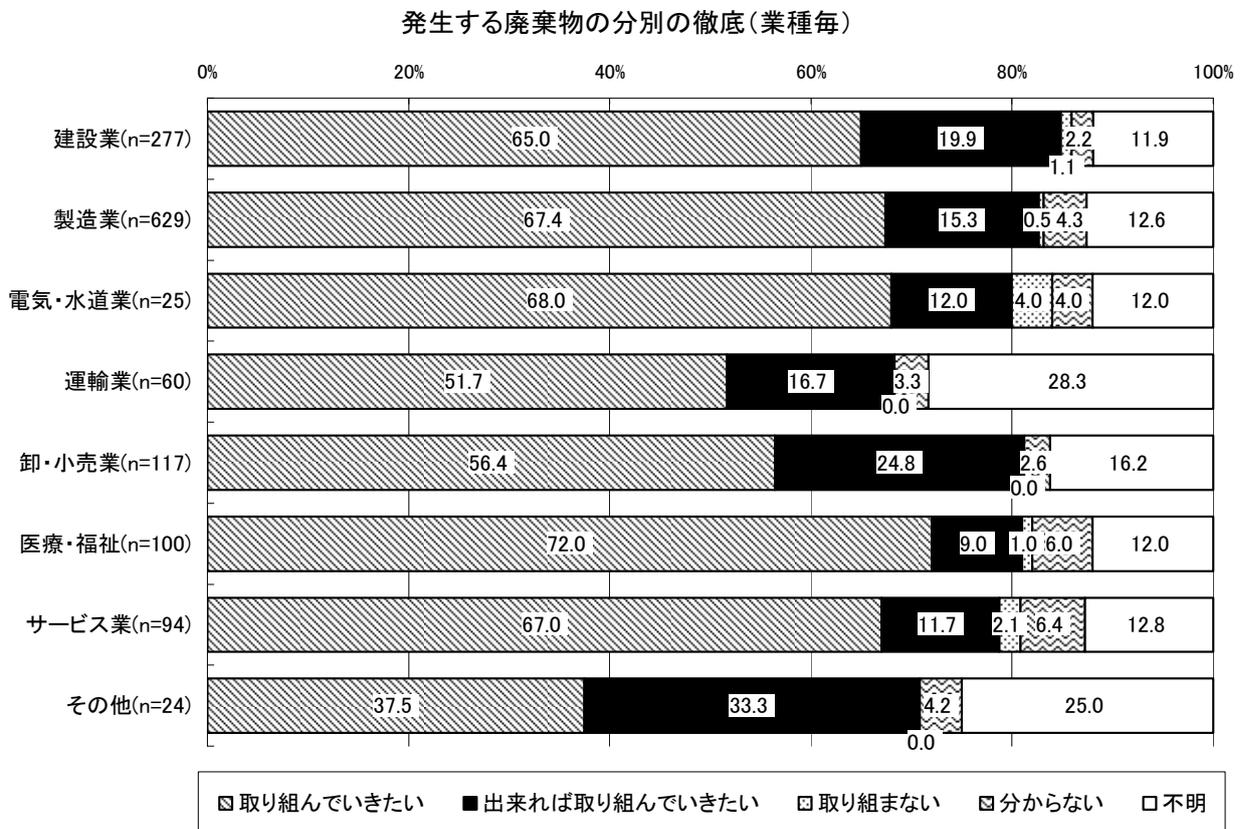
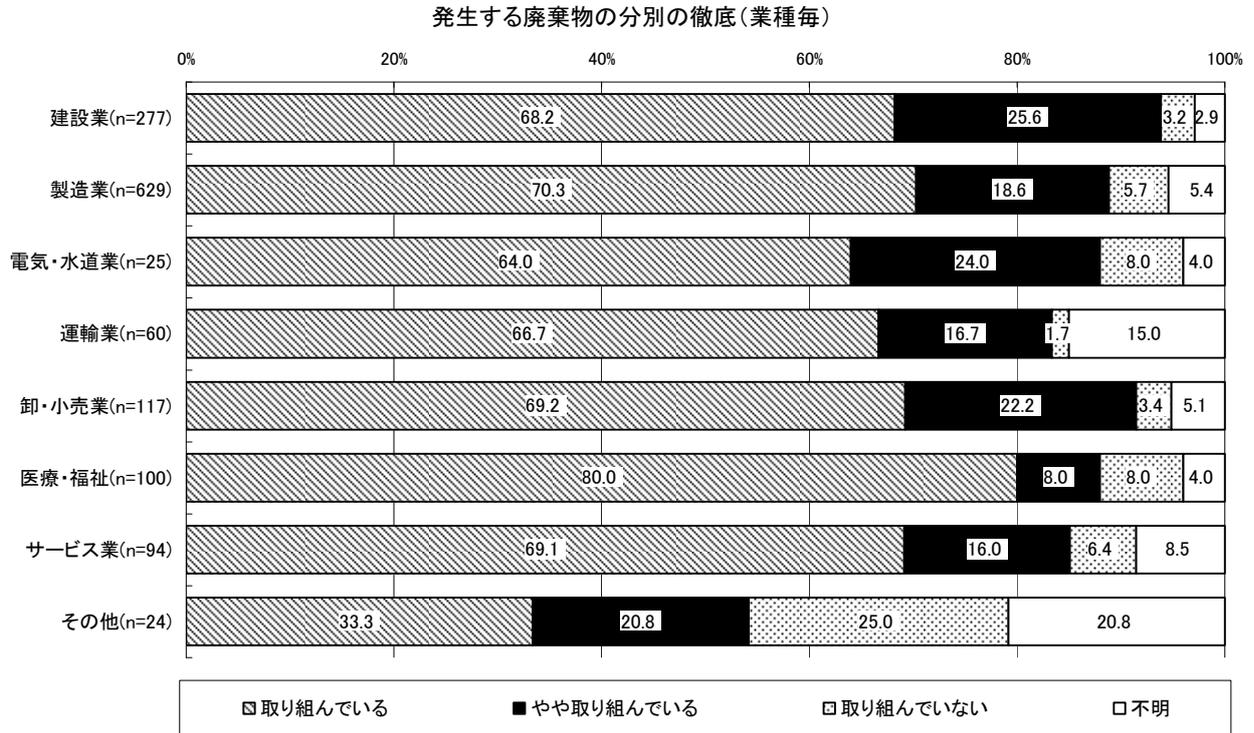
発生する廃棄物の有効利用に関する検討・研究(業種毎)



発生する廃棄物の有効利用に関する検討・研究(業種毎)

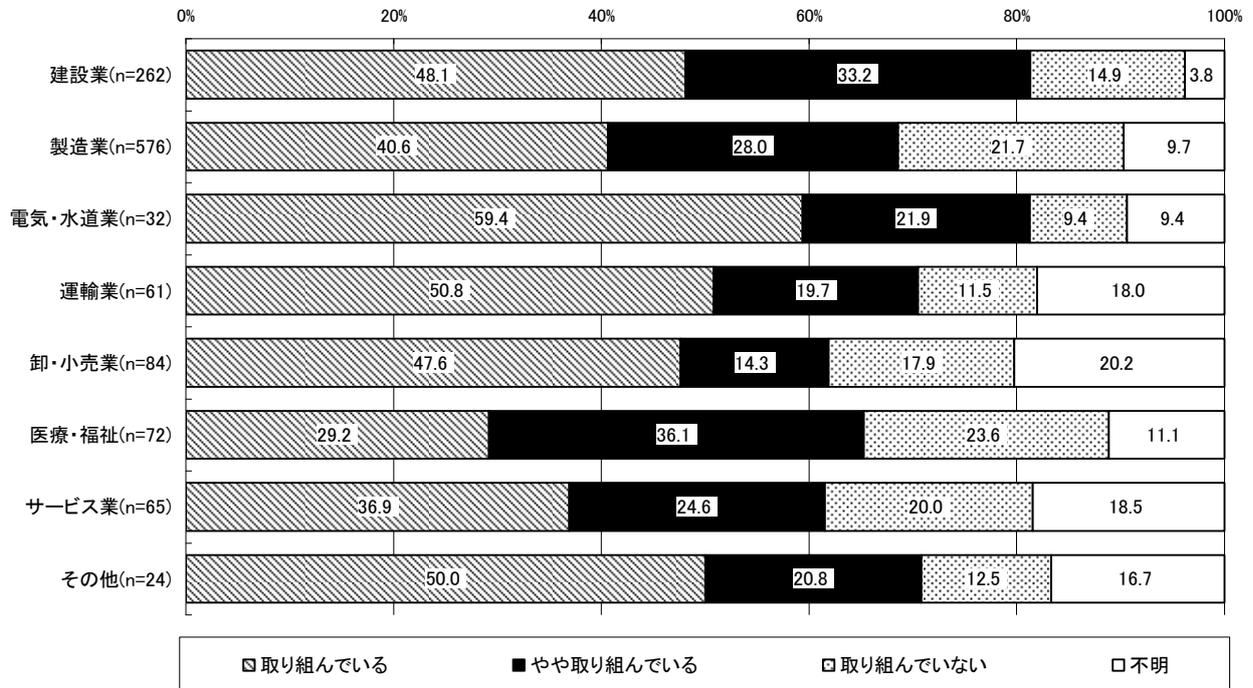


- 発生する廃棄物の分別の徹底に取り組んでいる割合は「その他」を除く業種で8割を超える高い割合となっている。

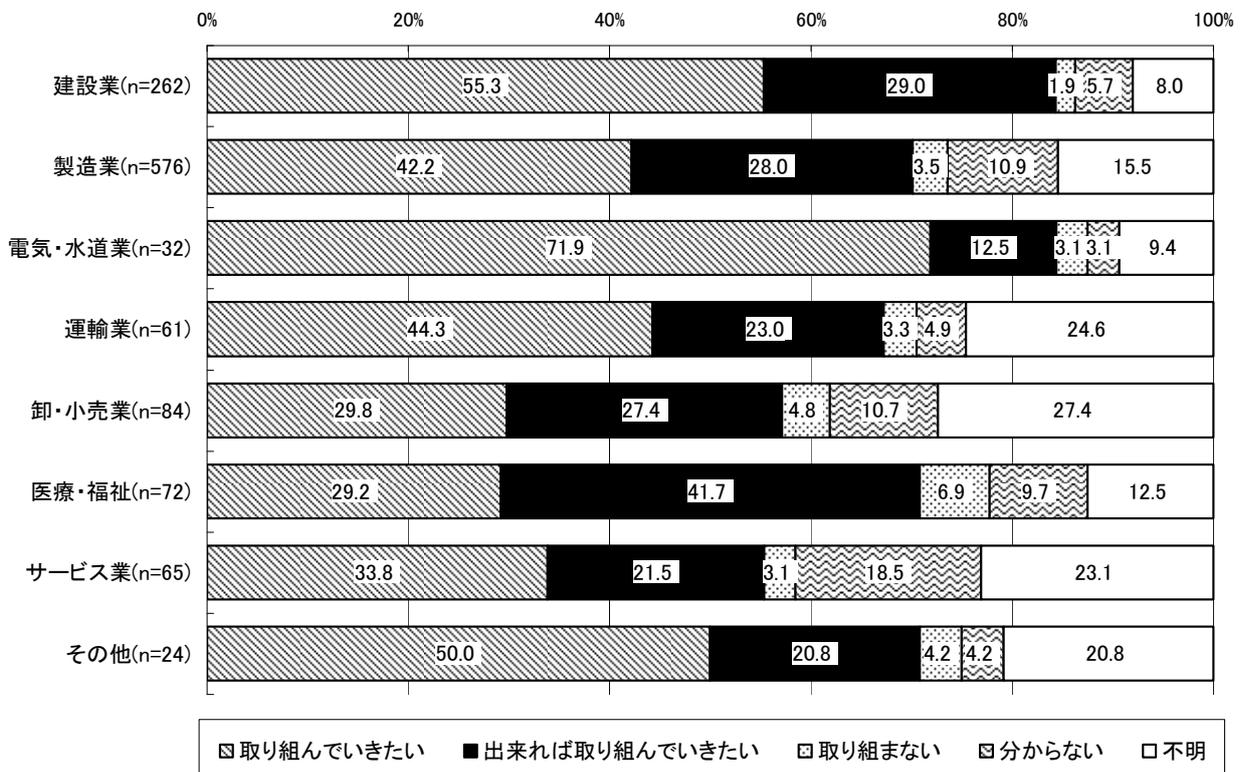


- 発生する廃棄物の効率的な運搬頻度の設定に取り組んでいる割合が高い業種は「建設業」「電気・水道業」で8割を超える高い割合となっている。
- 今後取り組んでいきたいと考えている割合が高い業種も「建設業」「電気・水道業」となっている。

発生する廃棄物の効率的な運搬頻度の設定(業種毎)

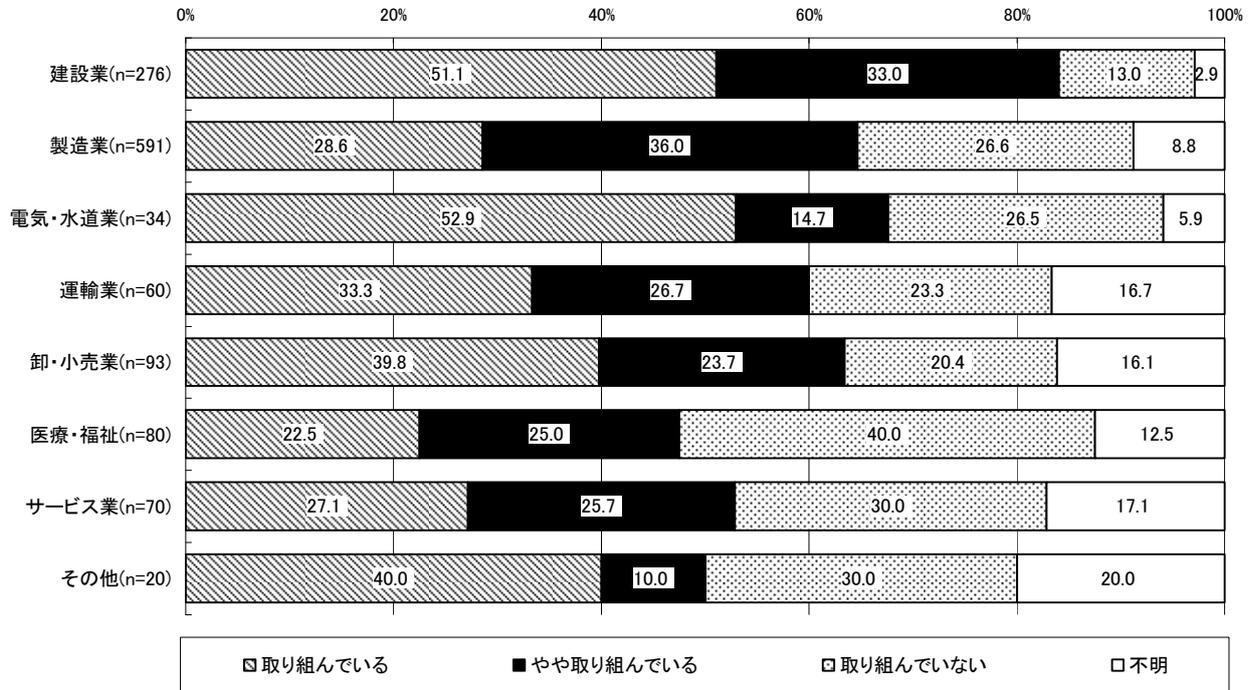


発生する廃棄物の効率的な運搬頻度の設定(業種毎)

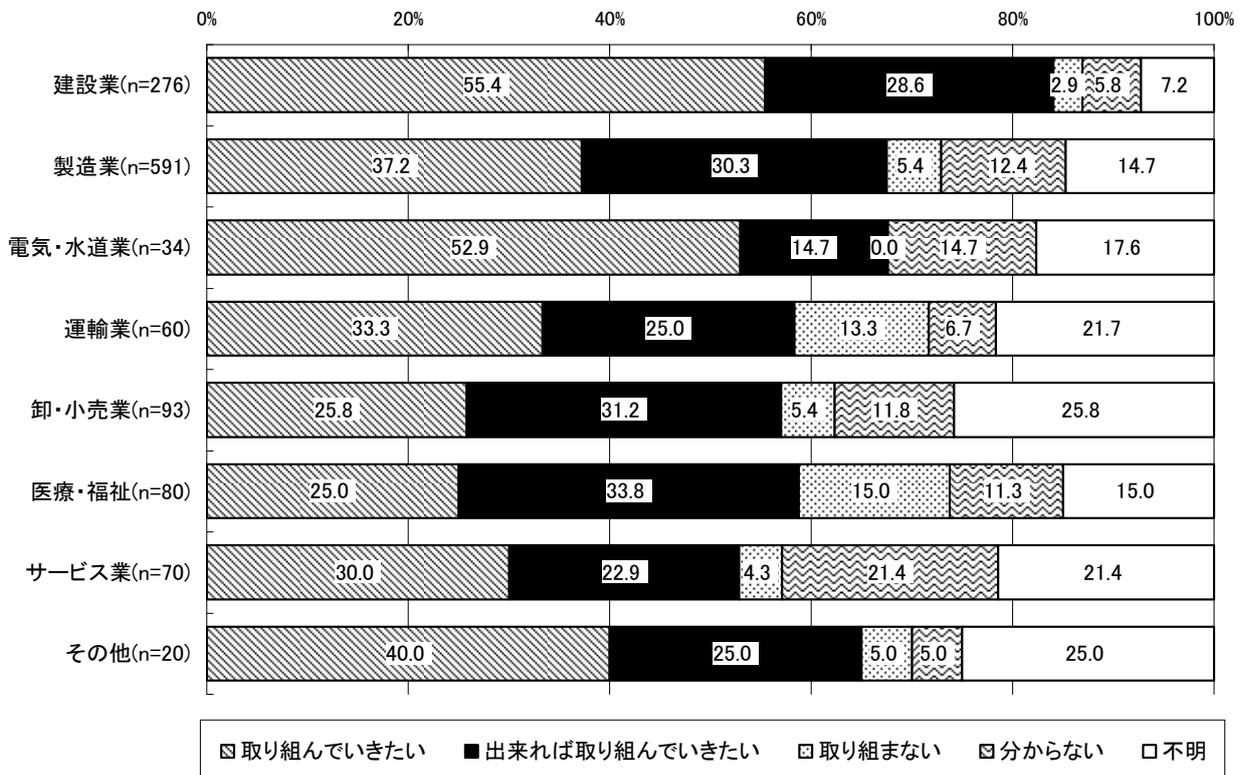


- 発生する廃棄物の処理業者までの距離が短い業者の選定に取り組んでいる割合が最も高い業種は「建設業」で8割を超えている。
- 今後取り組んでいきたいと考えている割合が最も高い業種も「建設業」となっている。

発生する廃棄物の処理業者までの距離(距離が短い業者の選定)(業種毎)

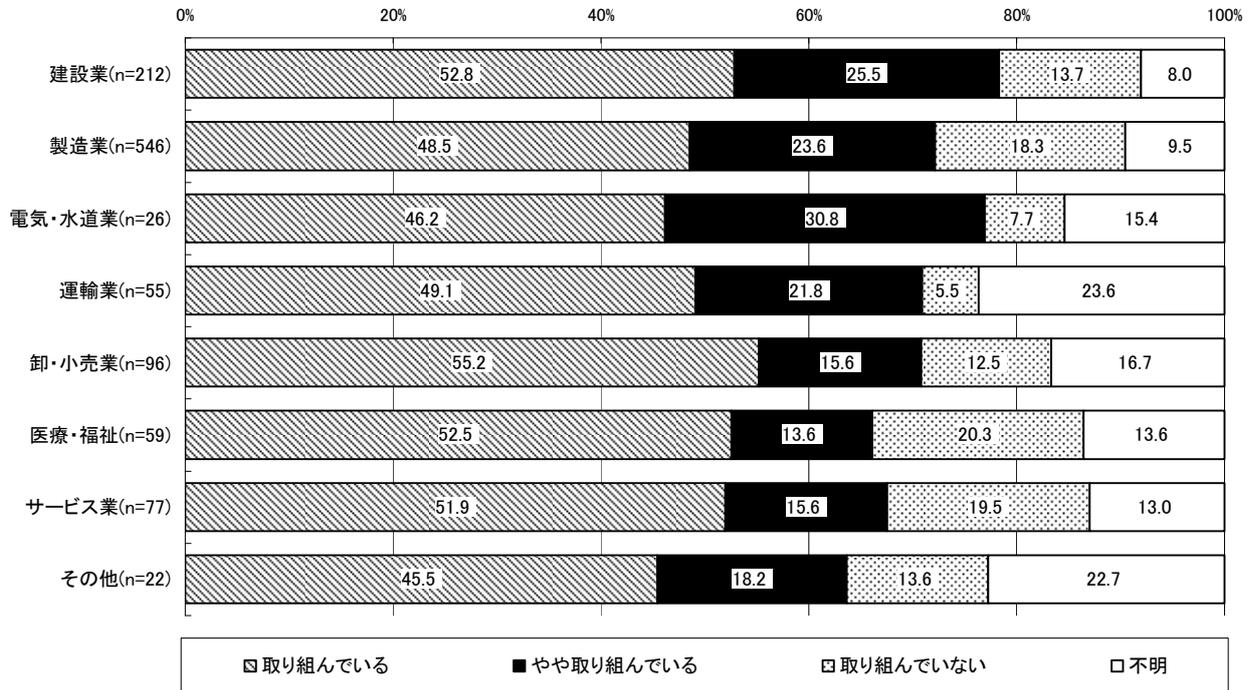


発生する廃棄物の処理業者までの距離(距離が短い業者の選定)(業種毎)

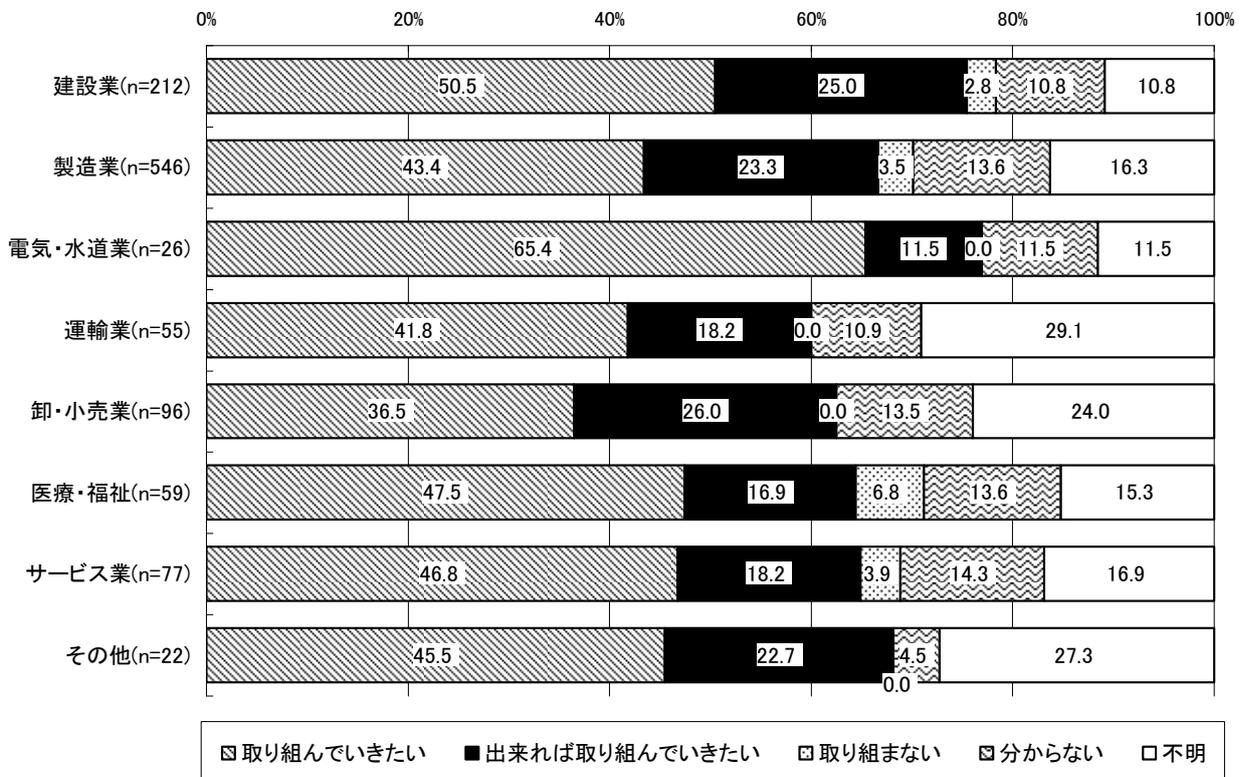


- 発生する廃棄物の処理業者のリサイクルの取組では、全ての業種で6割を超えている。

発生する廃棄物の処理業者のリサイクルの取組(業種毎)

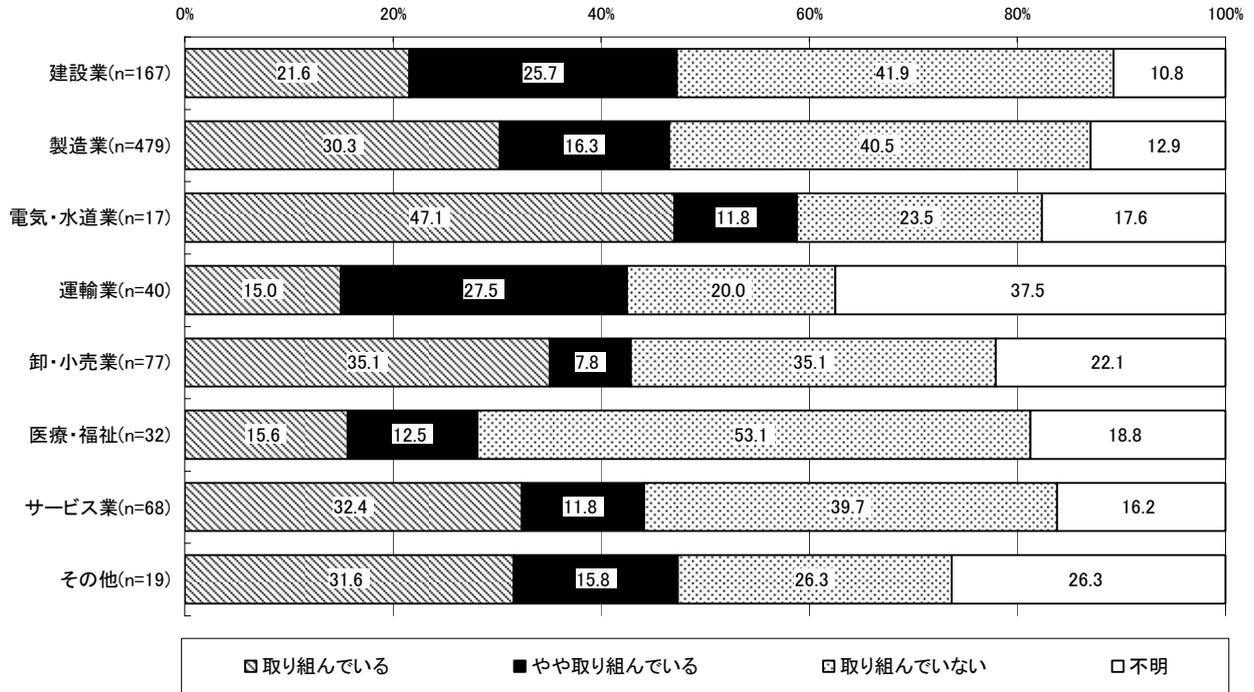


発生する廃棄物の処理業者のリサイクルの取組(業種毎)

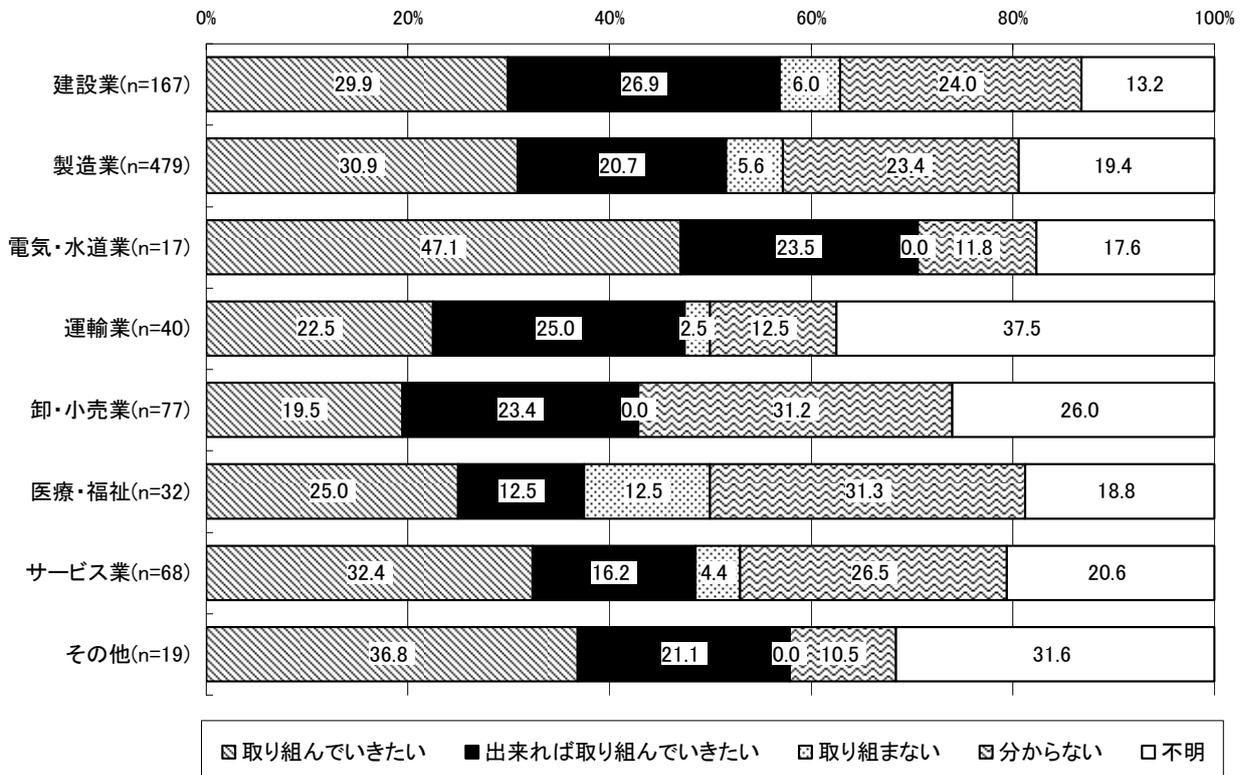


- ・ 発生する廃棄物を焼却処理する場合での、熱回収の処理業者への委託に取り組んでいる割合が最も高い業種は「電気・水道業」で58.9%となっている。
- ・ 今後取り組んでいきたいと考えている割合が最も高い業種も「電気・水道業」となっている。

発生する廃棄物を焼却処理する場合での、熱回収の処理業者への委託（業種毎）

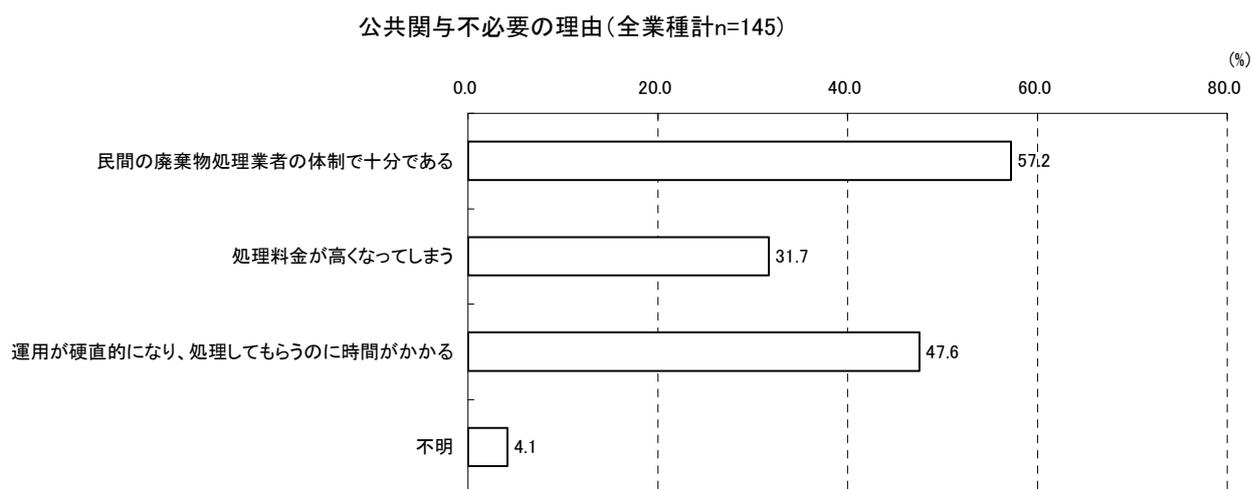
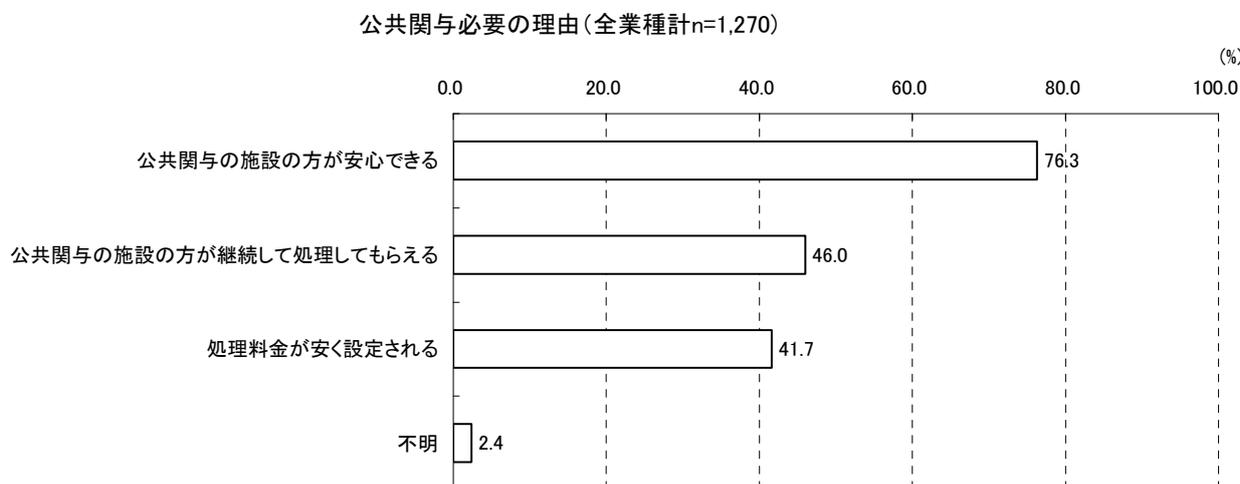
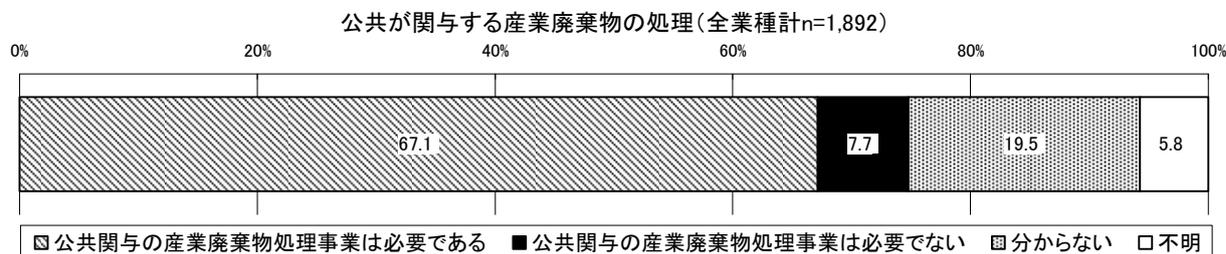


発生する廃棄物を焼却処理する場合での、熱回収の処理業者への委託（業種毎）



## 5 公共が関与する産業廃棄物の処理

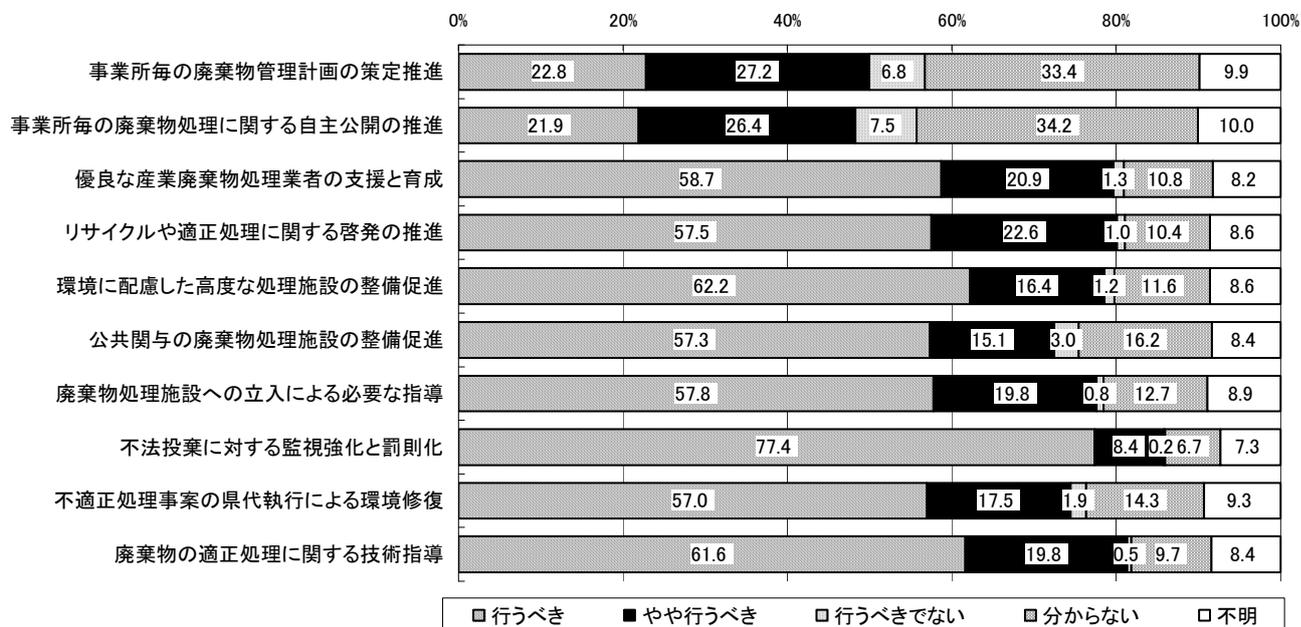
- 公共が関与する産業廃棄物の処理が必要であると考えている割合は67.1%となっている。
- 公共関与が必要であると考えている理由で最も高い項目は「公共関与の施設の方が安心できる」となっている。



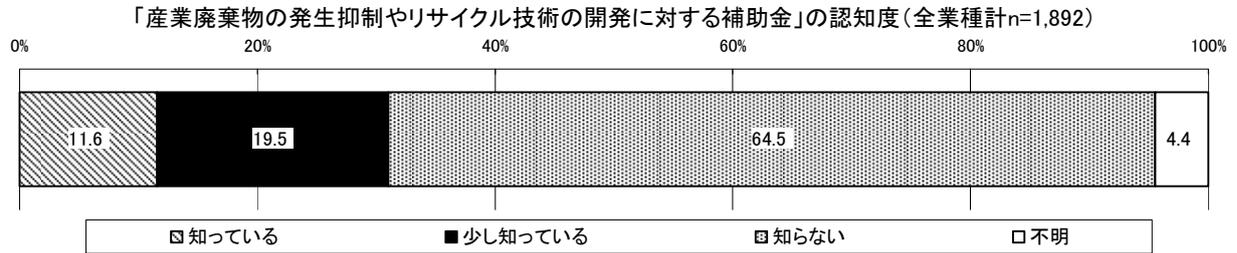
## 6 三重県の廃棄物関連施策

- 県が廃棄物関連施策で行うべき（行うべき+やや行うべき）施策で割合が最も高い項目は「不法投棄に対する監視強化と罰則化」で85.8%となっている。

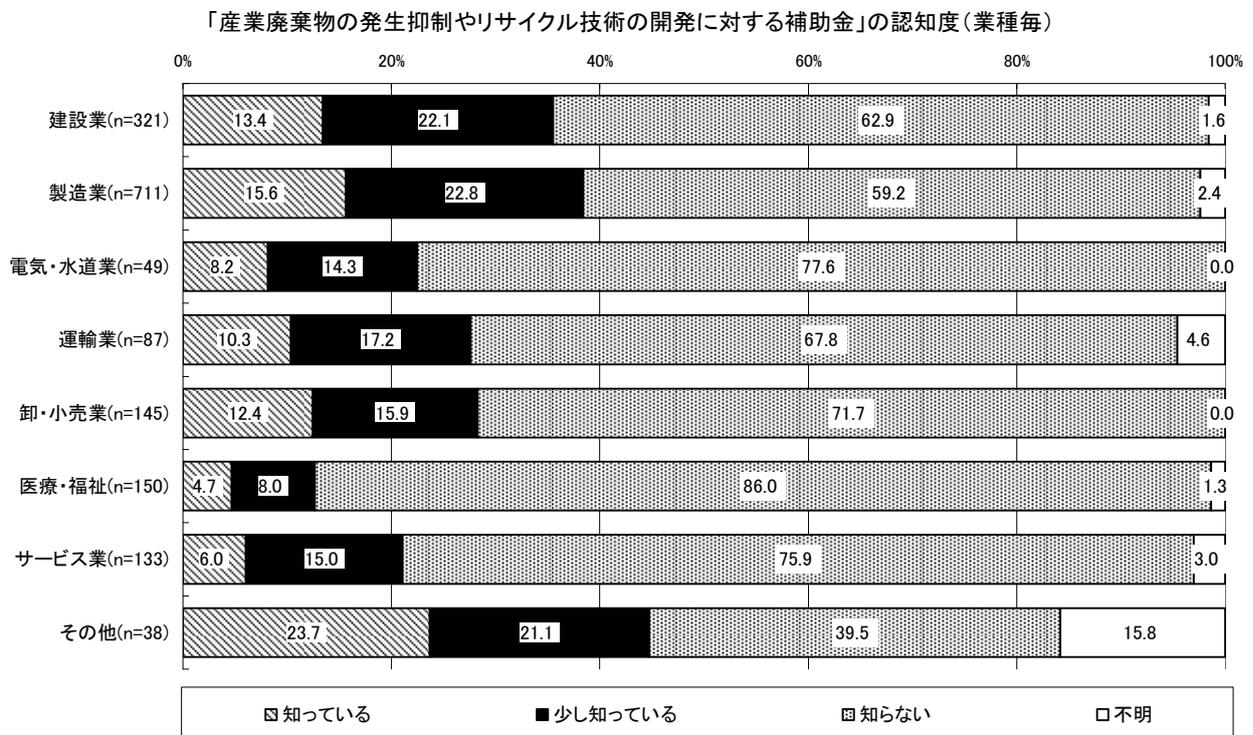
県が今後行うべき廃棄物施策（全業種計n=1,892）



- 産業廃棄物の発生抑制やリサイクル技術の開発に対する補助金の認知度（知っている+少し知っている）は31.1%となっている。

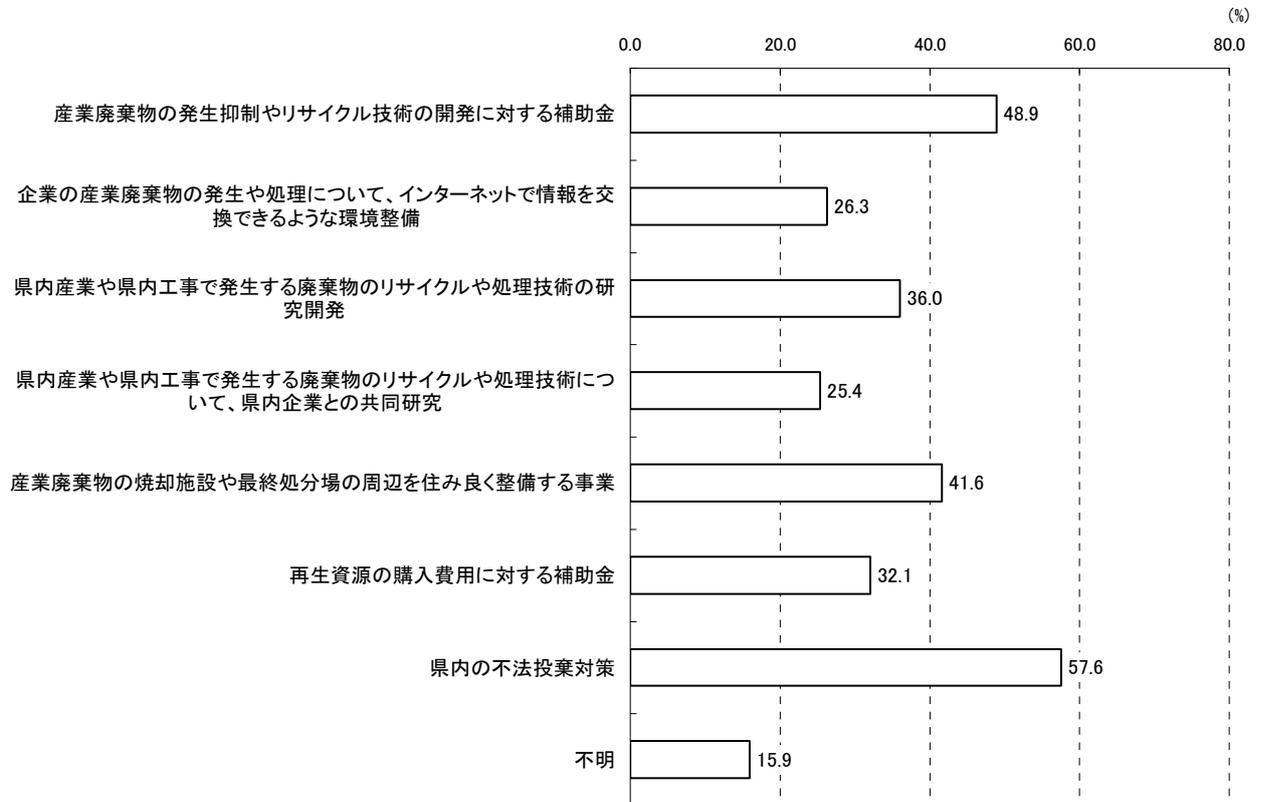


- 産業廃棄物の発生抑制やリサイクル技術の開発に対する補助金の認知度が最も高い業種は「その他」で44.8%となっている。
- 一方、認知度が最も低い業種は「医療・福祉」で12.7%となっている。



- 産業廃棄物税の用途について、最も要望の高かった項目は「県内の不法投棄対策」で57.6%となっている。

産業廃棄物税の用途について(全業種計n=1,892)



## 第6章 産業廃棄物に関する意識調査の結果（廃棄物処理業者対象）

「産業廃棄物実態調査」に併せて行った、廃棄物処理業者等に対する産業廃棄物に関する意識調査の結果概要を次に記します。

### 第1節 調査概要

設問は、下記の6項目について調査した。

1. 産業廃棄物の処理に関する許可の種類
2. 今後の廃棄物の処理事業
3. 事業内容等に関する情報提供と優良性評価制度への取組
4. 産業廃棄物の処理等に関する地球温暖化対策の取組
5. 災害、事故等に備えた措置
6. 三重県の廃棄物関連施策

#### ※ 調査に関する注意事項

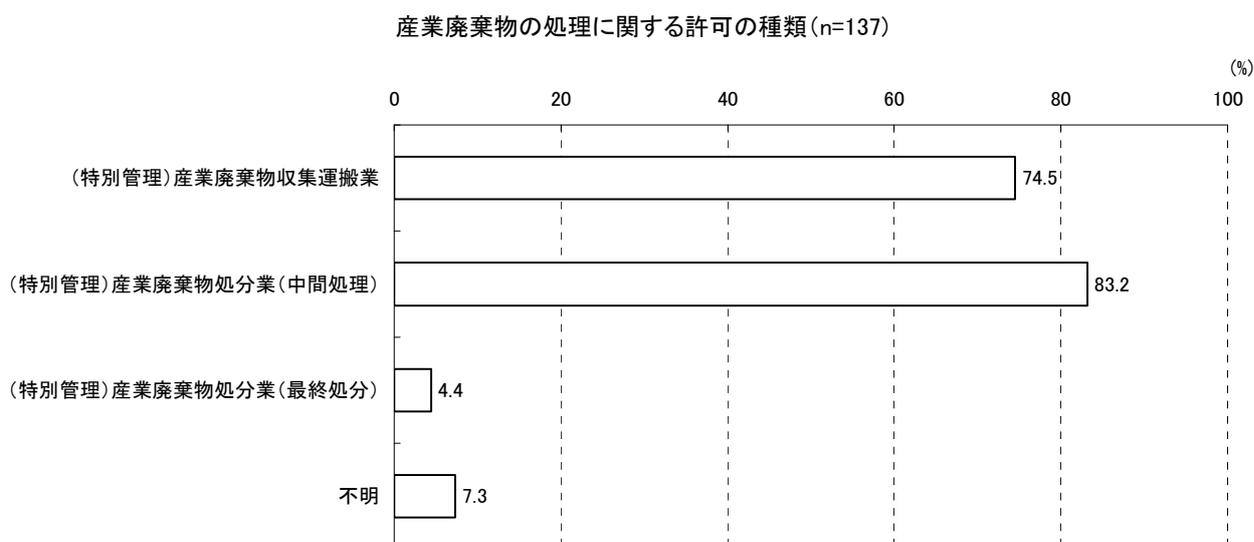
調査項目によっては複数選択可能な設問もあり、割合の合計が100%を超える場合がある。また、単一選択項目でも四捨五入の関係より100%を超えることもある。

### 第2節 意識調査回答の概要

本調査は、発送数が177通、有効回答数が137通 回答率は77.4%

### 第3節 意識調査回答の結果

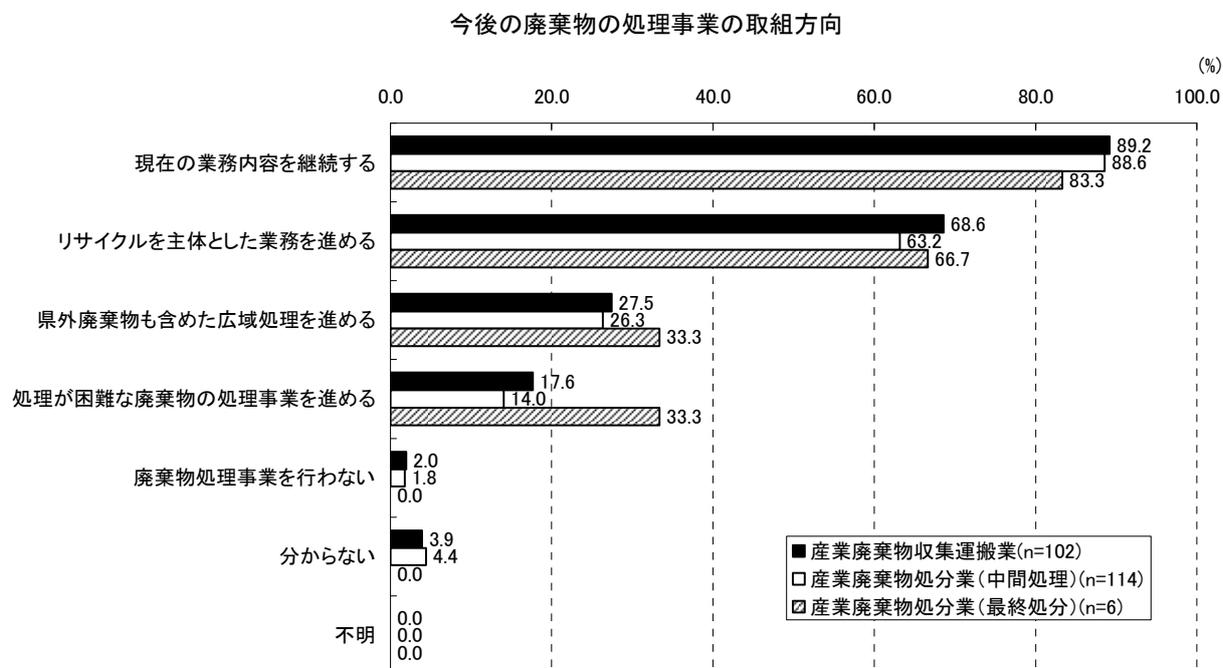
#### 1 産業廃棄物の処理に関する許可の種類



## 2 今後の廃棄物の処理事業

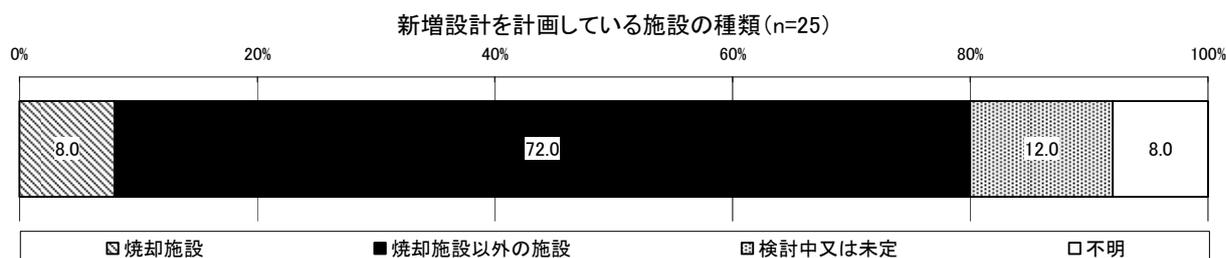
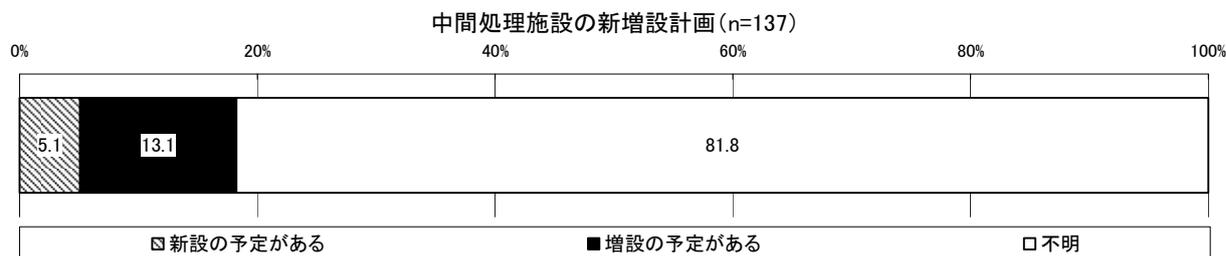
### (1) 取組の方向

- 今後の廃棄物の処理事業の取組方向では、全許可種類で「現在の業務内容を継続する」が最も高くなっている。



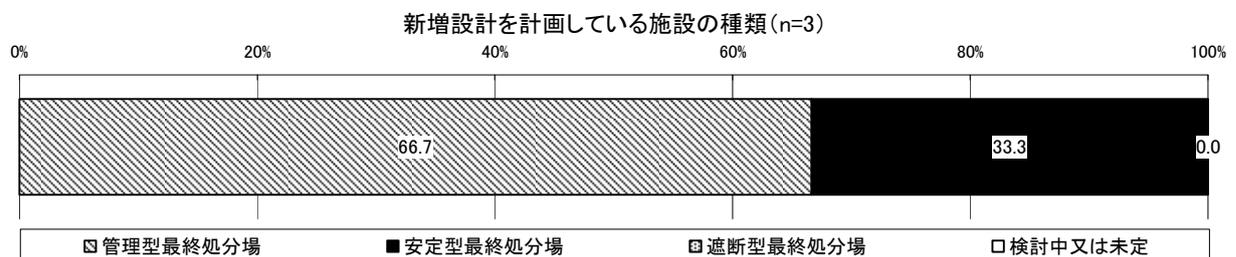
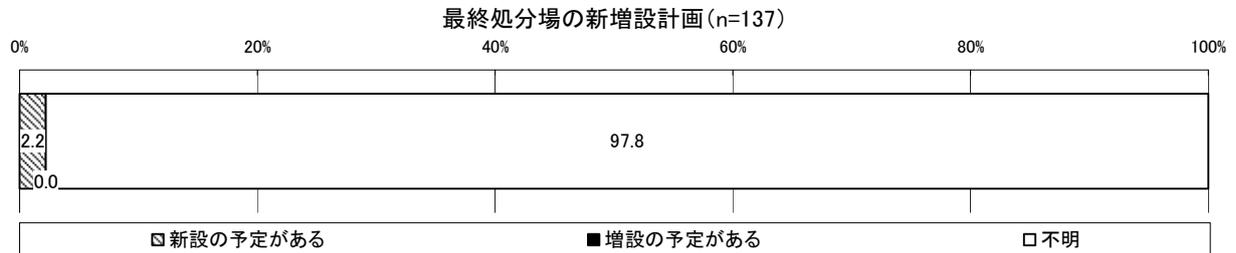
### (2) 中間処理施設の新増設

- 中間処理施設の新設予定は5.1%、増設予定は13.1%となっている。
- 新増設を計画している施設の種類は「焼却施設以外の施設」が最も高く72.0%となっている。



### (3) 最終処分場の新增設

- 最終処分場の新設予定は2.2%、増設予定は0.0%となっている。
- 新設を計画している施設の種類の「管理型最終処分場」が最も高く66.7%となっている。

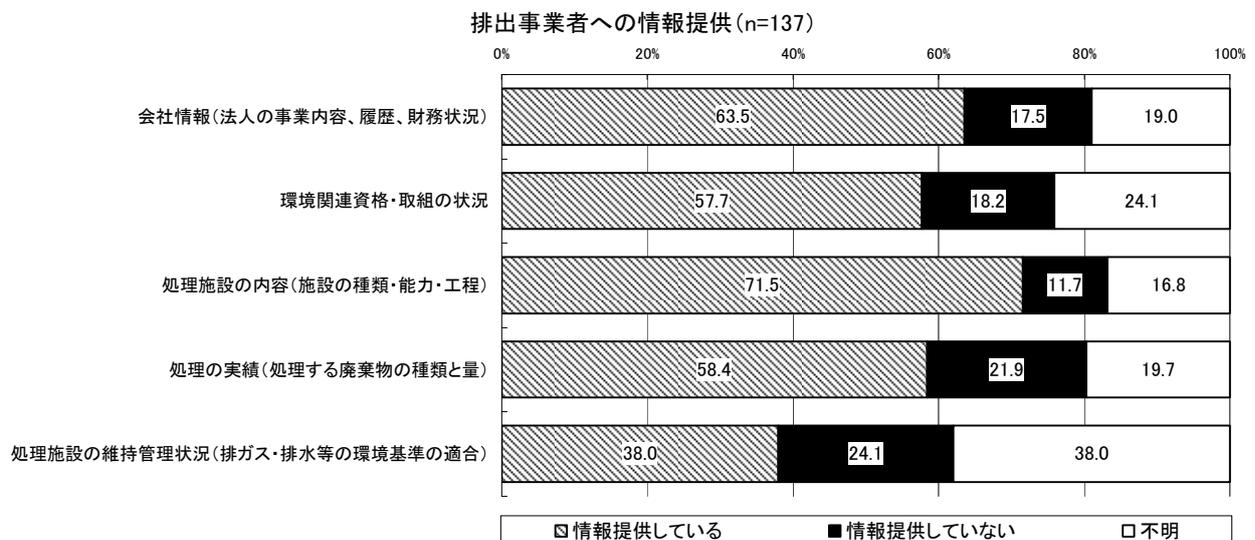


### 3 事業内容等に関する情報提供と優良性評価制度への取組

#### (1) 事業内容等に関する情報提供

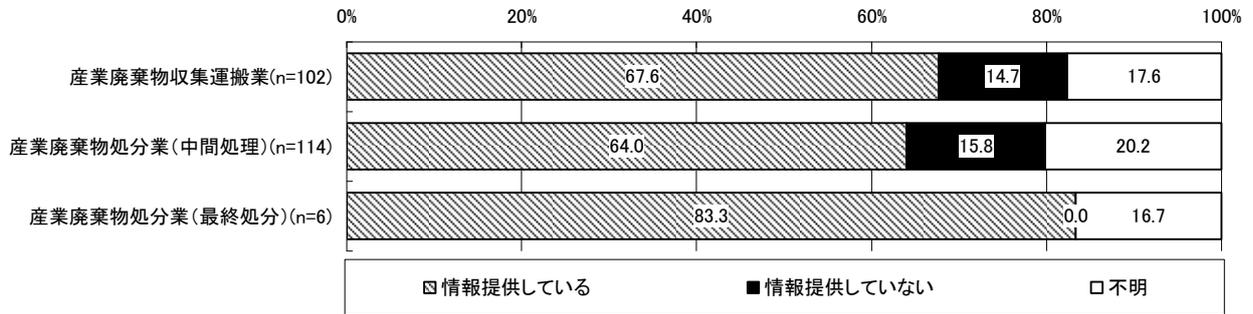
##### <排出事業者への情報提供>

- 排出事業者へ、事業内容等を情報提供している割合が最も高い項目は「処理施設の内容（施設の種類の種類・能力・工程）」で、71.5%となっている。

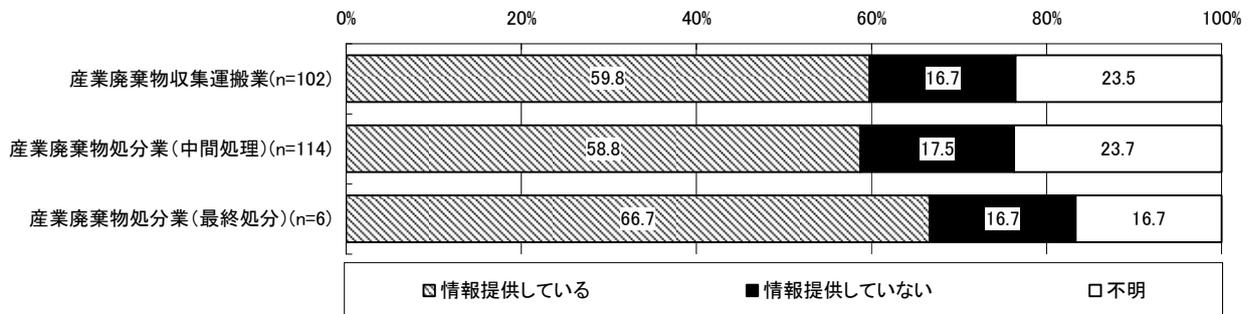


- 許可種類毎に、排出事業者へ事業内容等を情報提供している割合をみると、全ての項目で「産業廃棄物処分業（最終処分）」が最も高くなっている。

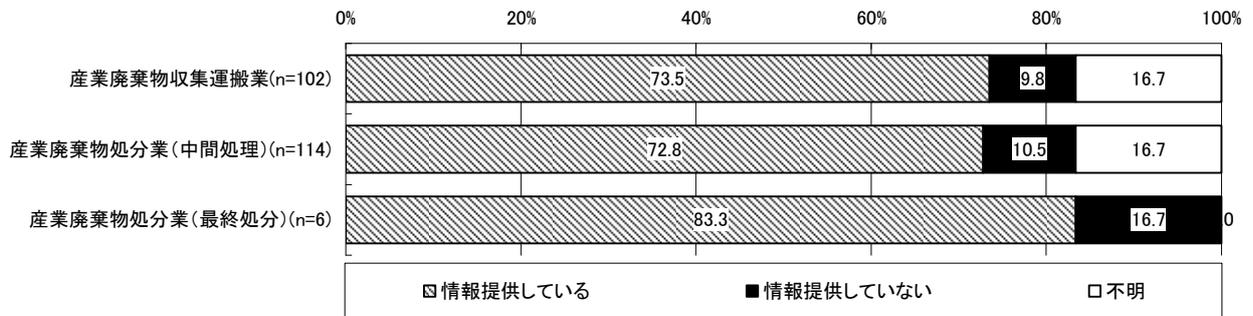
会社情報（法人の事業内容、履歴、財務状況）（許可種類毎）



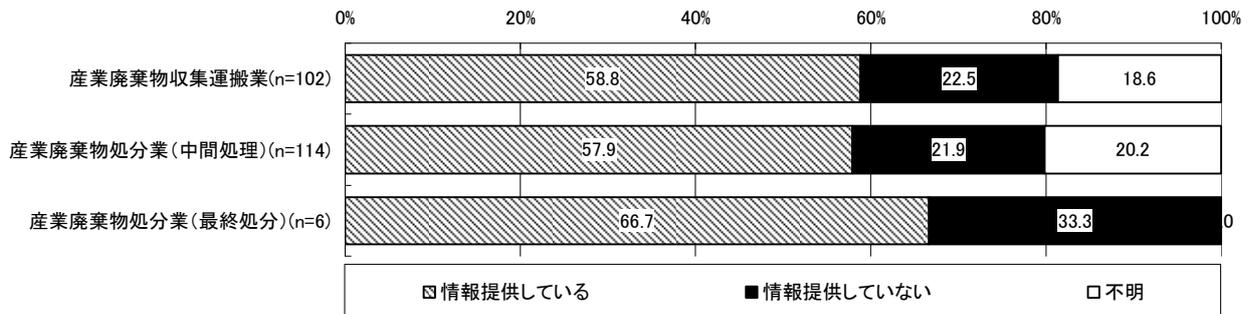
環境関連資格・取組の状況（許可種類毎）



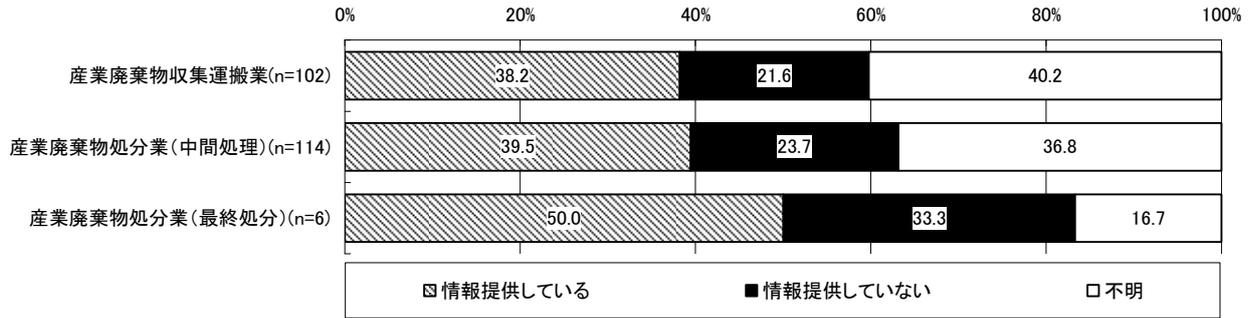
処理施設の内容（施設の種類・能力・工程）（許可種類毎）



処理の実績（処理する廃棄物の種類と量）（許可種類毎）



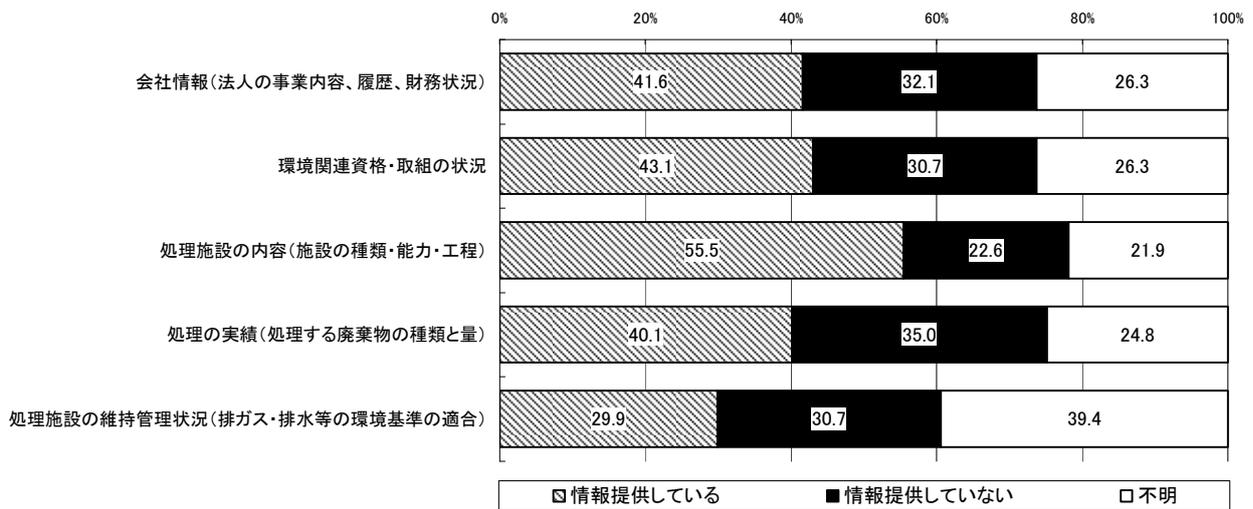
処理施設の維持管理状況(排ガス・排水等の環境基準の適合)(許可種類毎)



<地域住民への情報提供>

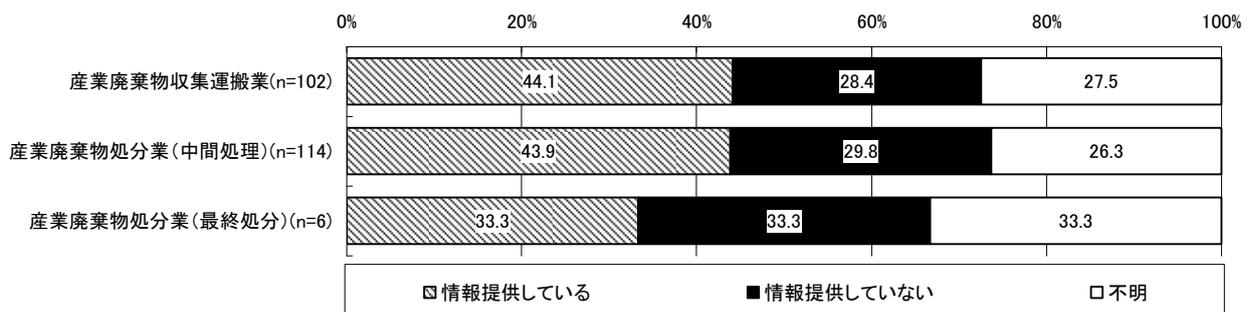
・ 地域住民へ、事業内容等を情報提供している割合が最も高い項目も「処理施設の内容(施設の種類・能力・工程)」で、55.5%であるが、全般的に排出業者への情報提供よりも低くなっている。

地域住民への情報提供(n=137)

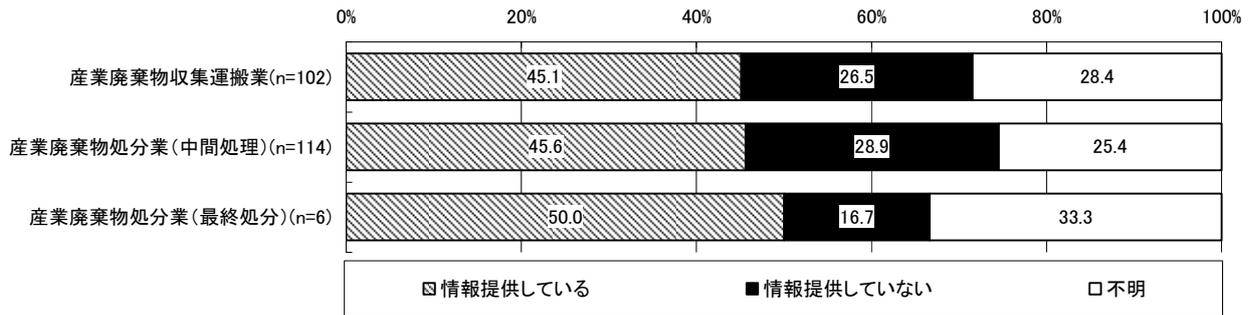


・ 許可種類毎に、地域住民へ事業内容等を情報提供している割合をみると、会社情報と処理施設の内容以外では「産業廃棄物処分業(最終処分)」が最も高くなっている。

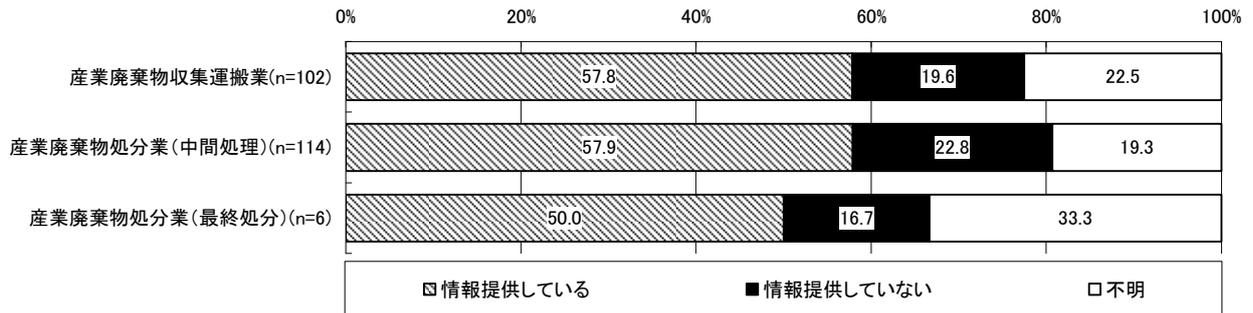
会社情報(法人の事業内容、履歴、財務状況)(許可種類毎)



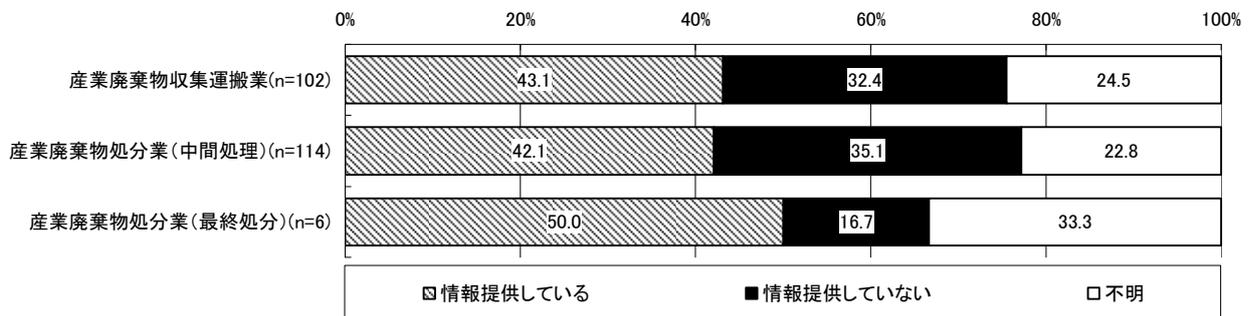
環境関連資格・取組の状況(許可種類毎)



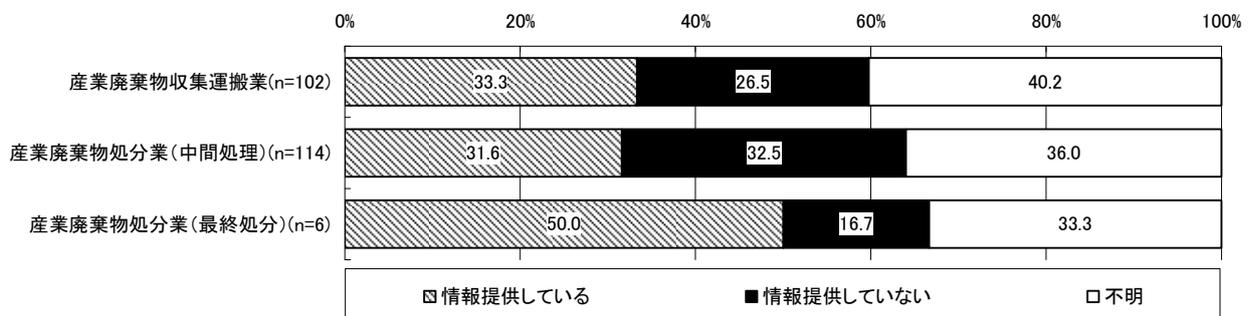
処理施設の内容(施設の種類・能力・工程)(許可種類毎)



処理の実績(処理する廃棄物の種類と量)(許可種類毎)



処理施設の維持管理状況(排ガス・排水等の環境基準の適合)(許可種類毎)

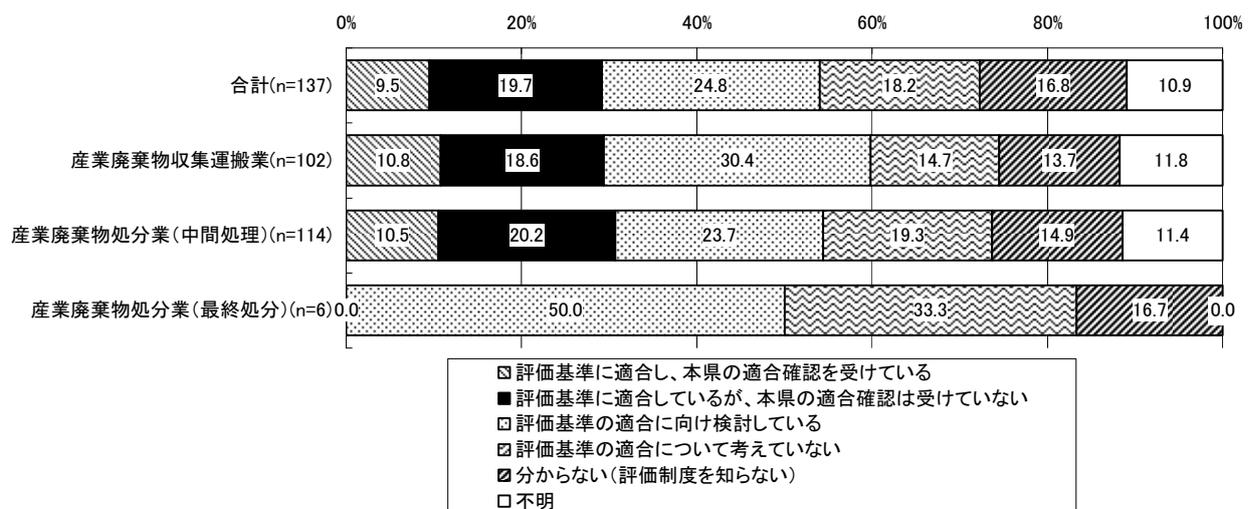


## (2) 優良評価制度の評価基準に関する取組

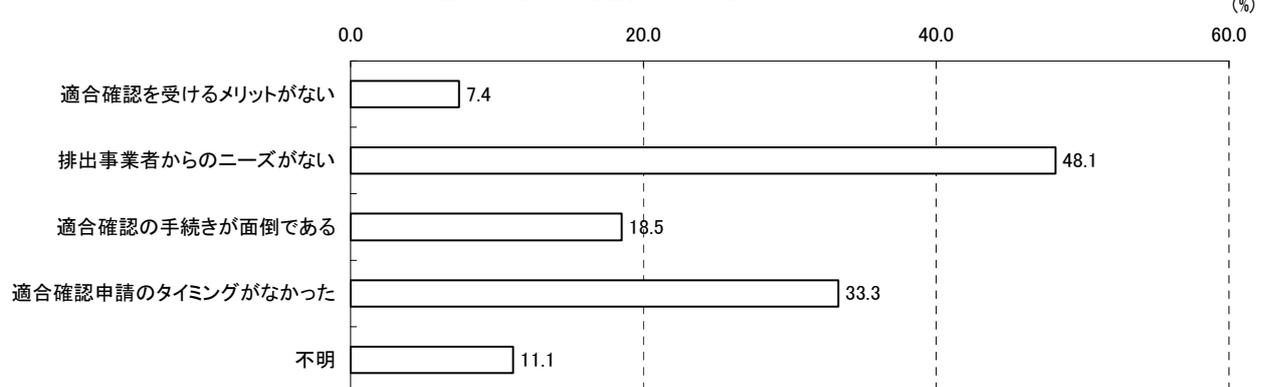
### <現在の取組み>

- ・ 現在、評価基準に適合し、三重県の適合確認を受けている許可種類では、「収集運搬業」と「中間処理業」で約1割、「最終処分業」では0.0%となっている。
- ・ 三重県の適合確認を受けていない理由で最も高い項目は「排出事業者からのニーズがない」で48.1%となっている。

優良評価制度の評価基準に関する現在の取組み(許可種類毎)



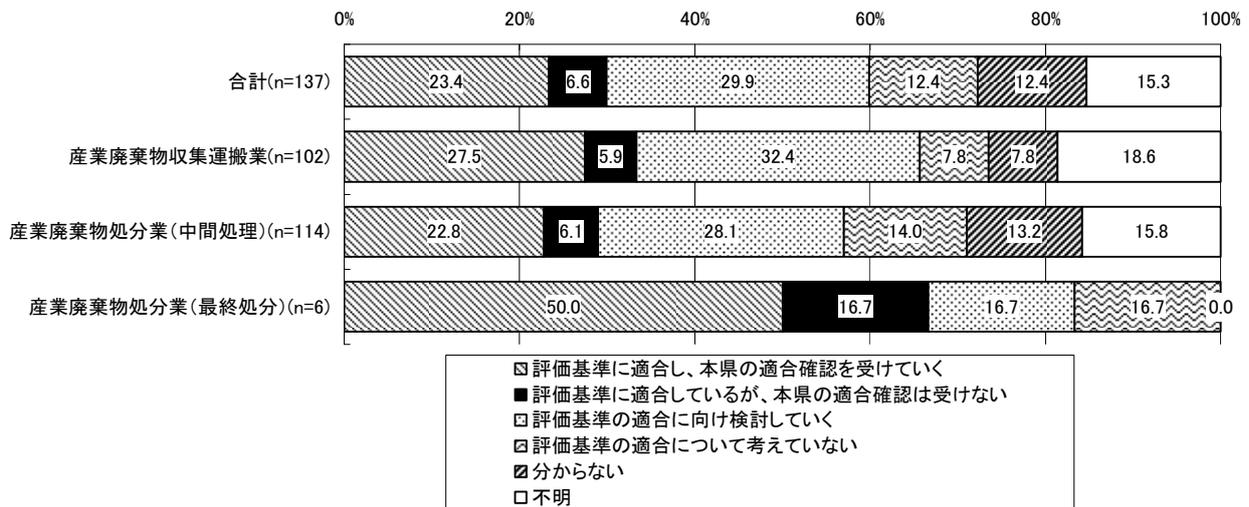
三重県の適合確認を受けていない理由(n=27)



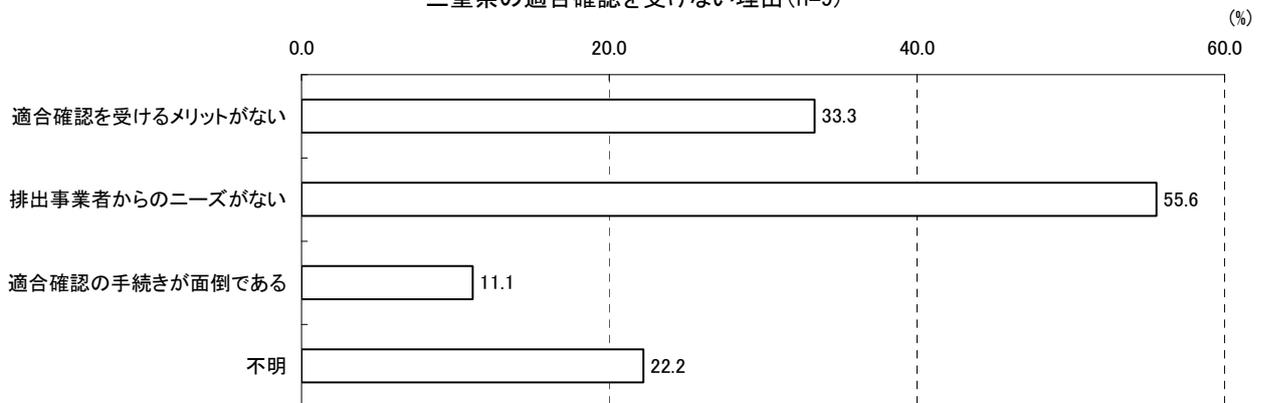
<今後の取組み>

- ・ 今後、評価基準に適合し、三重県の適合確認を受けていく許可種類では、「収集運搬業」で27.5%、「中間処理業」で22.8%、「最終処分業」では50.0%となっている。
- ・ 今後も三重県の適合確認を受けない理由で最も高い項目は「排出事業者からのニーズがない」で55.6%となっている。

優良評価制度の評価基準に関する今後の取組み(許可種類毎)



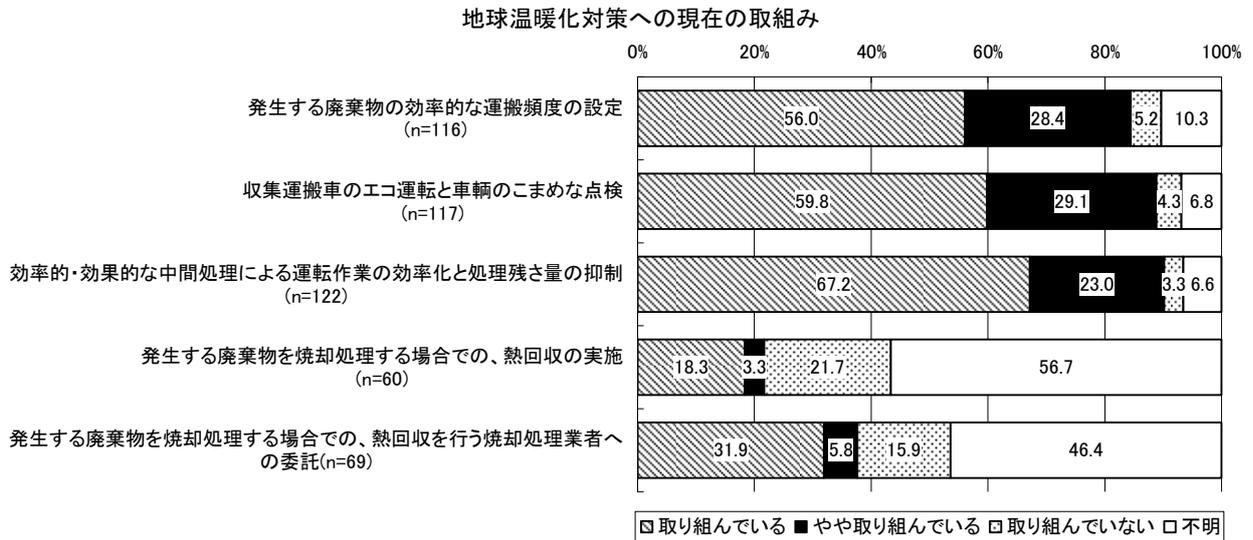
三重県の適合確認を受けない理由(n=9)



### 3 産業廃棄物の処理等に関する地球温暖化対策の取組

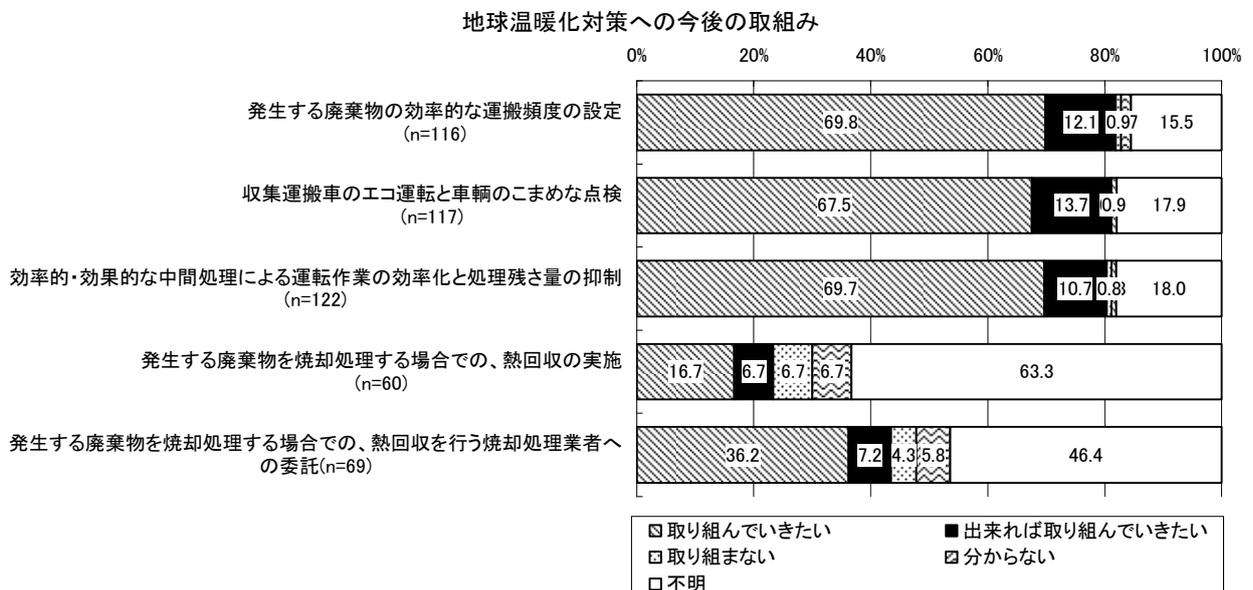
#### (1) 現在の取組内容

・ 地球温暖化対策に取り組んでいる（取り組んでいる+やや取り組んでいる）項目では、「効率的・効果的な中間処理による運転作業の効率化と処理残さ量の抑制」が最も高く90.2%となっている。



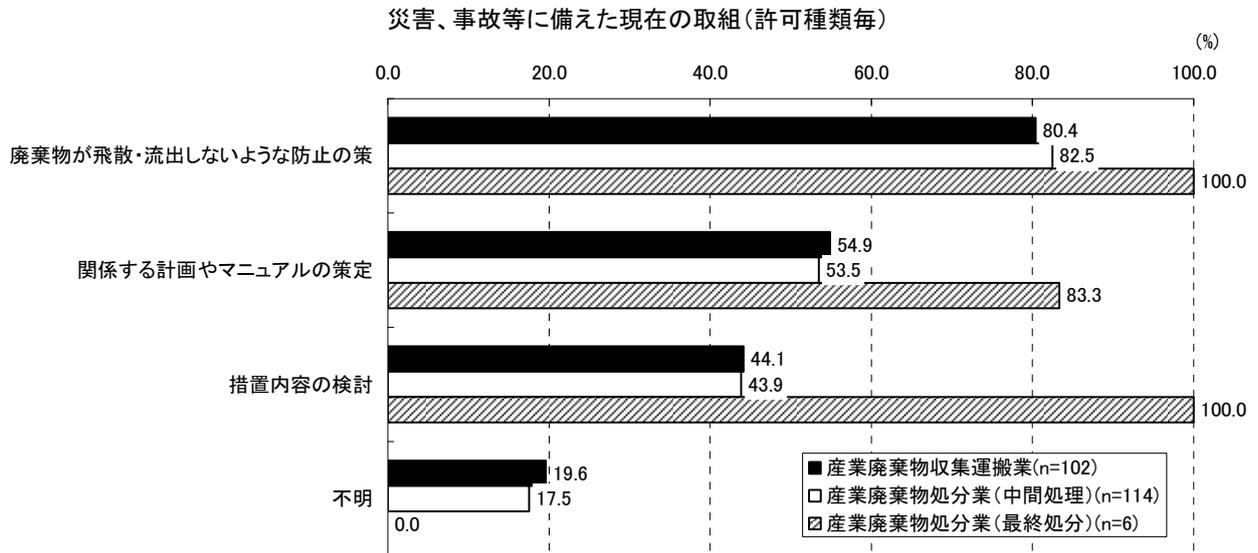
#### (2) 今後の取組方向

・ 今後の取組み（取り組んでいきたい+出来れば取り組んでいきたい）では「発生する廃棄物の効率的な運搬頻度の設定」が最も高く81.9%となっている。



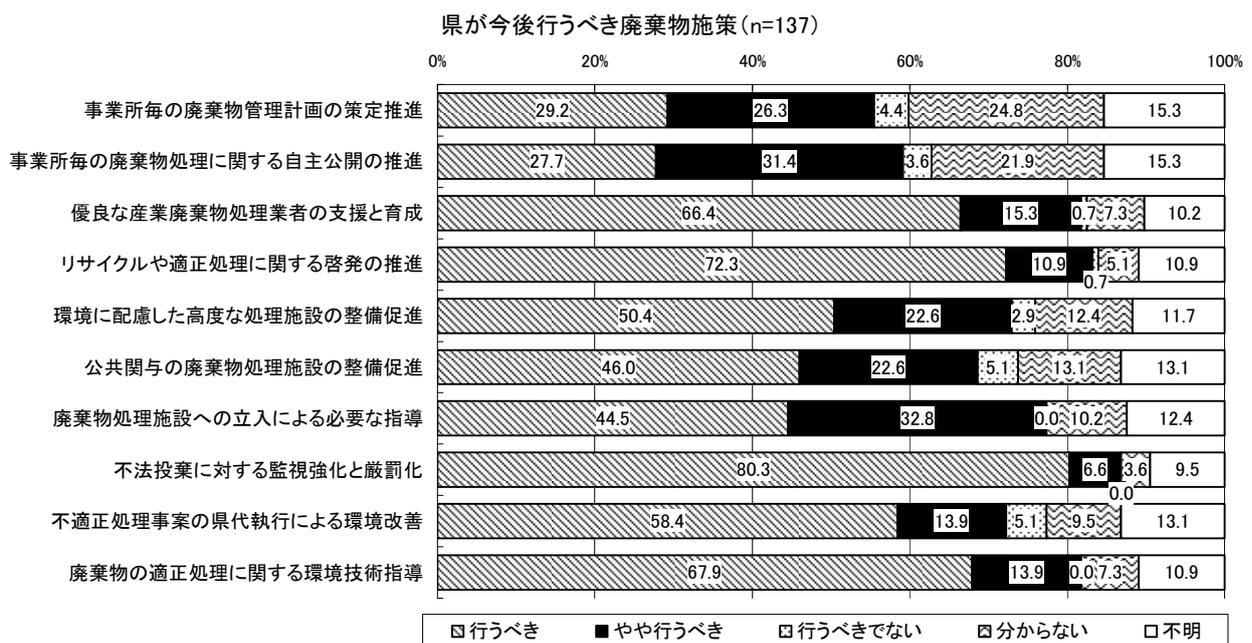
#### 4 災害、事故等に備えた措置

- 災害、事故等に備えた現在の取組では、収集運搬業と中間処理業では「廃棄物が飛散・流出しないような防止の策」が最も高くなっており、最終処分業では「廃棄物が飛散・流出しないような防止の策」と「措置内容の検討」が100.0%となっている。



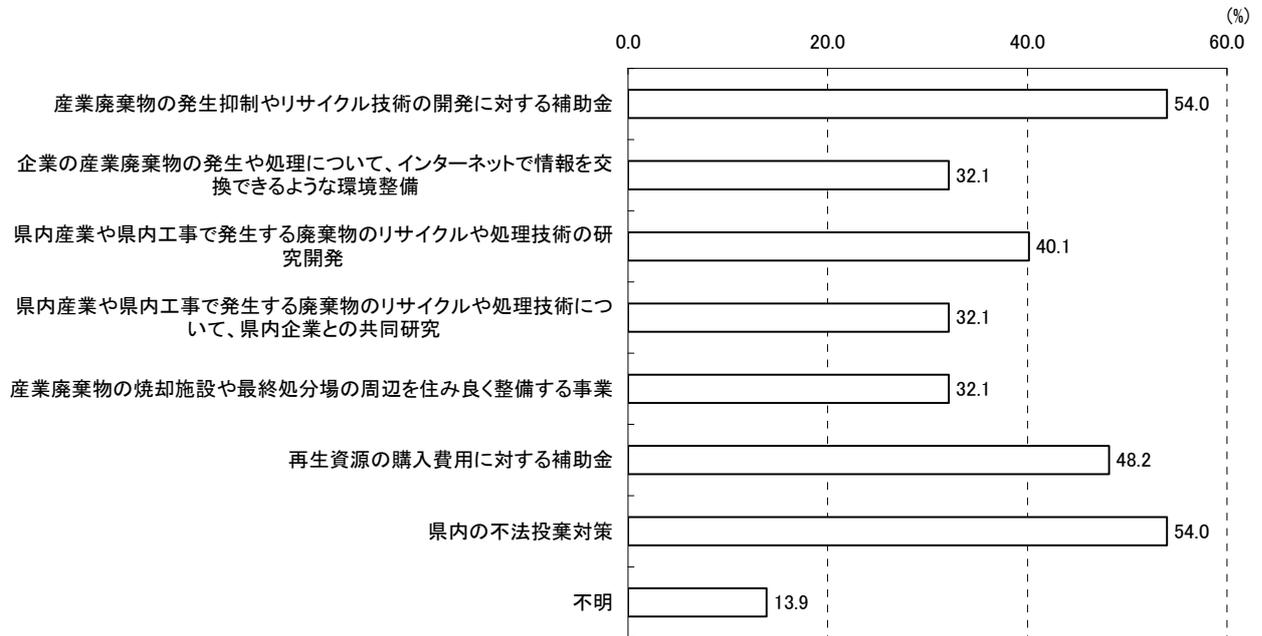
#### 5 三重県の廃棄物関連施策

- 県が廃棄物関連施策で行うべき(行うべき+やや行うべき)施策で割合が最も高い項目は「不法投棄に対する監視強化と罰則化」で86.9%となっている。



- 産業廃棄物税の用途について、最も要望の高かった項目は「産業廃棄物の発生抑制やリサイクル技術の開発に対する補助金」と「県内の不法投棄対策」で54.0%となっている。

産業廃棄物税により、県が実施する必要があると思われる事業 (n=137)





卷末参考資料

## 「産業廃棄物実態調査」調査票

調査対象事業者 様

三重県知事 野呂 昭彦



三重県産業廃棄物実態調査の実施について（依頼）

盛夏の候、皆様方にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、三重県では平成17年度に事業者の皆様のご協力をいただき、三重県産業廃棄物実態調査を実施しましたが、その後の産業廃棄物を取り巻く社会情勢等の変化により、産業廃棄物の発生量や処理・処分方法等に変動が生じているものと思われま

す。このため、産業廃棄物の現状を的確に把握し、今後の廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理の推進に関する行政施策の検討に活用するため、今回、標記の調査を株式会社グリーンエコに委託して実施することといたしました。

つきましては、貴事業所を調査対象事業所とさせていただきますので、ご多忙中恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご回答いただきました内容につきましては、統計調査の目的以外に利用することはありません。

記

- 1 回答期間 平成21年8月17日（月）まで
- 2 調査内容 同封の調査票による（調査票は県のホームページからダウンロードできます。[http://www.eco.pref.mie.jp/cycle/100080/sanpai\\_chosa/jissi\\_h20.htm](http://www.eco.pref.mie.jp/cycle/100080/sanpai_chosa/jissi_h20.htm)）
- 3 記入方法 同封の記入要領等による
- 4 回答方法 同封の返信用封筒による（電子メールでのご回答も受付けています。）
- 5 送付先 （郵送の場合）

〒542-0061 大阪府大阪市中央区安堂寺町 1-3-12

大阪谷町ビル 4F 株式会社グリーンエコ

（電子メールの場合） [mie-sanpai@gr-eco.co.jp](mailto:mie-sanpai@gr-eco.co.jp)

**【問合せ先】**

- (1) 実態調査の目的、趣旨につきましては  
三重県環境森林部廃棄物対策室 主幹 坂  
TEL 059-224-3310 FAX 059-222-8136  
E-mail [sakam00@pref.mie.jp](mailto:sakam00@pref.mie.jp)
- (2) 調査票の記入方法につきましては  
株式会社グリーンエコ  
フリーダイヤル 0120-309-085  
(平日10:00~17:00)

## 送付書類一覧

### 排出事業者

#### 【提出書類】

- ・調査票（その1）
- ・調査票（その2）
- ・廃棄物に関する意識調査票

#### [参考、資料]

- ・表6 産業廃棄物コード表
- ・表7 建設工事から発生すると考えられる主な廃棄物の書類
- 表8 「容積」から「重量」への換算
- ・(別紙A) 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度
- ・(別紙B) 産業廃棄物抑制等事業費補助金

### 適正管理計画及び調査票（その1）を既に提出された排出事業者

#### 【提出書類】

- ・廃棄物に関する意識調査票

#### [参考]

- ・(別紙A) 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度
- ・(別紙B) 産業廃棄物抑制等事業費補助金

### 廃棄物処理処分業者

#### 【提出書類】

- ・廃棄物に関する意識調査票

#### [参考]

- ・(別紙A) 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度
- ・(別紙B) 産業廃棄物抑制等事業費補助金

# 調査票（その1）

## 産業廃棄物実態調査

1. 本調査の調査対象期間は、**平成20年度（平成20年4月1日～平成21年3月31日）の1年間**です。
2. 本調査は事業所単位で行いますので、調査票が送付された事業所に関して以下の質問にお答え下さい。そのため、貴事業所以外に貴社の本社、工場等があってもそれは調査の対象となりません。
3. 産業廃棄物が調査の対象期間中に発生しなかった場合は、本表の下記「事業所の概要」「事業の規模等」「事業所の形態」「産業廃棄物発生の有無」の欄だけ記入して返送して下さい。
4. 調査票返送の前にコピー等控えを取っておいて下さい。
5. この調査票は、三重県のホームページからダウンロードしていただけます。(EXCEL形式)  
<http://www.eco.pref.mie.jp/kigyou/index.htm> のお知らせ情報をご覧ください。

事業所の概要	事業所名							記入年月日
	所在地	三重県	市・郡			町・村		平成21年 月 日
	代表者氏名							電話番号
	調査票記入者	部・課名				氏名	( ) -	
	事業内容	(具体的に)			(主要製品又は商品)			
<b>事業の規模等</b> (説明文中下線部の事項を下記枠内に記入して下さい。)							<b>事業所の形態</b> (該当する番号に○をつけて下さい)	
<b>【製造業の場合】</b>							<b>【製造業の場合】</b>	
※平成20年4月1日現在の従業員数 パート等の臨時従業員及び常勤役員等を含む。			※平成20年度の製造品出荷額				1.工場・作業所・工業所 2.開発・研究所のみ 3.事務所のみ 4.その他( )	
<b>【建設業の場合】</b>							<b>【建設業の場合】</b>	
※平成20年度の県内元請け工事件数			※平成20年度の県内元請け完工工事高				1.県内元請け工事 有 2.県内元請け工事 無	
<b>【医療業の場合】</b>							<b>【医療業の場合】</b>	
※病床数			/				1.入院施設 有 2.入院施設 無	
<b>【運輸、卸・小売、不動産、飲食宿泊業、サービス業の場合】</b>								
※平成20年4月1日現在の従業員数 パート等の臨時従業員及び常勤役員等を含む。			千億 百億 十億 一億 千万 百万 十万 一万 円/年				<b>【自動車関係業種※】</b> 貴事業所内で車の整備、又は洗車を 1.行っている 2.行っていない	

<b>産業廃棄物発生の有無</b>
平成20年度の1年間に産業廃棄物(PCBを除く)は発生しましたか。該当する番号に○をつけて下さい。
1. 発生した → 1の場合 →
2. 発生しなかった。
↓ 2の場合
2の場合は、事業所の概要、事業内容、事業の概要、産業廃棄物発生の有無をご確認の上、 <b>必ずご返送下さい。</b>

<b>産業廃棄物の量的変化</b>																		
平成20年度を基準(100%)にして、貴事業所(建設業の場合、貴社が受注した元請け工事)から発生した産業廃棄物の量的変化を過去5年間についてパーセント(%)で記入して下さい。																		
産業廃棄物が発生していない場合は、「0」、不明な場合は「不明」と記入して下さい。																		
自動車整備業の場合は、下記の5年の推移は記入不要です。																		
<table border="1"> <tr> <td>記入欄</td> <td>平成16年度</td> <td>平成17年度</td> <td>平成18年度</td> <td>平成19年度</td> <td>平成20年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>100</td> </tr> </table>	記入欄	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度		%	%	%	%	%						100
記入欄	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度													
	%	%	%	%	%													
					100													

<b>&lt;調査票の返送期限について&gt;</b>
◇ 調査票(その1・2)、アンケートの記入が終わりましたら、回答用紙のみを同封の封筒に入れて、 <b>8月17日(月)まで</b> に投函してください。調査へのご協力誠にありがとうございました。
◇ 産業廃棄物が調査の期間中発生しなかった場合も、調査票(その1)は、ご返送下さい。

## 調査票(その2)記入上の注意事項

### <調査対象期間>

- ◇ この調査票の調査対象期間は、平成20年度(平成20年4月1日～平成21年3月31日)の1年間です。
- ◇ この期間中の産業廃棄物の発生と処理・処分状況を質問事項①～⑬について記入してください。
- ◇ アンケート票に産業廃棄物問題への対応についても質問しておりますので、そちらの調査事項にもご回答をお願いします。

### <調査対象とする事業所>

- ◇ この調査では、調査票が送付された事業所内で発生した産業廃棄物だけが記入の対象になります。

### <調査対象廃棄物>

- ◇ 調査対象となる産業廃棄物の種類・名称を「**表6 産業廃棄物コード表**」に示しますので、参考にしてください。
- ◇ この調査では、各産業廃棄物に付けられている番号に従って整理しますので、「**表6 産業廃棄物コード表**」に示す産業廃棄物の分類表に示す分類番号をもとに回答してください。
- ◇ 自社で再生利用、又は売却等をしている廃棄物も、今後のことを考慮してこの調査の対象とします。

### <発生量について>

- ◇ 発生した産業廃棄物の名称と数量では、「脱水」「焼却」等の中間処理を行う前のものでお答え下さい。
- ◇ ただし、以下のものについては、中間処理後のものを発生量としてお答え下さい。
  - イ 廃酸、廃アルカリを公共水域(河川、公共下水道)へ放流するために中間処理をした場合  
→ 中間処理後の「汚泥」を発生量とします。
  - ロ 含油廃水を油水分離した場合  
→ 油水分離後の「廃油」「油泥」等を別個に発生量とします。
  - ハ 建設業の場合  
→ 「工事現場からの廃棄物の発生状況」の欄は、自社で中間処理(焼却・脱水等)を行う前の廃棄物の量を発生量とします。
  - ニ 自動車関連業種(道路旅客運送業・道路貨物運送業・自動車小売業・燃料小売業・自動車整備業)の場合
    - 1) 廃車は調査の対象に含みません。
    - 2) 洗車等によって分離槽、汚水桝などから汚泥が発生する場合  
→ 清掃業者等へ処理を委託した場合は、その業者が搬出した量を「③年間発生量」とします。  
→ 自社で「天日乾燥」した場合は、③に乾燥前の量、⑤に乾燥後の量を「③年間発生量」とします。
    - 3) 廃油を発生する場合  
→ ドラム缶で××本と把握している場合は、1本=200kgとして重量換算し発生量とします。  
→ 1斗缶で××本と把握している場合は、1本=18kgとして重量換算し発生量とします。
    - 4) 廃タイヤを排出する場合  
→ 廃タイヤは「大型車」「普通車」「軽自動車」の3つのサイズに分けて発生量を求めて下さい。  
→ サイズ毎の正確な本数を把握していない場合は、概略の割合等で按分して発生量を求めて下さい。

### <混合物について>

- ◇ 各区分ごとに按分して下さい。
- ◇ 区別出来ないときは、目安で按分してください。
- ◇ 区別不可能な場合は、混合物に含まれる個々の廃棄物の区分を全て記入し、量等は一行にまとめて記入してください。

### <回答欄の記入について>

- ◇ 設問①～⑬の記入要領について業種別にその例を説明していますので、参照してください。
- ◇ 同じ種類の廃棄物でも中間処理の方法が異なる場合には、発生状況(設問①廃棄物の名称)の欄から行を分けて記入してください。
- ◇ 1種類の廃棄物を中間処理することによって2種類以上の廃棄物が生じた場合は、中間処理状況の欄の「(設問⑤) 中間処理後量」から行を分けて記入してください。  
「例 廃プラスチックの焼却で、燃え殻と排ガス処理によりばいじんが生じる場合 等」
- ◇ 同じ種類の廃棄物でもⅢの「自己処分、再生利用、業者委託状況(設問⑥～⑬)」が複数となる場合は、発生状況(設問①廃棄物の名称)の欄から行を分けて記入してください。
- ◇ この調査は、重量(t・kg)で記入してください。なお、容積(m<sup>3</sup>)等で把握しているときは、「**表8 「容積」から「重量」への換算**」を使用し、重量に換算して記入してください。

### <共同企業体(J.V)による工事について>

- ◇ J.Vの形態に応じて、以下の事項を記入して下さい。
  - イ 分担施行方式では、各社持ち分の元請工事高と発生産業廃棄物を記入してください。
  - ロ 共同施行方式では、貴社が代表会社の場合のみ、元請工事高と発生産業廃棄物を一括記入してください。





Ⅲ-1 【建設業】の実態調査票(その2) 記入例

**【例A】**  
 工事現場から鉄板くずが20t/年発生している。  
 全量を津市内の(株)△△に売却した。  
 相手先では鉄板材料として利用している。

**【例B】**  
 工事現場から建設木くずが2t、車で30台分(全て満杯)発生している。1台当たり重量が1t程度であるため、重量に換算すると30t/年である。  
 これは、桑名市にある○○商店に有料で処理を依頼している。  
 相手先では、破砕チップ化し、燃料として再利用している。

**【例C】**  
 工事現場から廃プラスチックが10t/年発生している。  
 自社の焼却炉で全量焼却している。  
 焼却灰は1t/年程度で、伊勢市にある自社処分場で埋立処理している。

**【例D】**  
 工事現場からベントナイト汚泥が発生しているが、全て工事現場内で脱水している。  
 脱水後の汚泥量は100tであり、含水率は70%であった。  
 脱水前の量は計算していないので正確ではないが、脱水前の含水率が95%であるため、計算すると600t/年程度となる。  
 処理後の汚泥は、四日市市に処分地を有する(財)三重県環境保全事業団で処分した。

**【例E】**  
 工事現場からコンクリートのがれき等が120tほど発生している。  
 このうち、40tは(株)□□に収集・運搬を委託し、津市に処分場を有する(株)○○で埋立処分した。  
 残りの80tは、伊賀市に破砕プラントを有する△△(株)に中間処理を委託している。  
 △△(株)では、破砕後のものを骨材として再生利用している。

例題

Ⅰ 事業所での廃棄物の発生状況

①廃棄物の名称	②分類番号	③年間発生量					
		百t	千t	万t	十t	百t	千t
例A 金属くず	1200		2				
例B 木くず	0800		3				
例C 廃プラスチック	0610		1				
例D ベントナイト汚泥	0225		6				
例E コンクリートがれき	1510		4				
例E コンクリートがれき	1510		8				

Ⅱ 事業所での中間処理状況

④方法番号	⑤中間処理後量					
	1次処理	2次処理	3次処理	百t	千t	万t
					1	
					1	0

Ⅲ 自己処分、再生利用、業者等委託状況(マニフェスト伝票を参考にしてください)

⑥方法の記号(A～Z)	⑦方法番号		⑧資源化用途コード	⑨⑩中間処理先又は再生利用先		⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺	⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
	1次処理	2次処理		⑨処理先-利用先	⑩処理先-利用先		
C			10	(株)△△	津市(53)		
E	06		30	○○商店	桑名市(50)	a	
A							自社敷地(伊賀市(55))
H							(財)三重県環境保全事業団(四日市市(51))
G							津市(53)
E	06		51	△△(株)	伊賀市(56)	a	

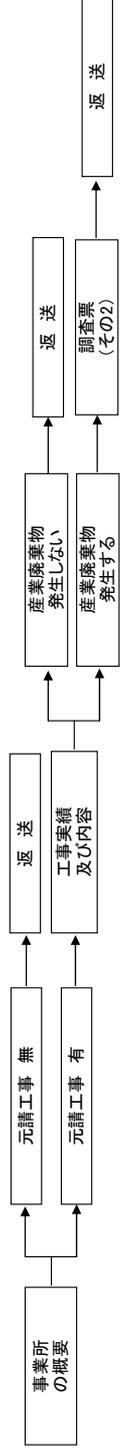
Ⅲ-2 【建設業】の実態調査票(その2) 作成フロー

1. 本調査の対象工事は、平成20年度(平成20年4月1日～平成21年3月31日)の1年間に三重県内で施工した全ての元請工事(出来高を含む)を対象とします。

2. 共同企業体(J.V.)による工事については、以下の事項を記入してください。

- 1) 分担施工方式では、各社持ち分の元請工事高と発生産業廃棄物を記入
- 2) 共同施工方式では、貴社が代表会社の場合のみ、元請工事高と発生産業廃棄物を一括記入

3. 下記の提出フローに従い、調査票を返送してください。



IV 【運輸、不動産、飲食宿泊業、サービス業、医療業】の実態調査票(その2) 記入例

**【例A】**  
(中間処理の委託の例)  
分離槽の清掃を(株)○○に委託している。  
業者にお問い合わせの場所、汚泥分として3ヶ月分であり、四日市市にある△△(株)の脱水施設で中間処理し、埋立処分していることである。

**【例B】**  
(クリーニング溶剤の例)  
月に一斗缶2本くらいの廃用剤が発生している。年間の発生量は432kgである。  
(18ℓ×2本×12ヶ月=432kg)  
これは重量になると、1年間で約432kgとなる。尾鷲市の□□(株)に処理を委託しているが、□□(株)では、油水分離後燃料として再生利用している。

**【例C】**  
(廃タイヤの例)  
年間に廃タイヤが150本発生している。このうち、普通タイヤは100本で津市にある〇〇タイヤ商会が下取りした。(重量で700kg) ※納入業者による下取り  
大型タイヤの50本は、鳥羽市の(株)××に売却した。(重量で2,250kg)  
(株)××××では、再生タイヤに利用していることである。

**【例D】**  
(売却の例)  
自動車の修理の際に鉄くずが3ヶ月発生した。  
愛知県豊田市にある□□商店に売却した。  
相手先では、鉄鋼原料として再生利用している。

**【例E】**  
(自社での焼却の例)  
廃プラスチックが年間5,000kg発生している。  
その都度自社の焼却炉で焼却した。焼却後の灰の量は、およそ50kgで、全量自社の敷地内(熊野市)で処分した。

例題

I 事業所での廃棄物の発生状況				II 事業所での中間処理状況				III 自己処分、再生利用、業者等委託状況(マニフェスト伝票を参考にしてください)								
例A	例B	例C	記	例D	例E	例F	例G	④方法番号 1次処理: 2次処理: 3次処理	⑤中間処理後量	⑥方法の記号 (A~Z)	⑦方法番号 1次処理: 2次処理: 3次処理	⑧資源化用途コード	⑨⑩中間処理先又は再生利用先 ⑨処理先・利用先の名称 ⑩処理先・利用先の所在地(市町村名(コード番号))	⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺	⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺	
																①廃棄物の名称
例A																

**【例F】**  
(埋立処分の委託の例)  
ガラスくずが年間1ヶ月発生した。  
〇〇産業に収集・運搬の業務を委託した。  
業者にお問い合わせの場所、四日市市にある(財)三重県環境保全事業団で埋立処分していることである。

**【例G】**  
(医療業の例)  
当病院では、血液の付着したガラスくず(感染性廃棄物)が年間1,000kg発生した。これは院内のオートクレーブで処理した。  
処理後の量は、減量しないため、発生量と同じである。  
処理後は、伊勢市に管理型の処分場を保有する△△興産(株)に委託し、埋立処分してもらった。

**表6 産業廃棄物コード表** (この廃棄物分類表は当調査のためのものです)

産業廃棄物の分類コードについて、「(2) 特別管理産業廃棄物に関するもの」に該当する場合は(2)の分類番号を記載し、(2)以外の産業廃棄物については「(1) 産業廃棄物に関するもの」の分類番号を記載してください。

**(1) 産業廃棄物に関するもの**

種類	区分	分類番号	具 体 例
燃 え 殻		0100	石灰殻、コークス灰、重油灰、木灰、木炭灰、炉掃出物、すす、クリンカー、廃カーボン等
汚 泥 状 の 物 の	有 機 性 汚 泥	0210	【排水処理により生じる汚泥】 活性汚泥（余剰汚泥）、製紙汚泥、ビルビット汚泥（し尿を含むものは除く）、染色廃水処理汚泥、クリーニング廃水処理汚泥（水洗を主とする場合）、洗毛汚泥等 【排水処理を伴わない汚泥】 イースト菌培養残さ
	無 機 性 汚 泥	0220	【排水処理により生じる汚泥】 鍍金汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、窯業廃水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、イオン交換樹脂再生廃液処理汚泥、その他の排水処理汚泥等 【排水処理を伴わない汚泥】 金属さび粉体、廃ショットブラスト（さび落とししたものに限る）、脱硫石こう、赤泥、ガラス研磨汚泥、金属研磨汚泥、道路側溝汚泥、洗車汚泥、廃白土、ドライクリーニング汚泥、油水分離後の汚泥、廃顔料、硫酸第一鉄、廃硫酸、腐食塩、廃芒硝、廃尿素
	建 設 汚 泥	0225	建設高含水率汚泥、ベントナイト汚泥
	上 水 汚 泥	0226	浄水場汚泥
	下 水 汚 泥	0217	下水処理汚泥
廃 油	一 般 廃 油	0310	エンジンオイル、機械油、コンプレッサー油、油圧油、ギヤオイル、モーターオイル、絶縁油、圧延油、焼入油、切削油、重油、廃塗料（油性のものに限る）、廃インク（油性のものに限る）【動物性油脂】 魚油、ヘット、ラード
	植 物 性 油 脂	0315	【植物性油脂】 アマニ油、桐油、ゴマ油、天ぷら油、サラダ油
	廃 溶 剤	0320	ハロゲン化炭化水素類、アルコール、ケトン
	固 形 油	0330	アスファルト、タールピッチ、パラフィンろう、固形石けん、固形脂肪酸、クレヨン、パステル
	油 で い	0340	タンクスラッジ
廃 酸 〔廃液で酸性を呈するもの〕		0400	硫酸、塩酸、硝酸、ふっ化水素酸、クロム酸、混酸、ギ酸、酢酸、酒石酸等の廃液、写真定着廃液、酸洗工程廃液、排ガス洗浄廃液、その他工程廃液、各種酸性の塩類廃液
廃 アルカリ 〔廃液でアルカリ性を呈するもの〕		0500	アンモニア、カ性ソーダ、カ性カリ、金属石けん等の廃液、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程廃液、廃ガス洗浄廃液、その他工程廃液、各種アルカリ性の塩類廃液
廃プラスチック類	廃プラスチック	0610	【熱硬化性樹脂くず】 フェノール樹脂、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラミン樹脂 【熱可塑性樹脂くず】 塩化ビニル樹脂、塩化ビニリデン樹脂、ポリエチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂 【合成繊維くず】 ナイロン繊維、ポリエステル繊維、ビニロン繊維、アクリル繊維、混紡繊維（合成繊維が主体のもの） 【その他】 FRP（繊維強化プラスチック、ガラス繊維強化プラスチック、強化プラスチック等）、廃塗料（固形状のものに限る）、廃接着剤、廃イオン交換樹脂、合成ゴムくず、塩ビ管、プラスチック容器、発泡スチロール、ビニールシート、電線被覆材、写真フィルム、プラスチックタイル、その他各種プラスチック製品くず
	廃タイヤ	0620	廃タイヤ
	石綿含有	0630	上記のうち、石綿含有産業廃棄物（非飛散性）であるもの
紙 く ず		0700	①パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもので、ラミネート紙、印刷用紙、包装用紙、油紙、チップボール等の紙くず。 ②PCBが塗布され、又は染み込んだもの
	建設業に係る紙くず	0710	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）に係る紙くず
木 く ず		0800	①木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業及び、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係る木くず、おがくず、かんなくず、パーク類、竹、ベニヤ、ベニヤボード類 ②貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む） ③PCBが染み込んだもの
	建設業に係る木くず	0810	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）に係る木くず
織 維 く ず		0900	①繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係る羊毛、綿、絹、麻等の天然繊維、レーヨン、アセテート、混紡繊維（天然繊維が主体のもの）。 ②PCBが染み込んだもの
	建設業に係る繊維くず	0910	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）に係る繊維くず

動・植物性残さ	1000	食品製造業、飲料・飼料製造業、医薬品製造又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物で、ハム残さ、ソーセージ残さ、ベーコン残さ、スクリーンかす、あら、甲殻、卵殻、貝殻、チーズかす、羽毛、野菜くず、果実くず、つけ物くず、小麦、米、大豆醸造かす、香辛料残さ、ぬか、ふすま、パンくず、きじくず、でんぷん製造篩かす、あめかす、おから、あん製造かす、コーヒーかす、綿実油かす、製品くず、香料、生薬抽出残さ等	
動物系固形不要物	1050	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	
ゴムくず	1100	天然ゴムくず、エボナイトくず、廃ラテックス等	
金属くず	1200	切粉、ショットブラスト（金属のみがきに使用したものに限り）、スクラップ、ブリキくず、トタンくず、空き缶、銅くず、アルミくず等	
ガラスくず等	ガラスくず	1302	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用要ガラス器具、薬品びん等
	陶磁器くず	1303	セラミックくず、れんが、かわら、土管、陶管、タイル、陶器、モルタルハツリくず、石膏ボード製品くず等
	コンクリート製品くず	1304	コンクリート製品くず（製品の製造過程で生じるコンクリートくず等）
	石綿含有	1305	上記のうち、石綿含有産業廃棄物（非飛散性）であるもの
鉱さい	廃砂	1401	鑄物廃砂、サンドブラスト廃砂（塗料かす等を含む物を除く）等
	その他の鉱さい	1403	転炉、高炉、平炉、溶融炉等の残さい、キューボラのノロ、金属スラグ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、廃土石類（鉱石の加工の際生じるものに限る）等
がれき類（工作物の新築・改築、解体作業で発生するもの）	コンクリート片	1510	コンクリートの破片、コンクリートブロックの破片
	廃アスファルト	1520	アスファルトコンクリートの破片
	その他	1530	鉄道用線路の砂利、骨材、石材、れんが、スレート、かわら、土管、陶管、タイル、断熱材、石膏ボードの破片等
	石綿含有	1540	上記のうち、石綿含有産業廃棄物（非飛散性）であるもの
動物の糞尿	1600	畜産農業に該当する事業活動に伴って生じる、牛の糞尿、馬の糞尿、豚の糞尿、鶏の糞尿	
動物の死体	1700	畜産農業に該当する事業活動に伴って生じる牛の死体、馬の死体、豚の死体、鶏の死体	
ばいじん	1800	大気汚染防止法に規定されるばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類及びPCB汚染物の焼却施設において発生するもので集じん施設によって、集められたもの。	
13号廃棄物	1900	処分するために処理したもの（コンクリート固型化等）、メッキ汚泥固形物	

## (2) 特別管理産業廃棄物に関するもの

種類	区分	分類番号	具 体 例
引火性廃油		0311	産業廃棄物である揮発油等、灯油類、軽油類（引火点70℃未満のもの）
腐食性廃酸		0401	水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下のもの
腐食性廃アルカリ		0501	水素イオン濃度指数（pH）が12.5以上のもの
感染性廃棄物		2091	医療関係機関等から排出される産業廃棄物であって、人が感染し、若しくは感染のおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃PCB（ホリ塩化ビフェニル）等	2201	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	2301	産業廃棄物のうち、PCBが染み込んだ汚泥、木くず、繊維くず、PCBが塗布され又は染み込んだ紙くず、PCBが付着し、又は封入された廃プラスチック類、金属くず、PCBが付着した陶磁器くず、がれき類
	PCB処理物	2401	<p>廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもので、以下の基準を満たさないもの</p> <p>①廃油 PCB 0.5mg/kg以下</p> <p>②廃酸、廃アルカリ PCB 0.03mg/L以下</p> <p>③廃プラスチック、金属くず、陶磁器くず、PCBの付着又は封入が無いこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洗浄液試験法（洗浄液：0.5mg/kg以下）</li> <li>・ふきとり試験法（面積：0.1μg/100m<sup>2</sup>以下）</li> <li>・部材採取試験法（部材：0.01mg/kg以下）</li> </ul> <p>④上記以外（汚泥、燃え殻、ばいじん） PCB 0.003mg/検液L以下</p>
	廃石綿等	2101	建築物に使用された吹き付け石綿・石綿含有保湿材を除去したものと及び石綿建材除去事業で使用した用具類（廃プラスチックシート、防塵マスク、作業衣など）など。大気汚染防止法の特定期間発生施設の集じん施設で集められた飛散性の石綿など。
その他		2500	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政令で定められた一定の施設から排出される、環境省令で定める判定基準に適合しない、ばいじん、燃え殻、廃酸、廃アルカリ、汚泥又はこれらの処理物</li> <li>・環境省令で定める判定基準に適合しない鉱さい</li> <li>・輸入廃棄物の焼却炉ばいじん、燃え殻、排ガス洗浄汚泥又はこれらの処理物</li> <li>・政令で定められた一定の施設から排出される、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロメタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン（いずれも廃溶剤に限る。濃度には関係ない。）又はこれらの処理物</li> </ul>

**表7 建設工事から発生すると考えられる主な廃棄物の種類**

下表に廃棄物の例を示しました。該当するものは、それぞれ調査票に記入してください。この例示以外のものも発生している場合は、「表6 産業廃棄物コード表」を参照のうえ、記入してください。

工事の種類	主な発生廃棄物の例	名称	分類番号
木造家屋新築工事	トタン、ブリキ等加工くず	金属くず	1200
	プラスチック内装材切りくず	廃プラスチック類	0610
	プラスチック梱包材くず	廃プラスチック類	0610
	木材破片	木くず	0810
	ガラスくず	ガラスくず	1302
木造家屋解体工事	屋根瓦、断熱材くず	陶磁器くず	1303
	木材破片	木くず	0810
	鉄等の金属破片、スクラップ	金属くず	1200
コンクリート建屋 (新築工事)	石膏ボードの破片、上記以外の解体残材	その他のがれき類	1530
	場所打杭工法等からの汚泥	無機性汚泥	0225
	モルタルハツリくず	陶磁器くず	1303
	ガラスくず	ガラスくず	1302
	プラスチック内装材くず	廃プラスチック類	0610
コンクリート建屋 (解体工事)	鉄筋、形鋼、トタン、空き缶等のスクラップ	金属くず	1200
	既存建屋解体残材	コンクリート片	1510
	木材破片	木くず	0810
	鉄等の金属破片、スクラップ	金属くず	1200
	コンクリート構造物破片	コンクリート片	1510
橋梁、高架橋工事	石膏ボードの破片、その他解体残材	その他のがれき類	1530
	廃石綿	廃石綿等	2101
鉄骨工事	形鋼等のスクラップ、鋼製の支保工残材	金属くず	1200
	場所打杭工法の泥水	無機性汚泥	0220
地下鉄、ずい道、下水道敷設工事	支保工等の鋼残材	金属くず	1200
	泥水シールド工法からの泥水	無機性汚泥	0220
塗装工事	鋼製支保残材	金属くず	1200
	ビニルシート、塗料かす(固形)	廃プラスチック類	0610
土地・宅地造成、掘削、林道、治山、砂防、災害復旧等の土木工事	塗料かす(液状)	一般廃油	0310
	コンクリートハツリくず	陶磁器くず	1303
	既存建物解体残材	コンクリート片	1510
	道路修復アスファルトくず	廃アスファルト	1520
	道路修復コンクリートくず	コンクリート片	1510
電気工事	電柱(コンクリート製)	コンクリート片	1510
	電線くず	金属くず	1200
	被覆くず	廃プラスチック類	0610
設備給排水工事	アスファルトコンクリートくず	廃アスファルト	1520
	塩ビ管	廃プラスチック類	0610
	コンクリート管、断熱材くず	陶磁器くず	1303
	鉄等の金属片、スクラップ	金属くず	1200

**表8 「容積」から「重量」への換算**

種類	換算値	種類	換算値
燃え殻	1.14 t/m <sup>3</sup>	ガラスくず及び陶磁器くず	1.00 t/m <sup>3</sup>
汚泥	1.10 t/m <sup>3</sup>	鉄さい	1.93 t/m <sup>3</sup>
廃油	0.90 t/m <sup>3</sup>	がれき類	1.48 t/m <sup>3</sup>
(ドラム缶1本の廃油)	0.200 t/本	動物のふん尿	1.00 t/m <sup>3</sup>
(1斗缶1本の廃油)	0.018 t/本	動物の死体	1.00 t/m <sup>3</sup>
廃酸	1.25 t/m <sup>3</sup>	ばいじん	1.26 t/m <sup>3</sup>
廃アルカリ	1.13 t/m <sup>3</sup>	13号廃棄物	1.00 t/m <sup>3</sup>
廃プラスチック類	0.35 t/m <sup>3</sup>	建設混合廃棄物	0.26 t/m <sup>3</sup>
紙くず	0.30 t/m <sup>3</sup>	廃電気機械器具	1.00 t/m <sup>3</sup>
木くず	0.55 t/m <sup>3</sup>	感染性産業廃棄物	0.30 t/m <sup>3</sup>
繊維くず	0.12 t/m <sup>3</sup>	廃石綿等	0.30 t/m <sup>3</sup>
動植物性残渣	1.00 t/m <sup>3</sup>	廃タイヤ(大型車用)	0.045 t/本
動物系固形不要物	1.00 t/m <sup>3</sup>	廃タイヤ(普通車用)	0.007 t/本
ゴムくず	0.52 t/m <sup>3</sup>	廃タイヤ(軽自動車用)	0.004 t/本
金属くず	1.13 t/m <sup>3</sup>		

(注)・上記の換算係数は、1立方メートル当たりのトン数(廃タイヤ等を除く)  
 ・この換算表は、あくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けです。

廃棄物に関する意識調査票（排出事業者対象）

このたび、三重県内の企業・事業所を対象として、産業廃棄物の実態調査（平成20年度実績）の実施とともに、廃棄物に関する貴企業・事業所の現状の取組を踏まえつつ、今後の取組などの意識調査を行います。

いただいた回答につきましては、集計結果を三重県で公表することとしています。また、集計結果について、三重県廃棄物処理計画の策定に向けて、参考資料として活用させていただきますので、本調査の回答についてご協力をお願いします。

1 貴事業所での産業廃棄物の発生抑制やリサイクル(再利用・再生利用)への取組等

(1) 現在の取組

該当する事項に、各々、一つだけ○印を付してください。

(貴企業・事業所の業務内容で、関係が無い項目には、「該当無し」に○印を付してください。)

取組内容	該当無し	該当有り				
		既に実施している	現在、検討中	以前実施していた	検討したが実施しなかった	検討していない
総合的事項	環境配慮製品の設計・開発					
	ISOなどの環境マネジメントによる廃棄物対策の取組					
	廃棄物処理に関する管理計画の策定					
	廃棄物処理に関する情報公開の推進					
	グリーン購入					
発生抑制	発生量低減のための製造工程の改善					
	製造工程から発生する廃棄物の有効利用の促進					
	包装材・梱包材の使用量の削減					
	自己中間処理による減量化					
リサイクル	リサイクルのルート構築や技術開発					
	分別・選別徹底によるリサイクル等の推進					
	再生品、再生資源の利用の促進					
	再生資材の工事利用の促進					
	建設副産物の工事間利用					
	発生廃棄物を燃料とした熱回収					
その他	有害廃棄物の発生抑制					
	処理困難廃棄物の自主回収システムの構築					

(2) 今後の取組

該当する事項に、各々、一つだけ○印を付してください。  
 (貴企業・事業所の業務内容で、関係が無い項目は、空欄にしてください。)

取組内容		今後の取組			
		取り組んで いきたい	出来れば取り組ん でいきたい	取り組まない	分からない
総合的 事項	環境配慮製品の設計・開発				
	ISOなどの環境マネジメントによる廃棄物対策の取組				
	廃棄物処理に関する管理計画の策定				
	廃棄物処理に関する情報公開の推進				
	グリーン購入				
発生 抑制	発生量低減のための製造工程の改善				
	製造工程から発生する廃棄物の有効利用の促進				
	包装材・梱包材の使用量の削減				
	自己中間処理による減量化				
リサイ クル	リサイクルのルート構築や技術開発				
	分別・選別徹底によるリサイクル等の推進				
	再生品、再生資源の利用の促進				
	再生資材の工事利用の促進				
	建設副産物の工事間利用				
	発生廃棄物を燃料とした熱回収				
その 他	有害廃棄物の発生抑制				
	処理困難廃棄物の自主回収システムの構築				

(3) 発生抑制とリサイクルに関する目標値

目標値の有無について○印を付し、目標値がある場合は、目標年度と目標値を記載して下  
さい。また、リサイクル率の向上では現在の率を備考欄に記載して下さい。

	目標値 なし	目標値あ り	目標値がある場合		
			目標年	目標値	備考
発生量の抑制					—
リサイクル率の向上					(現在のリサイクル率)

(4) 発生抑制とリサイクルの取組を進める上での課題

該当する事項に、「発生量の抑制」と「リサイクル率の向上」毎に、各々、一つだけ○印を付し、その他の課題がある場合は具体的に記載して下さい。

	発生量の抑制			リサイクル率の向上		
	課題 と思う	やや 課題 と思う	課題 では ない	課題 と思う	やや 課題 と思う	課題 では ない
人手が不足						
技術力が不足						
知識・情報が不足						
社員教育が難しい						
相談する相手がいない						
必要な技術や機械設備が開発されていない						
機械設備などに投資する余裕がない						
コスト高になってしまう						
何をしても良いのか分からない						
事業特性から、発生抑制・リサイクルは不可能						
その他（具体的な課題を記載してください） ・発生量の抑制関係          ・リサイクル率の向上関係						

## 2 電子マニフェストの利用

### (1) 現在の利用状況と今後の予定

該当する事項に、各々、一つだけ○印を付してください。

現在の利用状況		
全て利用	一部利用	利用していない

今後の予定		
全て利用	一部利用	利用しない

### (2) 利用していない理由（一部利用も含む）

(現在の状況及び今後の予定で、全て電子マニフェストをすると回答した事業所は、回答は必要ありません。)

該当する事項に、一つだけ○印を付し、「それ以外」と回答した場合は下表にも回答して下さい。

項目	該当事項
利用する必要がない (産業廃棄物が発生しない。発生する産業廃棄物は処理委託をしない。)	
それ以外 (産業廃棄物処理業者に委託しているが、全て電子マニフェストを利用しているわけではない)	

(上記で、「それ以外」に○印を付した場合、下表に該当する事項の全てに○印を付してください。)

項目	該当事項
電子マニフェスト制度を知らない	
発生する産業廃棄物量が少ない	
登録が面倒、システムが分からない	
コストがかかる	
利用するための必要な人員や機器が確保できない	
その他の理由があれば記載して下さい	

### 3 産業廃棄物処理業者の選定と処理困難な廃棄物の種類等

#### (1) 廃棄物処理業者の優良評価制度

環境省は産業廃棄物処理業者の優良性評価制度を定めており、本県では、基準に適合している産業廃棄物処理業者を本県のホームページで公表していますが、本制度をご存知ですか。（制度の概要は、別紙Aを参照して下さい。）

知っている	少し知っている	知らない
-------	---------	------

#### (2) 処理業者の選定

産業廃棄物処理業者（中間処理業者・最終処分業者）の選定にあたって、どのような情報を重視しているか、該当する事項に、各々、一つだけ○印を付してください。

項目	重視している	やや重視している	重視しない
会社情報（法人の事業内容、履歴、財務状況）			
環境関連資格・取組の状況			
処理料金の設定			
処理施設の内容（施設の種類・能力・工程）			
処理の実績（処理する廃棄物の種類と量）			
処理施設の維持管理状況（排ガス・排水等の環境基準の適合）			
優良性評価制度の評価基準の適合業者			
過去における違法な処理等の有無			
（その他重視している事項があれば記載して下さい）			

#### (2) 処理困難な産業廃棄物

排出する産業廃棄物のうち処理困難な廃棄物について、該当する事項に一つだけ○印を付してください。また、処理困難な廃棄物がある場合は、具体的な種類、性状、理由等に加え、今後の処理対応に関する県への要望等があれば記載して下さい。

項目	該当事項
処理が困難な産業廃棄物はない	
処理が困難な産業廃棄物がある	
（処理が困難な産業廃棄物の種類、性状、その理由などを記載して下さい）	
（処理が困難な産業廃棄物の処理について、県への要望事項があれば記載して下さい）	

#### 4 産業廃棄物の発生・処理等に関する地球温暖化対策の取組

##### (1) 現在の取組

該当する事項に、各々、一つだけ○印を付し、その他の取組がある場合は具体的に記載して下さい。(貴企業・事業所の業務内容で、関係が無い項目には、「該当無し」に○印を付してください。)

項目	該当無し	地球温暖化対策への取組		
		取り組んでいる	やや取り組んでいる	取り組んでいない
発生	製造等における効率的な工程・作業による廃棄物発生抑制			
	製造等における再生資源の利用による廃棄物発生抑制			
	発生する廃棄物の有効利用に関する検討・研究			
	発生する廃棄物の分別の徹底			
運搬	発生する廃棄物の効率的な運搬頻度の設定			
	発生する廃棄物の処理業者までの距離(距離が短い業者の選定)			
処理	発生する廃棄物の処理業者のリサイクルの取組			
	発生する廃棄物を焼却処理する場合での、熱回収の処理業者への委託			
(その他の関係する取組があれば記載して下さい)				

##### (2) 今後の取組

該当する事項に、各々、一つだけ○印を付し、その他の取組がある場合は具体的に記載して下さい。(貴企業・事業所の業務内容で、関係が無い項目には、空欄にしてください。)

項目	今後の取組			
	取り組んでいきたい	出来れば取り組んでいきたい	取り組まない	分からない
発生	製造等における効率的な工程・作業による廃棄物発生抑制			
	製造等における再生資源の利用による廃棄物発生抑制			
	発生する廃棄物の有効利用に関する検討・研究			
	発生する廃棄物の分別の徹底			
運搬	発生する廃棄物の効率的な運搬頻度の設定			
	発生する廃棄物の処理業者までの距離(距離が短い業者の選定)			
処理	発生する廃棄物の処理業者のリサイクルの取組			
	発生する廃棄物を焼却処理する場合での、熱回収の処理業者への委託			
(その他の関係する今後の取組があれば記載して下さい)				

## 5 公共が関与する産業廃棄物の処理

該当する事項に、○印を付し、その該当する理由について○印（複数回答可）を付して下さい。

（現在、財団法人三重県環境保全事業団では、四日市市内で焼却施設（ガス化溶融処理施設）と最終処分場を稼働させており、今後、同市内で新たな最終処分場の整備を進めています。）

公共関与の産業廃棄物処理事業は必要である	
公共関与の産業廃棄物処理事業は必要でない	
分からない	

（その理由）

必要	公共関与の施設の方が安心できる	
	公共関与の施設の方が継続して処理してもらえる	
	処理料金が安く設定される	
	（その他該当する理由があれば記載して下さい）	
不必要	民間の廃棄物処理業者の体制で十分である	
	処理料金が高くなってしまう	
	運用が硬直的になり、処理してもらうのに時間がかかる	
	（その他該当する理由があれば記載して下さい）	

## 6 三重県の廃棄物関連施策

今後、県が行うべき廃棄物施策と思われる事項に、各々、○印を付してください。

		行うべき	やや行うべき	行うべきでない	分からない
政策	事業所毎の廃棄物管理計画の策定推進				
	事業所毎の廃棄物処理に関する自主公開の推進				
	優良な産業廃棄物処理業者の支援と育成				
	リサイクルや適正処理に関する啓発の推進				
処理施設	環境に配慮した高度な処理施設の整備促進				
	公共関与の廃棄物処理施設の整備促進				
指導対応	廃棄物処理施設への立入による必要な指導				
	不法投棄に対する監視強化と厳罰化				
	不適正処理事案の県代執行による環境修復				
	廃棄物の適正処理に関する技術指導				

本県では、産業廃棄物税制度を導入し得られた財源の一部を活用して、排出事業者を対象に「産業廃棄物の発生抑制やリサイクル技術の開発に対する補助金」制度を設けていますが、本制度をご存じですか。

(参考)

- 1 産業廃棄物税制度とは、三重県内の産業廃棄物の最終処分場や中間処理施設に産業廃棄物を搬入する事業者の皆様へ、産業廃棄物税を納めていただく制度（年間1,000 t以上の事業所が対象）です。  
なお、産業廃棄物税は、産業廃棄物関連施策に要する費用として活用しています。
- 2 産業廃棄物税を活用した排出事業者への補助金制度の概要は、別紙Bを参照して下さい。

知っている	少し知っている	知らない
-------	---------	------

産業廃棄物税により、県が実施する必要があると思われる事業に○印（複数回答可）を付し、その他の事業があれば具体的に記載してください。

項目	該当事項
産業廃棄物の発生抑制やリサイクル技術の開発に対する補助金	
企業の産業廃棄物の発生や処理について、インターネットで情報を交換できるような環境整備	
県内産業や県内工事で発生する廃棄物のリサイクルや処理技術の研究開発	
県内産業や県内工事で発生する廃棄物のリサイクルや処理技術について、県内企業との共同研究	
産業廃棄物の焼却施設や最終処分場の周辺を住み良く整備する事業	
再生資源の購入費用に対する補助金	
県内の不法投棄対策	
(その他の事業があれば具体的に記載してください)	

三重県の産業廃棄物に関する施策についてご意見がありましたら、ご記入ください。

最後に貴企業・事業所の所在市町名を記載し、該当業種名に○印を付してください。

所在市町名 \_\_\_\_\_

業種名 (鉱業・採石業・砂利採取業) (建設業) (製造業) (電気・ガス・熱供給・水道業)  
 (情報通信業) (運輸業・郵便業) (卸売業・小売業) (不動産業・物品賃貸業)  
 (学術研究・専門・技術サービス業) (宿泊業・飲食サービス業)  
 (生活関連サービス業・娯楽業) (教育・学習支援業) (医療・福祉)  
 (複合サービス業) (サービス業(他に分類されないもの))

以上でアンケートはおしまいです。ご協力ありがとうございました。

廃棄物処理の今後の取組に関する調査票（廃棄物処理業者対象）

このたび、三重県の許可を有する産業廃棄物処理業者を対象として、産業廃棄物に関する今後の取組などの調査を行います。

いただいた回答につきましては、集計し、三重県で公表することとしています。また、集計結果について、三重県廃棄物処理計画の策定に向けて、参考資料として活用させていただきますので、本調査の回答についてご協力をお願いします。

1 産業廃棄物の処理に関する許可の種類

許可を取得しているものについて、全て、○印を付してください。

許可を取得しているもの	該当事項
(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業	
(特別管理) 産業廃棄物処分業 (中間処理)	
(特別管理) 産業廃棄物処分業 (最終処分)	

2 今後の廃棄物の処理事業

(1) 取組の方向

該当する事項について、全て、○印を付してください。

今後の取組方向		該当事項
事業の実施	現在の業務内容を継続する	
	リサイクルを主体とした業務を進める	
	県外廃棄物も含めた広域処理を進める	
	処理が困難な廃棄物の処理事業を進める	
廃棄物処理事業を行わない		
分からない		

(2) 中間処理施設の新増設

中間処理施設の新増設を行う計画がある場合は、各々、○印と、必要事項を記入してください。

中間処理施設の新増設計画		該当事項
計画の有無	新設の予定がある	
	増設の予定がある	
(新増設の予定がある場合、整備の予定年を記載してください。)		
平成          年頃		
施設の種類	焼却施設	
	焼却施設以外の施設	
	検討中又は未定	
(焼却施設以外の施設の場合、その施設の種類を記載してください。)		
施設の処理能力	(見込んでいる処理能力を記載してください。) ※見込んでいない場合は空欄でかまいません。 _____トン/日          _____m3/日	
処理対象の廃棄物の種類	(処理対象を検討している主な廃棄物の種類を記載してください。)	

(3) 最終処分場の新增設

最終処分場の新增設を行う計画がある場合は、各々、○印と、必要事項を記入してください。

最終処分場の新增設計画		該当事項
計画の有無	新設の予定がある	
	増設の予定がある	
(新增設の予定がある場合、整備の予定年を記載してください。)		
平成          年頃		
施設の 種類	管理型最終処分場	
	安定型最終処分場	
	遮断型最終処分場	
	検討中又は未定	
施設の埋立能力	(見込んでいる埋立量を記載してください。) ※見込んでいない場合は空欄でかまいません。 _____m <sup>3</sup>	
埋立対象の廃棄物の種類	(埋立対象を検討している主な廃棄物の種類を記載してください。)	

3 事業内容等に関する情報提供と優良性評価制度への取組

(1) 事業内容等に関する情報提供

産業廃棄物の排出事業者や、貴社の事業の周辺地域住民に、どのような情報を提供しているか、該当する事項に、各々、一つだけ○印を付してください。(貴社の業務内容で、関係がない項目は空欄にしてください)

項目	排出事業者		地域住民	
	情報提供している	情報提供していない	情報提供している	情報提供していない
会社情報(法人の事業内容、履歴、財務状況)				
環境関連資格・取組の状況				
処理施設の内容(施設の種類・能力・工程)				
処理の実績(処理する廃棄物の種類と量)				
処理施設の維持管理状況(排ガス・排水等の環境基準の適合)				
(その他情報提供している事項があれば記載して下さい)				
<u>排出事業者</u>				
<u>地域住民</u>				

(2) 優良評価制度の評価基準に関する取組

優良評価制度の評価基準に関して、現在と今後の取組について該当する事項に一つだけ○印を付し、基準に適合していても県の適合確認を受けていないと回答した場合は、その理由に○印（複数回答可）をしてください。

(参考) 評価制度の概要は別紙Aのとおりで、詳細は、ホームページ「三重の環境と森林」に掲載しています。  
[http://www.eco.pref.mie.jp/cycle/100080/sanpai\\_hyouka/index.htm](http://www.eco.pref.mie.jp/cycle/100080/sanpai_hyouka/index.htm)

現在の取組		該当事項
基準適合	評価基準に適合し、本県の適合確認を受けている ※適合確認後に、県ホームページに掲載されます。	
	評価基準に適合しているが、本県の適合確認は受けていない	
	(その理由)	
	適合確認を受けるメリットがない	
	排出事業者からのニーズがない	
適合確認の手続が面倒である		
適合確認申請のタイミングがなかった ※本県では、産業廃棄物処理処 分業の許可更新手続時に限って本適合確認申請を受け付けています。 (その他の理由があれば具体的に記載して下さい)		
それ以外	評価基準の適合に向け検討している	
	評価基準の適合について考えていない	
	分からない(評価制度を知らない)	

今後の取組		該当事項
基準適合	評価基準に適合し、本県の適合確認を受けていく	
	評価基準に適合しているが、本県の適合確認は受けない	
	(その理由)	
	適合確認を受けるメリットがない	
	排出事業者からのニーズがない	
適合確認の手続が面倒である		
(その他の理由があれば具体的に記載して下さい)		
それ以外	評価基準の適合に向け検討していく	
	評価基準の適合について考えていない	
	分からない	

### 3 産業廃棄物の処理等に関する地球温暖化対策の取組

#### (1) 現在の取組内容

該当する事項に、各々、一つだけ○印を付し、その他の取組がある場合は具体的に記載して下さい。(貴社の業務内容で、関係が無い項目には、「該当無し」に○印を付してください。)

項目	該当無し	地球温暖化対策への取組		
		取り組んでいる	やや取り組んでいる	取り組んでいない
運搬	発生する廃棄物の効率的な運搬頻度の設定			
	収集運搬車のエコ運転と車輛のこまめな点検			
処理	効率的・効果的な中間処理による運転作業の効率化と処理残さ量の抑制			
	発生する廃棄物を焼却処理する場合での、熱回収の実施			
	発生する廃棄物を焼却処理する場合での、熱回収を行う焼却処理業者への委託			
(その他の関係する取組があれば記載して下さい)				

#### (2) 今後の取組方向

該当する事項に、各々、一つだけ○印を付し、その他の取組がある場合は具体的に記載して下さい。(貴企業・事業所の業務内容で、関係が無い項目には、空欄にしてください。)

項目	取り組んでいきたい	今後の取組		
		出来れば取り組んでいきたい	取り組まない	分からない
運搬	発生する廃棄物の効率的な運搬頻度の設定			
	収集運搬車のエコ運転と車輛のこまめな点検			
処理	効率的・効果的な中間処理による運転作業の効率化と処理残さ量の抑制			
	発生する廃棄物を焼却処理する場合での、熱回収の実施			
	発生する廃棄物を焼却処理する場合での、熱回収を行う焼却処理業者への委託			
(その他の関係する今後の取組があれば記載して下さい)				

#### 4 災害、事故等に備えた措置

現状の取組内容と今後の取組方向について該当する事項に、全て○印を付し、その他の措置がある場合は具体的に記載して下さい。

災害、事故等に備えた措置	現在の取組	今後の取組
廃棄物が飛散・流出しないような防止の策		
関係する計画やマニュアルの策定		
措置内容の検討		
(その他の措置があれば記載して下さい)		
現在の取組		
今後の取組		

#### 5 三重県の廃棄物関連施策

今後、県が行うべき廃棄物施策と思われる事項に、各々、○印を付してください。

		行うべき	やや行うべき	行うべきでない	分からない
政策	事業所毎の廃棄物管理計画の策定推進				
	事業所毎の廃棄物処理に関する自主公開の推進				
	優良な産業廃棄物処理業者の支援と育成				
	リサイクルや適正処理に関する啓発の推進				
処理施設	環境に配慮した高度な処理施設の整備促進				
	公共関与の廃棄物処理施設の整備促進				
指導対応	廃棄物処理施設への立入による必要な指導				
	不法投棄に対する監視強化と厳罰化				
	不適正処理事案の県代執行による環境改善				
	廃棄物の適正処理に関する環境技術指導				

産業廃棄物税により、県が実施する必要があると思われる事業に○印（複数回答可）を付し、その他の事業があれば具体的に記載してください。

(参考)

産業廃棄物税制度とは、三重県内の産業廃棄物の最終処分場や中間処理施設に産業廃棄物を搬入する事業者の皆様に、産業廃棄物税を納めていただく制度（年間1,000 t以上の事業所が対象）です。

なお、産業廃棄物税は、産業廃棄物関連施策に要する費用として活用（例：排出事業者への補助金制度の概要は、別紙Bのとおり）しています。

項目	該当事項
産業廃棄物の発生抑制やリサイクル技術の開発に対する補助金	
企業の産業廃棄物の発生や処理について、インターネットで情報を交換できるような環境整備	
県内産業や県内工事で発生する廃棄物のリサイクルや処理技術の研究開発	
県内産業や県内工事で発生する廃棄物のリサイクルや処理技術について、県内企業との共同研究	
産業廃棄物の焼却施設や最終処分場の周辺を住み良く整備する事業	
再生資源の購入費用に対する補助金	
県内の不法投棄対策	
(その他の事業があれば具体的に記載してください)	

三重県の産業廃棄物に関する施策についてご意見がありましたら、ご記入ください。

最後に貴企業・事業所の所在市町名を記載してください。

所在市町名 \_\_\_\_\_

以上でアンケートはおしまいです。ご協力ありがとうございました。